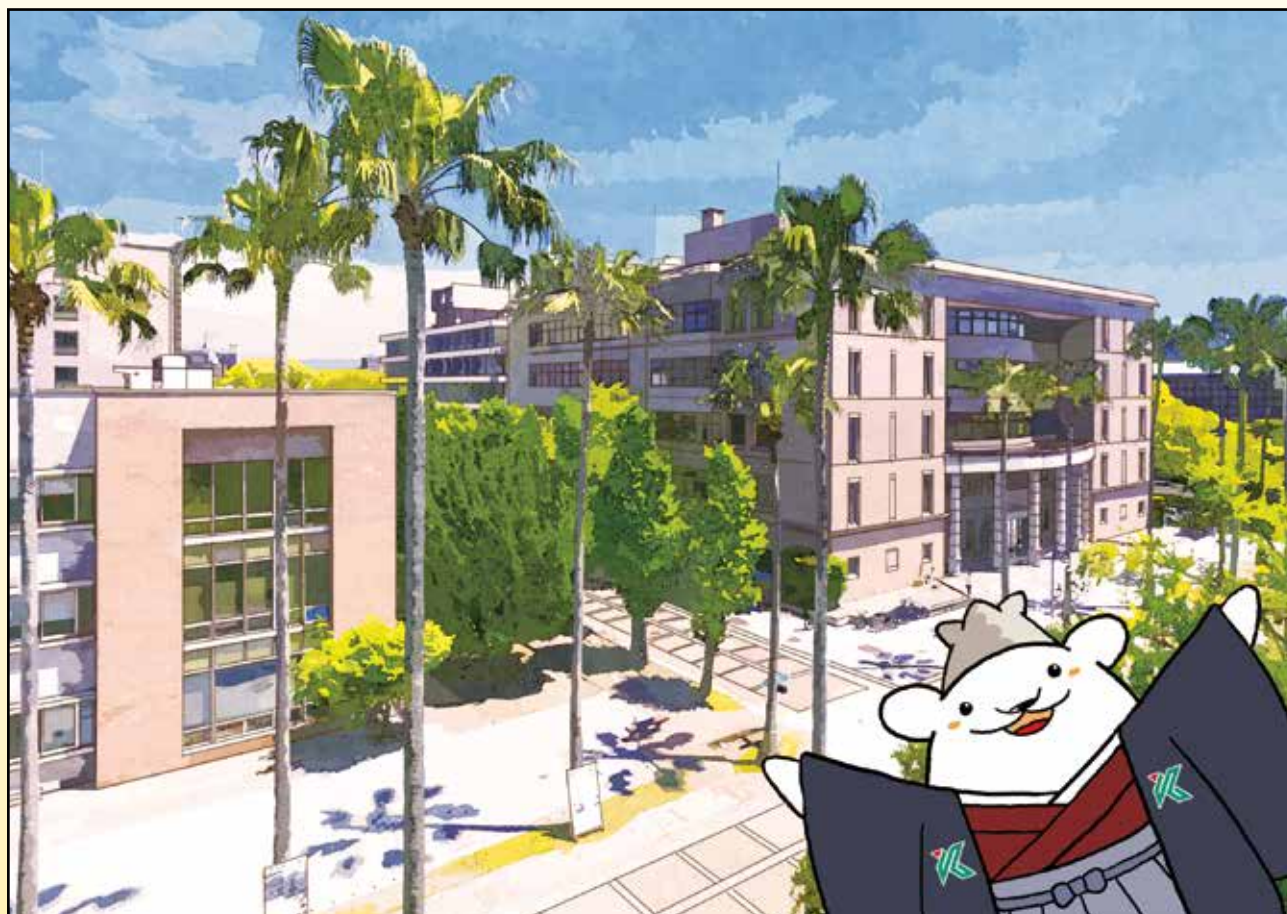


2021

| 学 | 生 | 便 | 覧 |

K A G O S H I M A U N I V E R S I T Y
H A N D B O O K F O R S T U D E N T S



 鹿児島大学

鹿児島大学学章



創立50周年を記念して制定された。

KAGOSHIMAの頭文字「K」をデザインしたものである。

今、まさに飛び立とうとしている姿を「鳳^{おおとり}」の形にデザインし、歴史と伝統に輝く鹿児島大学の
キャンパスを巣立つ卒業生が世界の舞台を翔^{かけ}ようとしている姿をシンボル化したものである。

鹿児島大学憲章

鹿児島大学は、日本列島の南に位置し、アジアの諸地域に開かれ、海と火山と島々からなる豊かな自然環境に恵まれた地にある。この地は、我が国の変革と近代化を推進する過程で、多くの困難に果敢に挑戦する人材を育成してきた。このような地理的特性と教育的伝統を踏まえ、鹿児島大学は、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす。

教 育

鹿児島大学は、学生の潜在能力の発見と適性の開花に努め、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした進取の気風を養う。

鹿児島大学は、真理を愛し、高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する。

研 究

鹿児島大学は、個々の研究を重視するとともに、種々の学問分野における優れた研究者の連携により、21世紀を先導する研究者を育成する。

鹿児島大学は、地域の要請に応える研究を展開するとともに、普遍性を求める研究活動を推進し、世界水準の研究拠点をめざす。

社会貢献

鹿児島大学は、南九州を中心とする地域の産業の振興、医療と福祉の充実、環境の保全、教育・文化の向上など、地域社会の発展と活性化に貢献する。

鹿児島大学は、アジアや太平洋諸国との連携を深め、研究者や学生の双方向交流および国際共同研究・教育を推進し、人類の福祉、世界平和の維持、地域環境の保全に貢献する。

大学運営

鹿児島大学は、学長のリーダーシップのもと、全構成員が運営に責任をもって参画することにより、教育研究環境の充実を図る。

鹿児島大学は、大学の自治を礎とし、常に自己点検・評価を行うとともに、外部からの意見を積極的に反映させ、透明性の高い公正な大学運営を行うことにより、社会への責任を果たす。

平成19年11月15日 制定

鹿児島大学学生憲章

私たちは、鹿児島大学の学生であることを誇りとし、学ぶことのできる環境に感謝し、桜島のように気高く、時には激しさを持ち、自らを磨き、未来を拓いていきます。

1. 私たちは、我が国の変革と近代化を推進した先人達の「進取の精神」を継承し、困難な課題にも果敢に挑戦し、強い意志と柔軟な心を持って自己実現を図ります。
2. 私たちは、幅広い教養を身につけ、高度で専門的な知識・技能を修得し、地球的視野を持って活躍する人間になることを目指します。
3. 私たちは、サークル活動などの課外活動に積極的に参加し、仲間との友情を育み、思いやり深く魅力溢れる人間になります。
4. 私たちは、地域社会との関わりの中で、一人の人間として責任ある行動を心がけ、社会に貢献できるよう全力を尽くします。

平成22年11月15日制定

鹿児島大学教育目標

前文

鹿児島大学は、進取の気風にあふれる総合大学として、学生の潜在能力の発見と適性の開花に努め、自主自律と進取の精神を有する人材の育成を目指す。そのために次の教育目標を掲げる。

1. 幅広い教養と高度な専門的知識・技能を身につけ、諸課題を発見・探究・解決する能力を育む。
2. 豊かな人間性と倫理観を身につけ、向上心をもって自ら困難に立ちむかう態度を養う。
3. 地域における活動に積極的に関わり、社会の発展に貢献できる行動力を養う。
4. グローバルな視野をもち、国際社会の発展に貢献できる実践的な能力を育む。

平成23年12月15日制定

鹿児島大学生涯学習憲章

鹿児島大学は、大学憲章の理念に沿って、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざしており、大学と地域をつなぐ営みとして生涯学習を推進します。

鹿児島大学は、古来より海上交通の要衝として多彩な文化を集積し、世界で固有の多様な自然と共生してきた地域に学び、成熟社会における新たな社会像、地域像、大学像を獲得できる生涯学習に全学で取り組みます。

地域のもつ知は大学及び大学人に新たな知的発見をもたらす宝庫であり、知的拠点としての鹿児島大学がめざす生涯学習とは、地域に生きる人びとと大学人がともに学び教え合う関係から知の循環を促し相互に成長していくことです。

鹿児島大学は、全構成員が生涯学習の理念を共有し、地域と世界を結ぶ視野をもって、生涯学習を組織的に実践するために、次の方針を掲げます。

1. 青年期の教育とともに、成人を対象とした教育に取り組み、生涯にわたる学習の機会を提供します。
2. 地域の発展の基礎となる多様な教育機会を用意し、激動の時代を生きる地域の人びとが、ともに支え合い、暮らしていくことに貢献します。
3. 大学の専門知と科学知が、地域の生活や経験と向きあうことを大切にします。そのことを通じて学問を鍛え直し、新しい社会を展望できる知を創造し、広く地域に還元していきます。
4. 鹿児島大学学生憲章の実現に向けて、学びの主体性を支え、進取の精神を養い、課題解決能力や実践力を育むため、学生が大学で修める学問を基礎に、地域とともに成長できる機会を保障します。
5. 柔軟で闊達な組織づくりに努め、大学と地域の相互理解を深める機会を創出し、生涯学習の推進を地域とともに発展する大学づくりの柱と位置づけます。

※「進取の精神」とは、自ら困難に果敢に立ち向かう態度です。

平成25年9月19日制定

鹿児島大学男女共同参画基本理念

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題であると位置づけています。男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。この実現には、教育・研究の場であるとともに、就業の場である大学の果たすべき役割・社会的責任が極めて大きいものと考えます。

鹿児島大学は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会実現の意義と責任を認識しつつ、21世紀の総合大学に期待される使命を自覚し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざし、以下の基本理念の下、男女共同参画を積極的に推進します。

〈基本理念〉

鹿児島大学は、大学憲章の精神に則り、教育・研究機関として男女共同参画のもとに社会貢献を続けることができる人材を育成・支援し、個々を尊重するとともに、一人ひとりがあらゆる場面において個性と能力を発揮できる大学を実現します。

「一人ひとりが伸びやかに 自分らしく輝くために」

〈行動指針〉

- 1 男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業の場の確立および大学運営における意志決定過程への女性の参画を拡大します。
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視した施策を推進するための環境を整備します。
- 3 女性の能力開発・能力発揮（エンパワーメント）を支援するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、女性キャリアガイダンスの充実、再チャレンジ支援などを行います。
- 4 男女共同参画に資する教育・研究、広報・啓発活動を、地域（地方自治体、教育機関、医師会、企業、NPO等）と連携して積極的に推進します。

平成22年1月21日制定
教育研究評議会決定

学 長 あ い さ つ



学 長
佐 野 輝

鹿児島大学へ入学おめでとうございます。ここに、令和3年度学生便覧をお届けします。この便覧中には、本学で学生生活を送る上で必要な情報が掲載されています。充実した学生生活を経験するための必読の冊子です。

一昨年開学70周年を迎えた鹿児島大学は、現在、9学部9大学院研究科からなり、約11,000名（大学院生を含む）の学生とともに教員約1,100名、職員約1,500名を擁し、1773（安永2）年に創設された藩学造士館の教育的伝統である「進取の気風」を継承し、自ら困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を有する人材を育成するとともに、地域と社会の発展に貢献する知の拠点として「南九州から世界に羽ばたくグローバル教育研究拠点・鹿児島大学」を目指しております。

鹿児島大学は、学生部、図書館、保健管理センター、学習交流プラザなどの学生支援体制を備えており、学生の皆さんの本学での学問の修得と人格の陶冶を支援しています。

平成22年11月15日の第61回開学記念日に、鹿児島大学の学生としての行動指針や規範となる「鹿児島大学学生憲章」を学生自らが作り上げ、制定されました。「私たちは、鹿児島大学の学生であることを誇りとし、学ぶことのできる環境に感謝し、桜島のように気高く、時には厳しさを持ち、自らを磨き、未来を拓いていく」ことを前文に謳い、「進取の精神の継承、幅広い教養と専門的な知識・技能の習得、友情と思いやり、社会への貢献」を宣言しています。

学生の皆さんには、この学生憲章を高々と掲げ、力強く実践していただきたいと思います。そして、高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、地域および国際社会で活躍する若者に成長されることを期待しています。また、自らの可能性を信じ、高い志をもって大学生生活を謳歌してほしいと願っております。

ようこそ鹿児島大学へ



理事（教育担当）

武隈 晃

令和3年度新入学の皆さん、ご入学おめでとうございます。それぞれの思いや志をもって進学されたことと思います。鹿児島大学によろこそ。

藩学造士館、第七高等学校造士館などをオリジンとする鹿児島大学は昭和24(1949)年に新制大学として発足し、一昨年七十周年を迎えました。鹿児島大学は「進取の精神」の涵養を教育目標に掲げ、アカデミアにおける教育研究に当たっています。

鹿児島大学「進取の気風広場」には稲盛名誉博士の像があります。鹿児島大学工学部を昭和30(1955)年に卒業、昭和34(1959)年、京都に今や世界的企業となった京セラを創業、昭和59(1984)年には現在のKDDIの母体となったDDIを創業、同年、現在世界に名立たる国際賞の「京都賞」を創設、平成22(2010)年には政府の要請により、日本航空(JAL)の会長に就任、2年余りの期間で再上場、再建を果たした鹿児島大学の誇る大先輩です。名誉博士の銘文にはこう刻まれています。

どんな逆境に遭遇しようとも	No matter how difficult the adversity,
どれほど厳しい環境に置かれようとも	No matter how severe the environment,
挫けることなく	If you never give up,
常に明るい希望を持ち	Always remain hopeful and positive, and
地道な努力を一步一步たゆまず続けていくならば	Continuously accumulate steady efforts
自分が思い描いた夢は	every day,
必ず実現する	Your dreams will surely come true.

鹿児島大学はこうした進取の精神を有する有為の人財を輩出します。そのため、一つには地域に貢献する大学として、「地域人材育成プラットホーム」など地域の要請に応えうる専門職業人の育成を具現するカリキュラムおよび教育環境を整えています。二つにはグローバル人材の育成と大学教育研究のグローバル展開を加速しています。「進取の精神グローバル人材育成プログラム」P-SEG、英国UCL 稲盛留学生、大学の世界展開力強化事業などに加え、日本版の大学スポーツ協会UNIVASに加盟しています。

新入生の皆さん、どうかこうした教育環境を自ら活かし、4年(6年)間の実り多き学生生活を送ってください。私たちは皆さんのその道のりを、全力を上げて支えていきます。

この学生便覧は、その道標になるよう編纂されています。どうか末永く活用してください。

この学生便覧は、学生生活を送るうえで必要な事項や諸手続を掲載しています。常に手もとにおき、十分に活用してください。

目次

1 学生生活と担当窓口

学生生活と担当窓口	2
(1)主な担当窓口	2
事務配置図	3
学生生活に関わる組織	4
(2)学生何でも相談室について	5
(3)ハラスメント対策	6
(4)アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント	6
(5)個人情報の取扱いについて	7
(6)敷地内全面禁煙について	7
(7)社会のルール等	7
(8)薬物乱用について	7
(9)飲酒について	8
(10)インターネットの利用等について	8
(11)ひろがれボランティアの輪	8
(12)学務 WEB システムについて	9
(13)自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取扱いについて	9

2 単位互換制度について 12

3 諸願・届の手続

(1)諸願・届及び注意事項	16
学生の身分異動等	16
証明書の交付	16
学生への連絡事項等	17
その他注意事項	18
※20歳以上の学生の 国民年金への加入について	19
(2)授業料・寄宿料の納入	19
(3)入学料の免除・徴収猶予及び授業料の免除	20

4 Q & A

22

5 奨学金等

(1)奨学金制度	32
日本学生支援機構	32
鹿児島大学離島高等学校出身者支援スタートアップ奨学金	36
地方公共団体及び民間団体の奨学金	36
(2)学生寮	36
(3)下宿・アパート等	38

6 キャリア・就職

キャリア・就職	40
(1)令和元年度卒業者の就職状況	40
(2)海音寺潮五郎記念東京学生宿泊施設	42

7 保険制度

(1)学生教育研究災害傷害保険	44
(2)学研災付帯賠償責任保険	46
(3)スポーツ安全保険	47
(4)その他の保険（総合保険）	48

8 福利厚生

(1)鹿児島大学生生活協同組合店舗等一覧	50
(2)理髪店	52
(3)ATMコーナー	52

9 国際交流

(1)学生の海外留学について	54
(2)外国の大学との学術交流状況	55
(3)国際交流会館	59
(4)外国人留学生の受入れ状況	60

10 課外活動

課外活動	62
(1)諸手続について	63
団体の結成	63
団体の規約・出願事項の変更	63
集会又は行事・遠征等の開催について	63
印刷物等の配布について	64
(2)課外活動用具等の貸出	64
(3)サークル(部・同好会)一覧	65
(4)課外活動等施設	69
大学会館	69
学生サークル会館Ⅰ・Ⅱ	70
建物使用サークル	71
体育施設	71
(5)九州地区国立大学共同研修施設	72
(6)独立行政法人国立青少年教育振興機構	
国立青少年交流の家・国立青少年自然の家一覧	72
(7)ユースホステル	74

11 学習交流プラザ

(1)施設名及び用途	76
(2)使用時間及び休館日	77
(3)使用手続	77

12 稲盛記念館

(1)施設名及び用途	80
(2)開館時間及び休館日	80

13 学内交通規制及び交通事故防止

(1)交通規制について	84
郡元地区の交通規制	84
桜ヶ丘地区の交通規制	85
下荒田地区の交通規制	86
(2)交通事故の防止	86

14 共通教育センター(共通教育) 88

15 附属図書館 94

16 学術情報基盤センター 100

17 保健管理センター・障害学生支援センター

保健管理センター	104
(1)定期健康診断	105
(2)日常の一般診療	105
(3)感染症予防及び感染症申請webシステムについて	106
(4)こころの健康相談	106
障害学生支援センター	108

18 鹿児島大学の概要

(1)沿革	110
(2)学部等紹介	117

19 学則・諸規則・関係法規

1. 鹿児島大学学則外	130
-------------	-----

20 付録

所在地一覧	233
鹿児島大学沿革概要図	234
鹿児島大学組織図	236
鹿児島大学配置図	238
バリアフリーマップ	242
鹿児島大学位置図	245
鹿児島大学創立三十周年記念歌曲外	246

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

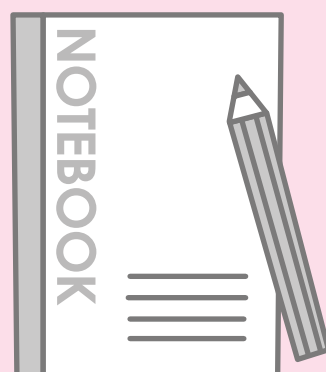
17

18

19

20

01 学生生活と担当窓口



1 学生生活と担当窓口

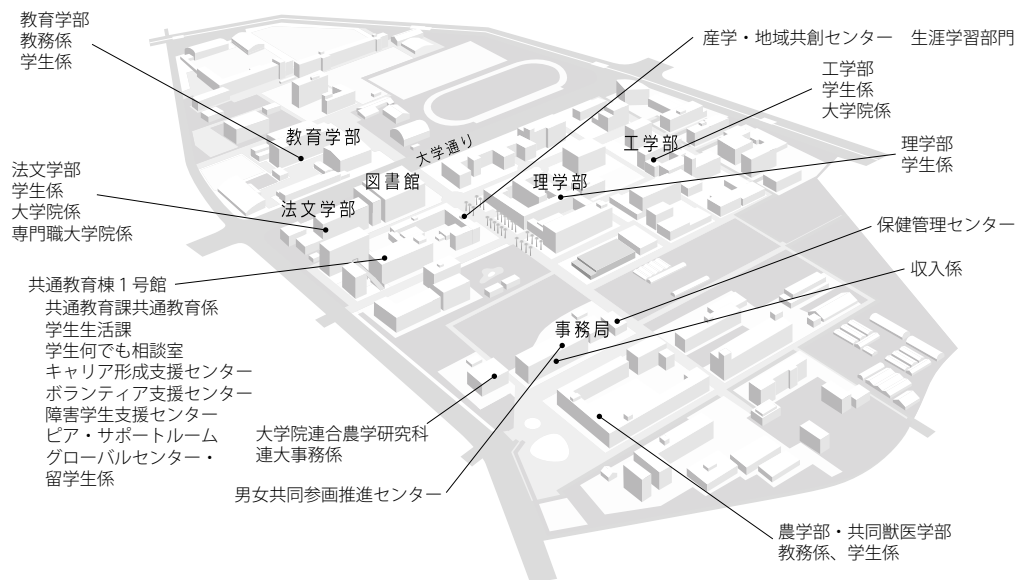
(1)主な担当窓口

鹿児島大学では、学生の修学・学資・健康・課外活動等、学生生活全般にわたる助言・援助を行っています。学生の皆さんが、有意義な学生生活を送るためには、大学の組織とその窓口となる係等を良く知ることが大切です。ここでは、皆さんの学生生活に密接に関わる担当窓口を紹介します。詳細については、直接担当窓口でお聞きください。

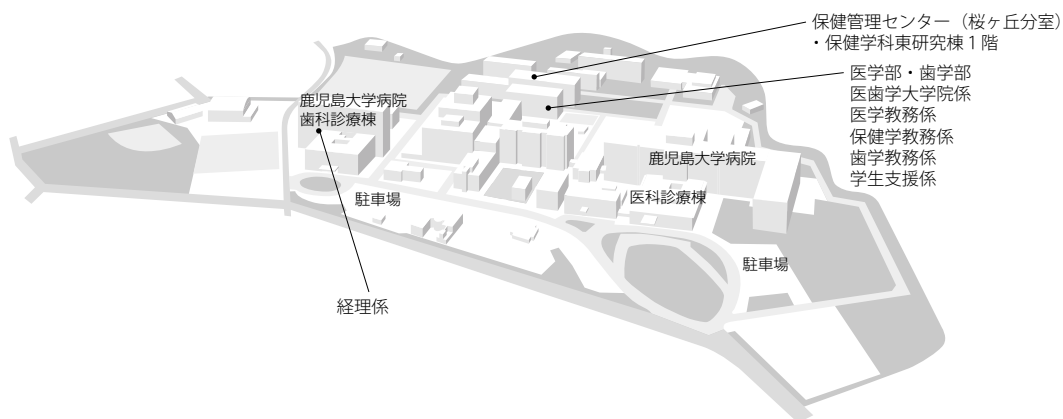
事 項	担当窓口
修学上の相談（オリエンテーション、履修申請、試験・成績発表、既修得単位の申請・認定） 学生カード等の提出、学生証の発行 欠席届 諸証明書・入構許可証の申込み	共通教育課共通教育係 所属学部・研究科の教務又は学生担当係
休学願、退学願、復学願、転学願	所属学部・研究科の教務又は学生担当係
授業料・寄宿料納入についての問い合わせ	経理課収入係、医歯学総合研究科経理係
入学料免除・徴収猶予、授業料免除	学生生活課経済支援係
奨学金	学生生活課経済支援係
課外活動施設の利用願、団体結成願、課外活動に関する相談	学生生活課学生企画係
スポーツ安全保険申込み	学生生活課学生企画係
学生定期健康診断、診察・応急処置、こころの健康相談	保健管理センター
学生寮への入寮・退寮の申込み	学生生活課学生企画係
学生生活上の悩みに対する相談	学生何でも相談室 所属学部・研究科の教務又は学生担当係
キャリア・就職やインターンシップに関する情報提供・相談	キャリア形成支援センター
ボランティア活動	ボランティア支援センター
海外留学に関する情報提供 留学生の在学中の諸相談	国際事業課留学生係
国際交流会館への入居・退去の申込み	国際事業課留学生係
男女共同参画に関する問い合わせ	男女共同参画推進センター

■ 事務配置図

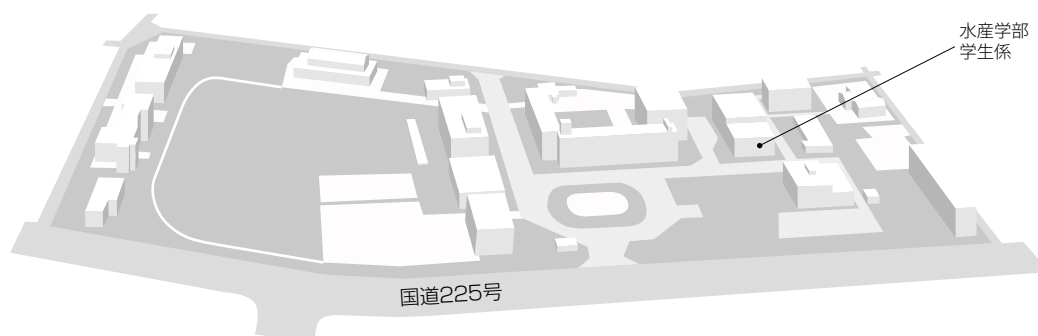
郡元キャンパス



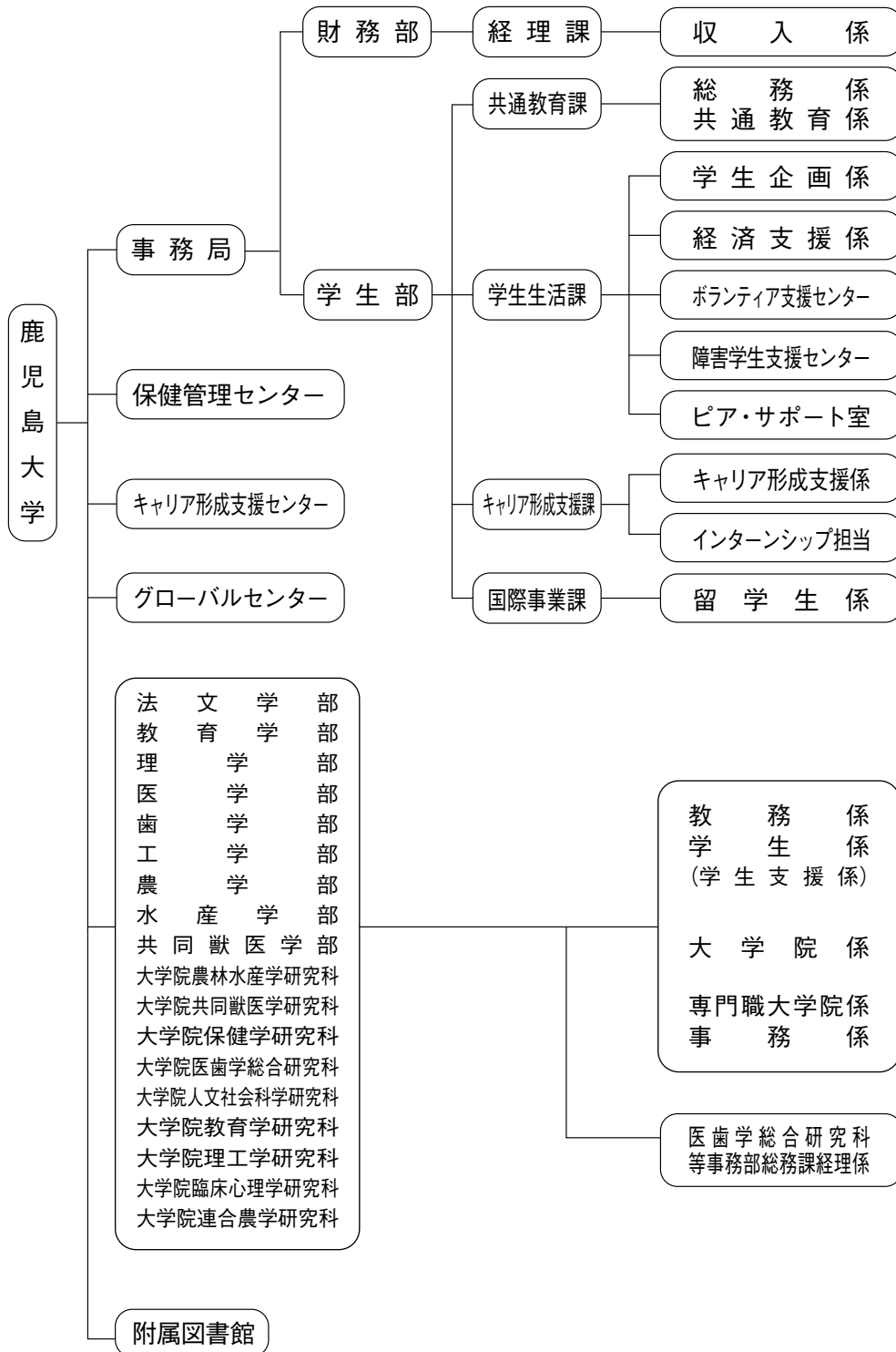
桜ヶ丘キャンパス



下荒田キャンパス



学生生活に関わる組織



(2)学生何でも相談室について

学生の皆さん 保護者の方へ

学生生活で何か困っていること、悩んでいることありませんか？

皆さんのあらゆる悩みや迷いに対する相談窓口として、「学生何でも相談室（共通教育棟1号館2階）」があります。学生生活課の職員が皆さんの話を聞き、相談内容によっては、相談員（各学部の教員）及び相談室長（教育担当理事）、また、保健管理センターと連携しながら対応します。

一人で悩むより、よりよい解決策が見つかるかもしれません。相談内容については、秘密を厳守します。

相談時間 午前8時30分から午後5時まで

（土・日曜日・祝日及び年末年始は休みです。）

相談方法 ・直接相談

「学生何でも相談室」に、お越しください。相談員がお話を伺います。

必要に応じて、相談員の教員と調整を行います。

・電話での相談

099-285-7311 及び下表電話番号

・Eメールでの相談

アドレス：soudan@kuas.kagoshima-u.ac.jp 及び下表メールアドレス

・手紙での相談

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21-30

鹿児島大学学生部学生生活課「学生何でも相談室」宛

「学生何でも相談室」

室長（教育担当理事） 武隈 晃

相談員名簿

令和3年4月1日現在

学 部	氏 名	電話番号	メールアドレス
法文学部	齋藤 善人	285-3526	saito@leh.kagoshima-u.ac.jp
教育学部	竹内 宏	285-8894	takeutih@edu.kagoshima-u.ac.jp
理学部	児玉谷 仁	285-8108	kodama@sci.kagoshima-u.ac.jp
医学部	大石 充	275-5316	ohishi@m2.kufm.kagoshima-u.ac.jp
歯学部	後藤 哲哉	275-6100	tgoto@dent.kagoshima-u.ac.jp
工学部	塩屋 晋一	285-8299	shin@aae.kagoshima-u.ac.jp
農学部	豊 智行	285-8627	yutaka@agri.kagoshima-u.ac.jp
水産学部	久賀みず保	286-4271	kuga@fish.kagoshima-u.ac.jp
共同獣医学部	中馬 猛久	285-8734	chuma@vet.kagoshima-u.ac.jp
学生部学生生活課		285-7311	soudan@kuas.kagoshima-u.ac.jp

(3)ハラスメント対策

○ハラスメントとは？

1. セクシュアル・ハラスメント

相手が望まない、不快にさせる性的な言動をいいます。

2. パワー・ハラスメント

学内の教育研究の場や同一団体等において、その構成上の地位や権力を利用して、嫌がらせ又は人権や尊厳を踏みにじる等の言動をいいます。

3. アカデミック・ハラスメント

学内の教育研究の場における権力を利用して、教育指導や研究活動に関する妨害や嫌がらせ等の言動をいいます。

良好な修学環境を確保するために、大学の一員として、ハラスメントの被害者や加害者を出さないように、周囲に対する気配りをし、お互いに注意をするなど、必要な行動をとるようにしましょう。

○ハラスメントの被害を深刻にしないために望まれることは？

1. ハラスメントは、ハラスメント行為を無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されません。嫌なことは相手に対して、明確に意思表示をすることが望まれます。

2. 信頼できる人に相談してみましょう。

一人で我慢しないで、まず、身近な人に相談することが大切です。

3. 相談窓口

各学部の相談員や教務係又は学生係（学生支援係）で相談に応じています。なお、「ハラスメント相談員」は、各学部等の掲示板・パンフレットに掲載しています。

また、「学生何でも相談室」でも専属の相談員が対応しますので、安心して相談してください。

(4)アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

1. アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう
2. バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則
3. アルバイトでも、残業手当があります
4. アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
5. アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
6. アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
7. 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

詳しくは、厚生労働省ホームページ <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/> を参照してください。

○鹿児島労働局総合労働相談コーナー（鹿児島労働局総務部企画室内）

鹿児島市山下町13-21 099-223-8239

○鹿児島総合労働相談コーナー（鹿児島労働基準監督署内）

鹿児島市薬師1-6-3 099-214-9175

(5)個人情報の取扱いについて

学生・保護者等の皆さんから、入学時や入学後に取得する氏名、住所、学籍情報等の個人情報は、在籍管理や修学指導、その他、各種証明書の発行等に利用しており、本学は、保有個人情報の漏えいや滅失などが生じないように、適切な保護管理に努めています。

また、本学では、本学関連団体（学友会、同窓会、後援会）から、保有個人情報の提供依頼があったときは、提供の必要性を認め、かつ、学生・保護者等の皆さまから、同意を得られた場合に限り、安全確保の措置を講じた上で、提供することとしています。

上記以外については、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

その他、本学の個人情報の取扱いに関する規則等については、鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hogo.html>）を参照してください。

なお、保有個人情報の訂正又は保有個人情報の取扱いについての相談等がありましたら、所属する学部等の教務係又は学生係（学生支援係）へ連絡してください。

(6)敷地内全面禁煙について

鹿児島大学では、喫煙者を含む全ての大学構成員の健康増進及び近隣地域住民の健康を考え、三次喫煙を含む受動喫煙の被害者を無くするという理念のもとに、全ての大学施設において、敷地内全面禁煙を令和2年1月1日から実施しています。

(7)社会のルール等

最近、本学学生が性的犯罪や万引き等により逮捕されるなど、学生の不幸事が連続して発生しています。これらの犯罪行為は、被害者やその家族はもとより、みなさんの今後の大学生活やこれからの人生にも大きな影響を及ぼします。

また、犯罪行為等を行った場合は、法に基づき処罰されるだけでなく、大学としても厳しく処分を行います。

法令を遵守し、他人に迷惑を掛けることのないよう、本学の学生としての社会的責任を自覚し、日々行動するようにしてください。

(8)薬物乱用について

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

薬物には、覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグなど多種多様なものがあります。薬物乱用の最大の恐ろしさは依存形成にあり、一度薬物依存症になってしまった脳は、元の状態に戻らないと考えられています。

「一度くらい大丈夫」、「興味本位で」という軽い考えでインターネット等で購入し逮捕されたり、薬物依存症になり一生治療を続けなければならない人もたくさんいます。「やせられる」、「頭がすっきりする」、「楽しい気持ちになる」などの甘い言葉には、絶対にのらないようにしましょう。

また、大学としても、懲戒退学を含め、厳しく処分します。

(9)飲酒について

最近、全国の大学において、サークルのコンパや大学祭等で、無謀な飲酒行為による学生の死亡事故や、急性アルコール中毒により、救急車で病院に運ばれて一命を取り留めたというケースが、多発しています。

多量の飲酒により重大な事件・事故を招くことのないよう、節度ある飲酒を心掛けてください。

①未成年者（20才未満）の飲酒は違法であり厳禁です。

大学構内では、未成年者を含むグループ・団体での飲酒は禁止されています。

これは、未成年者にはジュースなどを提供すれば大学構内で飲酒をしてもいいということではありません。大学構内では未成年者が含まれる場合の飲酒は禁止ですので、厳守してください。

②イッキ飲みは絶対にしない・させないこと。

③先輩や友人からのアルコールの強要・無理強いは毅然として断りましょう。

強要すると「アルコール・ハラスメント」に該当します。

〔アルコールの飲めない体質の人もいることを認識しておくこと。〕

④飲酒運転は絶対にしないこと。また、お酒を飲んでいる人の車に同乗したり、車を運転する可能性のある人への酒類の提供や飲酒している人に車両を提供した場合でも罰せられます。

☆大学構内には、「共通教育掲示板付近」、「植物園」、「附属図書館玄関前」など、飲酒禁止場所があります。なお、これ以外の場所においても飲酒を慎み、教育研究の学府となるよう心掛けましょう。

(10)インターネットの利用等について

近年の情報化社会の進展に伴い、ファイル共有ソフト、フィッシング詐欺、USB 紛失などによる個人情報の流出（漏洩）や、ネットオークション、ネット上の掲示板でのトラブルなどが多数発生しています。不注意な行動により、被害にあうだけでなく加害者となる危険性もあります。社会的責任を自覚し、法令等やモラルに則った行動をとりましょう。

(11)ひろがれボランティアの輪

平成7年の阪神・淡路大震災、さらには、平成16年の新潟県中越地震におけるボランティアの活躍は、人々に大きな感動を与え、これを契機に、ボランティアに対する人々の評価は大きく変わりました。一部の人の特別な奉仕作業という認識から、ともに生き、学び、育ち、暮らしていくために「何かをしたい！」という、人が誰でも持っている優しさや思いやりから生まれる自主的な活動として、ボランティア活動が広く行われるようになりました。

平成23年3月11日に発生した未曾有の東日本大震災では、国内外から被災した東北地方各地への支援の輪が広がり、多くのボランティアが復興地に集い、様々な支援活動により多くの人々に勇気と希望を与えたことはまだ記憶に新しいところです。このように、ボランティア活動は、私たちの周辺で確実に根つき、人と人との絆を深め、これからの豊かな社会作りの中で、よりいっそう大きな役割を占めると考えられます。

ボランティア活動は、社会福祉に限らず、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境問題などの幅広い活動を通じて、学業だけでは学べない多くのことを体験でき、自己形成の上で極めて重要です。

鹿児島大学においては、平成20年7月に「ボランティア支援センター」を設置しました。ボランティア支援センターでは、学生が様々なボランティアに参加し、地域社会との関わりの中で人間力を高め、社会に貢献できる魅力溢れる人材育成のための支援を行っています。

また、ボランティア支援センターでは学生のボランティア活動を推奨するためボランティア登録を呼びかけ、様々なボランティア募集情報を伝え、学生が積極的にボランティア活動に参加出来るよう環境を整えています。

—— ボランティア支援センター ——

電 話 099-285-3147 ファックス 099-285-3144
ボランティア支援センターホームページ <http://www.kagoshima-u.ac.jp/volunt/>

(12)学務 WEB システムについて

1) システム概要

学生部が運用するポータルサイトで、学生は次のような場合に利用します。

- ①学生カード登録・変更（登録後に年1回（4月）及び住所、メールアドレス、保証人等が変わった場合には更新が必要）
- ②学生証再発行申請（学籍異動（転学部・改姓等）及び卒業（修了）延期時を除く）
- ③成績照会（成績通知、成績確認）
- ④履修受付確認
- ⑤掲示板（休講・補講情報、各種お知らせ）
- ⑥時間割一覧照会
- ⑦学生情報照会（奨学金、授業料免除等）

※③～⑥は各部局により運用が異なります。

2) アクセス方法及び学生カード登録・変更方法（携帯不可）

- ・鹿児島大学ホームページ→在学生→教育関係各種システム
(URL) <https://gakumuweb01.kuas.kagoshima-u.ac.jp/portal/>
- ・鹿児島大学学務系 portal サイト→学務 WEB システムにアクセス→鹿児島大学 ID・パスワードでログイン→WEB 申請→学生カード提出→必須項目をすべて入力→メール着信テスト→受信できたことを確認→登録→ログアウト→画面を閉じる
- ・登録したメールアドレスには、急な休講や呼び出しなどの重要な情報が届きます。

(13)自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取扱いについて

自然災害等に伴い警報が発令され、公共交通機関が運休した場合や不測の事態が生じた場合に、授業・学期末試験等が休講になることがあります。

次ページの「申合せ」を、授業等休講についての判断の目安にしてください。

なお、大学が休講措置を決定した場合は、ホームページなど、直ちに「申合せ」の3. 休講等措置の周知方法により周知しますので、十分注意して下さい。

自然災害等非常時における休講のお知らせ

鹿児島大学ホームページ→ニュース

(URL) <https://www.kagoshima-u.ac.jp>

自然災害等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せ

平成16年4月1日学長裁定
平成19年1月12日一部改定
平成22年10月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
令和元年7月9日一部改正

この申合せは、鹿児島県薩摩地方の自治体に避難勧告等が発令され又は防災気象情報が発表された場合及び不測の事態が生じた場合に、学生の安全確保を最優先とした対応を前提とした授業・学期末試験等（以下「授業等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1. 休講等措置の決定

- (1) 休講等の措置は、学長が指名する理事及び共通教育センター長が2に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、学部等は特別の事情がある場合には、学部長等の判断により休講等の措置を決定することができる。ただし、この場合には学長及び前号の理事に報告するものとする。

2. 授業等の取扱い

(1) 授業等開始前

午前6時30分の時点で、次のアからエまでのいずれかの状況が確認された場合は、午前中（1, 2時限目）の授業等を休講とする。ただし、午前11時時点で、アからエまでの状況が解除された場合には、午後（3時限目）から授業を行う。

ア 警戒レベル4における【避難指示（緊急）】以上が発令されている場合

イ 警戒レベル5相当の防災気象情報等が発表されている場合

ウ 警戒レベル3【避難準備・高齢者退避開始】又は警戒レベル4【避難勧告】が発令され、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

エ 警戒レベル3相当以上の防災気象情報等が発令され、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている（運休を含む。）場合

なお、午前11時時点で、アからエまでのいずれかの状況が継続している場合は、午後の授業等も休講とする。

(2) 授業等開始後

前号の判断基準に準じて、取り扱う。

(3) その他

前2号の取扱いにより、授業等が休講とならなかった場合でも、通学経路にかかわる地域で警戒レベル3以上の避難勧告等が発令され若しくは警戒レベル3相当以上の防災気象情報等が発表され、又は公共交通機関（鹿児島中央駅発着のJR、桜島フェリー又は垂水フェリー）の運休等が生じ、学生自身が完全確保の観点から登校しないことが適当と判断し、欠席等に至った場合には、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

（注）教育実習・病院実習・介護等体験実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

3. 休講等措置の周知方法

- (1) 学生部から各学部へ連絡し、各学部及び学生部は、学生に対して学務 web システム等により速やかに周知する。ただし、授業等時間中の場合は、担当教員を通じて周知する。
- (2) 当日の授業等担当教員（非常勤講師を含む。）に対しては、各学部及び学生部から電話等により速やかに周知する。
- (3) 学生部は、鹿児島大学のホームページに掲載する。
- (4) 前3号に定める方法により周知がない場合は、2の取扱いに基づき、各自で判断するものとする。

4. その他

- (1) 地震等不測の事態が生じた場合も、上記に準ずる。
- (2) 学長及び学長が指名する理事が必要と判断した場合には、1の(1)及び2の規定にかかわらず、休講等の措置等について決定し、実施することができる。

02 単位互換制度について



2 単位互換制度について

■鹿児島県内の他大学などとの単位互換制度について

1. 鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）「KRICEキャンパス鹿児島」
2. 鹿児島大学と放送大学との間における単位互換

1. 鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）「KRICEキャンパス鹿児島」（※①）

鹿児島県内の6大学、4短期大学及び1高等専門学校（※②）が提供している授業科目の中から、科目開設校（※③）で履修し修得すれば、鹿児島大学の単位として認定されます。どの科目を合計何科目・何単位まで受講できるかは、各自の所属する学部によって取扱いが異なりますので、所属学部の教務係（又は学生係）で確認してください。

※①「KRICE（クライス）」とは、Kagoshima（鹿児島）Regional（地域）Intercollegiate（大学間）Credit（単位）Exchange（互換）の頭文字をとった名称です。

※②参加大学等名：鹿児島大学・鹿屋体育大学・鹿児島国際大学・鹿児島純心女子大学・志学館大学・第一工業大学・鹿児島県立短期大学・鹿児島純心女子短期大学・鹿児島女子短期大学・第一幼児教育短期大学・鹿児島工業高等専門学校

※③授業科目を提供する大学など。

2. 鹿児島大学と放送大学との間における単位互換

この単位互換制度は、鹿児島大学及び放送大学で開講する授業科目を、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生が相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認める制度です。

時間に縛られずに本学にない内容の授業科目を履修したい、自分の専攻に深く関連する授業科目を履修したいなどの活用方法がありますので、積極的に利用してください。

本学の共通教育科目及び専門教育科目として履修できる授業科目の名称等は、別途周知します。

なお、放送大学の授業内容については、放送大学「授業科目前案内」又は放送大学のホームページ（<http://www.ouj.ac.jp/>）を参照してください。

（留意事項）

- ①放送大学が開講する授業科目の登録可能単位数等は、原則として、「鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）」の単位数の中に含めて合計したものになります。登録可能単位数等は各学部で異なりますので、所属学部の教務係（又は学生係）で確認してください。なお、共通教育科目のうち教養教育科目については、別途周知の一覧に記載された分野名称に従い、単位を認定します。
- ②教職免許取得のための必修科目については、法令上、放送大学での履修を本学での当該科目の履修に代えることはできません。
- ③学芸員資格取得に関する科目については、本学で開講される当該科目を履修できない場合限り、放送大学の当該科目を履修することができます。
- ④単位互換のための放送大学の入学料の徴収はありませんが、授業料は、放送大学学則に定める額とします。【令和2年度の場合：1科目（2単位）11,000円】

なお、共通教育センターが単位互換科目に指定した教養科目に関しては、学生 1 人当たり前・後期各 1 科目に限り、授業料が無料となります。

その他の詳細については、学生部教務課教務係・共通教育課共通教育係、所属学部の教務係（又は学生係）に問い合わせてください。

なお、上記の単位互換制度については、鹿児島大学ホームページ「単位互換制度（県内大学等・放送大学）」（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/education/gokan.html>）にも掲載しています。

03 諸願・届の手續



3 諸願・届の手續

大学は、多くの組織が一体となった小型の地域社会を形成していますが、その中には、一般社会同様、必要最小限のきまりがあります。

本書掲載の学則・学生規則・その他の規則をよく理解し、充実した大学生活を送ってください。

学生に関係の深い事項に関する諸願・届の手續等をあげておきますが、詳細については担当係で尋ねてください。

(1) 諸願・届及び注意事項

■ 学生の身分異動等

①学生カード

本学入学の際、学生カードの登録が必要となっていますので、学務 WEB システムから登録をしてください。

また、登録後、住所・メールアドレスや保証人等が変わった場合は速やかに学務 WEB システムから学生カードの変更登録も忘れずに行ってください。

②休学・退学・復学・留学・転学

休学・退学・復学・留学・転学をしようとする場合は、学則の定めるところにより、保証人連署のうえ、所定の書式で学長に願い出て許可を受けなければなりません。

③欠 席 届

連続3週間以上欠席するときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添付して届け出る必要があります。

④懲 戒

学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生は、学則に基づき定めた鹿児島大学学生懲戒規則により、学長が懲戒することになっています。

懲戒の種類は懲戒退学、停学及び訓告があります。学生懲戒の詳細については、本書掲載の鹿児島大学学生懲戒規則を参照してください。

⑤除 籍

授業料を納付しない学生及び入学科徴収猶予を受け、所定の期日までに入学科を納付しない学生は、除籍となり学生の身分を喪失します。

なお、当該授業料等未納期に修得した単位及び履修登録した授業科目については抹消されます。

■ 証明書の交付

①学生証

学生証は必ず携帯しなければなりません。

学生証を紛失すると悪用され各人が非常に困ることになりますので、取扱いには十分注意しましょう。万一、紛失又は破損したときは直ちに学務 WEB システムで再発行申請を行い、生協本部（中央食堂2階）又は生協桜ヶ丘店で購入（2,100円）してください。

②通学証明書

公共交通機関（電車・バス等）を利用して通学する場合で、通学定期券の購入に必要な「通学証明書」は、次の窓口で発行しています。

・2年前期（医学科・歯学科のみ1年後期）までは、共通教育課共通教育係

・2年後期（医学科・歯学科のみ2年前期）からは、所属する学部の学生担当係

※在籍期によって申請窓口が異なりますので、注意してください。

③証明書発行機

(1)発行内容

- ・在学証明書、卒業（修了）見込証明書、成績証明書、学割証、健康診断証明書（異常のないもののみ）、学生教育研究災害傷害保険証明書

(2)利用時間及び設置場所

キャンパス名	設置場所	利用時間
郡 元	大 学 会 館 1 階	9：00～18：00
	中央図書館 1 階	8：30～18：00
	教 育 学 部 第一講義棟 1 階	8：30～18：00
	農・獣医共通棟 1 階	8：30～17：15
下荒田	水 産 学 部 講義棟 1 階	8：30～18：00
桜ヶ丘	桜ヶ丘会館（生協） 2 階	8：30～18：00

※年末年始及び障害発生時は利用できません。

（休日利用）

※大学会館は土曜日のみ利用できます。

※中央図書館は土・日曜日、祝日は午前10時からの利用となります。

(3)利用方法

- ・証明書発行機のメニュー画面及び音声ガイダンスの指示に従い、学生証をかざし、暗証番号（初回のみ変更）及び各発行枚数を入力。

(4)その他

- ・障害発生時は利用できませんので、各所属部局の学生担当係に申し出てください。
- ・学生カード未登録、学生証不携帯や破損、有効期限切れの場合は利用できません。

その他の証明書は、各所属部局の学生担当係で発行しますので、直接窓口へ申し出てください。

④学割証

実習、見学、教育活動、就職試験、帰省等の目的で J R 各社の区間を片道100kmを超えて乗車する場合、1人当たり1年間（4月～翌年3月）10枚を限度として証明書発行機で学割証の交付を受けることができます。有効期限は3ヵ月です。学割証を使用する際は、学割証裏面の使用上の注意をよく読み、絶対に不正に使用しないでください。

なお、1人当たり1年間（4月～翌年3月）で10枚を超える場合は、学部等の担当窓口理由を付して申し出てください。

■ 学生への連絡事項等

①掲 示

連絡事項（呼び出し、教室変更、休講や試験日程の通知、その他）は掲示、メール又は両方で行います。

登校したら、必ず所定の掲示板を見るようにしてください。（都合により登校できない場合は、友人等を通じて掲示内容を把握するようにしてください。）

掲示の見忘れ、見落とし、誤読等があると、不利益を被る場合があります。

なお、掲示後7日を経過した場合は周知したものと見なします。掲示内容に対する疑問点は、直接関係窓口で確認してください。

②メール

連絡事項はメールで配信される場合もあります。重要な連絡をすぐに受け取れるよう、学務 WEB システムで必ずメールアドレスの登録を行ってください。急な休講や教室変更、緊急の呼び出しに対応できるよう、できるだけ携帯電話のメールアドレスを登録してください。

また、携帯電話でメールが受信できない場合は、「PC メールを受信」を可にして、かつ「ドメイン指定受信」の設定を行う必要があります。「kagoshima-u.ac.jp」というドメインから送信されるメールが受信できるよう、各自の携帯電話で設定してください。

また、次のことも確認してください。

- ・携帯側のフィルター設定（「強」になっている）
- ・携帯メールアドレス変更後、学務 WEB システムの「学生カード」で再登録していない。
- ・メールアドレスの入力ミス（@ が全角になっている他）
- ・メールアドレスに使用できない記号を使った。
（使用可能な記号：「.」ドット、「-」ハイフン、「_」アンダースコア）
- ・メールアドレスに記号を頭と最後（@ の前）に使った。
- ・メールアドレスに記号を2文字以上連続して使った。

③電 話

学内外からの学生個人に対する私的電話の呼び出しについては、緊急の場合を除いては取り扱いませんので、その旨家族等に周知してください。

④郵便物

サークルに対する郵便物は、サークル専用ケース（学生生活課カウンター前）に投函します。

⑤遺失物

遺失物の取扱いは、共通教育課共通教育係・各学部の教務係又は学生係（学生支援係）並びに大学会館1階事務室で行いますので、落としたと思われる学部等の担当係に問い合わせてください。

■ その他注意事項

①盗難防止について

学内で盗難が多数発生しています。現金や貴重品は身につけ、図書館、体育館、教室などに貴重品の入ったバッグなどを不用意に置かないようにしてください。またバイク・自転車には必ず施錠するよう心掛けてください。

盗難にあったときは、警察に届け出るとともに、所属する学部等の教務係又は学生係（学生支援係）に報告してください。

②学内の美化について

あちこちで空き缶等のゴミの投げ捨てや自転車の放置が見られ、キャンパス内がひどく汚れています。学内に設置してあるゴミ箱に、可燃物・産業廃棄物・缶とビン又は缶（ビンも含む）・ペットボトルに分けて捨ててください。

なお、学部等によってゴミ集積日を指定しているところもありますので注意してください。

③マルチ商法・ネズミ講に注意

マルチ商法やネズミ講は、全く姿を消したわけではありません。うまい話につられて損害を被ることのないよう十分気をつけましょう。

※皆さんに配布されている「学生生活安全ハンドブック」を参照してください。

20歳以上の学生の国民年金への加入について

公的年金の制度は、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、次のような場合に年金を受け取ることができます。

- ①年をとったとき（老齢基礎年金）
- ②病気やケガで障害が残ったとき（障害基礎年金）
- ③家族の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）

ただし、必要な手続きを行わず保険料を未納のまま放置すると、これらの年金が受け取れなくなる場合があります。

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、居住地の市町村役所（場）または近くの年金事務所に提出すると、後日「年金手帳」が届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要なので大切に保管してください。

保険料を支払えない場合は、学生は「学生納付特例制度」の申請を行い、承認を受けた期間は、保険料を納めた期間と同様に障害基礎年金の要件の対象期間になり、万が一のときにも安心ですので、必ず手続きをしましょう。

詳しくは、日本年金機構ホームページの「学生納付特例手続きガイド」を参照してください。

(2) 授業料・寄宿料の納入

授業料・寄宿料は次のとおり所定の期日までに遅滞なく納入しなければなりません。滞納すると、皆さんの保証人にも迷惑をかけることになりますので注意してください。

授業料等については本学が定める額を納入しなければなりません。

授業料は期日内に納付しないと、一定の督促手続を経た後、除籍処分になることがありますので、特に注意してください。（学則第57条及び大学院学則第37条参照）

また、授業料・寄宿料の納入方法は預金口座からの引き落としになっています。

区 分		金 額		口座引落日		方 法	
授 業 料		年額 535,800円 (半期 267,900円)		前期 4月27日 後期 10月27日 ただし入学年度のみ以下の日程 4月入学生の前期授業料は5月27日 10月入学生の後期授業料は11月27日 以降は上記日程		口座引落	
寄 <							

※上記の口座引落日が祝祭日（土・日曜含む）の場合は、金融機関の翌営業日が引落日となります。

※在学中に料金の改定が行われた場合は、改定時から新料金が適用されます。

(3) 入学料の免除・徴収猶予及び授業料の免除

■ 入学料免除

入学料免除は、下記に該当する者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の全額又は一部を免除する制度です。

①学部へ入学する者

(1) 日本学生支援機構給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）の給付が認められた者

②大学院へ入学する者

(1) 経済的理由により納付期限までに入学料を納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したり、本人もしくは学資負担者が地震や風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

※入学料免除を申請した者については、免除が決定するまでの期間は徴収を猶予します。

■ 入学料徴収猶予

入学料徴収猶予は、下記に該当する者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の徴収を一定期間猶予する制度です。

①経済的理由により納付期限までに入学料を納付することが困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

②入学前1年以内において、学資負担者が死亡したり、本人もしくは学資負担者が地震や風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められた者

③その他やむを得ない事情により納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められる者

■ 授業料免除

授業料免除は、下記に該当する者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部を免除する制度です。

①学部生

(1) 給付奨学金の給付が認められた者

②大学院生

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

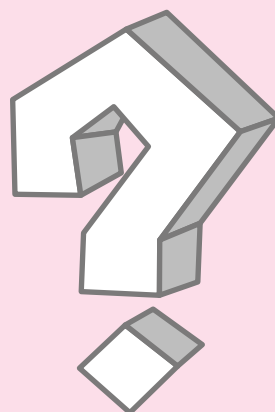
(2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入生の最初の申請期にあつては、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡したり、地震や風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) その他学長が相当と認める事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者

申請時期等については共通教育棟及び各学部の学生掲示板に、前期の授業料免除については1月下旬、後期の授業料免除については7月下旬に掲示します。併せて、鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp>）の「教育学生生活」－「授業料免除及び入学料免除・徴収猶予」にも掲載します。

不明な点については学生部学生生活課経済支援係（TEL 099-285-7033）に問い合わせてください。

04 Q & A



4 こんなときどうするーQ&A

○授業科目の履修方法は

共通教育課共通教育係・学部教務係又は学生係（医学部・歯学部は学務課）

履修方法のガイダンスがあるので必ず出席してください。

共通教育や各学部の「履修の手引」あるいは「履修案内」を参照してください。なお、わからない場合は、上記窓口それぞれ相談してください。

各係の連絡先は、裏表紙の各学部等の連絡先一覧に掲載しています。

○日本学生支援機構の奨学金を受けたいときは

学生部学生生活課経済支援係

日本学生支援機構奨学金に関する質問、相談は上記窓口に来てください。

（詳細は32ページ参照）

○日本学生支援機構以外の奨学金を受けたいときは

学部教務係又は学生係（学生支援係）

日本学生支援機構以外の奨学金に関する質問、相談は上記窓口に来てください。

○授業料について免除などの希望があるときは

学生部学生生活課経済支援係

授業料免除に関する質問、相談は上記窓口に来てください。

（詳細は20ページ参照）

○学生寮に入居したいときは

学生部学生生活課学生企画係

学生寮に関する問い合わせ及び相談は上記窓口に来てください。

（詳細は36ページ参照）

○下宿・アパート等をさがしたいときは

鹿児島大学生生活協同組合

下宿・アパート等は中央食堂西側「すまいの窓口」でご案内しています。質問、相談は上記窓口で尋ねてください。

（詳細は38ページ参照）



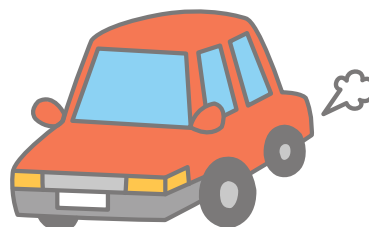
○自動車で通学したいときは

学部教務係又は学生係（学生支援係）

郡元地区では、原則として片道10km以上の通学者に対して自動車での入構を許可しています。なお、自動車によらなければ通学が困難な学生は通学距離にかかわらず許可しています。

自動車で通学を希望する場合は予め上記窓口に来てください。

（詳細は84ページ参照）



○通学定期券を購入したいときは

共通教育課共通教育係・学部教務係又は学生係（学生支援係）

各交通機関の定期券取扱所及び通学区間の乗車駅又は降車駅で、購入申込書に学生証を添えて申し込めば購入できます。一部交通機関で通学証明書が必要な場合があるので、その場合、上記窓口に願い出てください。通学証明書は、2年前期（医学科・歯学科のみ1年後期）までは共通教育課共通教育係で発行し、2年後期（医学科・歯学科のみ2年前期）からは所属学部の学生担当係で発行します。



○各種証明書や学割証の交付を受けたいときは

証明書発行機を利用ください。

- ・各種証明書：在学証明書、卒業（修了）見込証明書、成績証明書、学割証、健康診断証明書（異常のないもののみ）、学生教育研究災害傷害保険証明書
- ・障害発生時又は学生証再発行申請中により証明書発行機を利用できない場合は、所属学部等の学生担当窓口で手続きをしてください。
- ・上記以外の証明書の交付を受けたいときは、所属学部等の窓口に余裕を持って手続きをしてください。（特に英文の証明書は日数を要するので注意してください。）

（詳細は16ページ参照）

○学生団体割引

学生部学生生活課学生企画係、学部教務係又は学生係（学生支援係）

J Rを利用して、学生8人以上で教職員の引率のもと同一行程を旅行する場合は、運賃が学生50%、教職員30%割引されます。

課外活動（公認団体）は、学生生活課学生企画係で証明を受けてください。その他は、所属学部等の窓口で証明を受けてください。

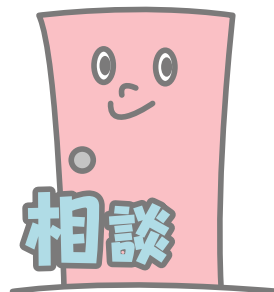
○個人的に相談したいことがあるときは

学生部学生生活課「学生何でも相談室」・各学部等の学生相談窓口
保健管理センター・指導教員

学業、進路、日常生活、対人関係等何でも相談したいことがあったら、まず上記窓口気軽に来てください。

自分で考えるだけでは解決できないことは多分にあります。学生生活を有意義に送れるよう支援します。相談に関するプライバシーには十分に配慮します。（ただし緊急時などはこの限りではありません）

（詳細は5ページ参照）



○けがや病気の相談は

保健管理センター

けがや病気の相談は保健管理センター及び桜ヶ丘分室で行っています。

（詳細は104ページ参照）

○正課・課外活動中（学内における）にけがをしたり、急病になったときは

最寄りの部局（各学部、学生生活課）・保健管理センター

最寄りの部局等に連絡してください。

○正課・課外活動中のけが等に対する補償制度がありますか

学生部学生生活課学生企画係

- ・正課・課外活動中のけが等に対する補償制度として学生教育研究災害傷害保険があります。安心して教育研究活動等ができるよう全員加入することをすすめます。

（詳細は44ページ参照）

- ・課外活動中に伴う事故の補償として、スポーツ安全保険があります。

この保険は、団員4名以上の団体の構成員を対象とするものですが、より安心して課外活動を行うためにも、積極的に加入するようにしてください。

（詳細は47ページ参照）

- ・鹿児島大学生生活協同組合が扱っている24時間保障の学生総合共済・学生賠償責任保険があります。

この共済・保険は、学内外の日常生活で生じるスポーツ事故、交通事故、一時的な病気、その他について必要な保障が受けられる制度です。

詳しくは、鹿児島大学生生活協同組合（099-255-0131）に問い合わせてください。



○正課・課外活動中にけがで通院又は入院したときは

学生部学生生活課学生企画係

上記窓口に連絡してください。

学生教育研究災害傷害保険、又はスポーツ安全保険に加入している場合には、治療日数により保険金が支払われるので、速やかに学生生活課で手続きしてください。

なお、課外活動中にけがをしたときは学生生活課へ届け出てください。

(詳細は44・47ページ参照)

また、鹿児島大学生生活協同組合が扱っている学生総合共済・学生賠償責任保険に加入している場合は、鹿児島大学生生活協同組合で手続きしてください。

○学内で他人の物を拾ったとき、または忘れもの・落としものをしたときは

共通教育課共通教育係・大学会館1階事務室・学部教務係又は学生係(学生支援係)

直ちに最寄りの上記窓口に拾得物を届け出てください。

(詳細は18ページ参照)



○学内で盗難にあったときには

学部教務係又は学生係(学生支援係)

大学構内で盗難にあったときは、警察に届け出ると同時に、直ちに所属学部等の学生担当係窓口へ届け出てください。

(詳細は18ページ参照)

○学生証を紛失・破損したときは

学務 WEB システムで再発行申請をしてください。

(詳細は9・16ページ参照)



○休学するとき

学部教務係又は学生係（学生支援係）

病気その他の理由によって引き続き2か月以上修学できないときは、まず上記窓口で相談してください。そのうえで休学願を提出して、許可を求めてください。

・授業料等未納の場合は、休学できません。

○復学するとき

学部教務係又は学生係（学生支援係）

病気等の休学理由が消滅したときは、復学願を上記窓口（休学願を提出した窓口）に提出して、許可を求めてください。

○退学するとき

学部教務係又は学生係（学生支援係）

病気その他の理由によって退学しようとするときは、まず上記窓口で相談してください。そのうえで退学願を提出して、許可を求めてください。

・授業料等未納の場合は、退学できません。

○氏名、本籍地等を変更するとき

学部教務係又は学生係（学生支援係）

氏名、本籍地等の変更や旧姓・通称名・別姓の使用など、学籍簿の内容を変更しようとするときは、まず上記窓口で相談してください。そのうえで、学籍簿変更届等を提出し、手続きを行ってください。

○留学したいときは

学生部国際事業課留学生係、学部教務係又は学生係（学生支援係）

海外留学に関する情報を本学HPよりご確認ください。

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/kokusai/kensyuu.html>

（詳細は54ページ参照）

○課外活動団体に入部したいときは

学生部学生生活課学生企画係

入部したい課外活動団体に直接申込みをしてください。なお、入部、退部は自由です。問題が起きたときは、上記窓口で相談してください。

○課外活動団体を作りたいときは

学生部学生生活課学生企画係

課外活動団体を作りたいときは、上記の窓口に申し出てください。また次年の5月以降も団体が継続する場合は、団体員名簿を上記窓口に提出してください。

(詳細は63ページ参照)

○課外活動で教室を使用したいときは

共通教育課共通教育係・学部教務係又は学生係（学生支援係）

教室を管理している上記窓口で手続きのうえ、許可を得てください。

○課外活動で大学会館や体育施設を使用したいときは

学生部学生生活課（大学会館事務室）

・大学会館

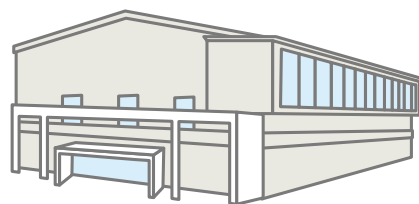
管理している上記窓口で所定の手続きのうえ、許可を得てください。

(詳細は69ページ参照)

・体育館、グラウンド等

使用したいときは、上記窓口へ手続きについて相談してください。

(詳細は71ページ参照)



○学校の物品を借りたいときは

学生部学生生活課学生企画係

学生の課外活動のために備え付けてある物品を借りたいときは、上記窓口に申し出てください。

(詳細は64ページ参照)



○学内で事故にあったときは

最寄りの部局（各学部・学生部学生生活課）

負傷者がいる場合

- ・保健管理センター及び最寄りの部局に連絡してください。

負傷者がいない場合

- ・最寄りの部局に連絡してください。



○学外で課外活動中に事故が起きたときは

学生部学生生活課学生企画係

現場で緊急の措置を取るとともに、直ちに、学生部学生生活課に連絡してください。

○事件・事故等に遭ったときは

学部教務係又は学生係（学生支援係）

- ・物損事故の場合：警察署へ通報（110番）⇒ 学部教務係又は学生係（学生支援係）へ連絡
- ・人身事故の場合：人命救助するとともに、必要に応じて消防署へ通報（119番）⇒警察署へ通報（110番）⇒学部教務係又は学生係（学生支援係）へ連絡
- ・事件の被害者、加害者になった場合：必ず学部教務係又は学生係（学生支援係）へ速やかに連絡してください。

※大学は、被害者のサポートだけでなく、加害者となった学生に対しても教育的指導等を行いますので、必ず学部教務係又は学生係（学生支援係）へ連絡してください。

くれぐれも事件・事故等を起こさないように注意してください。

○裁判員制度により、授業を欠席するときは

学生部教務課教務係・共通教育課共通教育係・学部教務係又は学生係（学生支援係）

裁判員制度の導入に伴い、授業（学期末試験を含む）を欠席する場合又は不明の点については、上記窓口へお問い合わせください。



○自分の成績等の開示請求及び異議申立てをしたいときは

共通教育課共通教育係・学部教務係又は学生係

学生の皆さんは、自分の成績評価、進級判定等について、開示を求めることができます。また、開示結果やその他の教学上の判定に不服がある場合は、異議申立てを行うことができます。

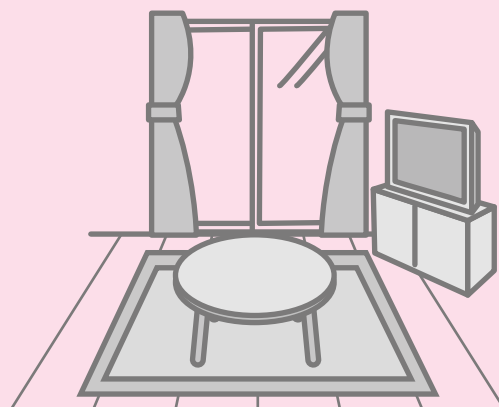
申請方法等詳細については、上記窓口へお問い合わせください。

○大学への意見・要望等があるときは

学生部教務課総務係・学部教務係又は学生係（学生支援係）

各学部、共通教育棟1号館及び大学会館に意見箱を設置しています。鹿児島大学に対するご意見・ご要望をお寄せください。お寄せいただいたご意見・ご要望は今後の大学運営の参考とさせていただきます。

05 奨学金等



5 奨学金等

(1) 奨学金制度

■ 日本学生支援機構

奨学金の制度は、将来、良識ある社会人として活躍できる人材を育成するため、学業、人物ともに優秀で経済的事由によって修学が困難と認められる学生に、学資の貸与・給付を行う制度です。

奨学金の貸与・給付を希望する学生は人物、家計および学力の基準をいずれも満たしている場合に採用されます。

奨学金は学資として貸与・給付するものです。貸与奨学金は、原則として卒業後必ず返還しなければなりません。返還金は直ちに事業費に繰り入れられ後輩の奨学金になります。

奨学金制度については、鹿児島大学ホームページ (<http://www.kagoshima-u.ac.jp/exam/shougaku.html>) にも掲載していますので、ご覧ください。

①奨学金の種類と月額

貸与型 (2020年4月現在)

種 類	貸 与 月 額
大 学 第 一 種 (無 利 息)	自宅通学者 20,000 円、30,000 円、45,000 円 自宅外通学者 20,000 円、30,000 円、40,000 円、45,000 円、51,000 円
大 学 第 二 種 (利 息 付)	申込者の自由選択 (20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円、60,000 円、70,000 円、80,000 円、90,000 円、100,000 円、110,000 円、120,000 円)
大 学 院 第 一 種 (無 利 息)	申込者の自由選択 イ 修士課程奨学生 50,000 円、88,000 円 ロ 博士課程奨学生 80,000 円、122,000 円
大 学 院 第 二 種 (利 息 付)	申込者の自由選択 (50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円)

奨学金の貸与期間は、奨学生に採用された時からその者の在学する学部及び学科・研究科課程の最短修業年限の終期となっています。

第1学年において入学年月を始期として奨学金の貸与を受ける人は、希望により、入学時に100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円を増額して貸与する入学時特別増額貸与奨学金制度(有利子貸与)があります。この制度には、貸与にあたり条件がありますので、学生部学生生活課経済支援係へ問い合わせてください。

また、在学中に、海外の大学等に協定校留学を希望する人に対して奨学金の貸与を行う制度もあります。この制度には、貸与にあたり条件がありますので、学生部学生生活課経済支援係へ問い合わせてください。(p.54も併せてご覧ください。)

給付型（2020年4月より開始）

世帯の所得金額に 基づく区分	通学形態	月 額
第 I 区 分	自 宅 通 学	29,200 円 (33,300 円)
	自 宅 外 通 学	66,700 円
第 II 区 分	自 宅 通 学	19,500 円 (22,200 円)
	自 宅 外 通 学	44,500 円
第 III 区 分	自 宅 通 学	9,800 円 (11,100 円)
	自 宅 外 通 学	22,300 円

奨学金の給付期間は、奨学生に採用された時からその者の在学する学部及び学科等の最短修業年限の終期となっています。給付奨学金の受給と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合、第一種奨学金の貸与月額に制限がかかります。この制度は、給付にあたり条件がありますので奨学金窓口（学生部学生生活課経済支援係）へ問い合わせてください。

②奨学生の募集及び申込時期

イ. 大学入学後に日本学生支援機構奨学金の申し込みをする人は、4月上旬開催予定の「奨学金申込説明会」に参加してください。原則として、申込は毎年4月（年1回）です。説明会の開催日時及び場所については、学生生活課掲示板（共通教育棟1号館1階111号教室前）及び各学部掲示板、本学ホームページ等で通知します。

ロ. 大学入学前に日本学生支援機構から「大学等奨学生採用候補者決定通知」を交付されている人（予約奨学生）は、同通知を必ず提出してください。提出は原則、「採用候補者説明会」の出席時です。提出や採用候補者説明会の日時・場所については、学生生活課掲示板（共通教育棟1号館1階111号教室前）、各学部掲示板、及び本学ホームページで通知しますので、必ず確認してください。同通知を指定期日までに提出しない学生は、予約奨学生としての資格を失いますので注意してください。

ハ. 平成28年度から新設された「地方創生枠」において、地方公共団体や基金設置団体等から「地方創生枠推薦者決定通知」を交付された人は、同通知を必ず提出してください。提出先は、学生生活課経済支援係（共通教育棟1号館1階）です。

③奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。皆さんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学金として直ちに活用されます。自覚を持って必ず返還してください。

返還は、貸与終了の翌月から数えて7ヵ月目の月に始まります。約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり上限3%（入学時特別増額貸与奨学金は上限3.2%）の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

給付奨学金は、原則返還不要ですが、場合によっては返還を求められる事があります。

④奨学金の返還猶予

奨学生が災害又は傷病その他真にやむをえない事由によって返還が困難になった場合、及び大学に在学又は大学院に進学した場合は、願い出によって奨学金の返還が一定期間猶予されます。

また、地方公共団体が実施する「奨学金返還支援制度」があります。実施状況や条件等については、学生生活課掲示板（共通教育棟1号館1階111号教室前）や、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

学ぶ意欲と能力がありながら、特に家計状況が厳しい世帯の学生には「所得連動返還型無利子奨学金制度」があります。これは、第一種奨学金（無利子）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は、願い出により返還期限を猶予することができる制度です。

平成29年度からは、第一種奨学金の新規奨学生を対象に、「定額返還方式」と「所得連動方式」の二つから返還方法を選択できるようになりました。

⑤特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度があります。

日本学生支援機構奨学生状況

令和2年5月1日現在

学部・研究科等		在学者数	給付	第一種	第二種	各種団体 育英会	計	在学生に 対する百分率
学部	法 文 学 部	1,812	161	385	239	21	806	44.5
	教 育 学 部	911	72	185	111	13	381	41.8
	理 学 部	796	62	140	100	1	303	38.1
	医 学 部	1,186	76	177	167	10	430	36.3
	歯 学 部	319	13	31	44	5	93	29.2
	工 学 部	1,987	107	315	221	0	643	32.4
	農 学 部	912	67	173	103	1	344	37.7
	水 産 学 部	614	45	92	53	2	192	31.3
	共 同 獣 医 学 部	189	10	25	18	7	60	31.7
	計	8,726	613	1,523	1,056	60	3,252	37.3
大学院 (修士課程)	人文社会科学研究科	57		8	1	1	10	17.5
	教育学研究科	42		6	1	0	7	16.7
	保健学研究科	48		6	0	0	6	12.5
	理工学研究科	584		142	11	4	157	26.9
	農林水産学研究科	176		26	1	0	27	15.3
	農 学 研 究 科	2		0	0	0	0	0.0
	水 産 学 研 究 科	1		0	0	0	0	0.0
	医歯学総合研究科	27		1	0	1	2	7.4
	計	937		189	14	6	209	22.3
大学院 (博士課程)	人文社会科学研究科	25		4	0	1	5	20.0
	保健学研究科	26		0	1	0	1	3.8
	理工学研究科	34		5	0	0	5	14.7
	医歯学総合研究科	316		17	0	3	20	6.3
	共同獣医学研究科	24		1	0	0	1	4.2
	連合農学研究科	109		3	0	3	6	5.5
	計	534		30	1	7	38	7.1
大学院 (専門職学位課程)	教育学研究科	30		3	0	0	3	10.0
	臨床心理学研究科	30		5	0	0	5	16.7
	計	60		8	0	0	8	13.3
合計		10,257	613	1,750	1,071	73	3,507	34.2

※在学者数は外国人留学生を含む

■ 鹿児島大学離島高等学校出身者支援スタートアップ奨学金

鹿児島県内の離島地域に所在する高等学校を卒業し現役で鹿児島大学に入学した学部生のうち、入学年度の本学前期分授業料免除を申請した上で、免除を許可された学生を対象に、予算の範囲内で25万円を給付する制度です。

■ 地方公共団体及び民間団体の奨学金

奨学金には、日本学生支援機構のほかに、地方公共団体や民間団体によるものがあります。募集については、地方公共団体の公報により、本人が直接出願するものと、大学を通して行うものがあります。各種団体等の募集については出願資格・募集時期が一定していないので、大学を通して行う場合は、これら育英団体の募集やその他貸与条件等について、その都度詳細を掲示しますので、出願希望者は、所属学部の学生係（学生支援係）又は学生部学生生活課経済支援係へ問い合わせ、出願手続を行ってください。

(2) 学生寮

学生寮は、遠隔地から通学する学生に勉学と生活のための良好な環境を提供し、かつ経済的負担を軽減することを目的として設置された施設です。

本学の学生寮は、唐湊地区と桜ヶ丘キャンパス内の2ヶ所に設置されています。

学生寮への入居に際しては、毎年一定の選考基準に基づいて入居選考が行われますが、年度途中において欠員がある場合は入寮を受け付けることもありますので、学生部学生生活課学生企画係（285-7340）へ問い合わせてください。

また、寮は、多くの学生が共同生活を通じ人間形成をはかる場ですので、共同で使用する施設や設備を清潔に保ち、整理整頓を心がけ、学生同士のコミュニケーションをはかって、寮生間や周辺住民に迷惑がかからないよう充分注意してください。

学生寮の概要は、次表の通りです。

寄 宿 舎 名	唐 湊 寄 宿 舎		桜ヶ丘寄宿舍	
男 女 の 別	男 子 寮		女 子 寮	
建 物 名	A 棟	B 棟	唐湊女子寮	桜ヶ丘女子寮
収 容 定 員	76人	92人	81人	99人
寄 宿 料(月 額)	4,300円	4,300円	4,300円	5,900円
寮 構 造	鉄筋5階建	鉄筋5階建	鉄筋4階建	鉄筋5階建
建 築 年 度	昭和57年	昭和58年	昭和41年 平成13年全面改装	昭和49年 平成20年一部改装
居 室 の 形 態	個室	個室	個室	個室
入居対象学部等	全学部 (大学院生を含む)		医・歯学部を除く全学部 (大学院生を含む)	医・歯学部のみ (大学院生を含む)
寮から各キャンパスへの通学所要時間	※郡元キャンパスまで、徒歩約15分 ※下荒田キャンパス(水産学部)まで、徒歩約30分 ※桜ヶ丘キャンパス(病院地区)まで、バス、電車等を利用し約1時間			桜ヶ丘キャンパス (病院地区)敷地内
共 益 費 (光熱水料等)	月 額 7,000円			
そ の 他	原則として、通学に自宅から交通機関を利用して90分以上を要することが入寮の条件			
所 在 地	〒890-0081 鹿児島市唐湊三丁目3番1号 唐 湊 寄 宿 舎 ☎(099)251-3238 唐湊男子寮管理人室(10:00~17:00) ☎(099)254-9098 唐湊女子寮管理人室(9:00~17:00)			
	〒890-0075 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号 桜 ヶ 丘 寄 宿 舎 ☎(099)275-5535 (10:00~17:00) (桜ヶ丘キャンパス内) 桜ヶ丘女子寮管理人室			

※学生寮の改修等により、寄宿料・共益費（月額）を大幅に改定することがあり、他棟への居室移動、または退寮いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※学生寮敷地内は全面禁酒です。

※学生寮敷地内は全面禁煙です。

※桜ヶ丘寄宿舍の配置図は、巻末「鹿児島大学配置図」の桜ヶ丘地区を参照してください。

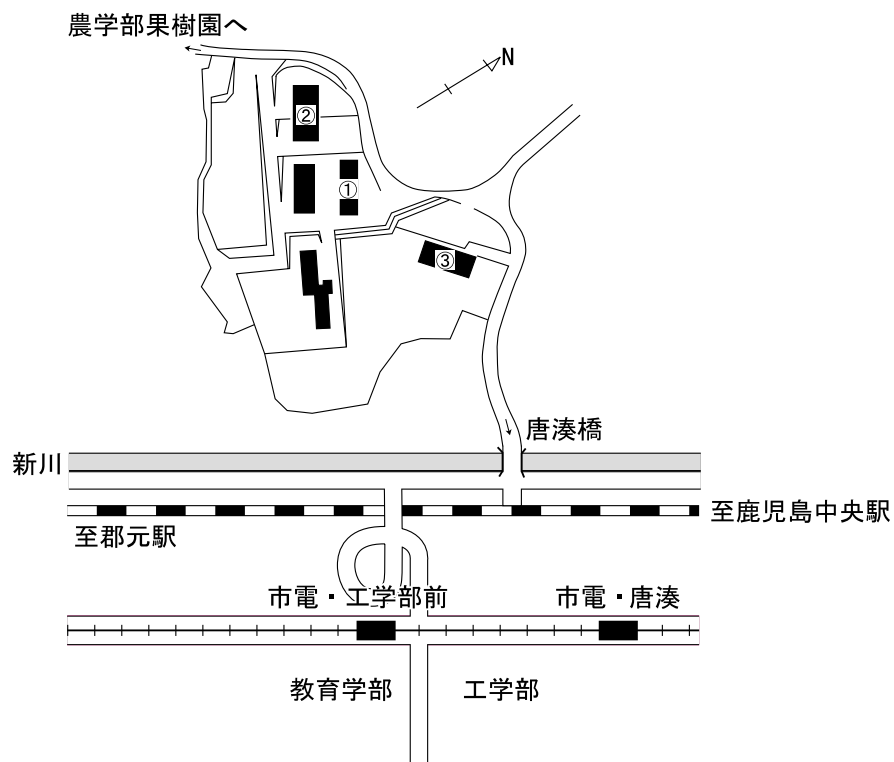
唐湊寄宿舍配置図



A 棟 ①



B 棟 ②





女子寮 ③

(3) 下宿・アパート等

新入生に対する一般のアパート・マンション・食事付下宿については、鹿児島大学生協同組合（鹿大生協）で紹介しています。

本学学生の住居は、主として鴨池・荒田・唐湊・郡元・上荒田・下荒田等の地区に多く、大学近辺に居住し、学内の食堂で食事をしている学生も多いようです。

下宿あるいは間借り生活をする場合、契約内容を誠実に履行し、火の始末や夜遅くまでの高声放談には十分気をつけてください。

部屋代については、所在地、部屋の広さ、設備の程度（バス、トイレの有無等）によって、かなりの差異はありますが、概ね次のとおりです。

①紹介時期 2月中旬～3月末

②場 所 中央食堂内 特設会場（郡元キャンパス）
（先輩学生が、部屋探しをお手伝いします。）

※2～3月以外は中央食堂西側鹿児島大学生協「すまいの窓口」にて対応しています。

③家賃などの目安

アパート木造（4.5～6畳）	15,000～30,000円 (キッチン、バス、トイレ付き)
1 K及びワンルームマンション（6～8畳）	30,000～45,000円 (キッチン、バス、トイレ付)
1 K及びワンルームマンション（8畳～10畳）	42,000～55,000円 (キッチン、バス、トイレ付)
食事付下宿（4.5～6畳）	49,000～70,000円

④問い合わせ先

鹿児島大学生協同組合すまいの窓口 TEL 099-255-3427

インターネットでのお部屋さがしは

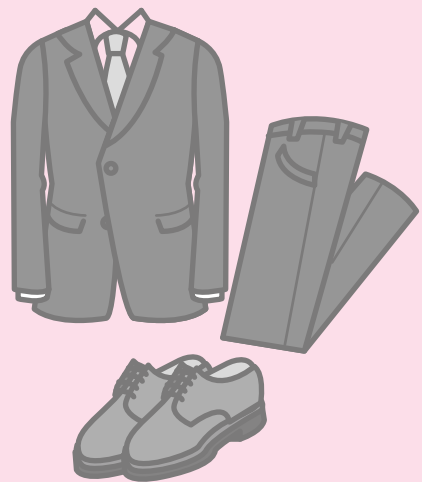
鹿児島大学生協	検索
---------	----

「受験生・新入生応援サイト」のボタンを押してください。

「合格前の仮予約」については、鹿児島大学生協にお問い合わせください。

詳しくは鹿児島大学生協のホームページをご覧ください。

06 キャリア・就職



6 キャリア・就職

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、業績が悪化する企業が増える中、学生の就職環境は売り手市場から一転、厳しくなりつつあります。就職への意識が高く、早めに準備を始める学生と、そうでない学生とでは、その後の就職活動において大きな差が生じます。

本学では、皆さんが目標を持って充実した学生生活を送り、キャリア意識を高めた上で主体的かつ的確な進路選択ができるよう、「キャリア形成支援センター」を設置し、1,2年生からキャリア教育を導入しています。また、キャリア形成支援センターには、専任教員のほか経験豊富な就職相談員や専門スタッフが配置され、皆さんの進路に関する相談や就職活動・インターンシップへの参加などについて支援したり、年間3,000件近い求人及び学内外の就職情報やインターンシップ情報を提供するほか、役立つ書籍やDVDも置いています。さらに、所属の学部（学生係）でも就職情報の提供や個々の相談に応じるなどの支援体制をとっています。

このほか、就職活動への取組方法やエントリーシート・面接対策、公務員（教員）採用試験の制度・受験手続、先輩の就職活動の体験談などを始めとする「就職ガイダンス」や、各種就職支援講座及び業界研究セミナー、学内個別企業説明会（オンライン開催・オンデマンド配信も実施）なども年間を通して開催しています。また、インターンシップ参加のための学内合同企業説明会や大規模な学内業界研究フェア、卒業生によるキャリア支援セミナー等、低学年次から参加できるイベント（オンライン開催・オンデマンド配信も実施）もあります。さらに、県外で就職活動を行う学生のため、東京、福岡にサテライトを設置しており、「海音寺潮五郎記念東京学生宿泊施設」（42p 参照）と併せ、多くの学生が利用しています。

近年、学生の就職意識の変化や就職後のミスマッチなどが言われていますが、大部分の皆さんにとって、就職は自分の生き方に関わる重要な問題です。皆さんが卒業後にそれぞれの能力を十分発揮し、活躍し続けられるよう、低学年次から必要な知識やスキルの積み上げを目指してください。

キャリア形成支援センター 共通教育棟1号館1階

電話 099-285-7321・7341・（インターンシップ窓口 7053）

キャリア形成支援センターホームページ <https://www.kagoshima-u.ac.jp/career>

キャリア・就職支援に関する各種情報については、上記ホームページのほか「キャリア形成支援センター」及び各掲示板に掲示してありますので、確認してください。

(1) 令和元年度卒業生の進路状況（令和2年5月1日現在）

（単位：人）

区分 学部		卒業生			就 職								進学		その他	
					一般企業		公務員		教員		研修医・看護師等					
		男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
法 文 学 部	172	211	383	95	117	40	38	1	5			6	13	30	38	
教 育 学 部	136	143	279	34	49	19	12	62	69			14	6	7	7	
理 学 部	131	48	179	48	26	10	3	3	2			60	15	10	2	
医学部（医学）	71	40	111							69	40	1		1		
医学部（保健）	33	90	123	1	1	1	10			27	69	3	8	1	2	
歯 学 部	19	24	43							16	18			3	6	
工 学 部	360	66	426	113	40	19	4					221	20	7	2	
農 学 部	105	101	206	50	56	25	19		2			22	20	8	4	
水 産 学 部	99	39	138	58	30	7	1	1				28	7	5	1	
共同獣医学部	18	14	32	11	9	5	2					2	2		1	
合 計	1144	776	1920	410	328	126	89	67	78	112	127	357	91	72	63	

（注）「その他」には、外国への留学者、専門学校への入学者、研究生・科目等履修生、公務員・教員採用試験受験希望者、進路不明者などを含む。

主な就職先（令和元年度卒業者）

- （法文学部）・セキスイハイム九州 ・ツムラ ・九州電力 ・日本放送協会（NHK）
・日立ソリューションズ西日本 ・全日空（ANA） ・東日本旅客鉄道（JR 東日本）
・西原商会 ・鹿児島銀行 ・西日本シティ銀行 ・あいおいニッセイ同和損害保険
・三井住友海上火災保険 ・大和証券 ・MBC 開発 ・ユー・エス・ジェイ
・日本年金機構 ・国立病院機構九州グループ ・鹿児島地方裁判所 ・宮崎地方検察庁
・鹿児島県 ・熊本県 ・佐賀県 ・宮崎県 ・鹿児島市 ・霧島市 ・鹿児島県警察
・鹿児島県公立高校 ・大分県公立高校
- （教育学部）・鹿児島県公立学校 ・宮崎県公立学校 ・大分県公立学校 ・熊本県公立学校
・長崎県公立学校 ・佐賀県公立学校 ・福岡県公立学校 ・中国地区公立学校
・近畿地区公立学校 ・中部地区公立学校 ・関東地区公立学校 ・北京日本人学校
・鹿屋体育大学（事務） ・鹿児島国際大学（事務） ・熊本大学（事務） ・夢現
・類設計室 ・社会福祉法人常盤会 ・鹿児島銀行 ・南日本銀行 ・旭化成 ・日本郵便
・南国殖産 ・鹿児島県 ・鹿児島市 ・宮崎県 ・熊本県 ・長崎県 ・福岡県
・東京消防庁
- （理学部）・ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング ・パナソニック ・アサヒビール
・日本ガス ・アドソル日進 ・西日本電信電話（NTT 西日本） ・三井倉庫ホールディングス
・リコージャパン ・三菱電機住環境システムズ ・肥後銀行 ・西日本シティ銀行
・東京海上日動火災保険 ・ニッセイ・ウェルス生命 ・新日本科学
・西部ガステクノソリューション ・島津興業 ・鹿児島大学 ・ベネッセコーポレーション
・クリニカルパソロジーラボラトリーグループ ・生活協同組合コープかごしま
・アドバンテック ・鹿児島市 ・気象庁 ・鹿児島県 ・熊本県公立中学校 ・神村学園
- （医学部保健学科）・鹿児島大学病院 ・大勝病院 ・今村総合病院 ・相良病院 ・谷山病院 ・今給黎総合病院
・九州大学病院 ・福岡大学病院 ・聖マリア病院 ・福岡市立こども病院
・西広島リハビリテーション病院 ・神戸市立医療センター中央市民病院
・国立循環器病研究センター ・静岡県立静岡がんセンター ・北里大学病院
・聖路加国際病院 ・自治医科大学附属病院 ・東京湾岸リハビリテーション病院 ・鹿児島県
・鹿児島市 ・中種子町 ・垂水市 ・兵庫県 ・宇部市 ・あさぎり町 ・大分市
- （工学部）・京セラ ・大成建設 ・清水建設 ・大林組 ・竹中工務店 ・鹿島建設 ・日本工営
・花王 ・ツムラ ・日鉄ケミカル&マテリアル ・三井化学 ・トヨタ自動車九州 ・旭化成
・資生堂 ・ファナック ・村田製作所 ・新日本科学 ・富士電機 ・三菱電機
・本田技研工業 ・富士ソフト ・九州電力 ・NEXCO 西日本 ・富士通
・富士通九州システムズ ・NTT ドコモ ・大和ハウス工業 ・国土交通省（九州地方整備局）
・鹿児島県 ・鹿児島市
- ※工学部卒業者の半数以上が大学院（理工学研究科博士前期課程）に進学するため、大学院修了者の就職先を含めて記載しています。
- （農学部）・曾於市森林組合 ・新産住拓 ・院庄林業 ・インフラテック ・鹿児島くみあいチキンフーズ
・九星飲料工業 ・サナス ・サンケイ化学 ・三省製薬 ・サントリー知多蒸留所
・中国木材 ・日本製薬 ・マルイ農協グループ ・吉村醸造 ・オプティム ・Misumi
・家畜改良センター ・日本食肉格付協会 ・昂 ・竹内レディースクリニック
・JA 鹿児島県連 ・厚生労働省 ・国土交通省（九州地方整備局） ・農林水産省
・東京国税局 ・大分県 ・鹿児島県 ・宮崎県 ・鹿児島市 ・福岡市
- （水産学部）・黒瀬水産 ・一正蒲鉾 ・いなば食品 ・下蘭薩男商店 ・セイカ食品 ・内海造船
・日本ハム ・林兼産業 ・マリンフーズ ・マルハチ村松 ・鹿児島水処理 ・上組
・日水物流 ・うおいち ・エブリー ・オーシャン貿易 ・角上魚類ホールディングス
・鹿児島県漁業協同組合連合会 ・国分グループ本社 ・東洋冷蔵 ・ニチレイフレッシュ
・マルイチ産商 ・横浜冷凍（ヨコレイ） ・全国共済水産業協同組合連合会 ・いであ
・日本ミクニヤ ・沖縄美ら島財団 ・オリックス水族館（すみだ水族館） ・水産庁
・鹿児島県
- （共同獣医学部）・千寿製薬 ・ふくおか県酪農業協同組合 ・NOSAI 連鹿児島（鹿児島県農業共済組合連合会）
・ASAP 動物病院 ・かみす動物病院 ・たけした動物病院 ・東京動物園協会
・農林水産省 ・鹿児島県 ・福岡県

(2) 海音寺潮五郎記念東京学生宿泊施設

(令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により利用中止)

海音寺潮五郎記念東京学生宿泊施設は、鹿児島県伊佐郡（現伊佐市）出身の歴史小説家海音寺潮五郎（1901年～1977年）氏のご遺族様より、本学が寄贈を受けた海音寺潮五郎記念館を、就職活動やインターンシップを含め、主に本学の学生及び教職員が宿泊を伴う教育・研究等を行う際の東京拠点として改修・整備したものです。

所在地：東京都世田谷区経堂二丁目12-9

申込・問合せ先：鹿児島大学キャリア形成支援センター（099-285-7321）

※出発日の1週間前までに予約してください。

I 施設概要

収容定員：18名

宿泊室：4室（4人用）

1室（2人用）

※原則として相部屋となりますので、ご理解のうえ、ご利用ください。

II 利用者の範囲

(1) 本学の学生及び教職員

(2) (1)以外の方で、本学の教育・研究等に参画する者



III 利用期間：通年利用。ただし、次の期間を除く

- (1) 年末年始の休館日
- (2) 施設・設備の整備等による臨時休館日
- (3) 天災などによる臨時休館日

IV 施設使用料

- ・1人1泊 1,500円（本学学生及び教職員は無料）
- ・シーツ等クリーニング代（1人1泊1,500円）は、別途徴収。

海音寺潮五郎氏は、國學院大學高等師範部国漢科を卒業後、中学教師を務めながら創作活動を行い、1934年に作家デビュー。歴史小説を多数発表されました。

活動期間：1929年（昭和4年）-1977年（昭和52年）

ジャンル：歴史小説

代表作：『天正女合戦』（1936年） 『武道伝来記』（1936年）

『天と地と』（1962年） 『西郷隆盛』（未完）

主な受賞歴：サンデー毎日大衆文芸賞（1934年「うたかた草紙」）

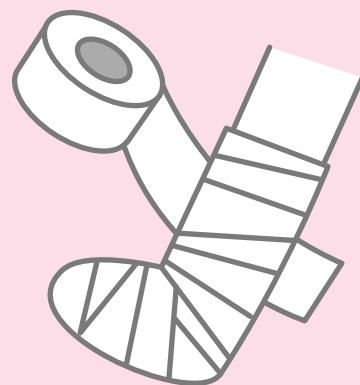
直木三十五賞（1936年「天正女合戦」「武道傳來記」）

菊池寛賞（歴史伝記文学作家としての功績・1968年）

NHK 放送文化賞（1973年）

日本芸術院賞文芸部門（1977年）

07 保險制度



(1) 学生教育研究災害傷害保険

体育実技や実験実習・課外活動中には、万全の注意を払っていても不幸にして不慮の事故により負傷・後遺障害といった災害を被ることがあります。

このような正課中、学校行事中、正課中・学校行事以外で学校施設内にいる間及び学校施設外で、大学に届け出た課外活動（クラブ活動）中に被った災害・傷害（体育実技・課外活動中のケガ・実験中の火傷等）に対する補償制度として、(財)日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険があります。この保険は通学中等担保特約付きとなっていて、通学中の事故についても補償されます。

安心して教育研究活動ができるよう全員加入することをすすめます。この保険の概要、加入手続き及び請求手続きは次のとおりです。

■ 加入手続

加入手続き等本保険に関する詳細については、鹿児島大学生生活協同組合に相談してください。

■ 傷害を被ったときの措置

傷害を被ったときは、速やかに鹿児島大学生生活協同組合へ報告してください。

なお、事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

■ 保険料と保険期間

(単位：円)

区分	学 部・大学院（研究科）	保 險 期 間	保険料負担金
学部生	法文学部・教育学部・理学部 工学部・農学部・水産学部	4年間	3,300円
	医学部保健学科	4年間	3,370円
	医学部医学科・歯学部・共同獣医学部	6年間	4,800円
大学院生	人文社会科学研究科（博士前期）	2年間	1,750円
	人文社会科学研究科（博士後期）	3年間（夜間を主に授業）	1,100円
	教育学研究科	2年間	1,750円
	保健学研究科（博士前期）	2年間	1,790円
	保健学研究科（博士後期）	3年間	2,650円
	理工学研究科（博士前期）	2年間	1,750円
	理工学研究科（博士後期）	3年間	2,600円
	農林水産学研究科	2年間	1,750円
	医歯学総合研究科（修士課程）	2年間	1,790円
	医歯学総合研究科（博士課程）	4年間	3,370円
	臨床心理学研究科	2年間	1,750円
	連合農学研究科	3年間	2,600円
	共同獣医学研究科（博士課程）	4年間	3,370円

■ 支払保険金の種類と金額

- ① 死亡保険金 事故の日から180日以内に死亡したとき
 ② 後遺障害保険金 事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき

学生教育研究災害傷害保険				通学中等傷害危険担保特約	
正課中・学校行事中		正課中・学校行事中以外で学校施設内 にいる間、課外活動(クラブ活動)中		通学特約加入者の通学中、学校施設 等相互間の移動中	
死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金
2,000万円	120～ 3,000万円	1,000万円	60～ 1,500万円	1,000万円	60～ 1,500万円

※入院した場合は1日につき4,000円が給付されます。(180日を限度とします)

支払例：後遺障害保険金

両眼が失明したとき	1 腕または 1 脚を失ったとき	1 眼の矯正視力が0.6以下となったとき
正課中・学校行事中		
3,000万円	1,770万円	210万円
正課・学校行事以外で学校施設内にいる間、学校施設外での課外活動中（クラブ活動中）		
1,500万円	885万円	105万円
通学中・学校施設等相互間の移動中		
1,500万円	885万円	105万円

③ 医療保険金（医師の治療を受けたとき）

入院加算金については、1 日から対象となります。

	治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中(治療日数が1 日から対象となります。)	〃 1 ～ 3	3,000円	入院1 日につき4,000円 (注)入院加算金は、医療保険金の支払の有無に関係なく入院1 日目から支払われます。
課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中(治療日数が4 日以上の場合が対象となります。)	〃 4 ～ 6	6,000円	
	〃 7 ～ 13	15,000円	
	〃 14～ 29	30,000円	
	〃 30～ 59	50,000円	
	〃 60～ 89	80,000円	
	〃 90～119	110,000円	
	〃 120～149	140,000円	
	〃 150～179	170,000円	
	〃 180～269	200,000円	
学校施設内外を問わず課外活動(クラブ活動)中(治療日数が14日以上の場合が対象となります。)	〃 270～	300,000円	

(注1) 上記の保険金は、付帯学総、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

(注2) 保険金は、上記金額に限定されているので2 口以上の加入はできません。

■ 保険金が支払われない主な場合

教育研究活動中の傷害であっても、次のような場合、保険金は支払われませんのでご注意ください。

(1) 下記の事由によって生じた傷害

- ① 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意又は重大な過失
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為
- ④ 被保険者の無資格運転、酒酔い運転、麻薬・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病又は心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術、その他の医療処置
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑩ 地震、噴火又は津波
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射又は放射能汚染

(2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対しては保険金は支払われません。

(3) 被保険者が次に掲げる間に生じた事故による傷害に対しては保険金は支払われません。ただし、正課中、学校行事中、学校施設内にいる場合（大学が禁じた時間もしくは場所にいる場合又は大学が禁じた行為を行っている場合を除く。）については、その限りではありません。

① 下記の運動等を行っている間

山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、航空機（グライダー及び飛行船を除きます。）操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

② 自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興業（いずれも練習を含みません。）又は試運転をしている間

(2) 学研災付帯賠償責任保険

インターンシップ・教職資格活動賠償責任保険

正課、学校行事、又は課外活動として、インターンシップ・介護体験活動・保育実習・教育実習・ボランティア活動及びその往復の際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を破壊したことにより被る賠償責任を負うことがあります。このような賠償責任事故に対する補償制度として、(財)日本国際教育支援協会のインターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動賠償責任補償があり、事故による法律上の損害賠償を補償します。この保険の概要、加入手続き等は次のとおりです。

■ 加入条件

学生教育研究災害傷害保険に加入していることが条件で、この保険のみの単独加入はできません。

■ 加入手続

必要に応じて鹿児島大学生生活協同組合で受け付けます。

加入手続等本保険に関する詳細については、鹿児島大学生生活協同組合に問い合わせてください。

■ 保険期間

4月1日から翌年3月31日まで

■ 補償金額・保険料（1年間）

活 動 内 容	大学が、教育活動の一環として認めた正課、学校行事又は課外活動のいずれかに位置するインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動及びその往復
補 償 内 容	対人賠償と対物賠償合わせて1事故1億円限度 (免責金額0円) 国内外の事故を担保
保 険 料 (1 年 間)	210円

- (注) 1. インターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動のすべての活動に対して適用されます。
2. 保険始期以降に加入する場合も保険料は210円となります。
3. 保険期間中に解約しても残りの保険期間が1年未満の場合は、保険料の返戻はありません。
4. 複数年間の加入もできますが、保険料の割引はありません。
(4年間ならば、210円×4年間で840円)

(3) スポーツ安全保険

課外活動中に伴う事故の補償として、(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険があります。

この保険は、団員4名以上の団体の構成員を対象とするものですが、より安心して課外活動を行うためにも、積極的に加入するようにしてください。

この保険の概要、加入手続及び保険金の請求手続等は次のとおりです。

■ 保険の構成

① 傷害保険

被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

② 賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

③ 突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において団体の活動中及び往復中に突然死した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

■ 加入区分

区 分	補償される団体活動等
A2	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け
C	スポーツ活動（Dを除く） スポーツ活動の指導・審判
D	山岳登山、アメリカンフットボール、ハンググライダー等

■ 掛金と補償額

被保険者1名につき下記のとおりです。

区分	年間掛金 (1人当たり)	傷 害 保 険 金 額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額
		死 亡	後遺障害	入 院	通 院		
A2	800円	2,000万円	最高 3,000万円	1日につき 4,000円	1日につき 1,500円	対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	180万円
C	1,850円						
D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

■ 加入手続と加入期間

① 加入手続

学生部学生生活課備え付けの「スポーツ安全保険加入依頼書」に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて鹿児島銀行の窓口へ提出してください。

② 加入受付期間

3月1日から翌年3月30日まで

■ 保険期間

4月1日から翌年3月31日までです。4月1日以降の申し込みは、掛金振込日の翌日から翌年3月31日までです。

■ 対象となる事故の範囲

加入手続を行った「団体の管理下」における団体活動中の事故と、その団体が指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

■ 事故が起きたときの手続

① 事故の通知

保険事故が発生した時は、直ちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を学生部学生生活課へ届け出てください。速やかに保険会社に通知しない場合、保険金が支払われないことがあるので注意してください。

その他、この保険の詳細については、学生部学生生活課に問い合わせてください。

(4) その他の保険（総合保険）

学生教育研究災害傷害保険に加入した場合に入ることができる「学研災付帯学生生活総合保険」と、全国大学生協共済生活協同組合連合会の共済事業である「学生総合共済」については、それぞれ下記の照会先にお問い合わせください。

①学研災付帯学生生活総合保険

学生生活総合保険相談デスク 0120-811-806（土・日・祝日を除く）

②学生総合共済

鹿児島大学生生活協同組合 099-255-0131（土・日・祝日を除く）

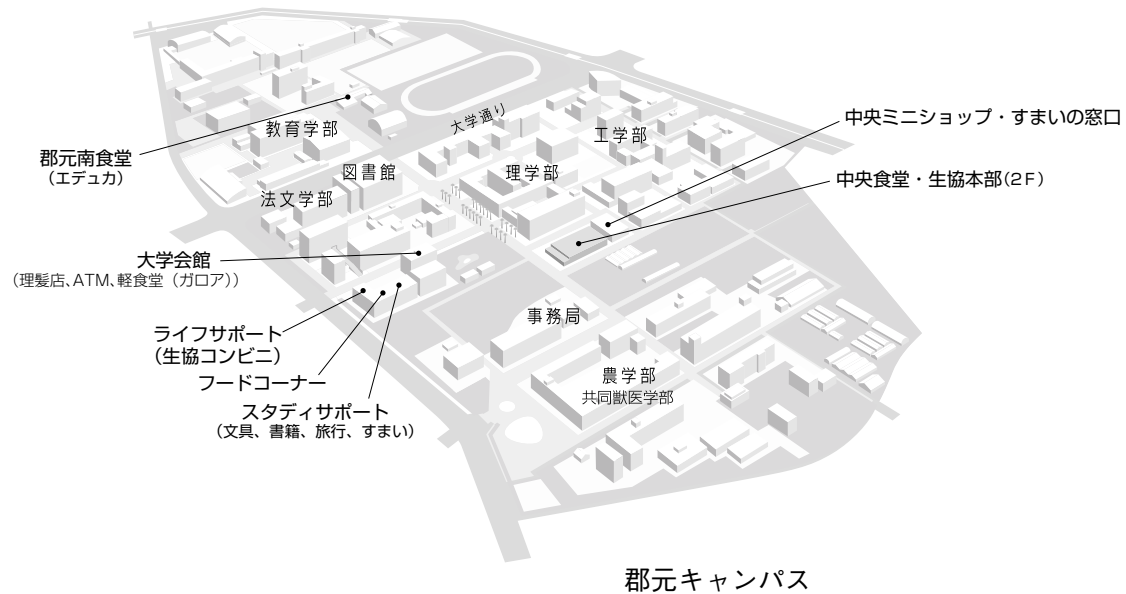
08 福利厚生

8



8 福 利 厚 生

大学構内には、学生・教職員の福利厚生のために次のような鹿児島大学生生活協同組合・業者経営による施設があり、多数の人に利用されています。



郡元キャンパス

(1) 鹿児島大学生生活協同組合 店舗等一覧

郡元キャンパス

授業の実施状況により、変更となる場合があります。

名 称	営業時間	電話番号	備 考
生 協 本 部	9:30～17:00 (土・日・祝休み)	(099) 255-0131 内線: 7370	
学 習 交 流 プ ラ ザ ラ イ フ サ ポ ー ト	平日 8:00～20:00 土曜 11:00～14:00 (日・祝休み)	(099) 204-7881	生協コンビニ 学習交流プラザ東側
学 習 交 流 プ ラ ザ ス タ デ ィ サ ポ ー ト	8:00～19:00 旅行 10:00～17:30 (土・日・祝休み)	(099) 257-6710 内線: 7375・7376 旅行 (099) 257-6708	学習交流プラザ西側
学 習 交 流 プ ラ ザ フ ー ド コ ー ナ ー / カ フ ェ	10:00～18:30 (土・日・祝休み)	(099) 204-7882	学習交流プラザ 学習ラウンジ1
学 習 交 流 プ ラ ザ フ ー ド コ ー ナ ー / キ ッ チ ン	11:00～15:00 (土・日・祝休み)	(099) 204-7882	学習交流プラザ 学習ラウンジ1
中 央 食 堂	8:00～19:30 (日・祝休み)	(099) 257-4455 内線: 7372	朝食～夕食 654席
中 央 ミ ニ シ ョ ッ プ	10:00～19:30 (土・日・祝休み)	(099) 257-4455	生協コンビニ
す ま い の 窓 口	10:00～17:00 (土・日・祝休み)	(099) 255-3427	
軽 食 堂 (ガ ロ ア)	11:00～16:30 (土・日・祝休み)	内線のみ: 7373	軽食・喫茶 59席
教 育 店 (エ デ ュ カ)	10:00～17:00 (土・日・祝休み)	(099) 285-7368 内線: 7368	
郡 元 南 食 堂 (エ デ ュ カ)	11:30～13:30 (土・日・祝休み)	(099) 285-7378 内線: 7378	昼食 252席

下荒田キャンパス

名 称	営業時間	電話番号	備 考
水 産 学 部 食 堂	11:30～13:30 (土・日・祝休み)	(099) 253-9858 内線: 4069	昼食 130席

桜ヶ丘キャンパス

名 称	営業時間	電話番号	備 考
桜 ヶ 丘 店 (2F)	9:00～17:30 (土・日・祝休み)	(099) 265-4339 内線: 6930	
桜 ヶ 丘 食 堂 (1F)	8:30～18:40 (土・日・祝休み)	(099) 265-4339 内線: 6935	朝食～夕食 250席 食堂ホール+ラウンジ
フ ー ド シ ョ ッ プ (1F)	8:30～17:00 (土・日・祝休み)	(099) 265-4339 内線: 6930	

■ 中央食堂

郡元地区のほぼ中央にあり大学内で最も大きな食堂です。食堂内は幾つかのコーナーに分かれており、好きなメニューを自由を選べるアラカルトコーナー、ラーメン各種・うどん・そばを提供する麺コーナー、昼食事専用の定食コーナー、カレー・丼コーナーがあります。

また、プリペイドカード精算システムを導入して混雑緩和を図るとともに、レシートに摂取カロリー・栄養等を表示し、学生の健康管理の一助としています。

■ 中央ミニショップ

理系学部棟から最も近い生協コンビニです。弁当、パン、食品、お菓子、アイス、デザートなどを取り扱っています。

■ 軽食堂（ガロア）

学内唯一のフルサービス喫茶です。ランチ、カレー、スパゲティーなどの食事とコーヒー、パフェ、ケーキなどを提供しています。中央食堂とは違うメニューを楽しめます。

■ 郡元南食堂（エデュカ）

ゆったりとした空間と洒落た建物の中に、食堂（1階）と売店（2階）を設けています。またプリペイドカード精算システムを導入して混雑緩和を図るとともに、レシートに摂取カロリー・栄養等を表示し学生の健康管理の一助としています。

この他に、桜ヶ丘会館食堂、水産学部食堂があります。

■ 学習交流プラザ フードコーナー

学習交流プラザ1階の学習ラウンジ1奥にあります。キッチンコーナーとカフェコーナーがあります。ランチメニューは週替わりとなっており、プレートメニュー、カレー、パスタを提供しています。

■ 学習交流プラザ ライフサポート（生協コンビニ）

弁当・パン・食品・飲料・お菓子・アイス・デザート・日用品・コピーなどを取り扱っています。「一般コンビニの機能」と「大学生活にあわせた生協独自の商品・サービス」を総合的に提供しています。とりわけ利用が集中する昼食対応に配慮して通路を広くとっています。大学グッズも販売しています。

■ 学習交流プラザ スタディサポート

書籍（10%引）・文具・パソコン・パソコンサプライ・公務員試験対策講座・教員採用試験対策講座・各種講座・TOEIC など各種検定試験の受付・自動車学校・切手はがきなどを取り扱っています。

スタディサポート内には、コープガイド（旅行）もあり、学内で受付申込契約等ができます。

■ コープガイド（旅行）

学習交流プラザ「スタディサポート」内にあります。

航空券、宿泊券、JR券、海外旅行、高速バス、各種印刷、レンタカーを取扱っています。

また、国際学生証などの申込手続きも行っています。

■ すまい（アパート・マンション紹介）

中央食堂西側にあり、住まいの紹介を行っています。新学期には1,500室以上の物件を用意して対応しています。新学期時期以外も多数、物件を取り扱っています。ご自宅から通っている方で、ひとり住まいをされたいと考えておられる方、ひとり暮らしのお引越しを考えている方、物件のご紹介をします。また、家主とのトラブルがあった場合の相談受付も行っています。

■ 学生総合共済

学生総合共済加入者に対して、大学内・大学外（外国も含む）においての、事故・けがで通院（1日目から）・事故・けが・病気で入院（1日以上）した場合の給付手続・給付を行います。手続は生協の本部でできます。

■ アルバイト

勉学費・生活費の不足を補うためにアルバイトを必要とする学生に対して、中央食堂理学部側掲示板に情報を提供しています。

アルバイトに従事する場合には、雇用条件、責任関係及び事故等が発生した場合のことを必ず雇用者に確認するようにしてください。

※鹿児島大学生生活協同組合（略称生協）

昭和25年に文理学部（現在の法文学部・理学部及び旧教養部）と農学部にて、それぞれ厚生協同組合が事業部と購買部とで発足し、昭和29年に両「厚協」が合併して「鹿児島大学生生活協同組合」、昭和33年に特殊法人「鹿児島大学生生活協同組合」となり現在に至っています。

生協は、学生だけでなく教職員をも含めた法人組織で現在そのほとんどが組合員になっており、運営は組合員数に応じて各学部から選出された総代及び理事によって行われています。

新入生は出資金を払い込んで組合員になります。※出資金は卒業時に返還されます。

(2) 理髪店

大学会館1階に委託業者による理髪店があり、市価より安い料金で学生の便宜を図っています。

利用できる時間は、平日10：00～17：30まで、土曜日10：00から17：00まで（ただし、日曜日、第1, 3水曜日、祝日及び大学会館休館日などは利用できません。）予約もできます。TEL（099）256－3823

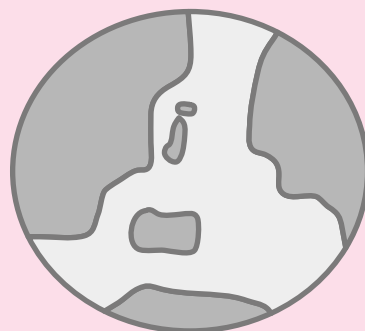
(3) A T Mコーナー

大学会館1階に設置されています。キャッシュカードによるゆうちょ銀行、鹿児島銀行及びその提携金融機関等の口座からの現金の引き出し及び預け入れ等ができます。

利用出来る時間は、ゆうちょ銀行は9：00から19：00まで、鹿児島銀行は9：00から20：00まで（ただし、両行とも土曜日、日曜日、祝日及び大学会館休館日等は利用できません。）

09 國際交流

9



(1) 学生の海外留学について

■ 協定校派遣留学

協定校派遣留学とは、本学と国際学術交流協定（学生交流覚書）を締結している協定大学へ、相互の教育・研究水準の向上、各国間の相互理解と友好親善の増進を目的とし、本学に在籍する学生を派遣するものです。

◆留学期間

1学期以上1年以内

◆留学中の在籍身分

国際学術交流協定（学生交流覚書）に基づく協定校派遣留学は「留学」として取り扱われ、この期間は修業年限に算入（在学中として取扱う。）されます。

◆派遣先大学における授業科目の履修単位の取り扱い

各学部が定める規則により、本学における授業科目の単位として認定されることがあります。（単位認定については各学部で認定基準が異なりますので、単位認定を希望する場合は、帰国後に派遣先大学の成績証明書及びシラバス等取得した単位の授業内容がわかるものを各学部教務担当係へ提出してください。）

◆経費

派遣先大学には検定料、入学科及び授業料等を納める必要はありませんが、その他の経費は自己負担となります。なお、在学中として取り扱われるので、本学への授業料は留学中も納めることとなります。

◆留学説明会

協定校派遣留学を含め、海外留学についての説明会を年に数回実施しています。留学を希望する学生は、必ず参加してください。日程等の詳細は事前にお知らせします。

◆募集時期

大学間学術交流協定校：8月（予定）・部局間学術交流協定校：各学部教務係又は学生係へお問い合わせください。

◆選考

学内の選考委員会にて、書類審査、面接等のうえ、派遣留学候補者を選出します。

◆奨学金

独立行政法人日本学生支援機構では、協定校留学を希望する者に対して貸与を行う制度があります。また、留学が確定した時点で既に日本学生支援機構の奨学生である場合、貸与中の奨学金を留学後も継続できる場合があります。いずれも諸手続が必要になりますので、留学が決まったら経済支援第一係に必ず申し出てください。

さらに、派遣留学生として留学が決まった学生は、「鹿児島大学学生海外留学支援事業」により、経済的支援を受ける場合があります。

これら奨学金に関する詳細は派遣留学説明会でお知らせします。

◆その他

英語圏等への留学希望者は TOEFL 或いは IELTS で相手校が要求する点数を取得しておく必要があります。また、本学における選考においても、語学要件を設定しているので、確認のうえ準備してください。

また、希望する協定大学や国、海外留学全般については、あらかじめ各自でよく調べておいてください。

・独立行政法人日本学生支援機構海外留学情報ページ

(<http://ryugaku.jasso.go.jp/>)

・外務省海外安全ホームページ

(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)

留学に関することは、グローバルセンター学生海外派遣部門または学生部国際事業課のホームページを確認ください。(<https://www.kagoshima-u.ac.jp/kokusai/kensyuu.html>)

(2) 外国の大学との学術交流状況

■ 国際学術交流協定大学

【大学間学術交流協定校 25カ国・地域、91機関】

2021年3月31日現在

国・地域	締結機関名	学生交流覚書の有無	締結年月日
中 国	湘潭大学	有 (3)	1986年12月11日
	雲南農業大学	有 (3)	1989年5月11日
	湖南農業大学	有 (3)	1989年6月2日
	中南大学	有 (3)	1993年6月15日
	中国医科大学	有 (3)	1993年9月13日
	湖南大学	有 (3)	1995年8月23日
	南京工業大学	有 (3)	1999年9月14日
	東北師範大学	有 (2)	2001年11月13日
	中国人民大学		2002年7月1日
	東北大学	有 (2)	2004年12月3日
	重慶大学	有 (2)	2006年5月22日
	山東師範大学	有 (3)	2009年12月24日
	上海海洋大学	有 (3)	2011年10月24日
	首都経済貿易大学	有 (2)	2013年3月1日
	華東政法大学	有 (2)	2013年10月10日
	大連海事大学	有 (3)	2015年7月27日
	四川大学錦江学院	有 (3)	2011年12月16日
韓 国	釜慶大学校	有 (3)	1995年7月6日
	全北大学校	有 (3)	1997年4月22日
	群山大学校	有 (3)	1997年12月1日
	済州大学校	有 (3)	1998年1月30日
	江陵原州大学校	有 (3)	2001年2月8日
	江原大学校	有 (3)	2002年4月5日
	公州大学校	有 (3)	2004年10月18日
	木浦大学校	有 (3)	2010年5月28日
	祥明大学校	有 (3)	2013年5月13日
	忠北大学校	有 (3)	2016年8月18日
インド	韓国外国語大学校	有 (3)	2013年1月22日
	カルナタカ国立工科大学	有 (2)	2005年3月23日
インドネシア	アンダラス大学	有 (2)	2003年12月1日
	インドネシア大学	有 (3)	2009年12月9日
	ボゴール農科大学	有 (3)	2010年6月4日
	ディボネゴロ大学	有 (2)	2008年6月30日
	バンドン工科大学	有 (2)	2010年11月22日
	サムラトランギ大学	有 (3)	2011年2月8日
	パティムラ大学	有 (3)	2014年3月25日
	スリウィジャヤ大学	有 (3)	2015年11月2日
	アイルランガ大学	有 (2)	2012年11月19日
バングラデシュ	ダッカ大学	有 (3)	2013年12月24日
	バングラデシュ農業大学	有 (3)	2014年12月27日
マレーシア	マレーシアトレンガヌ大学	有 (2)	2005年4月22日
	マレーシアサバ大学	有	2009年3月4日
	マレーシアプトラ大学	有 (2)	2010年3月16日
	マレーシア国際イスラム大学	有	2013年10月29日
台湾	淡江大学	有 (2)	2005年11月5日
	国立高雄科技大学	有 (3)	2008年2月29日
	国立中興大学	有 (2)	2009年4月1日
	国立高雄大学	有 (3)	2016年4月7日
	国立成功大学	有 (3)	2005年12月23日
	国立台湾海洋大学	有 (3)	2010年7月15日

タイ	メジョー大学	有 (3)	2001年 4 月30日
	国立モンクット王トンプリ工科大学	有 (2)	2002年 1 月16日
	カセサート大学	有 (2)	2005年12月19日
	スラナリ工科大学	有 (2)	2009年 4 月17日
	モンクット王工科大学ラカバン校	有 (3)	2016年 4 月 1 日
フィリピン	フィリピン大学	有	2007年12月12日
	フィリピンポリテクニク大学	有 (2)	2017年 4 月 1 日
ベトナム	ベトナム国家農業大学	有 (3)	2002年 3 月 6 日
	ハノイ貿易大学	有 (2)	2002年12月25日
	ベトナム社会科学学院		2007年 5 月23日
	ニャチャン大学	有 (3)	2015年 7 月31日
	カントー大学	有 (3)	2009年 5 月25日
ミャンマー	獣医科学大学		2018年12月24日
南太平洋12カ国・地域	南太平洋大学	有 (3)	1982年 7 月21日
パプアニューギニア	パプアニューギニア大学	有 (3)	1987年 5 月29日
オーストラリア	ニューイングランド大学	有 (3)	1995年 7 月20日
	シドニー工科大学	有 (5)	2000年 3 月 1 日
	セントラルクイーンズランド大学		2019年12月 5 日
アメリカ合衆国	ジョージア大学	有	1979年11月29日
	マイアミ大学		1992年11月30日
	グアム大学		2006年 4 月 5 日
	アルフレッド大学		2006年11月 8 日
	西ジョージア大学		2007年 5 月23日
	サンノゼ州立大学	有 (3)	2012年 4 月23日
	ノースダコタ州立大学	有 (3)	2014年 1 月15日
	ハワイ大学マノア校	有 (1)	2018年 8 月 8 日
	ウィスコンシン大学ラクロス校		2021年 2 月 4 日
スウェーデン	リンシェーピング大学	有 (2)	2010年 6 月11日
スペイン	バレンシア工芸大学	有 (2)	2000年 2 月 7 日
スロバキア	スロバキア農業大学	有 (3)	2015年 5 月 1 日
ドイツ	カール・フォン・オシエツキー大学オルデンブルク	有 (3)	2015年 7 月27日
	ロッテンブルク林業大学	有 (2)	2013年11月 5 日
フランス	レンヌ第2オートル・ブルターニュ大学	有 (3)	2010年 7 月 1 日
	ボルドー・モンテーニュ大学	有 (3)	2017年 1 月26日
トルコ	アンカラ大学	有 (3)	2012年12月10日
ブラジル	サンカルロス連邦大学	有 (3)	2011年 8 月19日
	アマゾナス連邦大学	有 (3)	2016年 4 月28日
エジプト	カフルアッシャイフ大学	有 (2)	2011年 9 月 5 日
	ベンハ大学	有 (2)	2018年 8 月 7 日
イラン	イスファハン医科大学		2017年 4 月18日
ザンビア	ザンビア大学	有 (2)	2019年 8 月22日

註) 学生交流覚書の有無欄の () 内は、交換留学生数の最大数を示す。

【部局間学術交流協定校 28カ国・地域、73機関】

国・地域	締結機関名	学生交流覚書の有無	締結年月日
法文学部			
イタリア	フィレンツェ大学歴史考古地理芸術学科		2020年8月9日
ドイツ	ミュンヘン大学東アジア研究部日本センター	有 (2)	2003年10月29日
フランス	欧亜高等管理学院ブルターニュ・アトランティック・ビジネススクール	有 (2)	2019年4月19日
中国	内蒙古師範大学外国語学院	有 (3)	2017年6月19日
	長江大学外国語学院	有 (2)	2019年6月28日
法文学部・人文社会科学研究科			
韓国	釜山大学校社会科学大学	有 (3)	2007年3月8日
中国	内蒙古大学民族学与社会学学院	有 (3)	2016年11月1日
	上海海事大学外国語学院	有 (3)	2018年7月1日
	海南大学外国語学院	有 (2)	2019年7月19日
台湾	国立暨南国際大学人文学院	有 (2)	2017年4月18日
タンザニア	セントオーガスティン大学タンザニア	有 (2)	2018年12月16日
教育学部			
台湾	国立台北教育大学	有 (2)	2012年4月1日
ドイツ	ボン大学哲学部	有 (2)	2006年9月26日
フランス	国立障害者教育指導方法高等研究所		2013年9月24日
教育学部附属中学校			
台湾	台北市立大直高級中学校		2013年12月16日
医学部			
韓国	中央大学校赤十字看護大学		2012年11月15日
鹿児島大学病院			
韓国	韓国中央大学病院		2015年1月28日
歯学部			
中国	香港大学歯学部		2017年7月11日
韓国	慶熙大学校歯学部	有 (3)	2019年11月28日
台湾	国立陽明大学歯学部	有 (3)	2017年8月12日
	高雄医学大学歯学部	有 (3)	2017年8月7日
タイ	プリンスオブソンクラーク大学歯学部	有 (3)	2018年7月4日
インドネシア	ブラウイジャヤ大学歯学部		2020年4月8日
マレーシア	マラヤ大学歯学部	有 (3)	2020年2月19日
カナダ	ブリティッシュコロンビア大学歯学部		2014年11月17日
ミャンマー	ヤンゴン歯科大学		2014年10月30日
	マンダレー歯科大学		2014年10月30日
農学部			
タンザニア	セントオーガスティン大学タンザニア	有 (3)	2018年4月19日
タイ	メーファンラン大学農産学部	有 (3)	2016年11月14日
台湾	中国文化大学農学院	有 (2)	2012年10月3日
中国	華中農業大学	有 (3)	2018年5月22日
マラウイ	リロングウェ農業天然資源大学	有 (3)	2016年8月23日
	マラウイ科学技術大学	有 (2)	2019年3月25日
ミャンマー	パテイン大学	有 (3)	2016年12月4日
メキシコ	ヌエボレオン自治大学	有 (2)	2019年1月22日
水産学部			
韓国	韓国海洋科学技術院		2017年5月22日
中国	大連海洋大学	有 (2)	2003年10月21日
	浙江海洋学院	有 (2)	2011年4月5日
	自然資源部第二海洋研究所		2014年10月9日
	華中農業大学水産学院	有 (3)	2018年7月27日
タイ	東南アジア漁業開発センター		2003年12月3日
インドネシア	ハサスディン大学海洋科学水産学部		2007年11月17日
台湾	国立嘉義大学生命科学院	有 (5)	2016年11月28日
フィリピン	サンカルロス大学文理学部		2012年5月30日
マレーシア	マレーシア科学大学		2019年11月1日
エリトリア	海洋科学技術大学		2011年4月30日

スペイン	アリカンテ大学	有 (2)	2012年 3 月28日
ノルウェー	トロムソ大学生物水産経済学部	有 (3)	2019年 6 月25日
エジプト	エジプト国立海洋水産研究所		2018年 3 月20日
トルコ	チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	有 (3)	2017年12月21日
コロンビア	マグダレナ大学	有 (3)	2020年 2 月12日
ブラジル	アマゾニア連邦農業大学	有 (3)	2019年 2 月28日
大学院国際連携プログラムの形成のための包括協定	サムラトランギ大学 (インドネシア)		2014年 8 月19日
	フィリピン大学ヴィサヤス校 (フィリピン)		
	カセサート大学 (タイ)		
	トレンガヌ大学 (マレーシア)		
	ニャチャン大学 (ベトナム)		
	ボゴール農科大学 (インドネシア)		2016年 2 月29日
			2019年 1 月15日
共同獣医学部			
バングラデシュ	チッタゴン獣医動物科学大学	有 (2)	2013年 6 月23日
	シェレバングラ農科大学動物科学・獣医学部	有 (2)	2019年10月31日
フィリピン	カヴィテ州立大学獣医生命科学部	有 (2)	2020年 3 月13日
ドイツ	ベルリン自由大学	有 (2)	2018年 7 月 6 日
フランス	ヴェットアグロ スープ (フランス獣医学農学高等教育学校)	有 (3)	2015年 8 月25日
ポルトガル	トラス モンテス アルトデウオ大学獣医学部	有 (2)	2019年 2 月13日
トルコ	アフイヨン・コジャテペ大学		2020年 3 月21日
ベトナム	タイグエン農林大学動物科学・獣医学部	有 (2)	2018年10月 3 日
理工学研究科			
韓国	韓国沿岸生態学研究所 (海洋環形動物資源バンク)		2016年11月28日
台湾	国立台湾大学理学部	有 (3)	2019年 1 月19日
アメリカ合衆国	州立ニューヨーク・シティ大学エネルギー研究所		2015年11月30日
フランス	ピエール&マリー・キュリー大学 (パリ第6大学)	有 (3)	2017年 3 月31日
イタリア	フィレンツェ大学建築学科	有 (3)	2016年10月13日
スイス	西スイス応用科学技術大学	有 (3)	2017年 7 月 4 日
メキシコ	モンテレイ大学	有 (3)	2020年 4 月 1 日
医歯学総合研究科			
中国	徐州医科大学	有 (3)	2018年 5 月11日
インドネシア	ジェンパー大学医学部		2008年 3 月25日
ベトナム	ハノイ医科大学		2008年 5 月 9 日
タイ	プリンスオブソンクラーク大学医学部		2011年 3 月11日
ネパール	ネパールガンジ医科大学	有 (3)	2016年 7 月31日
国際島嶼教育研究センター			
韓国	済州研究院済州学研究センター		2019年 6 月10日

註) 学生交流覚書の有無欄の () 内は、交換留学生数の最大数を示す。

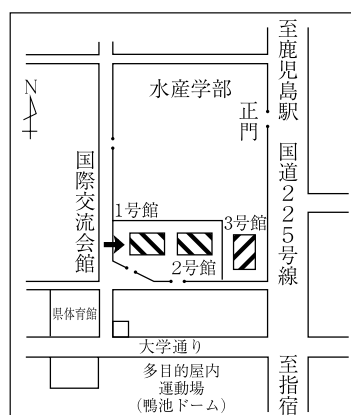
(3) 国際交流会館

所在地

〒890-0056

鹿児島市下荒田四丁目50番20号

☎ (099)252-7551



1号館



本学に在学する外国人留学生を寄宿させること及び国際交流の促進に資することを目的として昭和54年3月に設置されたものです。

区 分	室 数
単 身 室	35
夫 婦 室	3
家 族 室	2

2号館



本学に在学する外国人留学生及び本学において教育・研究に従事する外国人研究者を寄宿させること並びに国際交流の促進に資することを目的として平成6年3月に設置されたものです。

区 分	室 数
単 身 室	30
夫 婦 室	6(2)
家 族 室	4(2)

() 内は研究者用を内数で示す。

3号館



平成25年4月に新設されたもので、単身室が57室となっています。

(4) 外国人留学生の受入れ状況

出身国（地域）別（32か国・地域313名） ※山口大学連合獣医学研究科を含む

（令和2年5月1日現在）

地 域	国（地域）	法文学	教育学	理学	医歯学	工学	農学	水産学	共同獣医学部	連合農学研究科	グローバルセンター	合計	連合獣医学研究科
アジア地域	ミャンマー									2	1	2	1
	タイ					1	1	1		4	1	7	1
	マレーシア					8	1			1		10	0
	インドネシア	1			6	1	1			3	2	11	3
	フィリピン	1	1									1	1
	韓国	8	1	4	3	3	10	13	2	1	2	46	1
	ベトナム		1		1	3	21	12	6	4	11	43	18
	中国	50	12	1	8	3	27	15	6	1	14	136	3
	香港	1										1	0
	台湾	1						1	1			3	0
	ラオス									1		1	0
	ネパール				4	1						4	1
中近東地域	バングラデシュ				2			1	1	5	3	13	7
	スリランカ									5	3	3	3
アフリカ地域	トルコ		2							3	3	2	0
	エジプト											0	0
	タンザニア				2	2		1	1			3	3
	マラウイ									1	1	1	1
	ベナン							1	1			2	1
	エリトリア							1				1	0
ヨーロッパ地域	ウガンダ							1				1	0
	フランス	3										3	0
	スペイン	1										1	0
	ブルガリア	1	1									1	1
	タジキスタン	1	1									1	1
北米地域	ノルウェー							1				1	0
	アメリカ合衆国		1									1	0
南米地域	ブラジル	2	2			1			1	1	1	5	4
	ガイアナ									1	1	1	1
大洋州地域	オーストラリア					1						1	0
	フィジー						2	2				2	2
	ソロモン諸島							1	1			1	1
	バヌアツ									1	1	1	1
合計		70	6	20	1	11	0	21	4	51	0	58	16
								19	6	9	4	50	17
										1	1	310	55
												3	0

※塗りつぶしは内数で国費留学生を示す。

在籍別

（令和2年5月1日現在）

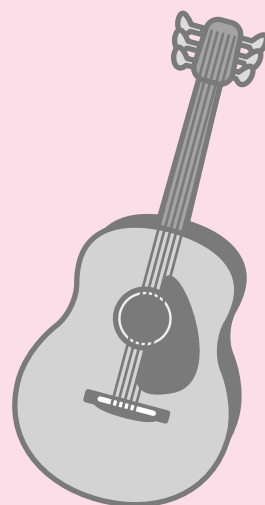
在籍身分	法文学	教育学	理学	医歯学	工学	農学	水産学	共同獣医学部	連合農学研究科	グローバルセンター	合計	連合獣医学研究科
大学院博士（博士後期）	4			8	1						8	1
〃	3	6		2	1			2	1	20	4	31
〃	2	1		1	2			4	1	15	6	23
〃	1	4		7	3	1			15	7		27
大学院修士（博士前期）	2	8	2	1	4	10	3	1	1		26	4
〃	1	9	1		5	13	1	3			39	2
学部	6							1			1	0
〃	5			1							1	0
〃	4	5			5	3	1	2	2		17	3
〃	3	6	1	2	13	4	1	2	1	1	29	2
〃	2	4	2	5	6	8	4	5	1		30	5
〃	1	4		3	12	14	6	3	1		36	7
研究生	5	1	1	1	2	4	1	1	1		15	3
特別研究学生							1				1	0
特別聴講学生	18	4	5	1		1	1				25	5
科目等履修生											0	0
日本語研修コース生										1	1	1
合計	70	6	20	1	12	0	21	4	51	0	57	16
							19	6	9	4	50	17
										1	1	310
											55	3
												0

※塗りつぶしは内数で国費留学生を示す。

※大学院連合農学研究科名の内訳：鹿大32（9）佐大11（4）琉大7（4）（）内は国費留学生を示す。

10 課外活動

10



10 課 外 活 動

課外活動は、正課以外に自発的に行う組織的な諸活動です。大学が課外活動を重視しているのは、大学教育における人間形成の上で大きな役割を期待しているからです。

本学にはこの課外活動に関係する施設として、「大学会館」「各種体育施設」や「学生サークル会館」が設置されています。

なお、大学における課外活動は高校とは大きく異なり、学生の自主性や自己責任が重んじられるため、個人での安全配慮や保険などの備えをしてください。



(1) 諸手続について

■ 団体の結成

学内で団体を結成するには、顧問教員（講師以上）、団体の責任者2名以上を定めて、所定の様式により学長の許可を得なければなりません。詳しくは、学生部学生生活課に問い合わせてください。

団体結成願

		年 月 日
鹿 児 島 大 学 長 殿		
責任者	____年度入学____学部	
氏 名	_____ ㊞	
責任者	____年度入学____学部	
氏 名	_____ ㊞	
学 内 (外) 団 体 結 成 願		
下記のとおり団体を結成したいので、許可くださるよう鹿児島大学 学生規則第9条の規定に基づきお願いします。		
記		
1. 団体の名称		
2. 団体の目的		
3. 会 員		
4. 規 約	別紙のとおり	
5. 活 動 場 所 (連絡先)		
6. 顧 問 教 員	所属学部	____学部
	氏 名	_____ ㊞

■ 団体員名簿の更新

団体は団体員名簿を毎年5月末日現在で更新し、6月末日までに学生部に届け出なければなりません。この届出のない団体は解散したものとみなすことがあります。

■ 団体の規約・出願事項の変更

団体の規約・出願事項を変更する場合は、団体結成願に準じて手続きをしてください。

■ 集会又は行事・遠征等の開催について

次に掲げる集会を開催する場合、集会責任者は、3日前迄に所定の様式により願い出て許可を得なければなりません。詳しくは、学生部学生生活課に問い合わせてください。

- ・授業又は学校の行事に支障をきたす時間に行う場合
- ・部外者を含む会合を行う場合（演奏会・対外試合等）
- ・学生大会等を行う場合

なお、演奏会等の集会を開催する場合は著作権の申請が必要です。

また、行事（合宿・遠征等）を行う場合も、所定の手続きをとらなければなりません。

集会願

年 月 日

鹿児島大学 長 殿

団体名
顧問教員 所属学部 学部
氏 名 氏 名 氏 名
責任者 年度入学 学部
氏 名 氏 名 氏 名

学 内 (外) 集 会 願

下記のとおり集会を開催したいので、許可くださるよう鹿児島大学
学生規則第13条及び第14条の規定によりお願いします。
なお、学内の諸規則を厳守し、秩序の維持に留意します。

記

1. 集 会 の 名 称
2. 主 催 団 体 名
3. 共催・参加団体名
4. 集会の目的（集会の内容も詳細に記入すること。）
5. 日 時 自： 年 月 日 () 時 分～ 時 分
至： 年 月 日 () 時 分～ 時 分
6. 会 場 名
7. 集会予定人員 名
8. 入場料・参加料等金銭徴収の有無 有 () 円 無
9. 純益金使途の内容

行事届

課 長 課長代理 係 長 係 員 学友会

年 月 日

鹿児島大学 長 殿

団体名
顧問教員 所属学部 学部
氏 名 氏 名 氏 名
責任者 年度入学 学部
氏 名 氏 名 氏 名

行 事 届

下記のとおり行事を行いますので、お届けします。

記

1. 行 事 等 の 名 称
2. 主 催 団 体 名
3. 共催・参加団体名
4. 場 所 (会場名)
5. 緊 急 連 絡 先
6. 日 時 自： 月 日 () 時 (集合日時)
至： 月 日 () 時 (解散日時)
7. 参 加 人 員 別紙名簿のとおり 計 名
8. 団体旅行申込 有 無
9. その他 (個人負担経費等)

(注) 計画表及び参加者名簿添付のこと。

■ 印刷物等の配布について

学内もしくはその付近で印刷物その他の物品を配布又は販売しようとする時は、前日までに所定の
手続きをとって許可を受けてください。

(2) 課外活動用具等の貸出

課外活動を行う場合に必要な用具を下記のとおり貸し出しています。貸出順位は団体優先となります。
なお、破損・紛失の場合は使用者の弁償となる場合もありますので、大切に扱ってください。

申 込		先	
学生部学生生活課		大学会館事務室	
品 目	数量	品 目	数量
キ ャ ン プ 用 具	2組	庭 ほ う き	5本
キャンプ用テント (登山用)	1組	土 間 ほ う き	5本
テ ン ト	1組	ス コ ッ プ	8本
ソ フ ト ボ ー ル 用 具	2組	く ま で	5本
液 晶 プ ロ ジ ェ ク タ ー	2台	ス ト ッ プ ウ ォ ッ チ	5個
		ハ ン ド マ イ ク	4個
		マイクアンプセット	1式
		マ イ ク ロ フ ォ ン	2本
		マ イ ク ス タ ン ド	3本
		ト ラ ン シ ー バ ー	3個
		U シ ー バ ー	15個
		デジタルハンディカム	2台
		テ ー ブ ル	10台
		折 り た た み 椅 子	30脚
		移 動 式 案 内 板	3台
		暗 幕	8枚
		掛 軸 (茶道用)	2巻
		リ ヤ カ ー	3台

(3) サークル（部・同好会）一覧

令和3年3月現在、郡元キャンパス120団体、桜ヶ丘キャンパス（医・歯学部生）70団体が、公認サークルとして活動しています。

郡元キャンパス

文化系（部）

No	サークル	部員数	顧問教員	No	サークル	部員数	顧問教員
1	演劇部 (テアトル火山団)	21	重井 徳貴 (理工学・工)	13	海外研究会	36	酒井 佑輔 (法文)
2	写真部	50	横山 春彦 (法文)	14	海洋生態研究会	27	小針 統 (水産)
3	美術部	14	清水 香 (教育)	15	生物研究会	15	富山 清升 (共通教育センター)
4	E.S.S. (英語会話研究部)	16	坂本 育生 (教育)	16	探検部	23	尾崎 孝宏 (法文)
5	放送研究会	21	農中 至 (法文)	17	園芸研究会	7	橋本 文雄 (農)
6	マルクス主義研究会	2	北崎 浩嗣 (法文)	18	茶道部 (表千家)	4	池田 徹 (理工学・工)
7	社会科学研究会	16	日隈 正守 (教育)	19	書道部	28	瀬筒 寛之 (教育)
8	法学研究会	32	松田 忠大 (法文)	20	華道部	10	柴田 健志 (法文)
9	教育科学研究会	2	横山 春彦 (法文)	21	新聞部	4	城戸 秀之 (法文)
10	哲学研究会	4	有倉 巳幸 (教育)	22	石笑会 (裏千家茶道同好会)	13	坂井 美日 (共通教育センター)
11	国際問題研究会	4	藤村 一郎 (共通教育センター)	23	将棋部	31	秦 浩起 (理工学・理)
12	学生心理学研究会	48	島 義弘 (教育)				

文化系（同好会）

No	サークル	部員数	顧問教員	No	サークル	部員数	顧問教員
1	音楽鑑賞会	24	古屋 保 (学術情報基盤センター)	18	文芸同好会 S o r a	12	竹岡 健一 (法文)
2	映画研究会	20	山本 雅史 (農)	19	シェイクスピアカルタ同好会	7	大和 高行 (法文)
3	ユースホステル同好会	50	坂本 育生 (教育)	20	第三文明研究会	5	宇都宮 敦浩 (臨床心理学)
4	奇術同好会	29	大園 博記 (法文)	21	里山生態研究会	23	鶴川 信 (農)
5	S F & ミステリー研究会	15	寺床 勝也 (教育)	22	F r e e S p o t	37	片野田 洋 (理工学・工)
6	釣研究会	62	安樂 和彦 (水産)	23	児童心理研究会	33	米田 孝一 (法文)
7	海洋研究部	35	寺田 竜太 (連合農学)	24	SATSUMA ロ ケ ッ ト 研 究 会	14	片野田 洋 (理工学・工)
8	天文同好会	51	中西 裕之 (理工学・理)	25	動物愛護サークル Animal Protection	83	中馬 猛久 (共同獣医)
9	百人一首同好会	31	丹羽 謙治 (法文)	26	よさこいサークル隼人	12	片桐 資津子 (法文)
10	マイクロコンピュータ研究会	6	田中 哲郎 (理工学・工)	27	さつま憲法勉強会	10	片野田 洋 (理工学・工)
11	ウォークキャンプ愛好会	45	廣瀬 真琴 (教育)	28	O a s i s	8	飯田 昌子 (法文)
12	漫画同好会	37	淵田 孝康 (理工学・工)	29	韓国文化同好会	12	鄭 芝淑 (共通教育センター)
13	野鳥研究会	28	井村 隆介 (共通教育センター)	30	乗り物研究会	11	半田 利弘 (理工学・理)
14	ウミガメ研究会	49	伊藤 奈賀子 (共通教育センター)	31	鳥人間同好会 Polco Volante	8	淵田 孝康 (理工学・工)
15	ロボット研究会	23	余 永 (理工学・工)	32	アプリ開発サークル	3	古屋 保 (学術情報基盤センター)
16	ボランティアサークルC	9	石田 智子 (法文)	33	薩摩琵琶同好会	1	寺床 勝也 (教育)
17	鹿児島野外活動 カウンセラー協会	63	福満 博隆 (共通教育センター)	34	KUS-鹿児島大学ユナイテッド応援サークル	20	中島 宏 (法文)

音楽系（部）

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	吹 奏 楽 団	80	樗木 直也 (農)	6	ジャズバンド部	46	トレマーコ・ジョン (共通教育センター)
2	ポリフォニー・コール (混声合唱団)	21	濱崎 孔一郎 (教育)	7	邦 楽 部	31	秦 浩起 (理工学・理)
3	管 弦 楽 団	63	齊藤 祐 (教育)	8	キ ッ ク ク ラ ス (ロ ッ ク 同 好 会)	71	上原 大祐 (法文)
4	ハ ー モ ニ カ バ ン ド	53	松田 忠大 (法文)	9	イデムチ(ギターとリコーダー とコントラバスの為のサークル)	19	津田 勝男 (農)
5	クラシックギタークラブ	43	内海 俊樹 (理工学・理)				

音楽系（同好会）

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	フォークソング同好会	81	枚田 邦宏 (農)	4	ニューミュージック愛好会	102	大久津 昌治 (農)
2	マ ン ド リ ン ク ラ ブ	11	近藤 和敬 (法文)	5	如 何 様 ラ イ ダ ー	69	太田 一郎 (法文)
3	フ ァ イ ブ エ イ セ ス (軽 音 楽 同 好 会)	30	西野 吉彦 (農)	6	ジ ャ ン ベ リ ー	29	西村 知 (法文)

体育系（部）

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	柔 道 部	17	與儀 幸朝 (教育)	15	卓 球 部	22	垣花 泰之 (医歯学総合)
2	剣 道 部	32	隅田 泰生 (理工学・工)	16	バ ド ミ ン ト ン 部	16	松井 智彰 (教育)
3	空 手 道 部	9	志田 惣一 (法文)	17	軟 式 庭 球 部	18	西野 吉彦 (農)
4	弓 道 部	13	中村 祐三 (理工学・工)	18	硬 式 庭 球 部	17	伊東 祐二 (理工学・理)
5	ボ ク シ ン グ 部	5	山口 泰平 (医歯学総合)	19	水 泳 部	24	池川 直 (教育)
6	少 林 寺 拳 法 部	7	片野田 洋 (理工学・工)	20	漕 艇 部	3	一谷 勝之 (農)
7	合 気 道 部	1	中尾 光博 (理工学・工)	21	ヨ ッ ト 部	7	萩野 誠 (法文)
8	サ ッ カ ー 部	34	前田 雅人 (教育)	22	カ ッ タ ー 部	25	山中 有一 (水産)
9	ラ グ ビ ー 部	34	浅野 陽樹 (教育)	23	陸 上 競 技 部	50	塗木 淳夫 (共通教育センター)
10	ハ ン ド ボ ー ル 部	25	川西 基博 (教育)	24	馬 術 部	19	三角 一浩 (共同獣医)
11	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部	36	瀬戸 房子 (教育)	25	自 動 車 部	20	佐藤 紘一 (理工学・工)
12	バ レ ー ボ ー ル 部	16	末吉 靖宏 (共通教育センター)	26	サ イ ク リ ン グ 部	20	中村 正幸 (農)
13	硬 式 野 球 部	29	内ノ倉 真吾 (教育)	27	軟 式 野 球 部	32	青山 究 (理工学・理)
14	準 硬 式 野 球 部	12	中川 昌之 (医歯学総合)	28	ウインドサーフィン部	21	西村 悠樹 (理工学・工)

体育系（同好会）

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	ワンダーフォーゲル同好会	23	中村 啓彦 (水産)	11	居 合 道 同 好 会	10	榎原 良太 (法文)
2	サ ッ カ ー 同 好 会 (十 期 F . C .)	38	枚田 邦宏 (農)	12	アメリカンフットボール部	45	熊澤 典良 (理工学・工)
3	軟式庭球同好会	40	植本 幸子 (法文)	13	陸 上 競 技 愛 好 会 G O N A × 2	62	小江 和樹 (教育)
4	ソフトボール同好会	34	柿沼 太郎 (理工学・工)	14	ハ ン ド ボ ー ル 同 好 会	38	石塚 孔信 (法文)
5	卓 球 同 好 会	54	坂巻 祥孝 (農)	15	ラ ク ロ ス 同 好 会	10	阿部 純一 (法文)
6	バスケットボール同好会	29	下園 幸一 (学術情報基盤センター)	16	カ バ デ ィ 同 好 会	18	渡邊 弘 (共通教育センター)
7	バ レ ー ボ ー ル 同 好 会	84	有家 雄介 (教育)	17	Z e e	31	黒光 貴峰 (教育)
8	ス ポ ー ツ 愛 好 会	14	宮田 健 (農)	18	陸上サークル Landmark	53	伊藤 奈賀子 (共通教育センター)
9	ダンスサークル	79	栗和田 隆 (教育)	19	水 泳 同 好 会	20	今井 裕 (共通教育センター)
10	フットサル同好会 に 一 ず	33	森 邦彦 (学術情報基盤センター)	20	グローバルフットサル	19	村山 陽平 (共通教育センター)

桜ヶ丘キャンパス

医学科

体育系

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	鹿児島大学医学部 サッカー部	21	橋元 慎一 (医歯学総合)	15	鹿児島大学医学部 卓球部	36	垣花 泰之 (医歯学総合)
2	鹿児島大学桜ヶ丘 ラグビー部	15	加治 建 (医歯学総合)	16	鹿児島大学医学部 歯学部ハンドボール部	27	大塚 隆生 (医歯学総合)
3	鹿児島大学医学部 硬式庭球部	50	橋口 照人 (医歯学総合)	17	鹿児島大学医学部 ウインドサーフィン部	32	吉本 幸司 (医歯学総合)
4	鹿児島大学医学部 軟式庭球部(男子)	16	速見 浩士 (医歯学総合)	18	鹿児島大学医学部 ゴルフ部	42	小林 裕明 (医歯学総合)
5	鹿児島大学医学部 軟式庭球部(女子)	7	速見 浩士 (医歯学総合)	19	鹿児島大学医学部 歯学部フットサル部	51	垣花 泰之 (医歯学総合)
6	鹿児島大学医学部 柔道部	7	堀内 正久 (医歯学総合)	20	鹿児島大学医歯学部 陸上競技部	54	宮田 篤郎 (医歯学総合)
7	鹿児島大学医学部 歯学部剣道部	9	未定	21	鹿児島大学医学部 歯学部合気道部	20	岸田 昭世 (医歯学総合)
8	鹿児島大学医歯学部 弓道部	25	吉浦 敬 (医歯学総合)	22	鹿児島大学桜ヶ丘 水泳部	36	嶽崎 俊郎 (医歯学総合)
9	鹿児島大学医歯学部 空手道部	13	中村 雅之 (医歯学総合)	23	鹿児島大学医学部 山岳部	31	金藏 拓郎 (医歯学総合)
10	鹿児島大学医学部 男子バレーボール部	20	古川 龍彦 (医歯学総合)	24	鹿児島大学医学部 準硬式野球部	38	西尾 善彦 (医歯学総合)
11	鹿児島大学医学部 女子バレーボール部	9	古川 龍彦 (医歯学総合)	25	鹿児島大学 サーフィン同好会	42	柴田 昌宏 (医歯学総合)
12	鹿児島大学医学部 男子バスケットボール部	13	上野 真一 (医歯学総合)	26	鹿児島大学医学部 ダンスサークル	30	柴田 昌宏 (医歯学総合)
13	鹿児島大学医学部 女子バスケットボール部	16	上野 真一 (医歯学総合)	27	鹿児島大学体操部	3	岸田 昭世 (医歯学総合)
14	鹿児島大学医学部 バドミントン部	45	石塚 賢治 (医歯学総合)				

文化系

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	鹿児島大学医学部 社会医学研究会	37	嶽崎 俊郎 (医歯学総合)	7	鹿児島大学プライマリ・ ケアサークル KAAN	43	大脇 哲洋 (医歯学総合)
2	鹿児島大学 漢方医学研究会	18	橋口 照人 (医歯学総合)	8	鹿児島大学医学部 国際交流サークル	72	金藏 拓郎 (医歯学総合)
3	鹿児島大学医学部 歯学部裏千家茶道部	32	小林 裕明 (医歯学総合)	9	鹿児島大学うた部	24	堀内 正久 (医歯学総合)
4	鹿児島大学医学部歯学部 合同軽音楽部 FAWN MATES	41	杉浦 剛 (医歯学総合)	10	鹿児島大学医歯学管弦楽部	25	岸田 昭世 (医歯学総合)
5	鹿児島大学医学部 美術部	7	小賤 健一郎 (医歯学総合)	11	ぬいぐるみ病院	22	嶽崎 俊郎 (医歯学総合)
6	鹿児島大学医学部 歯学部着装礼法部	14	小林 裕明 (医歯学総合)	12	鹿児島大学ジャズ研究会	3	岸田 昭世 (医歯学総合)

保健学科

体育系

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	aula	12	木山 良二 (医)				

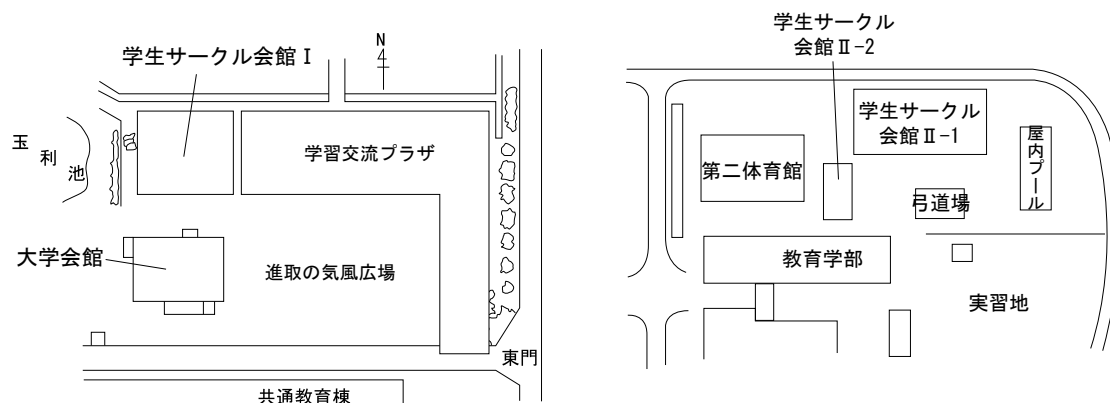
文化系

No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員	No	サ ー ク ル	部員数	顧問教員
1	医学部芸術集団「手」	41	田平 隆行 (医)	3	HMV ボランティアサークル「H」 (アッシュ)	9	中俣 直美 (医)
2	医学部保健学科サークル ピア☆びあ☆かごしま	17	兒玉 慎平 (医)	4	地域ボランティアア サークル かすみそう	10	兒玉 慎平 (医)

歯学部

No	サ　　ー　　ク　　ル	部員数	顧問教員	No	サ　　ー　　ク　　ル	部員数	顧問教員
1	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 男子バスケットボール部	10	田 口　則 宏 (医歯学総合)	14	鹿 児 島 大 学 医 歯 学 部 弓 道 部	12	野 添　悦 郎 (医歯学総合)
2	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 女子バスケットボール部	15	田 口　則 宏 (医歯学総合)	15	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 柔 道 部	5	松 口　徹 也 (医歯学総合)
3	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 男子バレーボール部	16	齊 藤　充 (医歯学総合)	16	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 剣 道 部	6	西 村　正 宏 (医歯学総合)
4	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 女子バレーボール部	13	齊 藤　充 (医歯学総合)	17	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 水 泳 部	9	田 松　裕 一 (医歯学総合)
5	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 男子硬式庭球部	23	中 村　典 史 (医歯学総合)	18	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 陸 上 競 技 部	5	宮 脇　正 一 (医歯学総合)
6	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 女子硬式庭球部	25	中 村　典 史 (医歯学総合)	19	鹿 児 島 大 学 歯 科 医 療 研 究 会	24	於 保　孝 彦 (医歯学総合)
7	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 男子軟式テニス部	18	南　弘 之 (医歯学総合)	20	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 管 弦 楽 部	6	西 村　正 宏 (医歯学総合)
8	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 女子軟式テニス部	18	南　弘 之 (医歯学総合)	21	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 空 手 道 部	4	菊 地　聖 史 (医歯学総合)
9	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 バドミントン部	9	中 村　典 史 (医歯学総合)	22	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 国 際 交 流 部	17	後 藤　哲 哉 (医歯学総合)
10	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 サ ッ カ ー 部	17	佐 藤　友 昭 (医歯学総合)	23	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 ゴ ル フ 部	42	田 松　裕 一 (医歯学総合)
11	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 フ ッ ト サ ル 部	31	杉 村　光 隆 (医歯学総合)	24	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 ラ グ ビ ー 部	11	後 藤　哲 哉 (医歯学総合)
12	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 卓 球 部	17	中 田　匡 宣 (医歯学総合)	25	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 準 硬 式 野 球 部	15	後 藤　哲 哉 (医歯学総合)
13	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 ボ ウ リ ン グ 部	19	西 村　正 宏 (医歯学総合)	26	鹿 児 島 大 学 歯 学 部 軽 音 楽 部 FAWN MATES	15	杉 浦　剛 (医歯学総合)

(4) 課外活動等施設



■ 大学会館

大学会館は、学生相互並びに学生と教職員間の人間関係を緊密にし、かつ学生の教養を高め、豊かな人間性・社会性を涵養するための課外活動を盛んにし、また、その厚生福祉に寄与することを目的とする学生の教室外における生活の中心的な施設です。

使用の際、音楽鑑賞室・会議室・和室・ホール・音楽練習室等は、所定の使用申込書により手続が必要です。手続は、大学会館1階事務室で行っていますが、詳細については早めに尋ねてください。

建物等の名称や用途は次表のとおりです。大学会館規則等に基づき十分活用してください。



階別	施設名	用途
1	軽食堂（ガロア）	喫茶、食事
	理髪室	理髪
2	共用談話室	休憩、談話
	音楽鑑賞室	音楽鑑賞
	会議室（1・2）	会議、研究会等
3	和室（1～5）	会議及び邦楽、茶道、華道等の練習
4	ホール	音楽会、講演会、研究会等
	音楽練習室（1・2）	音楽等練習

■ 学生サークル会館Ⅰ



(利用サークル)

奇術同好会
国際問題研究会
茶道部
E. S. S.

華道部
教育科学研究会
石笑会
社会科学研究会

新聞部
マルクス主義研究会
法学研究会
哲学研究会

管弦楽団
映画研究会
放送研究会
ワンダーフォーゲル同好会

イデムチ
天文同好会
音楽鑑賞会
海外研究会

S F & ミステリー研究会
探検部
ユースホステル同好会
ジャズバンド部

■ 学生サークル会館Ⅱ



(利用サークル)

キックス
ニューミュージック愛好会
サイクリング部
ヨット部
自動車部
軟式庭球部
硬式庭球部
準硬式野球部

ファイブエイセス
漕艇部
卓球部
硬式野球部
ハンドボール部
サッカー部
バスケットボール部

フォークソング同好会
山岳部
バドミントン部
水泳部
陸上競技部
バレーボール部
ラグビー部

邦楽部
吹奏楽団
ボクシング部
美術部
海洋研究部
ポリフォニー・コール
書道部
少林寺拳法部

マンドリンクラブ
クラシックギタークラブ
空手道部
漫画同好会
園芸研究会
生物研究会

合気道部

ハーモニカバンド
演劇部
写真部
ウォークキャンプ愛好会
マイクロコンピュータ研究会
野鳥研究会

■ 建物使用サークル

サークル名	施設名
学生心理学会	教育学部心理学教室
柔道部	武道館（教育学部）
剣道部	〃
弓道部	弓道場（教育学部）
海洋生態研究会	水産学部サークル棟
釣研究会	〃
ウミガメ研究会	〃
カッター部	〃
馬術部	馬房（農学部）

■ 体育施設

課外活動に使用している体育施設等は、次のとおりです。

所在地	体育施設等	管理部局	種 目
郡元地区	陸上競技場（400m）	教 育 学 部	陸上競技
	球 技 場		サッカー・ラグビー・ハンドボール
	テ ニ ス コ ー ト		硬式庭球・ソフトテニス
	室 内 プ ー ル		水泳
	第 1 体 育 館		体操・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・バドミントン
	武 道 館		柔道・剣道
	第 2 体 育 館	共通教育センター	卓球・バスケットボール・バレーボール・バドミントン・トレーニング
桜ヶ丘地区	桜ヶ丘グラウンド	医 学 部	準硬式野球・サッカー・ラグビー
	テ ニ ス コ ー ト		硬式庭球・ソフトテニス
	桜 ヶ 丘 体 育 館		バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・ハンドボール等
	課 外 活 動 施 設		柔道・剣道・空手道・合気道
	弓 道 場		弓道
	弓 道 場		弓道
郡元地区	馬 房（厩舎）	学 生 部	馬術
	磯 海 岸		ボート
磯 海 岸	磯 艇 庫		硬式野球
桜ヶ丘地区	亀 ヶ 原 運 動 場		カッター
鴨池臨海地	鴨 池 艇 庫	水産学部	

体育施設の使用については、管理部局の学生係（学生支援係）、学生部は学生生活課へ相談してください。

(5) 九州地区国立大学共同研修施設

九州地区国立大学の学生及び教職員が共同で利用するために設けられた研修施設として「九重共同研修所」があります。

この施設を大いに利用して有意義な学生生活を過ごしてください。

九重共同研修所

所在地：(〒879-4912) 大分県玖珠郡九重町湯坪字八丁原600-1

☎ (0973) 79-2617

■ 申込資格

- イ. 九州地区国立大学の学生又は教職員であって、5人以上の団体であること。
- ロ. 研修計画と責任者が明確であること。
- ハ. 利用期間は原則として木曜日から翌週月曜日の宿泊までの1泊2日以上4泊5日以内であること。(火・水曜日休館)
- ニ. 九州地区国立大学の学生・教職員以外の人は、本研修所の特別許可を受けなければならないこと。

■ 申込み方法

利用を希望する団体は、原則2か月前～15日前までに学生部教務課総務係に利用申込書等を提出してください。

■ その他

詳細については、学生部教務課総務係(099-285-7316)に問い合わせてください。

(6) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立青少年交流の家・国立青少年自然の家

全年齢期の青少年及び青少年教育関係者を受け入れて教育的支援を行うとともに、国立青少年交流の家ではボランティア活動や勤労体験といった交流体験を中心とした教育プログラムの企画・実施、国立青少年自然の家では野外活動や環境学習といった自然体験を中心とした教育プログラムの企画・実施が行われています。

なお、国立青少年交流の家は全国に13か所、国立青少年自然の家は14か所設置されています。

国立大隅青少年自然の家の利用案内

1. 利用申込み

2人以上であれば、大学でのゼミやサークルなど小グループでの利用もできます。1か月前までにお電話ください。

2. 施設の概要

本館 学習室 約100人 2部屋、学習室 約60人 1部屋、学習室 約50人 2部屋
学習室(和室) 30人 1部屋、茶室、プレイホール、クラフト室

いろり庵、太陽の家(バリアフリーロッジ)、キャンプ場、新城海の家

※野外でのバーベキュー、海でのカヌー体験、プレイホールでのクライミング活動が大人気です。また、レストランもとてもおいしいと大好評です。

3. 利用できない日

年末年始(12月28日～1月4日)

その他、当施設の行事及び工事等でご利用いただけない場合がありますので、お電話でお問合せください。

4. 経 費

施設使用 青少年団体は無料

ただし、一般の宿泊を伴う施設利用については1人1泊あたり810円が必要となります。

また、活動プログラムによっては、有料となるものがあります。

講師室は下記料金でご利用いただけます。

部屋名	料金	定員
講師室1・2	1,630円（1人1泊あたり）	1人
講師室3・4・5・6	1,220円（1人1泊あたり）	2人

シーツ等洗濯費用（3泊4日まで）300円

食事代 朝食 480円 昼食 610円 夕食 720円 ※その他、各種弁当もあります。

連絡先 〒891-2396 鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

T E L (0994) 4 6 - 2 2 2 2

F A X (0994) 4 6 - 2 5 4 0

5. ボランティア活動

当施設で行うボランティア養成研修を受講すると、各種教育事業のボランティアに参加することができます。ボランティアに参加する際は、垂水港と自然の家間の送迎をします。また、交通費を当施設から支給します。

■国立青少年交流の家・国立青少年自然の家一覧

	施 設 名	電 話 番 号	住 所
国立青少年交流の家	国立大雪青少年交流の家	0166(94)3121	北海道上川郡美瑛町
	国立岩手山青少年交流の家	019(688)4221	岩手県滝沢市後
	国立磐梯青少年交流の家	0242(62)2530	福島県耶麻郡猪苗代町
	国立赤城青少年交流の家	027(289)7224	群馬県前橋市富士見町
	国立能登青少年交流の家	0767(22)3121	石川県羽咋市柴垣町
	国立乗鞍青少年交流の家	0577(31)1013	岐阜県高山市岩井町
	国立中央青少年交流の家	0550(89)2020	静岡県御殿場市中畑
	国立淡路青少年交流の家	0799(55)2695	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町
	国立三瓶青少年交流の家	0854(86)0319	島根県大田市山口町
	国立江田島青少年交流の家	0823(42)0660	広島県江田島市江田島町
	国立大洲青少年交流の家	0893(24)5175	愛媛県大洲市北只
	国立阿蘇青少年交流の家	0967(22)0811	熊本県阿蘇市一の宮町
	国立沖縄青少年交流の家	098(987)2306	沖縄県島尻郡渡嘉敷村
国立青少年自然の家	国立日高青少年自然の家	01457(6)2311	北海道沙流郡日高町
	国立花山青少年自然の家	0228(56)2311	宮城県栗原市花山
	国立那須甲子青少年自然の家	0248(36)2331	福島県西白河郡西郷村
	国立信州高遠青少年自然の家	0265(96)2525	長野県伊那市高遠町
	国立妙高青少年自然の家	0255(82)4321	新潟県妙高市大字関山
	国立立山青少年自然の家	076(481)1321	富山県中新川郡立山町
	国立若狭湾青少年自然の家	0770(54)3100	福井県小浜市田島区
	国立曾爾青少年自然の家	0745(96)2121	奈良県宇陀郡曾爾村
	国立吉備青少年自然の家	0866(56)7231	岡山県加賀郡吉備中央町
	国立山口徳地青少年自然の家	0835(56)0113	山口県山口市徳地船路
	国立室戸青少年自然の家	0887(23)2313	高知県室戸市元乙
	国立夜須高原青少年自然の家	0946(42)5811	福岡県朝倉郡筑前町
	国立諫早青少年自然の家	0957(25)9111	長崎県諫早市白木峰町
	国立大隅青少年自然の家	0994(46)2222	鹿児島県鹿屋市花里町

(7) ユースホステル

若いうちにだれもがもつ大きな夢の一つに“旅”があります。

見知らぬ土地への憧れ、遠い国への思い……

ユースホステルは、青少年が安心して快適でしかも経済的に安い費用で利用できる旅の宿です。

ユースホステルでは、豊かな自然の中での生活体験を通して、自主性をもって行動するので、自然と自立性が養われます。国際的な施設ですから、いろいろな国々の人々が宿泊します。そこでは、国際的な交流がはかられ、異文化にふれることができ、国際理解に役立ちます。

ユースホステルは、泊まり合わせた様々な人々と友好を深め、旅の情報を交換しあい、よい人間関係を結べるような環境になっております。

ユースホステルでは、マネージャー（又はペアレントと呼ぶ管理者）が青少年のための良き相談相手となり、付近の地理、風物、文化、産業、歴史などを学べるように努めております。

ユースホステルは、一人旅から家族、グループ、学校のゼミ、修学旅行までいろいろな形の利用ができるようになっております。

なお、現在では全国に200か所のユースホステルがあり、宿泊料金は1泊3,500円前後（2食付で5,500円程度）です。

■ ユースホステルの利用

ユースホステル（YHと略す）を利用するには、個人の場合、会員の手续が必要です。

簡単な手続で1年間有効の会員証が取得できます。会員証は世界共通で国内だけでなく世界80か国3,600か所のYHが利用できます。（会費19歳以上で2,500円）。

団体・グループ利用の場合

団体パスの交付（世界共通）－発行から1年間有効－会費5,000円

青少年団体、各種団体（趣味グループも含む）等、日常活動している団体で、一定の連絡住所がある団体については、1枚の会員証（団体パス）でYHの利用が可能です。

構成メンバー 10名以上（利用も10名以上で）

※詳細については、鹿児島大学生生活協同組合（スタディサポート）に問い合せてください。

11 学習交流プラザ

11



11 学習交流プラザ

学習交流プラザは、学生、教職員等が相互に交流を深めることにより、学生の進取の精神を育み、活気ある交流と情報交換を促進することを目的として、平成25年8月に竣工しました。

学習交流プラザには、飲食しながら学習できるラウンジやグループ学習室など多様な学習形態に対応したスペースが設けられています。また、学生の自学自習をサポートするため書店や売店も併設されています。



(1) 施設名及び用途

階別	施設名	用途
1 階	ライフサポート	売店
	フードコーナー	軽食・喫茶等
	学習ラウンジ1	学習、休憩、談話等
	スタディサポート	文具、書籍、福利厚生関連商品の販売等
2 階	学習ラウンジ2	学習、休憩、談話等
	学習ラウンジ3	学習、休憩、談話等
	学習交流ホール	学習、講演会、研修、会議等
	グループ学習室	学習、研修、会議等
中2階	学習ラウンジ4	学習、休憩、談話等

(2) 使用時間及び休館日

(1) 使用時間

午前 8 時 30 分から午後 9 時まで

(2) 休館日

ア 日曜日・祝日

イ 夏季休業日（8月の盆休み）

ウ 冬季休業日（年末・年始）

(3) 使用手続

学習交流ホール、グループ学習室の使用については、あらかじめ使用願を学生部学生生活課学生企画係に提出してください。

営業時間は令和元年11月時点のものであり、変更となる場合があります。

フードコーナー（軽食・喫茶等）：写真右

営業時間 カフェ 10：00～18：30

キッチン 11：00～15：00

※平日のみの営業になります。



ライフサポート（売店）：写真左

営業時間 8：00～20：00（平日）

11：00～14：00（土曜日）

スタディサポート（文具、書籍、旅行受付等）：写真右

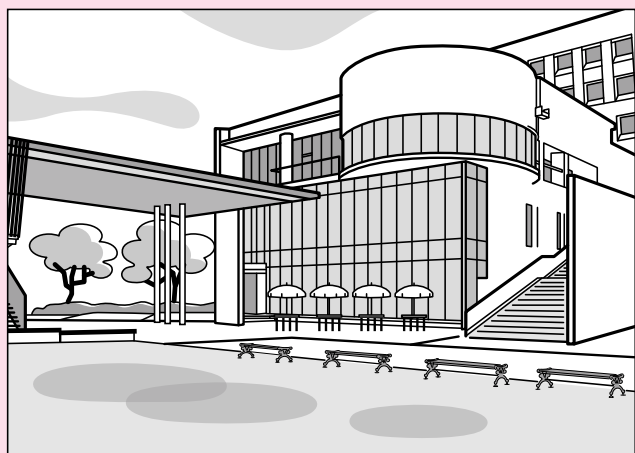
営業時間 8：00～19：00（平日）

※平日のみの営業になります。



12 稻盛記念館

12

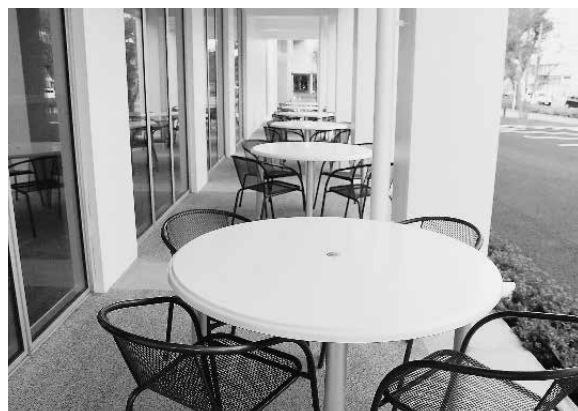


12 稲盛記念館

稲盛記念館は、稲盛和夫名誉博士の哲学を学び、知の創造を刺激する場として建設され、国際社会で活躍する有為な人材の育成と地域・産業界との連携を目指すことを目的としています。

稲盛記念館には、稲盛和夫名誉博士の歩みや功績、京都賞に関する内容を紹介映像やパネル、展示物などで紹介しています。

また、IT コンセントを利用できる席や一人でも利用できるカウンター席、グループでも利用できるテーブル席など多様な学習形態に対応したスペースが設けられています。



(1) 施設名及び用途

階別	施設名	用途
1 階	フードコート	飲食・喫茶等、学習、休憩、談話等
	IT PLAZA	学習、休憩、談話等
2 階	レストラン	飲食
	カフェ	軽食・喫茶等
3 階	会議室	講演会、研修、会議等
	ファカルティラウンジ	講演会、研修、会議等
	京都賞ライブラリー	学習、研修
階段	稲盛ライブラリー	学習、研修

(2) 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

【開館時間】 10 時 00 分～ 17 時 00 分

※ 1 階フードコート、2 階レストランは時間帯が違います。

(2) 休館日

【休館日】 日曜日、祝日

※ 1 階フードコートは日曜日

※ 年末年始臨時休館あり

※ 2 階レストランは、日曜日・祝日も営業しています。

※ 上記以外に、学校行事（入学試験等）により使用できない日があります。

【1 階】



フードコート（軽食・喫茶等）114席
営業時間：10：30～19：00（平日・祝日）
10：30～15：00（土曜日）



IT PLAZA（学習、休憩、談話等）54席
開館時間：10：00～17：00

【2 階】



レストラン（飲食）96席
営業時間：11：00～15：00（昼）
17：00～21：00（夜）



京都賞ライブラリー
開館時間：10：00～17：00

【階段】



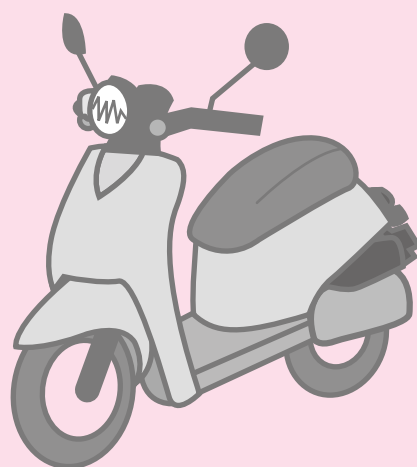
稲盛ライブラリー
開館時間：10：00～17：00



13

学内交通規制 及び交通事故防止

13



13 学内交通規制及び交通事故防止

(1) 交通規制について

近年、通学に自動車及びバイクの利用者が非常に多くなっており、交通事故や騒音問題もそれに伴い増加の傾向にあります。

従って通学には公共の交通機関を利用してください。

■ 郡元地区の交通規制

郡元地区では、原則として片道10km以上の通学者に対して自動車での入構を許可しています。(自動車によらなければ通学が困難な学生は、通学距離にかかわらず許可しています。)

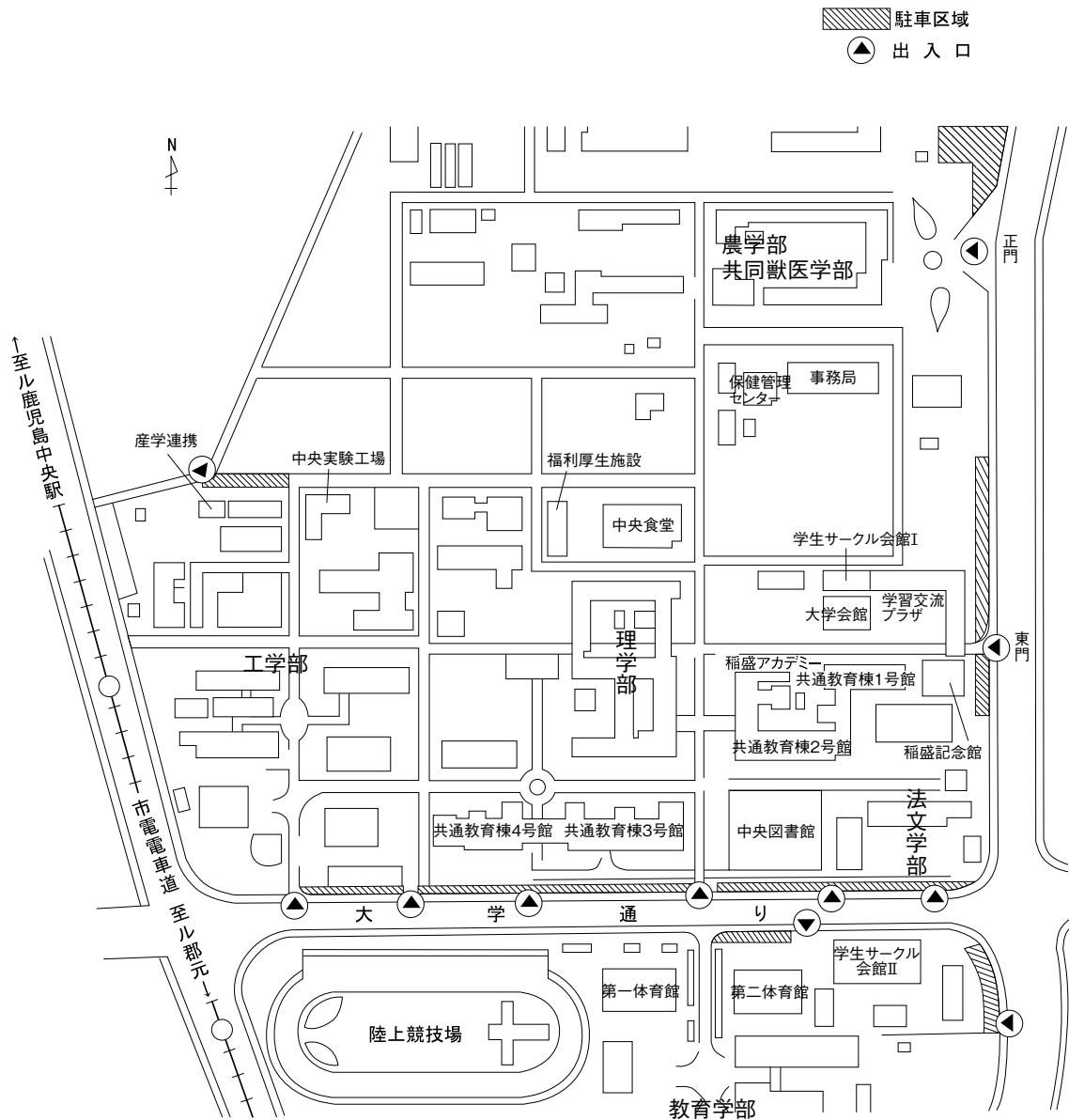
自動車で通学を希望する場合は、あらかじめ各学部の教務係又は学生係に入構許可申請を行い、入構許可証の交付を受け、必ずその自動車に掲示することになっています。

また、郡元地区では、学内の交通安全と教育・研究環境を保持するため、パスカード方式による構内の交通規制を行っています。パスカードの購入手続きについては、担当係へ問い合わせてください。構内では下記の事項を遵守してください。(許可車以外の入構はできません)

(遵守事項)

- ① 歩行者の安全を第一とし、構内に設置されている道路標識及び標示に従うこと。
- ② 構内の運行速度は20km/h以下とすること。
- ③ 駐車場はそれぞれ所属学部等専用として指定されているので、各自所定の場所に駐車すること。
なお、バイクは専用駐車場(次ページ参照)に駐車すること。大学周辺の一般道路や民家周辺への不法な駐車は、大学と学生に対する市民の信頼を損なうだけでなく、地域住民の生活と安全に重大な支障を生じさせることとなるので、絶対にしてはいけません。
なお、駐車禁止区域等へ駐車したものは、駐車違反となり罰せられます。
- ④ 出構時までは自動車及びバイクの移動を行わないこと。
- ⑤ 自動車については、入構許可証を自動車のルームミラー裏側に貼付すること。
- ⑥ 本学の行事又は緊急事態等に際して臨時に車両(自動車、バイク及び自転車)の運行を規制する時はそれに従うこと。
- ⑦ 長期間構内や駐輪場などに放置された車両は、一定の警告期間を経た後、撤去・処分される場合があります。

一郡元地区 バイク用駐車場



■ 桜ヶ丘地区の交通規制

桜ヶ丘地区には、学生専用駐車場が設置されていますが、駐車台数が制限されているため、パスカードで入構するシステムになっています。通学には公共の交通機関を利用し、マイカーでの通学はできるだけ自粛してください。

遠方等によりやむを得ずマイカー通学を希望する場合は、事前に学務課に申し出て指示に従ってください。

■ 下荒田地区の交通規制（水産学部）

下荒田地区では、車の入構はパスカード方式により実施しています。

入構許可は、原則として片道4km以上の通学者に限りますので、四輪車で通学する場合は、指定された期間に学生係に申し出て指示に従ってください。

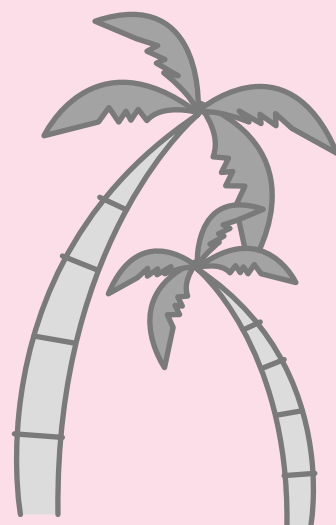
なお、パスカードの再発行はしませんので、保管には十分注意してください。

(2) 交通事故の防止

学内外において、自動車・バイクによる交通事故が多発しています。ひとたび事故が起これば、被害者・加害者を問わず、また、本人だけでなく家族にとっても、精神的・経済的に多大の負担が生じます。交通事故が起きないように自動車やバイクの運転には十分注意を払ってください。

なお、万一不幸にして交通事故を起こした場合は、必要な処置をとったあと、速やかに担任教員又は学生部学生生活課・各学部の教務係又は学生係（学生支援係）に連絡してください。

14 共通教育センター (共通教育)



14 共通教育センター(共通教育)



共通教育センターは、みなさんが入学直後から学ぶ「初年次教育科目」、「グローバル教育科目」及び「教養教育科目」を企画・実施するセンターです。

また、みなさんが入学前に他の大学等で修得した単位（既修得単位）の認定や外国語技能審査合格者の単位認定などのほか、カリキュラム・時間割の作成や履修指導なども共通教育センターが行っています。

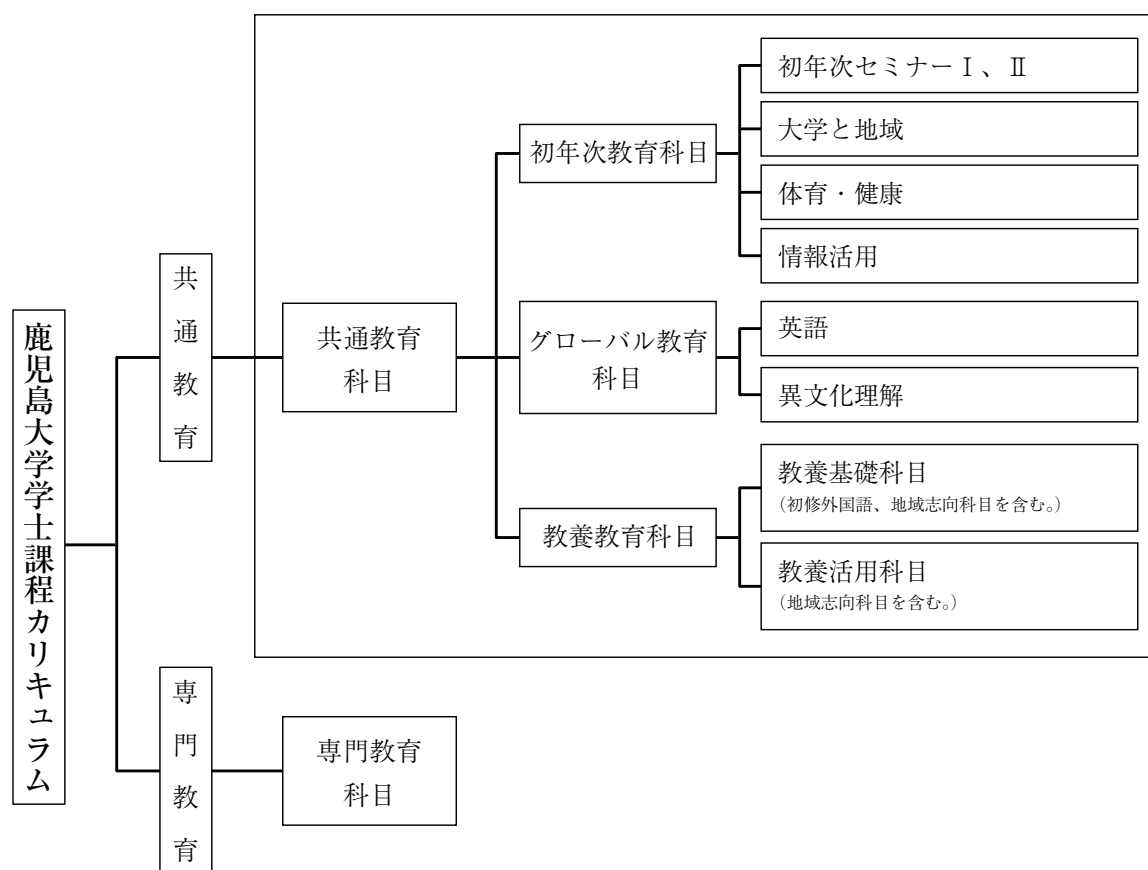
1 鹿児島大学の教育課程と共通教育の概要

鹿児島大学は、大学憲章において、「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす。」と明示しています。特に、教育に関しては、「学生の潜在能力の発見と適性の開花に努め、幅広い教養教育と高度な専門教育を行うとともに、地域の特性を活かした進取の気風を養う。真理を愛し、高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する。」ことに取り組んでいます。そのために、鹿児島大学では4(6)年一貫教育体制のもとで、共通教育と専門教育との相互の有機的な連携を図りつつ、地域社会との協力や国際化にも対応する視点をもって、総合大学としての幅広い教育を進めます。

鹿児島大学の教育課程は、共通教育における共通教育科目と専門教育における専門教育科目で構成されています。共通教育科目は共通教育センターで企画・運営されており、全学部教員による支援体制のもとで、初年次教育科目、グローバル教育科目、教養教育科目で構成しています。初年次教育科目は、大学での学び方の特徴や大学と地域との関わりを理解し、自主自律的に学び続けるための基盤となる思考法や学修技術、自己管理能力を身につけるための科目です。グローバル教育科目は、グローバル化が進む社会で貢献するための基盤となる語学力や異文化を理解する能力を育てるための科目です。そして、教養教育科目は、地域や国際社会における課題を発見し、追究、解決することを通して社会に貢献できる能力を養成するための科目です。

なお、共通教育科目として2年次以上を対象とした「高度共通教育科目」が開講されます。

専門教育科目は、各学部の専門的な知識や技能を修得するとともに、豊かな人間性、論理的な思考力や課題解決能力などを養成するための科目です。



2 共通教育の教育目標と編成・実施方法

(1) 共通教育の教育目標

鹿児島大学共通教育では、鹿児島大学憲章と鹿児島大学教育目標に基づき、次のような教育目標を設定します。

理 念	教 育 目 標
1. 自己理解	①自身の関心・能力・価値観を踏まえて行動できる。 ②必要な知識・技能の獲得に向けて行動できる。
2. 情報収集・精査・統合	①必要な情報を収集できる。 ②集めた情報を信頼性や必要性に基づき精査できる。 ③個別の知識を統合して課題の解決策を提案できる。
3. 論理的思考	①幅広い視野から課題の解決策を考えることができる。 ②多様な情報の信頼性を論理的に説明できる。 ③自分の考えを論理的に話し、書くことができる。
4. 科学的思考	①科学的根拠に基づく仮説を立てることができる。 ②事実やデータに基づき、仮説を検証できる。
5. 倫理	①社会生活の基盤となる倫理について、考えを述べられる。 ②倫理を弃えた表現、行動ができる。
6. 実践	①状況に応じた方法で必要な行動ができる。 ②課題の解決に向けて主体的に行動できる。
7. 他者との協働	①自身の責任や立場を理解し、自覚的に行動できる。 ②他者と協力して課題の解決を図ることができる。

(2) 共通教育の編成・実施方法

共通教育では、「初年次教育科目」、「グローバル教育科目」及び「教養教育科目」を開設し、教育目標の達成を目指します。それぞれの科目や分野は以下のとおりです。

○「初年次教育科目」

- (A) 大学での学修に必要となる自主自律的な学び方の修得を主な目的として、「初年次セミナーⅠ」と「初年次セミナーⅡ」を設けます。教育目標のうち、特に、自己理解、論理的思考、科学的思考、他者との協働の達成を目指します。
- (B) 地域における知の拠点としての鹿児島大学において学修する意義を明確にし、地域貢献に関する意識の向上を主な目的として、「大学と地域」を設けます。教育目標のうち、特に、情報収集・精査・統合、論理的思考の達成を目指します。
- (C) 心身の育成や健康の管理法の修得を主な目的として、「体育・健康（理論）」と「体育・健康（実習）」を設けます。教育目標のうち、特に、自己理解、実践の達成を目指します。
- (D) 情報に関する基本的・実践的な学修技術の修得を主な目的として、「情報活用」を設けます。教育目標のうち、特に、科学的思考、実践の達成を目指します。

○「グローバル教育科目」

- (E) 文化の異なる他者とのコミュニケーション能力を高めるとともに、異文化の理解を主な目的として、「英語」と「異文化理解」を設けます。教育目標のうち、特に、自己理解、論理的思考の達成を目指します。

○「教養教育科目」

- (F) 幅広い視野や思考力の育成などを主な目的として、「教養基礎科目」に2つの分野（「人文・社会科学」と「自然科学」）を設けます。教育目標のうち、特に、論理的思考、科学的思考、倫理の達成を目指します。
- (G) 地域社会や環境問題など現代社会が抱える諸問題について、課題を発見する能力や解決する能力の育成を主な目的として、「教養活用科目」に2つの分野（「統合Ⅰ」と「統合Ⅱ」）を設けます。教育目標のうち、特に、自己理解、論理的思考、科学的思考、他者との協働の達成を目指します。

3 鹿児島大学共同獣医学部の教育課程と共通教育

鹿児島大学共同獣医学部は、教育課程を山口大学共同獣医学部と共同で実施していることから、鹿児島大学の他学部の学生が受講する共通教育とは異なる構成となっています。

共同獣医学部の教育課程は、「共通教育科目」および「専門教育科目」の2つに分類されます。「共通教育科目」では、専門分野や狭い関心に偏らず幅広く深い教養のための教育（一般教養教育科目）と、学部の枠にこだわらない共通基礎に関する教育（体育・健康科目、初期教育科目、外国語科目）を行っています。

1. 一般教養教育科目

- 1) 「人文・社会科学系」、「自然科学系」、「総合教養系」に分類し、総合的判断力の涵養を目指したバランスある履修を実現します。

-
- 2) 「人文・社会科学系」は、人類の歴史とともに変化し、発展してきた思想や文化に触れ、現代社会における現象と課題について考えるための基礎的な知識を習得することを目標とします。
 - 3) 「自然科学系」は、自然科学と科学技術に関する内容を学び、自然科学の中における生命科学及び応用生物学の一学問分野としての獣医学が、他分野とのつながりを求めながら科学技術の発展に寄与する意識の涵養に役立てることを目標とします。
 - 4) 「総合教養系」は、人間の生き方の基本となる人間性、社会性、倫理観を育み、自らの人生と将来像を具体化できることを目標とします。

2. 体育・健康科目

健康で文化的な生活を営むために必要な基礎的な知識と方法を修得し、自らの生活の質を高めることを目標とします。

3. 初期教育科目

1) 初期教育科目（導入教育系）

動物の生命を預かる獣医師として必要な生命に対する倫理観、動物と関わる上で必然的に求められる飼い主及び消費者などの人とのコミュニケーション力は獣医学教育の根幹であるために、必須の科目となっています。

2) 初期教育科目（情報科学系）

情報化社会でのコンピュータやネットワークの利用規範と活用法については遠隔授業システムを使って実施し、情報機器の活用法については両大学で授業科目の概要を統一して授業を行います。

4. 外国語科目

学習効果を担保するために少人数のクラス編成として英語を学び、両大学で授業科目の概要を統一して授業を行います。

共同獣医学部の共通教育についての詳細は『令和3年度入学生履修の手引き』（発行：鹿児島大学共同獣医学部）『2021年度共通教育科目 WEB シラバス』をご覧ください。

■共通教育センターホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/educenter/>）

15 附属図書館



15 附属図書館



中央図書館

附属図書館は、中央図書館（郡元キャンパス）、桜ヶ丘分館（桜ヶ丘キャンパス、医学図書館）及び水産学部分館（下荒田キャンパス、水産学図書館）の3館で構成されており、皆さんはどの図書館でも利用することができます。なお、中央図書館では入退館システムを導入していますので、入退館時には学生証が必要です。必ず携帯してください。

各図書館では広い分野にわたり収集された教育・研究に必要な図書館資料を利用することができます。

貴重書として、島津久光および玉里島津家の旧蔵書である「玉里文庫」や古書籍等のコレクションを所蔵しています。

■ 開館時間・休館日

[開館時間]

		月～金	土	日	祝日
中央図書館	通常期	8:30 - 21:30	10:00 - 18:00	10:00 - 18:00	10:00 - 18:00
	休業期	8:30 - 17:00	休 館	休 館	休 館
桜ヶ丘分館（医学図書館）		8:30 - 21:30	10:00 - 18:00	10:00 - 18:00	10:00 - 18:00
水産学部分館 （水産学図書館）	通常期	8:30 - 20:00	10:00 - 17:00	休 館	休 館
	休業期	8:30 - 17:00	休 館	休 館	休 館

開館日・休館日の詳細は附属図書館ホームページをご確認ください。

※臨時に開館日時が変更となる場合があります。館内掲示、図書館ホームページ等でお知らせします。

■ 貸出（冊数・期間）

		図書		雑誌	
		冊数	期間	冊数	期間
中央図書館	学部学生	10冊まで	14日以内	3冊まで	2日間
	大学院学生	20冊まで	30日以内		
桜ヶ丘分館 （医学図書館）	学部学生	5冊まで	14日以内	3冊まで	2日間
	大学院学生	10冊まで			
水産学部分館 （水産学図書館）	学部学生	5冊まで	14日以内	3冊まで	2日間
	大学院学生	20冊まで	30日以内		

※図書館資料を借りる際は、学生証が必要となります。

■ 利用者サービス

貸出以外に次のようなサービスを利用できます。

- ・資料及び図書館の利用に関する調査・案内、紹介などを行っています。
- ・図書・雑誌は、学習目的に限り、著作権の範囲内で1部だけ館内複写することができます。
- ・学内にない資料は、学外の機関から取り寄せることができます。

■ 学習サポート

学習に必要な学術情報を効率的に収集・活用してもらうためのサポートをしています。図書館員にお気軽にお尋ねください（電話やメールによる相談も受け付けています）。

- ・各種ガイダンスの開催（グループに対しては随時要請により出張もします）（要望に添ったオーダーメイド型ガイダンスも行っています）
- ・利用マニュアル、ハンドブックの配付
- ・図書や論文等の収集支援
- ・学習用図書の購入リクエスト

■ 図書館ホームページ（<https://www.lib.kagoshima-u.ac.jp/>）

以下のような、学習に役立つサービスと情報を提供しています。

- ・図書館の利用案内や開館情報
 - ・図書館からのお知らせ（展示会や学生向けの利用説明会、臨時閉館など）や学術情報に関するニュース
 - ・鹿児島大学が所蔵する図書・雑誌の検索
 - ・文献を調べるためのデータベースや電子ジャーナル、電子書籍
 - ・オンラインでの図書の貸出予約や学外からの資料の取寄せ
 - ・オンラインでのグループ学習室の予約手続き
 - ・利用についての質問、資料や文献調査等についてのメールでの回答
- スマートフォンからも利用できます。

※図書館内は、飲食、携帯電話での音声通話（携帯電話ボックス以外）はできません。必ず守ってください。

ただし、ペットボトル、水筒などのふた付きの容器に限り、館内で飲用できます。

以下の場所に限り軽食も可能です。

- ・中央図書館2階アメニティルーム
- ・桜ヶ丘分館アメニティルーム
- ・水産学部分館1階学習ラウンジ

■ 資料配置・設備

(中央図書館)

5 階	ライブラリーホール、貴重図書書庫・閲覧室（玉里文庫等）、特殊資料書庫	
4 階	図書閲覧室 (自然科学、技術・工学、産業、芸術、言語、文学 参考図書、新書・文庫本、大型コレクション、二次資料) 叢書コーナー	パソコン端末コーナー 複写コーナー 研究個室 41～44 グループ学習室 41～44 図書館情報リテラシー支援室 携帯電話ボックス
3 階	図書閲覧室 (総記、哲学、歴史、社会科学、参考図書 放送大学教材、教科書（小・中・高）、大学紀要)	パソコン端末コーナー 複写コーナー 研究個室 31～34 グループ学習室 31～35 携帯電話ボックス
2 階	雑誌閲覧室 (外国雑誌（1980年以降）、新着雑誌（国内・外国） 新聞（1年分））年鑑・白書・鹿児島大学紀要 アメニティルーム（憩いの場） (就職支援関連図書)	パソコン端末コーナー 複写コーナー 研究個室 21～24 グループ学習室 21～26 携帯電話ボックス
1 階	図書閲覧室 (新着図書、進取の精神図書、郷土資料、 鹿児島大学刊行物、教員著書、二次資料、AV 資料) 新聞閲覧コーナー カウンター（貸出・返却、利用相談）	パソコン端末コーナー 複写コーナー パソコン端末室 AV コーナー（放送大学、ビデオ、 DVD、視覚障害者用支援機器） 大判プリンターコーナー ラーニングコモンズ ギャラリー“アトリウム” 図書館展示セミナー室
地下1階	開架書庫 (新聞、政府刊行物、国内雑誌、外国雑誌（1979年以前）)	
地下2階	開架書庫 (稀用一般図書)	

※設備利用について（利用を制限する場合があります。図書館ホームページにて最新情報をご確認ください。）

・ラーニングコモンズ

授業利用及びグループ学習等に活用できます。図書館ホームページから予約できます。個別学習は自由です。

備付機器の利用はカウンターにお申し込みください。

・研究個室

学部生、大学院学生及び職員が、研究・学習を行う場合に利用できます。カウンターへお申し出ください。

・グループ学習室

グループで学習・研究を行う場合に利用できます。カウンターまたは図書館ホームページからお申し込みください。

また、貸出用のノートパソコンもありますので、カウンターへお申し出ください。

・パソコン端末及び無線 LAN

学術情報基盤センターのパソコンが設置してあります。利用には鹿児島大学 ID が必要です。

また、館内で無線 LAN が利用できます。OpenNet（P.100「学内でのインターネット接続」参照）利用時のパスワードについてはカウンターにお尋ねください。

・地下書庫

自由に出入りができます。

桜ヶ丘分館（医学図書館）

3	階	図書閲覧室 図書 国内雑誌	パソコン端末コーナー 複写コーナー AV コーナー 携帯電話ボックス
2	階	図書閲覧室 参考図書、研究報告書等 外国雑誌、国試問題集、シラバスコーナー	パソコン端末コーナー 複写コーナー
1	階	カウンター（貸出・返却、利用相談） 書庫（図書・雑誌・新聞1年分・鹿大著作物） AV 資料	パソコン端末コーナー 新聞閲覧コーナー 複写コーナー グループ学習室及びアメニティコーナー

※設備利用について

・パソコン端末及び無線 LAN

学術情報基盤センターのパソコンが設置してあります。利用には鹿児島大学 ID が必要です。

また、館内で無線 LAN が利用できます。OpenNet 利用時のパスワードについてはカウンターにお尋ねください。

貸出用のノートパソコンやプロジェクター、スクリーンもありますので、カウンターへお申し込みください。

水産学部分館（水産学図書館）

2	階	図書閲覧室、開架書架 図書、参考図書、国内雑誌、外国雑誌 研究報告書、松崎文庫、郷土資料、AV 資料 就活・キャリアアップコーナー 大型資料、修士論文等 文庫・新書コーナー	パソコン端末コーナー 複写コーナー
1	階	カウンター（貸出・返却、利用相談） 新聞コーナー	パソコン端末コーナー 複写コーナー グループ学習室 セミナールーム 学習ラウンジ

※設備利用について

・セミナールーム

学部生、大学院学生及び職員が、研究・学習・講義・講演会等を行う場合に利用できます。

カウンターへお申し出ください。予約がないときは、自習等に利用できます。

・グループ学習室

グループで学習・研究を行う場合に利用できます。

貸出用のノートパソコンやプロジェクター、スクリーンもありますので、カウンターへお申し込みください。

・パソコン端末及び無線 LAN

学術情報基盤センターのパソコンが設置してあります。利用には鹿児島大学 ID が必要です。

また、館内で無線 LAN が利用できます。OpenNet 利用時のパスワードについてはカウンターにお尋ねください。

16 学術情報基盤センター



16 学術情報基盤センター

学術情報基盤センターでは、学生の皆さんに鹿児島大学 ID を発行し、ネットワーク、メール、ソフトウェア、PC 教室などの IT サービスを提供しています。ここでは、各サービスの概要を紹介します。具体的な設定方法など、詳しいことについては、学術情報基盤センターの Web サイトを参照してください。

📖 学術情報基盤センター Web サイト

<https://www.cc.kagoshima-u.ac.jp>



■鹿児島大学 ID

鹿児島大学 ID は、学術情報基盤センターの IT サービスを利用する際に使用します。また、大学では履修登録や学習管理システム（manaba）など、手続きや講義に情報システムを使用しており、それらを利用するためにも鹿児島大学 ID は必須となります。

入学時、各学部のオリエンテーションで「鹿児島大学 ID・パスワード設定コード通知書」を配布します。有効期間内に各自でパスワードを設定して鹿児島大学 ID を有効にしてください。設定したパスワードは、他人に知られることが無いように厳重に管理してください。

■学内でのインターネット接続

学内のすべての講義室と、一部の交流スペースに、約350台の無線 LAN アクセスポイントが設置されています。設置場所周辺では、無線 LAN に対応した機器を使って、鹿児島大学在籍者限定のインターネット接続サービス（オープンネット）が利用できます。利用のためには、鹿児島大学 ID とパスワードが必要です。

■メールアドレス

入学者全員に、個人用のメールアドレス（kadai メール）が発行されます。アドレスは、鹿児島大学 ID+@kadai.jp（例：k1234567@kadai.jp）となっており、変更はできません。kadai メールのシステムは、マイクロソフト社の Office 365 Education によって提供されています。

■ソフトウェアの利用

学生の皆さんの学習や研究を支援するために、ソフトウェアのサイトライセンスや同時使用ライセンスを取得しています。ウイルス対策ソフト、データ処理ソフト、ライフサイエンス関連ソフトなど多くのソフトウェアが利用可能です。また、いくつかのソフトウェアは、鹿児島大学内だけでなく、自宅でも使用することもできます。学内のソフトウェア配布サービスサイトから、鹿児島大学 ID とパスワードを使って入手できます。

■ PC 教室の利用

学内の PC 教室に、約1,000台の PC を整備しています。講義がない時間帯は、自習目的で利用可能です。鹿児島大学 ID とパスワードを PC ログイン時に使用します。

部局等	端末室名	学生用 PC	自習利用可能時間
学術情報基盤センター	第 1 端末室	45 台	平日 8:30~21:00 土日 13:00~18:00
	第 2 端末室	90 台	
	第 3 端末室	34 台	平日 8:30~19:00
	第 4 端末室	21 台	
附属図書館	中央図書館	53 台	附属図書館 開館時間に準ずる
	桜ヶ丘分館	15 台	
	水産学部分館	10 台	
共通教育センター	123 号教室	38 台	共通教育センターで 確認ください
	134 号教室	14 台	
	135 号教室	51 台	
	136 号教室	51 台	
	137 号教室	51 台	
教育学部	教育実践総合センター	19 台	各部局で 確認ください
農学部	306 講義室	60 台	
水産学部	第 13 講義室	8 台	
	第 41 講義室	36 台	
医学部	インテリジェント講義室	140 台	
	マルチメディア情報演習室	120 台	
歯学部	第 4 講義室	70 台	
保健管理センター	2F	8 台	

☞ 端末室利用にあたっての注意事項

- ・講義中は受講者以外立ち入り禁止
- ・灰や埃から機器を守るため、窓は開けない
- ・端末室内での飲食禁止
- ・端末室内では、携帯電話の通話は行わない。また、大声で話さない
- ・機器は丁寧に扱う
- ・教育研究目的以外の利用は行わない
- ・法律や大学の規則を遵守する

■ VPN 接続サービス

VPN (Virtual Private Network) 接続サービスは、インターネットを通じて、学外にある端末を学内のネットワークに接続するサービスです。例えば、自宅にしながら大学内のネットワークを使った学習や研究を可能にします。

■ IT 相談室

学術情報基盤センター IT 相談室では、学生の皆さんからの IT に関する相談に応じています。ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、情報セキュリティ対策など、IT に関してお困りのことがありましたら、学術情報基盤センター 1F 窓口に直接お越しになるか、電話やメールでご相談ください。

■所在地・センター内案内

学術情報基盤センターは、郡元キャンパスの中央食堂近くに立地しています。

窓口の受付時間は、平日 8：30～17：00 です。

4 階	教員研究室	会議室
3 階		
2 階	第 3 端末室 第 4 端末室 教員研究室	学生研究室 実験室
1 階	第 1 端末室 第 2 端末室 窓口・IT 相談室	業務室

※サーバ室の所在は記載していません

■学術情報基盤センターホームページ (<https://www.cc.kagoshima-u.ac.jp>)

17 保健管理センター 障害学生支援センター



17 保健管理センター・障害学生支援センター

保健管理センター

風邪をひいてしまった、ケガをしてしまった・・・

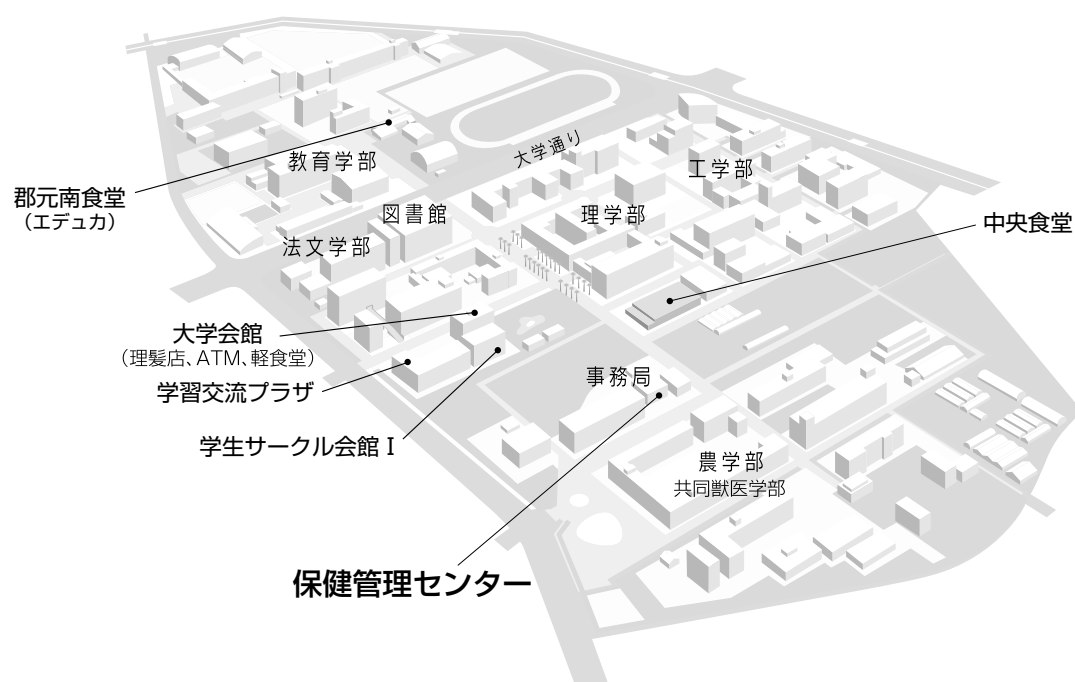
「悩みを誰かに聞いてもらいたい・・・」

心身の健康に関する悩みはありませんか？

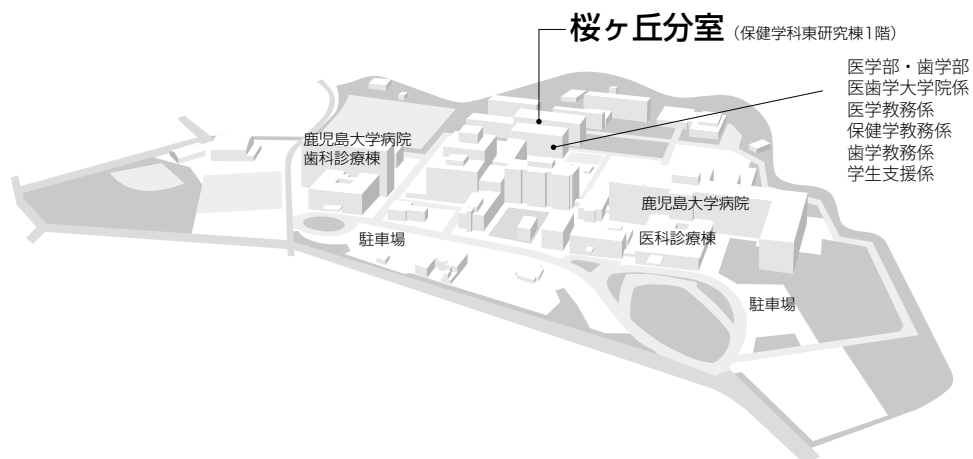
みなさんが、勉学やサークル活動など、健康で豊かな学生生活を送るために、本学には保健管理センター及び桜ヶ丘分室が設けられています。

■ 場所

郡元キャンパス



桜ヶ丘キャンパス



■ スタッフ

所 長 ・ 教 授	1 名	内科
准 教 授	1 名	神経科精神科
助 教	1 名	内科
学 医	20 数名	鹿児島大学病院 整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科 神経科精神科・歯科
カ ウ ン セ ラ ー	7 名	非常勤、法文学部・教育学部の併任教員も含む
保 健 師	3 名	
看 護 師	1 名	
キャンパスソーシャルワーカー	1 名	
事 務 職 員	2 名	

保健管理センターでは、主として以下の業務を行っています。

ただし、感染症予防のため一部業務を縮小、変更している場合があります。

(1) 定期健康診断（Web 問診及び来所）

原則的には、全学生を対象に学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施しています。

また、みなさんは学則に基づき、健康診断を受けなければなりません。

健康診断の結果、注意が必要な学生には、精密検査や生活上の保健指導などを行っています。

自分の健康状態を知るためにも、年に1回必ず受けましょう。

なお、定期健康診断の証明書（異常なしの場合）は、その年度内であれば証明書発行機または Web 上で発行できます。（定期健康診断を受けていない学生は、健康診断証明書の発行及び臨時健康診断は受け付けていません）

■ 定期健康診断の実施内容（Web 問診及び来所）

- ① 身長・体重
- ② 一般検査（内科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）
- ③ 胸部X線検査（新1年生のみ）

(2) 日常の一般診療

保健管理センター及び桜ヶ丘分室では、次表のとおり専門のスタッフが身体や心の悩みなどの相談を受け付けています。

なお、相談内容など、個人のプライバシーには十分に配慮いたします。（ただし緊急時などは、この限りではありません）

また、傷病等で緊急な場合は、日割表にかかわらず応急手当を行います。

■ 診療・相談日時

保健管理センター

診療科目	診療日	診療時間
内科	月～金	9時～11時 14時～16時
こころの健康相談	月～金（原則予約制）	
眼科	月1回*	14時～16時
整形外科		
耳鼻咽喉科		
皮膚科		
歯科	月1回*（予約制）	9時～11時 14時～16時
臨時健康診断	月～金（予約制）	

（ただし、緊急の場合はこの限りではありません）

桜ヶ丘分室

診療科目	診療日	診療時間
健康相談	月～金	10時～12時 13時～16時
こころの健康相談	月2回*	14時～16時

*：春・夏・冬休暇期間中は、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、歯科及び桜ヶ丘分室のこころの健康相談は休診です。

*：場合によっては、診療日・時間等が変更になることがあります。

（3）感染症予防及び感染症申請 web システムについて

保健管理センターでは、留学予定者に対し、必要な予防接種等について健康指導を実施するなど、感染症の予防に力を入れています。

また、鹿児島大学では学校保健安全法上、出席停止が規定されている感染症（指定感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、咽頭結膜熱、結核など）に罹患した場合、保健管理センターのホームページの「感染症申請 web システム」に登録することで、保健管理センターから各所属の学生係に、登録情報が自動的にメールで通知されるようになっています。保健管理センターのホームページの URL を携帯電話に登録しておくことをお勧めします。

（4）こころの健康相談（原則として予約制）

皆さんが学生生活を送るにあたって、対人関係や生活環境、自分の性格について悩んだり、誰か相談相手が欲しいと感じたりすることがあると思います。

保健管理センターでは、カウンセラーや学医が上記のような皆さんの悩みや相談事に対応していますので、気軽に相談に来てください。

勿論、皆さんのプライバシーには十分配慮いたします。ただし、緊急の対応が必要な時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

保健管理センターからお伝えしたいこと

- ・タバコの煙は大切な命を奪います。
- ・“安全でない”セックスは大切な命を奪います。
- ・薬物（ドラッグ）の不正使用は犯罪です。
- ・一気飲みはしない！させない！
- ・“いじり”も“いじめ”も被害者にとっては同じです。
- ・受けた人に被害感があれば、それはハラスメントです。
- ・定期健康診断を受けましょう。

■その他サービスについて

・臨時健康診断

就職活動やスポーツ大会等に備えての臨時健康診断を行っています。（予約制）

ただし、その年の定期健康診断受診者に限ります。

・卒煙サポート

予約制で行っています。医師と保健師による面談等を実施しており、継続的にサポートします。

医師が必要と判断した場合にはニコチンパッチを提供しています。

・AED講習会

講習会をご希望の方に対して、随時実施しています。

・救急バッグ貸出

部活やサークル等で救急バッグが必要な方に対して、貸出しています。

簡単な外科処置の器具や、風邪薬などがセットになっています。

借用日の3日前までに救急薬品借用書を提出してください。

・アルコールパッチテスト

ジェルパッチを皮膚に貼付することで、簡単に自分の体質を知ることができます。

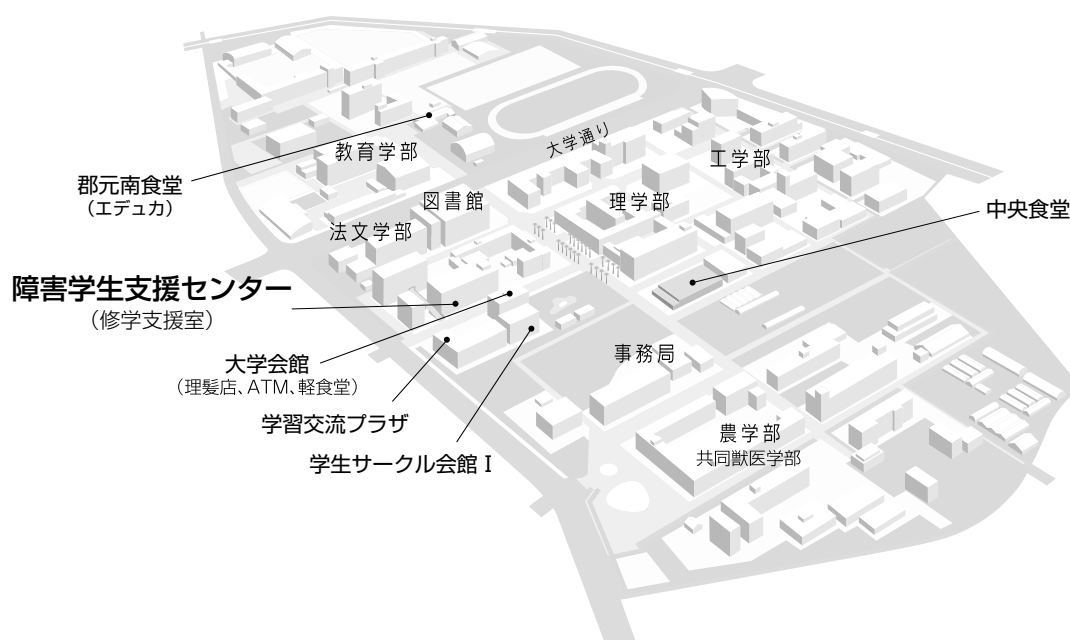


障害学生支援センター（修学支援室）

大学では、障害を有する学生が十分な教育を受けるとともに、豊かな学生生活を実現し社会に貢献しうる人材として成長するために、学生に対してきめ細やかなサポートを行う施設として障害学生支援センターが設けられています。

■ 場所

郡元キャンパス



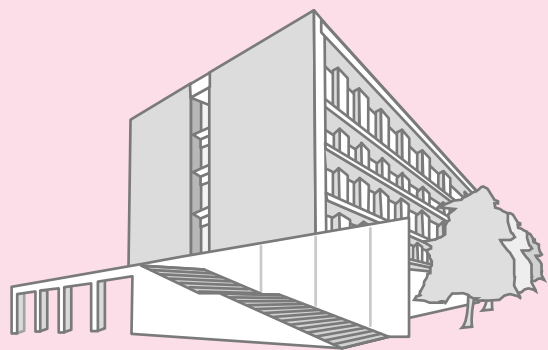
■ スタッフ

センター長	1 名	教授（併任）
特任助教	1 名	臨床心理士・公認心理師
事務職員	1 名	
障害学生支援員	1 名	

障害学生支援センターでは、主として以下の業務を行っています。

- (1) 障害を有する学生の入学前相談に関すること
- (2) 障害を有する学生のニーズの把握に関すること
- (3) 障害を有する学生の支援方法・支援制度に関すること
- (4) 障害を有する学生の施設等の整備に関すること
- (5) その他障害を有する学生の支援に関すること

18 鹿児島大学の概要



18 鹿児島大学の概要

(1) 沿 革

■ 大 要

鹿児島大学は、昭和24年5月国立学校設置法に基づいて、第七高等学校・鹿児島師範学校・鹿児島青年師範学校・鹿児島農林専門学校及び鹿児島水産専門学校を母体として、文理・教育・農及び水産の4学部をもって発足した。

昭和30年7月1日医学部及び工学部を県立大学から移管増設し、更に昭和40年4月1日文理学部を改組、法文学部・理学部の2学部及び教養部が新設され、ここに7学部と教養部を備えた総合大学となった。昭和52年10月1日歯学部を設置し、更に昭和60年10月1日に医療技術短期大学部を設置、同短期大学部は平成11年4月医学部保健学科に改組、昭和63年4月1日に大学院連合農学研究科を設置した。

平成8年度から従来の教養課程と専門課程の区別を廃止し、新たに共通教育科目、基礎教育科目、専門教育科目に区分した教育課程を編成し、4年（6年）一貫教育を全学教員の参加のもとに実施した。

平成9年度からの教育研究組織の改革に合わせて、教養部を発展的に解消し、共通教育科目及び基礎教育科目は共通教育委員会において企画・実施していくことになった。

また、共通教育委員会に代わり、平成15年10月1日、教育センターが発足し、高等教育に関する研究・開発・提言、全学協力体制に基づき実施する共通教育科目、基礎教育科目の企画・立案・実施、外国語教育の企画・提言及び教育に係る全学的な連絡調整等を行うことにより、本学の教育の拠点として教育の充実・発展を図ることになった。

平成29年4月1日、教育センターは新たに設置された総合教育機構の下部組織となり、名称も共通教育センターに改称された。

平成24年4月1日に全国初の共同学部である共同獣医学部を設置した。共同獣医学部は鹿児島大学と山口大学の両大学が教育課程を共同で実施し、両大学の教育研究資源を有効活用した両大学の教員による幅広い獣医学教育を行うものである。

各学部の沿革の概要は次のとおりである。

法文学部及び大学院人文社会科学研究科

法文学部は、昭和24年に文理学部文学科、社会学科として発足した。昭和28年、前身である第七高等学校のあった鶴丸城跡から、郡元の現在地に新築移転し、堅実な歩みを続けていたが、文理学部の改組によって昭和40年4月から法文学部となり法学科・経済学科・文学科の3学科をもつにいたった。さらに昭和54年4月から文学科が人文学科として拡充改組されるとともに、大学院法学研究科（修士課程）が設置され、昭和61年4月からは人文科学研究科（修士課程）が設置された。平成4年4月から法学研究科は社会人を受け入れ、昼夜開講制を実施した。また、平成6年4月から、法学科は短期大学等からの3年次編入制度を実施した。平成9年4月から、社会の規範と構造、地域と情報、人間と文化の学科編成にもとづき、新しい学問・研究・教育体系による、情報化・国際化などの地域、社会の変化に対応できる人材養成のために、法政策学科・経済情報学科・人文学科に改組した。

平成10年度4月には法学研究科と人文科学研究科を発展的に解消し、法学・経済学・社会学・人文科学の分野を中心とした文系諸科学を総合的に教育研究する人文社会科学研究科（修士課程）を設置し、法学専攻・経済社会システム専攻・人間環境文化論専攻・国際総合文化論専攻の4専攻を設けた。さらに平成14年4月には臨床心理学専攻（独立専攻）を新設し5専攻となったが、同専攻は平成20年3月限りで廃止され、臨床心理学研究科に継承された。また、平成15年4月には人文社会科学研究科

(博士後期課程) 地域政策科学専攻が設置された。

平成29年4月には、法文学部の改組により、法政策学科・経済情報学科・人文学科の3学科から、法経社会学科(法学コース・地域社会コース・経済コース)・人文学科(多元地域文化コース・心理学コース)の2学科5コースに再編され、グローバルな視野を持ちつつ、地域社会に貢献できる人材の育成を目指している。

教育学部及び大学院教育学研究科

明治9年に開校された鹿児島師範学校と鹿児島女子師範学校は、同13年に合併して鹿児島師範学校となり、その後数次の変遷を経て昭和18年国立に移管された。昭和20年6月戦災により全焼、鹿屋市及び肝属郡吾平町へ移転したが間もなく市内伊敷町に復歸した。

大正13年鹿児島県立実業補習学校教員養成所に始まった鹿児島青年師範学校も、鹿児島師範学校と共に、県下教育界に幾多の貢献を果たしたが、昭和24年に両校は合併して鹿児島大学教育学部となり、昭和35年学部校舎等の竣工と共に現在地へ移転した。

教育学部は、平成9年度に従来の課程を改組し、学校教育教員養成課程、養護学校教員養成課程(平成19年度から特別支援教育教員養成課程)、生涯教育総合課程の三つの課程を設置した。学校教育教員養成課程には、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家政、英語、教育学、心理学の各専修が、特別支援教育教員養成課程には、障害児教育専修が、生涯教育総合課程には、地域生涯教育コースと健康教育コースが、さらに地域生涯教育コースには、地域社会教育専修と国際理解教育専修が置かれた。平成29年4月に学校教育教員養成課程と特別支援教育教員養成課程の2課程に再編された。令和2年4月には学校教育教員養成課程(初等教育コース・中等教育コース・特別支援教育コース)1課程に再編された。

なお、附属施設として、教育実践総合センター、寺山自然教育研究施設があり、附属学校(園)として、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校が併設されている。

一方、大学院は、平成6年4月に教育学研究科(修士課程)学校教育専攻(教育学、教育心理学、障害児教育(平成19年度から特別支援教育)の3コース)、教科教育専攻(国語教育専修、社会科教育専修、理科教育専修、保健体育専修、技術教育専修)が設置され、平成10年4月教科教育専攻に音楽教育専修、美術教育専修、平成12年4月に家政教育専修、英語教育専修、平成13年4月に数学教育専修が増設された。平成21年4月の改組により、従来の2専攻を統合して、教育実践総合専攻となった。平成29年4月にこれまでの教育実践総合専攻に加え、新たに学校教育実践高度化専攻(専門職学位課程:教職大学院)が設置された。令和3年4月には学校教育実践高度化専攻(専門職学位課程:教職大学院)1専攻に再編された。

理学部

現在の理学部の起源は、明治34年(1901年)3月に鶴丸城跡に開設された第七高等学校造士館[理科]である。

昭和24年(1949年)5月に新制鹿児島大学が発足し、文理学部が創設された。

昭和40年(1965年)4月に文理学部の改組により理学部として数学科・物理学科・化学科・地学科の4学科の構成となり、昭和51年(1976年)4月に生物学科が増設され5学科となった。平成9年(1997年)4月には、既存の5学科の発展的改組により、数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科の4学科が設置された。なお、平成3年(1991年)4月に理学部附属施設として、南西島弧地震火山観測所が設置された。

理学部は南九州という自然に恵まれた地理的特色を生かしながら、基礎科学を中心とする自然科学

の最新の教育・研究を実践している。

大学院は、昭和52年（1977年）4月に大学院理学研究科（修士課程）数学専攻・物理学専攻・化学専攻・地学専攻が設置され、昭和55年（1980年）4月に同生物学専攻が増設された。平成10年（1998年）4月には、理学・工学を統合した「理工学研究科」（博士課程）が設置された。

令和2年（2020年）4月には、理学部の改組により、数理情報科学科・物理科学科・生命化学科・地球環境科学科の4学科から理学科（数理情報科学プログラム・物理・宇宙プログラム・化学プログラム・生物学プログラム・地球科学プログラム）の1学科5プログラムに再編された。

医学部、大学院医歯学総合研究科及び大学院保健学研究科

医学部は、昭和18年4月その前身である県立鹿児島医学専門学校の創立に始まるが、そのルーツは遠く安永3年（1774年）創設された島津藩病院であった医学院や、明治2年に当時東京医学校長であった英国人ウィリアム・ウィリス（William Willis、1837～1894）氏が招請されて医学校を開校したのに始まる。その後学制改革により、鹿児島県立大学医学部となり、さらに昭和30年7月国立へ移管され鹿児島大学医学部となり、昭和34年度から大学院医学研究科が設置された。昭和49年9月には旧鶴丸城跡から鹿児島市内亀ヶ原台地へ、国立大学としてはかつて例をみない全医学部キャンパス移転が完了した。また、平成10年10月から本学部に保健学科が設置され、平成15年4月から大学院医歯学総合研究科及び大学院保健学研究科が設置された。ここに8階建の研究棟、9階建の附属病院、各種研究施設及び保健学科棟を備え医科領域における充実した設備をもち、高度な診療、研究そして大学の使命の第一にあげられるべき教育の場として現在に至っている。

歯学部及び大学院医歯学総合研究科

歯学部は、昭和52年10月に設置され、昭和53年4月第1回の入学生を受け入れた。昭和54年12月、医学部隣接地に、研究棟、講義実習棟及び附属病院棟を建設し、学年進行に伴って、漸次必要講座と診療科が増設されて、昭和57年4月には18講座相当の歯学部と10診療科の同附属病院が完成した。その後、昭和59年4月に大学院歯学研究科（博士課程）が設置された。平成4年4月には1診療科が設置され計11診療科となり、平成9年4月には歯科基礎科学講座が認められ、19講座となった。

平成15年4月に大学院医歯学総合研究科（博士課程）の設置により、それまでの19小講座から4学科目（歯科常態学、歯科病態学、発達育成歯科学、口腔顎顔面歯科学）になった。

現在、名実ともに南九州地区における歯学の教育・研究・診療の中心としての役割を果たしている。

工学部

工学部は、昭和20年（1945年）4月に設置された鹿児島県立工業専門学校を起源としている。その後、昭和24年（1949年）2月県立鹿児島大学工学部に昇格し、同年6月鹿児島県立大学工学部に改称、昭和30年（1955年）7月国立移管され、現在に至っている。

発足当初、機械工学科、電気工学科、建築学科、応用化学科の4学科であったものが、昭和38年（1963年）から平成元年（1989年）にかけて機械工学第二学科、化学工学科、電子工学科、海洋土木開発工学科、情報工学科が設置され9学科となった。

平成3～4年度（1991～92年）に、科学技術の進展、学問領域の広域化に対応した大講座制の導入を伴う学部改組が行われ、機械工学科、電気電子工学科、建築学科、応用化学工学科、海洋土木工学科、情報工学科の6学科に再編された。さらに、平成9年度（1997年）の大学改組に伴い、各学科の講座再編が行われるとともに生体工学科が新たに設置され7学科となった。

平成21年度（2009年）には、大学院理工学研究科の部局化に伴う学部改組を行い、講座制を廃止す

るとともに、応用化学工学科、情報工学科と生体工学科の3学科を再編し、環境化学プロセス工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科を設置した。その結果、再編後の3学科に機械工学科、電気電子工学科、建築学科、海洋土木工学科を併せた7学科となった。

さらに令和2年度（2020年）の学部改組に伴い、先進工学科と建築学科の2学科に再編され、先進工学科には機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学工学プログラム、化学生命工学プログラム、情報・生体工学プログラムが設けられ、建築学科には建築学プログラムが設けられている。

現在も、工学の様々な分野の基礎的な技術や知識、ものづくりの感性などを活かして社会に貢献できる人材の育成に取り組んでいる。また、ものづくりにおける創造的思考力、国際的対話力、社会と科学技術の関わりについての見識など、専門職業人としての教養の涵養を目指す教育を実践している。

理工学研究科

平成10年（1998年）4月に設置された大学院理工学研究科は、平成21年度（2009年）の改組で組織の軸足を学部から大学院へ移し、講座を持たない新しい組織になった。理工学研究科の前身は、昭和43年（1968年）に鹿児島大学工学部に設置され、平成6年（1994年）の改組で博士前期（修士）課程と博士後期（博士）課程で構成される大学院となった工学研究科及び昭和52年（1977年）に理学科に設置された理学研究科である。

学部の改組に伴い博士前期（修士）課程専攻も発展的に設置・改組されてきている。直近では平成14年度（2002年）に、学部学科を持たない独立専攻として、ナノ構造先端材料工学専攻が博士前期・後期課程に設置された。高度専門職業人育成という新時代の実りある大学院教育の充実を、理工融合をベースに実践する。そのため博士前期（修士）課程の大幅な定員増を図り、学部学生の50%進学を目指している。

平成21年度の改組によって、博士前期（修士）課程には、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻、化学生命・化学工学専攻、海洋土木工学専攻、情報生体システム工学専攻、数理情報科学専攻、物理・宇宙専攻、生命化学専攻、地球環境科学専攻の10専攻が設置された。さらに令和2年度の改組によって、理学専攻と工学専攻の2専攻に統合され、理学専攻には数理情報科学プログラム、物理・宇宙プログラム、化学プログラム、生物学プログラム及び地球科学プログラムが、工学専攻には機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学工学プログラム、化学生命工学プログラム、情報・生体工学プログラム及び建築学プログラムの修士学位プログラムが設けられている。博士前期（修士）課程では、学部教育を基礎に、理工学に関する学問の高度化と多様化に幅広く柔軟に対応できる、次世代を担う技術者、研究者、さらには高度専門職業人を養成する。一方、博士後期課程には、平成21年度の改組により、物質生産科学専攻、システム情報科学専攻、生命環境科学専攻の3専攻が設置された。平成28年度には既設の3専攻を統合して、基盤研究コースと先端科学技術コースからなる総合理工学専攻を設置した。博士後期課程では、博士前期課程での学修成果に基づき、さらなる学際性の融合の考え方に沿った高度な技術者、研究者の養成を目指している。

農学部

農学部は、明治41年に創設された鹿児島高等農林学校に始まり、鹿児島農林専門学校へ改称後、昭和24年に鹿児島大学農学部となった。さらに、昭和41年度に大学院農学研究科（修士課程）が設置され、昭和59年度には獣医学科が6年制となった。

平成2年度には、7学科（農学科、林学科、農芸化学科、獣医学科、畜産学科、農業工学科、園芸学科）を、4学科（生物生産学科、生物資源化学科、生物環境学科、獣医学科）に改組した。

平成9年度に獣医学科を除く3学科は、学科名はそのまま講座を再編して教育コースを一新し、バイオテクノロジーや情報科学教育ならびに環境教育の展開などの時代に即した教育を積極的に取入れるとともに、大学院連合農学研究科（後期3年のみの博士課程）への一貫性を持たせた。平成18年度から生物資源化学科に全学共通の寄付講座として設置された「焼酎学講座」は、平成23年度から「農学部附属焼酎・発酵学教育研究センター」として新たな運営を開始した。南国特有の自然環境を活かした、農場、植物試験場、牧場、果樹園、演習林、溶岩実験場等の附属施設が充実していることも本学部の特徴である。

平成24年度から獣医学科が共同獣医学部へと分離独立したことにより、農学部は3学科となった。

平成27年度から水産学部と共同で国際食料資源学特別コースを設置した。平成28年度には、学科改組により農業生産科学科、食料生命科学科、農林環境科学科の3学科に再編された。

平成31年4月には、大学院農学研究科（修士課程）と大学院水産学研究科（修士課程）を統合し、大学院農林水産学研究科（修士課程）を設置した。

水産学部

水産学部は、昭和21年に創設された鹿児島水産専門学校を母体に、昭和24年の学制改革に伴い鹿児島大学水産学部として漁業学科及び水産製造学科の2学科で発足した。

昭和29年に水産教員養成課程が設置され、昭和43年に水産増殖学科が増設され3学科となった。昭和50年の学部改組では既設3学科を統合して水産学科1学科に再編した。平成9年には、専門教育に教育コースを設けるとともに、19講座を5大講座に改めた。平成19年からは卒業生の就職先の分析から得た中期的教育目標を実現するためにカリキュラムを一新するとともに5大講座を廃止した。平成27年の学部改組では、水産教員養成課程を廃止し、農学部と連携して国際食料資源学特別コースを設置した。

現在は、水産学科に5分野（水圏科学分野、水産資源科学分野、食品生命科学分野、水産経済学分野、水圏環境保全学分野）を設置して産業界に貢献できる人材を育成しており、卒業生は令和2年3月までに8,244名を数え、水産業界を中心に社会の様々な分野で活躍している。

また、附属施設として、昭和47年に附属水産実験所が設置され、平成12年4月にこれを廃止転換して附属海洋資源環境教育研究センター東町ステーションが設置され、現在に至っている。附属練習船は、平成15年4月から「かごしま丸」と「南星丸」の2船体制となっており、平成24年3月に新かごしま丸が竣工した。

平成31年4月には、大学院農学研究科（修士課程）と大学院水産学研究科（修士課程）を統合し、大学院農林水産学研究科（修士課程）を設置した。

共同獣医学部及び大学院共同獣医学研究科

共同獣医学部は、鹿児島大学と山口大学が相互に教育研究資源を有効に活用し、得意とする分野の獣医学教育を両大学の学生に等しく提供する共同教育課程の学部であり、大学設置基準等の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第35号）に基づく制度を活用した、全国初の共同学部である。

昭和14年4月に鹿児島高等農林学校に獣医学科が創立され、昭和24年には鹿児島大学が発足し農学部獣医学科となり、その後、昭和59年4月の6年制への移行、平成18年4月の学科目制（家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜病理学、家畜微生物学、獣医公衆衛生学、家畜内科学、家畜外科学、家畜臨床繁殖学）から講座制（基礎獣医学、病態・予防獣医学、臨床獣医学、先端獣医科学）への改組を経て、平成24年4月に鹿児島大学9番目の学部として共同獣医学部が設置された。共同獣医学部の設置に伴い、獣医学科は3講座制（基礎獣医学、病態予防獣医学、臨床獣医学）となり、高度産業動物獣医学及び動物衛生学の教育と研究に特色を持つ鹿児島大学と、高度伴侶動物獣医学及び公衆衛

生学の教育と研究に特色を持つ山口大学の教員による幅広い教育の提供により、世界水準を目指した獣医学教育の充実と多様化する獣医師への要求に対応できる人材の育成を行っている。

平成30年4月には、山口大学との学部・研究科の一貫した「共同」の枠組みにおいて、各大学独自の教育改革を推進しながら、(特有の研究フィールドの共有、重点化領域における技術提携、及び教育分野の相互補完による)二大学間の結びつき強化に積極的に取り組むべく、共同獣医学研究科(博士課程)を設置した。

大学院臨床心理学研究科

臨床心理学研究科は、臨床心理士養成に特化した修業年限2年の専門職学位課程であり、平成19年度に国立大学では初の独立研究科として設置され、修了生には「臨床心理修士(専門職)」学位が出される。

本研究科では、わが国における複雑かつ多岐に亘るこころの問題を適切に支援できる高度専門職業人である臨床心理士を養成するにあたり、教育理念として、(1)個別支援、集団支援、地域文化を理解した地域支援、危機介入支援のできる人材の育成、(2)教育、福祉、医療、司法矯正領域での即戦力となる人材の育成、を掲げている。この理念に基づいた人材を輩出することにより、21世紀の国民のこころの健康に寄与することを目的とし、これを実現するために、5名の教育研究教員と3名の臨床経験豊富な実務家教員を配置し、臨床心理士としての基盤となる講義や演習に加え、2年間にわたる学内実習及び学外実習を充実強化した教育課程を編成し、講義・演習・実習を連動させた個別・少人数制の指導を実践している。

入学定員は15名であり、修了後、直近の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士資格試験を受験し、全国各地で臨床心理専門職に就いている。その領域は、家庭裁判所調査官や少年鑑別所技官、児童心理司等の公務員心理職をはじめ、スクールカウンセラーや児童養護施設、精神科病院や一般病院など多領域にわたり、社会のニーズに即した心理支援ができる人材を輩出している。なお、平成29年9月15日の公認心理師法施行に伴い、学部で当該資格を修めた学生については、本研究科での指定科目を受講することで公認心理師受験資格も出せるよう措置している。

大学院農林水産学研究科

I C T化等による先進的スマート農畜林水産業を創出する人材や食の安全・品質保証・グローバル化に適応可能な人材の養成等、農学分野と水産学分野双方の高度な知識を有する人材養成に対応するため、農学研究科の3専攻(生物生産学、生物資源化学、生物環境学)と水産学研究科の5分野(水圏科学、水産資源科学、食品生命科学、水産経済学、水圏環境保全学)を統合し、農林資源科学、食品創成科学、環境フィールド科学、水産資源科学の4専攻からなる農林水産学研究科を平成31年4月に設置した。

農水融合型である食品創成科学専攻では、南九州の地域生物資源を用いた新規食品創成と先端生命科学に基づく地域志向型人材の育成を目指し、同じく融合型の環境フィールド科学専攻では、環黒潮圏の陸域・水域に跨がるフィールドを活かした実践教育で環境科学を活かし、地域の課題解決に貢献する即戦力となる人材養成を目指す。これらの専攻では農学・水産学の各分野の専門領域の枠を超えて問題提起と解決能力を養う教育を行う。

また、従来の伝統的な農学と水産学の教育研究をコアとする2専攻(農林資源科学専攻及び水産資源科学専攻)についても、超スマート社会に対応した生産性革命を可能にし、イノベーションで地方創生を支援する、新たな人材養成を行うものである。

大学院連合農学研究科

昭和63年4月に独立研究科として後期3年のみの博士課程である連合農学研究科が設置された。この連合農学研究科は、全国を6地区に分け、その地区内の一つの大学を設置大学、他の大学を参加大学とし、設置大学に連合農学研究科を設置する構想のもとに、九州地区で鹿児島大学を設置大学、佐賀大学、宮崎大学を参加大学として構成し設置されたものである。

本研究科では、その専攻に他の連合農学研究科にない水産学分野を持つため、幅広い農学・水産学に関する高度の知識を修得させることができるのが特徴であり、一大学では期待し難い多様化する研究分野に対応すべく、3大学による研究者と、施設、設備を相互に補完利用し合う提携のもとに、4専攻9連合講座が設けられた。

また、平成4年4月琉球大学の参加に伴い4大学による構成となり新しく2連合講座が増設され、4専攻11連合講座となった。

平成17年度に生物資源利用科学専攻に、タカラバイオ（株）との連携大学院が設置され学生定員1名増となった。

平成19年度から、宮崎大学の新研究科設置による鹿児島大学連合農学研究科からの離脱に伴い、3大学による構成となった。

平成21年度からは、改組により生物生産科学専攻、応用生命科学専攻、農水圏資源環境科学専攻の3専攻9連合講座となった。

(2) 学部等紹介

法文学部及び大学院人文社会科学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番30号

法文学部長・人文社会科学研究科長

松田 忠大

学 科	入学定員	講 座 及 び 教 育 コ ー ス 等
法 経 社 会 学 科	90名	法学コース
	155名	地域社会コース 経済コース
人 文 学 科	125名	多元地域文化コース
	40名	心理学コース

○大学院人文社会科学研究科

博士前期課程

専 攻	入学定員
法 学 専 攻	5 名
経済社会システム専攻	10名
人間環境文化論専攻	5 名
国際総合文化論専攻	8 名

博士後期課程

専 攻	入学定員
地 域 政 策 科 学 専 攻	6 名

教育学部及び大学院教育学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目20番6号

教育学部長・教育学研究科長

有倉 巳幸

課程	入学定員	コース等		分	野
学校教育教員養成課程	190名	初等教育コース	一般	国語 社会 英語 数学 理科 技術 家政 美術 教育学 心理学 の各分野	
			音楽	音楽教育学 器楽 声楽 作曲・指揮 音楽学	
			保健体育	運動学 体育学・保健体育科教育学 保健学	
		中等教育コース	国語	国語学 国文学 漢文学 書道 国語科教育学	
			社会	歴史学 地理学 法律学・政治学 経済学・社会学 倫理学・哲学 社会認識教育学	
			英語	英語学 英米文学 英語教育学	
			数学	代数学 幾何学 解析学 確率統計 コンピュータ 数学教育学	
			理科	物理学 化学 生物学 地学 理科教育学	
			技術	木材加工技術学 金属加工技術学 機械技術学 電気技術学 生物技術学 技術教育学	
			家政	食物学 被服学 生活経営学 住居学 保育学 家庭科教育学	
			音楽	音楽教育学 器楽 声楽 作曲・指揮 音楽学	
			美術	絵画 彫塑 デザイン 工芸 美術理論及び美術史 美術教育学	
			保健体育	運動学 体育学・保健体育科教育学 保健学	
		特別支援教育コース		障害児教育学 障害児心理学 障害児保健学	

○大学院教育学研究科

専門職学位課程

専攻	入学定員
学校教育実践高度化専攻	20名

理学部及び大学院理工学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番35号

理学部長

岡村 浩昭

理工学研究科長

山口 明伸

○理学部

学科等		入学定員
理 学 科	数 理 情 報 科 学 プ ロ グ ラ ム	185名
	物 理 ・ 宇 宙 プ ロ グ ラ ム	
	化 学 プ ロ グ ラ ム	
	生 物 学 プ ロ グ ラ ム	
	地 球 科 学 プ ロ グ ラ ム	

○大学院理工学研究科

博士前期課程

専 攻	入学定員	プログラム
理 学 専 攻	64名	数理情報科学プログラム、物理・宇宙プログラム、化学プログラム、生物学プログラム、地球科学プログラム
工 学 専 攻	222名	機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学工学プログラム、化学生命工学プログラム、情報・生体工学プログラム、建築学プログラム

博士後期課程

専 攻	入学定員
総 合 理 工 学 専 攻	24名

医学部，大学院医歯学総合研究科及び大学院保健学研究科



〒890-8544

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

医学部長

橋口 照人

医歯学総合研究科長

井戸 章雄

保健学研究科長

赤崎 安昭

学科	入学定員	講 座
医 学 科	110名	
保 健 学 科	看護学専攻 80名	基 幹 看 護 学 講 座 成 育 看 護 学 講 座 地 域 包 括 看 護 学 講 座
	理学療法学専攻 20名	基 礎 理 学 療 法 学 講 座 臨 床 理 学 療 法 学 講 座
	作業療法学専攻 20名	基 礎 作 業 療 法 学 講 座 臨 床 作 業 療 法 学 講 座

○大学院医歯学総合研究科

博士課程

専 攻	入学定員
健 康 科 学 専 攻	19名
先 進 治 療 科 学 専 攻	31名

修士課程

専 攻	入学定員
医 科 学 専 攻	10名

○大学院保健学研究科

博士前期課程

専 攻	入学定員
保 健 学 専 攻	22名

博士後期課程

専 攻	入学定員
保 健 学 専 攻	6名

歯学部及び大学院医歯学総合研究科



〒890-8544

鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号

歯学部長

西村 正宏

医歯学総合研究科長

井戸 章雄

学 科	入学定員	学科目名	研究分野
歯 学 科	53名	基礎系学科目	歯 科 機 能 形 態 学
			解 剖 法 歯 学
			口 腔 生 理 学
			口 腔 生 化 学
			口 腔 病 理 解 析 学
			口 腔 微 生 物 学
			歯 科 応 用 薬 理 学
			歯 科 生 体 材 料 学
			国際歯科・人間科学
		臨床系学科目	予 防 歯 科 学
			歯 科 矯 正 学
			小 児 歯 科 学
			歯 科 保 存 学
			歯 周 病 学
			咬 合 機 能 補 綴 学
			口 腔 顎 顔 面 補 綴 学
			顎 顔 面 疾 患 制 御 学
			口 腔 顎 顔 面 外 科 学
			顎 顔 面 放 射 線 学
			歯科麻酔全身管理学
			歯科医学教育実践学

○大学院 医歯学総合研究科（博士課程）(P121) を参照

工学部及び大学院理工学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番40号

工学部長

木下 英二

理工学研究科長

山口 明伸

学科等		入学定員
先進工学科	機械工学プログラム	385名
	電気電子工学プログラム	
	海洋土木工学プログラム	
	化学工学プログラム	
	化学生命工学プログラム	
	情報・生体工学プログラム	
建築学科	建築学プログラム	55名

○大学院理工学研究科

博士前期課程

専攻	入学定員	プログラム
理学専攻	64名	数理情報科学プログラム、物理・宇宙プログラム、化学プログラム、生物学プログラム、地球科学プログラム
工学専攻	222名	機械工学プログラム、電気電子工学プログラム、海洋土木工学プログラム、化学工学プログラム、化学生命工学プログラム、情報・生体工学プログラム、建築学プログラム

博士後期課程

専攻	入学定員
総合理工学専攻	24名

農学部及び大学院農林水産学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番24号

農学部長

橋本 文雄

農林水産学研究科長

佐久間 美明

学 科	入学定員	講座（教育コース）
農 業 生 産 科 学 科	71名	応用植物科学 畜産科学 食料農業経済学
食 料 生 命 科 学 科	66名	食品機能科学 食環境制御科学 焼酎発酵・微生物科学
農 林 環 境 科 学 科	56名	森林科学 地域環境システム学
国際食料資源学特別コース	12名	農学系サブコース

○大学院農林水産学研究科

修士課程

専 攻	入学定員
農 林 資 源 科 学	39名
食 品 創 成 科 学	26名
環境フィールド科学	16名
水 産 資 源 科 学	20名

水産学部及び大学院農林水産学研究科



〒890-0056

鹿児島市下荒田四丁目50番20号

水産学部長

農林水産学研究科長

佐久間 美明

学 科 等	入学定員	教 育 分 野 等
水 産 学 科	130名	水圏科学分野 水産資源科学分野 食品生命科学分野 水産経済学分野 水圏環境保全学分野
	10名	国際食料資源学特別コース水産学系サブコース

○大学院農林水産学研究科

修士課程

専 攻	入学定員
農 林 資 源 科 学	39名
食 品 創 成 科 学	26名
環境フィールド科学	16名
水 産 資 源 科 学	20名

共同獣医学部及び大学院共同獣医学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番24号

共同獣医学部長・共同獣医学研究科長

三角 一浩

学 科	入学定員	講 座 名
獣 医 学 科	30名	基礎獣医学 病態予防獣医学 臨床獣医学

○大学院共同獣医学研究科

博士課程

専 攻	入学定員
獣 医 学 専 攻	6 名

大学院臨床心理学研究科（専門職大学院）



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番30号

臨床心理学研究科長

中原 睦美

○大学院臨床心理学研究科

専門職学位課程

専攻	入学定員
臨床心理学専攻	15名

大学院連合農学研究科



〒890-0065

鹿児島市郡元一丁目21番24号

連合農学研究科長

寺田 竜太

○大学院連合農学研究科

博士課程

専攻	入学定員	連合講座名
生物生産科学	7名	熱帯資源・植物生産科学 動物資源生産科学 地域・国際資源経済学
応用生命科学	8名	生物機能化学 食品機能科学 先端応用生命科学
農水圏資源環境科学	8名	生物環境保全科学 地域資源環境工学 水産資源環境科学

19 学則・諸規則・関係法規

1. 鹿児島大学学則	130	19. 鹿児島大学学生表彰規則	199
2. 鹿児島大学大学院学則	147	20. 鹿児島大学進取の精神学生表彰細則	200
3. 鹿児島大学学生規則	166	21. 鹿児島大学稲盛賞規則	202
4. 鹿児島大学学位規則	167	22. 鹿児島大学工業倶楽部賞規則	202
5. 鹿児島大学共通教育科目履修規則	177	23. 鹿児島大学商工会議所会頭賞規則	203
6. 鹿児島大学共通教育科目試験規則	180	24. 鹿児島大学学生懲戒規則	203
7. 鹿児島大学研究生規則	181	学生懲戒処分等に関する申合せ	205
8. 鹿児島大学科目等履修生規則	182	鹿児島大学学生団体の処分に関する申合せ	206
9. 鹿児島大学委託生規則	183	25. 鹿児島大学における学籍簿管理に関する要項	208
10. 鹿児島大学外国人留学生規則	183	○ 学友会会則	209
11. 鹿児島大学における授業料		学校関係法規	
その他の費用に関する規則	184	1. 教育基本法	215
12. 鹿児島大学大学会館規則	190	2. 学校教育法（抄）	216
13. 鹿児島大学学生サークル会館規則	191	3. 教育職員免許法（抄）	217
14. 鹿児島大学学習交流プラザ規則	193	4. 教育職員免許法施行規則（抄）	220
15. 鹿児島大学稲盛記念館規則	194	5. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に	
16. 鹿児島大学体育施設規則	195	係る教育職員免許法の特例等に関する法律	226
17. 鹿児島大学寄宿舍規則	196	6. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る	
18. 鹿児島大学国際交流会館規則	198	教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	227

1 鹿児島大学学則

平成16年4月1日
規則第86号

目次

第1章 総則

- 第1節 設置等（第1条—第4条）
- 第2節 教育研究組織等（第5条—第10条）
- 第3節 部局運営組織（第11条・第12条）
- 第4節 学術研究院（第12条の2）
- 第5節 教授会等（第13条・第14条）
- 第6節 職員（第15条—第22条）

第2章 学部通則

- 第1節 学年、学期及び休業日（第23条—第25条）
- 第2節 修業年限及び在学期間（第26条—第28条）
- 第3節 入学（第29条—第36条）
- 第4節 教育課程及び履修方法等（第37条—第47条）
- 第5節 卒業（第48条—第52条の2）
- 第6節 休学、留学、転学、退学及び除籍（第53条—第58条）
- 第7節 賞罰（第59条・第60条）
- 第8節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料（第61条・第62条）

第3章 補則

- 第1節 研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生及び特別聴講学生（第63条—第68条）
- 第2節 寄宿舍（第69条）
- 第3節 寄附講座等（第70条）
- 第4節 公開講座（第71条）
- 第5節 特別の課程（第71条の2）
- 第6節 規則等への委任（第72条）

附則

第1章 総則

第1節 設置等

（国立大学の設置）

第1条 国立大学法人鹿児島大学（以下「本法人」という。）は、鹿児島大学（以下「本学」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本学は、鹿児島大学憲章の下に、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与するとともに自主自律と進取の精神を持った有為な人材を育成することを目的とする。

2 本学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

3 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部等の規則において定める。

（方針）

第2条の2 本学は、前条の目的を踏まえて、本学、学部又は学科若しくは課程ごとに、次に掲げる方針を定める。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

2 前項第2号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第1号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

（自己評価等）

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価に加え、第三者評価等の多様な評価の結果を、教育研究等の不断の改善・改革に反映させるものとする。

（教育研究活動等の状況の公表）

第4条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。

2 前項の公表については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に定めるところによる。

第2節 教育研究組織等

（学部、学科及び課程）

第5条 本学に次の学部、学科及び課程を置く。

法文学部 法経社会学科、人文学科

教育学部 学校教育教員養成課程

理学部 理学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

工学部 先進工学科、建築学科

農学部 農業生産科学科、食料生命科学科、農林環境科学科

水産学部 水産学科

共同獣医学部 獣医学科

2 前項に規定する共同獣医学部獣医学科は、第37条の2第1項の規定に基づき、山口大学と共同で教育課程を編成する。

3 第1項に規定する学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(附属病院)

第5条の2 本学に、医学及び歯学の教育研究並びに診療のための施設として、附属病院を置く。附属病院の名称は、鹿児島大学病院とする。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、次の研究科を設ける。

人文社会科学研究科

教育学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農林水産学研究科

医歯学総合研究科

臨床心理学研究科

共同獣医学研究科

連合農学研究科

2 大学院に関する事項は、別に定める。

(機構)

第6条の2 本学に次の機構及びその下部組織を置く。

総合教育機構

高等教育研究開発センター

共通教育センター

キャリア形成支援センター

アドミッションセンター

グローバルセンター

研究推進機構

医用ミニブタ・先端医療開発研究センター

国際島嶼教育研究センター

研究支援センター

南九州・南西諸島域共創機構

産学・地域共創センター

地震火山地域防災センター

司法政策教育研究センター

2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(ヒトレトロウイルス学共同研究センター)

第6条の3 本学に、ヒトレトロウイルス感染症の感染予防及び治療を目指し、世界的・全国的な研究及び教育の総合的推進を図るため、熊本大学と共同して、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第7条 本学に次の学内共同教育研究施設を置く。

附属図書館

保健管理センター

稲盛アカデミー

総合研究博物館

学術情報基盤センター

埋蔵文化財調査センター

環境安全センター

2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(海外拠点)

第7条の2 本学に海外拠点を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(奄美群島拠点)

第7条の3 本学に奄美群島拠点を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学部等附属教育研究施設)

第8条 本学の学部又は研究科に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター

農学部 農場、演習林、焼酎・発酵学教育研究センター

水産学部 練習船、海洋資源環境教育研究センター

共同獣医学部 動物病院、越境性動物疾病制御研究センター

理工学研究科 地域コトづくりセンター、天の川銀河研究センター

医歯学総合研究科 南九州先端医療開発センター

2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

第8条の2 第6条の2第1項に掲げる地震火山地域防災センターに、附属教育研究施設として、南西島弧地震火山観測所を置く。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用)

第8条の3 第8条第1項に掲げる農学部附属演習林及び水産学部附属練習船は、本学の教育上支障がないと認められるときは、他の大学及び高等専門学校の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第9条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

2 前項に規定する教育学部附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。

3 前2項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(事務組織)

第10条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を遂行するために事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

(技術支援組織)

第10条の2 本学に、教育、研究及び地域貢献に係る技術支援に関する業務を遂行するために技術支援組織を置く。

2 技術支援組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 部局運営組織

(部局)

第11条 本学に、基本的な教育研究に関する運営組織として次の部局を置く。

法文学部

教育学部

理学部

医学部

歯学部

工学部

農学部

水産学部

共同獣医学部

附属病院

理工学研究科

医歯学総合研究科

臨床心理学研究科

連合農学研究科

2 前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(部局運営会議)

第12条 部局に、それぞれの運営に関する重要事項を審議するため、学部にあつては学部運営会議、附属病院にあつては病院運営会議及び研究科にあつては研究科運営会議（以下「部局運営会議」という。）を置く。

2 部局運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学術研究院

(学術研究院)

第12条の2 本学に、教員組織として学術研究院を置く。

2 学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。

3 学術研究院に所属する教員は、その専門性に応じて次表に示すいずれかの学域及び学系等に所属するものとする。

学域	学系等
法文教育学域	法文学系
	臨床心理学系
	教育学系
理工学域	理学系
	工学系
医歯学域	医学系
	歯学系
	附属病院
農水産獣医学域	農学系
	水産学系
	獣医学系
総合科学域	総合教育学系
	総合研究学系
	共同学系

4 学術研究院に所属する教員は、別表第2に定める区分により、学部等の教育等に係る業務を主として担当することを原則とする。

5 学術研究院に、別に定める事項を審議するため、学術研究院会議を置く。

6 第3項の学域に関し必要な事項を審議するため、学域会議を置く。

7 第3項の学系に関し必要な事項を審議するため、学系会議を置く。

8 附属病院に関し必要な事項を審議する会議体は、別に定める。

9 本条に定めるもののほか、学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第13条 第5条に規定する学部及び第6条に規定する研究科に、教授会を置く。

2 前項の教授会は、学校教育法第93条第2項の規定に基づき、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

3 第1項の教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第13条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(各種委員会)

第14条 本学、学部、研究科、学域及び学系に、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 職員

(職員)

第15条 本学の職員の種類は、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、技術職員、教務職員及びその他の職員とする。

(教職協働)

第15条の2 本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。

(研修の機会等)

第15条の3 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第39条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(副学長)

第16条 本学に副学長を置くことができるものとし、本法人の理事又は本学の教授をもって充てる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第17条 本学に学長補佐を置くことができるものとし、本学の教授又は准教授をもって充てる。

(学部長等)

第18条 第5条第1項の学部に学部長を、第5条の2の附属病院に病院長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 学部長及び病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長等)

第19条 学部に、学部長を補佐するため、副学部長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。

2 附属病院に、病院長を補佐するため、副病院長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。

3 副学部長及び副病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(機構長等)

第19条の2 第6条の2第1項の機構にそれぞれ機構長及び副機構長を置く。

2 機構長及び副機構長に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設の長)

第20条 第7条第1項の学内共同教育研究施設にそれぞれ長を置き、原則として本学の教授をもって充てる。

(学域長及び学系長)

第20条の2 第12条の2第3項の学域に学域長を、学系に学系長をそれぞれ置く。

2 学域長及び学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学域長及び副学系長)

第20条の3 学域及び学系に、学域長及び学系長を補佐するため、それぞれ副学域長及び副学系長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。

2 副学域長及び副学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部等附属教育研究施設の長)

第21条 第8条第1項の学部等附属教育研究施設にそれぞれ長を置き、その学部又は研究科の教授又は准教授をもって充てる。

(附属学校の長)

第22条 第9条第1項の附属学校にそれぞれ校長(附属幼稚園にあつては園長)を置き、教育学部の教授をもって充てる。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 鹿児島大学記念日 11月15日

(4) 春季休業 4月1日から4月10日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月8日まで

2 教育上必要がある場合は、前項に規定する休業日を変更し、又は、臨時の休業日を定めることができる。

3 教育上必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、休業日であっても、第38条第4項に定める授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第26条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部にあっては6年とする。

(修業年限の通算)

第27条 第46条第1項の規定に該当する者の既修得単位が第64条の科目等履修生として修得したものであるとき、又は第46条第1項の規定に該当する者の既修得単位が第71条の2の特別の課程を履修する者として修得したものであるときは、各学部は当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し相当の期間を修業年限に通算することができる。ただし、通算する期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第28条 学生は、第26条の修業年限の2倍の期間を超えて在学することはできない。ただし、第34条及び第35条の規定により入学又は転学科等を許可された者の在学期間の通算については、各学部において定める。

2 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を定めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第30条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第31条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第33条 前条の選考の結果合格した者は、所定の期日までに、入学科を納付するとともに、在学保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学科の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(編入学及び再入学)

第34条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 本学の一の学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- (2) 他の大学を卒業した者又は学士の学位を有する者
- (3) 他の大学に1年以上在学して退学した者
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (8) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

2 本学を退学し、又は除籍（第57条第1号に基づく除籍を除く。）された後更に同一学部にも再入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

(転学科、転学部及び転入学)

第35条 本学の学生で、他の学科（課程を含む。）に転学科（転課程を含む。以下同じ。）を、又は他の学部にも転学部を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、相当年次へ転学科又は転学部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、相当年次へ転入学を許可することがある。

3 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、転入学を志願する者については、前項の規定を適用する。

4 第1項の規定により転学科又は転学部を志願する者は現に在学する学部の長の許可を、前2項の規定により転入学を志願する者は現に在学する大学の学長の許可証を、それぞれ添付しなければならない。

(編入学、再入学、転学科、転学部及び転入学の許可)

第36条 第34条第1項の編入学の許可は、別に定めるところにより、学長が行う。

2 第34条第2項の再入学並びに前条の転学科、転学部及び転入学の許可は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

第4節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第37条 本学は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編

成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科又は課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(共同教育課程の編成)

第37条の2 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

(学内連携による教育課程)

第37条の3 本学及び学部の教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、本学の異なる学部間で連携し、教育課程を編成することができるものとする。

- 2 学内連携による教育課程に関し必要な事項は、連携する学部において別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第38条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて編成するものとする。

- 2 授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

- 3 前項に規定する共通教育科目に、高度共通教育科目を置く。

- 4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

- 5 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

- 7 授業科目の履修方法その他授業に関し必要な事項は、各学部、共通教育センター又はグローバルセンター（以下「各学部等」という。）において定める。

(全学横断的教育プログラム)

第38条の2 多様な学問分野を横断し、学生の総合的な理解力や能力を養成するため、全学横断的教育プログラムを開設することができる。

- 2 全学横断的教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第40条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部等が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部等が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部等が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第41条 削除

(各授業科目の授業期間)

第42条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(成績評価基準等の明示等)

第42条の2 各学部等は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部等は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第43条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修)

第44条 学生は、各学部及び共通教育センターの定めるところにより、他学部等の授業科目を履修することができる。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第44条の2 学生が本学以外の構成大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、本学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学院授業科目の履修)

第44条の3 学生が、本学大学院への進学を志望し、所属する学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を希望する研究科の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第45条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が学長の許可を得て本学と他の大学又は短期大学との協議に基づき当該の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部又は共通教育センターの定めるところにより単位を与えることができる。

5 前4項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

6 第1項に規定する学長の許可は、当該学部の教授会の議を経て行う。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第46条 教育上有益と認めるときは、各学部及び共通教育センターは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。第68条において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第64条及び第71条の2の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部及び共通教育センターは、学生が本学に入学する前に行った前条第4項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第1項、第2項、第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 単位の認定方法等については、各学部等において定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第46条の2 各学部は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第26条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第5節 卒業

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第40条第2項に規定する授業科目については、各学部等で定める方法により学修の成果を評価して、単位を与えることができる。

2 第38条第5項の授業方法により与える単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数を60単位に加算した単位数を超えないものとする。

(試験)

第49条 試験は、各学部等の定めるところによって行う。

(卒業)

第50条 第26条に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部が定める所定の単位を修得した者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学部において必要と認めるときは、前項に加え卒業の要件を設けることができる。

(早期卒業)

第51条 前条の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生（医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部に在学するものを除く。）で本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定できる。

(学位)

第52条 本学の学部を卒業した者には、別に定めるところにより学士の学位を授与する。

(学修証明書の交付)

第52条の2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。

第6節 休学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第53条 学生は、疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学できない場合は、医師の診断書又は理由書を添え保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学期間は、その学期の終わりまでとする。ただし、特別な事由がある場合であって、学長が必要と認めたときは、1年以内の休学を許可することができる。

3 前項の規定にかかわらず、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

4 疾病その他の理由により、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は、当該学部の教授会の議を経て、休学を命ずることがある。

5 休学期間は、通算して、修業年限を超えることができない。

6 休学期間は、第26条に規定する修業年限に算入しない。

7 休学期間は、第28条第1項に規定する在学期間に算入する。

8 第5項及び前項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合であって、学長が必要と認めたときは、当該事由により休学した期間は、第28条第1項に規定する在学期間及び本条第5項に規定する通算の休学期間に算入しないものとする。

9 第28条第2項の在学期間には、特別の事情があると認められた休学期間は算入しないことができる。

(留学)

第54条 学生は、学長の許可を得て、本国と外国の大学又は短期大学との協議に基づき定められた当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 前項の留学期間は、第26条に規定する修業年限に算入する。

(転学)

第55条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめその理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第56条 学生は、退学しようとするときには、その理由を付して、保証人連署のうえ学長に願い出なければならない。

2 学生で、長期欠席又は疾病その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長は退学を命ずることがある。

(除籍)

第57条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第28条第1項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第28条第2項に規定する在学期間を超えた者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可又は半額免除になった後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(4) 入学料の徴収猶予を許可された後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(5) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等)

第58条 前5条に規定する休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

第7節 賞罰

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があった者は、学部長等の推薦により、学長が表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第60条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部の教授会、学生生活委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 前項の懲戒退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 3か月以上の停学の期間は、第26条に規定する修業年限に算入しない。

5 停学の期間は、第28条に規定する在学期間に算入する。

第8節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第61条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予)

第62条 特別な理由のある者に対しては、本人の申請によって入学料、授業料及び寄宿料の全額若しくは半額を免除し、又は入学料及び授業料の徴収猶予を許可することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 補則

第1節 研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生及び特別聴講学生

(研究生)

第63条 本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、当該学部の教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学において、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第65条 官庁、公共団体その他の団体より、その職員の学修委託の願い出があったときは、委託生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第66条 外国人で、本学に修学を希望する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生に関する規則)

第67条 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第68条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生の入学の許可は、当該学部教授会の議を経て学部長が行う。

3 本条に規定するもののほか、特別聴講学生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第2節 寄宿舎

(寄宿舎)

第69条 本学に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

第3節 寄附講座・共同研究講座等

(寄附講座等)

第70条 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座等)

第70条の2 教育研究の進展及び充実に資するため、民間等外部の機関等と共同で、本学に共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）を設置することができる。

2 共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 公開講座

(公開講座)

第71条 社会人に対し広く学習の機会を提供するとともに、地域における生涯学習の振興に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 特別の課程

(特別の課程)

第71条の2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

3 その他特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 規則等への委任

(規則等への委任)

第72条 この学則に規定するもののほか、本学に関し必要な事項は学長が、その他部局等に関し必要な事項は部局長等が、規則等で定めることができる。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日の前日において、国立学校設置法（昭和24年法律第150号。以下「旧設置法」という。）に規定する鹿児島大学に在学する学生は、本法人が設置する本学の学生となり、その者に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

3 前項により本学の学生となった者の旧設置法に規定する鹿児島大学における在学年数、教育課程及び修得した単位は、本学における在学年数、教育課程及び単位とみなす。

4 平成16年度の工学部、平成16年度から平成18年度までの法文学部並びに平成16年度から平成19年度までの歯学部及び全学部の収容定員は、別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	収 容 定 員			
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度

法 文 学 部	法 政 策 学 科	470	440	410	
	経 済 情 報 学 科	580	580	580	
	人 文 学 科	620	620	620	
		20	20	20	
	計	1,690	1,660	1,630	
歯 学 部	歯 学 科	350	345	340	335
工 学 部	機 械 工 学 科	382			
	電 気 電 子 工 学 科	314			
	建 築 学 科	225			
	応 用 化 学 工 学 科	245			
	海 洋 土 木 工 学 科	194			
	情 報 工 学 科	240			
	生 体 工 学 科	240			
	計	1,860			
合 計		8,380	8,325	8,290	8,255

附 則

この学則は、平成16年12月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に教育学部養護学校教員養成課程に在学している者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成19年3月31日に教育学部養護学校教員養成課程に在学している者の免許状の種類については、特別支援学校教諭一種免許状とする。

附 則

1 この学則は、平成19年6月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 第9条第1項に規定する教育学部附属特別支援学校は、当分の間、通称として鹿児島大学教育学部附属養護学校と称することができる。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、改正後の第2条第3項、第37条、第39条、第40条及び第42条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月1日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年度から平成34年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	95	570	95	580	95	590	95	600
	計	215	1,090	215	1,100	215	1,110	215	1,120
全学部合計		1,940	8,255	1,940	8,260	1,940	8,255	1,940	8,250
		平成25年度		平成26年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
		95	610	95	620	90	615	90	610
		215	1,130	215	1,140	210	1,135	210	1,130

1,940	8,260	1,940	8,270	1,935	8,265	1,935	8,260
平成32年度		平成33年度		平成34年度			
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
90	605	90	600	90	595		
210	1,125	210	1,120	210	1,115		
1,935	8,255	1,935	8,250	1,935	8,245		

- 3 平成21年度から平成23年度までの工学部応用化学工学科、情報工学科、生体工学科、環境化学プロセス工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科及び第3年次編入学並びに工学部の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	収 容 定 員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
工 学 部	応 用 化 学 工 学 科	180	120	60
	情 報 工 学 科	180	120	60
	生 体 工 学 科	180	120	60
	環境化学プロセス工学科	35	70	105
	情報生体システム工学科	80	160	240
	化 学 生 命 工 学 科 (第3年次編入学)	50	100	150
	計	30	40	40
		1,835	1,830	1,815

- 4 工学部応用化学工学科、情報工学科及び生体工学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	105	590	105	610	105	630	105	650
	計	225	1,110	225	1,130	225	1,150	225	1,170
合計		1,950	8,270	1,950	8,275	1,950	8,280	1,950	8,300
		平成26年度		平成27年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		105	670	105	680	100	675	100	670
		225	1,190	225	1,200	220	1,195	220	1,190
		1,950	8,320	1,950	8,330	1,945	8,325	1,945	8,320
		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		90	655	90	640	90	625	90	610
		210	1,175	210	1,160	210	1,145	210	1,130
		1,935	8,305	1,935	8,290	1,935	8,275	1,935	8,260
		平成36年度							
		90	600						
		210	1,120						
		1,935	8,250						

附 則

この学則は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成23年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	107	612	107	634	107	656	107	678
	計	227	1,132	227	1,154	227	1,176	227	1,198
合計		1,950	8,275	1,950	8,280	1,950	8,300	1,950	8,320
		平成27年度		平成28年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		107	690	107	692	102	687	102	682

227	1,210	227	1,212	222	1,207	222	1,202
1,950	8,330	1,950	8,330	1,945	8,325	1,945	8,320
平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
90	665	90	648	90	631	90	614
210	1,185	210	1,168	210	1,151	210	1,134
1,933	8,303	1,933	8,286	1,933	8,269	1,933	8,252
平成36年度							
90	602						
210	1,122						
1,933	8,240						

- 3 平成23年度から平成27年度までの歯学部における収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	収容定員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歯学部	歯学科	328	326	324	322	320

- 4 平成23年3月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学している者の教員の免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度から平成28年度までの農学部獣医学科、農学部及び共同獣医学部の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
農学部	獣医学科	150	120	90	60	30
	計	970	940	910	880	850
共同獣医学部 (山口大学共同獣医学部)	獣医学科	30	60	90	120	150
	(獣医学科)	(30)	(60)	(90)	(120)	(150)

- 3 農学部獣医学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者及び平成24年4月1日以降に当該学科に再入学、転学科、転学部又は転入学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の修業年限及び早期卒業は、改正後の第26条及び第51条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日に本学に在学している者の休学期間は、改正後の第53条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成27年度から平成29年度までの水産学部水産学科及び水産教員養成課程の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
水産学部	水産学科	530	540	550
	水産教員養成課程	30	20	10

- 3 水産学部水産教員養成課程は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお、従前の例による。

- 4 司法政策研究科は、改正後の第6条及び第11条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成28年度から平成30年度までの農学部生物生産学科、生物資源化学科、生物環境学科、農業生産科学科、食料生命科学科及び農林環境科学科の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農学部	生物生産学科	240	160	80
	生物資源化学科	180	120	60
	生物環境学科	195	130	65
	農業生産科学科	75	150	225
	食料生命科学科	70	140	210
	農林環境科学科	60	120	180

- 3 農学部生物生産学科、生物資源化学科及び生物環境学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年7月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 2 理学部物理科学科の教員免許状の種類は、平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度から平成31年度までの法文学部法政策学科、経済情報学科、人文学科、法経社会学科、人文学科、教育学部学校教育教員養成課程及び生涯教育総合課程の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
法文学部	法政策学科	285	190	95
	経済情報学科	435	290	145
	人文学科	465	310	155
	法経社会学科	245	490	735
	人文学科	165	330	495
	計	1,615	1,630	1,645
教育学部	学校教育教員養成課程	875	850	825
	生涯教育総合課程	105	70	35
	計	1,040	980	920
合計		8,285	8,235	8,185

- 3 法文学部法政策学科、経済情報学科、人文学科及び教育学部生涯教育総合課程は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科・課程に在学する者が当該学科・課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科・課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年5月18日から施行する。

附 則
この学則は、平成29年9月28日から施行する。

- 附 則
- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 平成30年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学生定員及び収容定員は、別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	107	692	107	692	90	675
	計	227	1,212	227	1,212	210	1,195
合計		1,905	8,240	1,905	8,195	1,888	8,133
		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		90	658	90	641	90	624
		210	1,178	210	1,161	210	1,144
		1,888	8,116	1,888	8,099	1,888	8,082
		平成36年度					
		90	607				
		210	1,127				
		1,888	8,065				

附 則
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則
この学則は、平成31年1月1日から施行する。

- 附 則
- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 農学研究科及び水産学研究科は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 教育学部学校教育教員養成課程の教員の免許状の種類は、平成31年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、令和元年9月1日から施行する。

- 附 則
- この学則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 令和2年度から令和8年度までに医学部医学科、医学部及び全学部の入学生定員及び収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・課程	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	110	695	110	698	90	681
	計	230	1,215	230	1,218	210	1,201
合計		1,883	8,128	1,883	8,106	1,863	8,064
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		90	664	90	647	90	630
		210	1,184	210	1,167	210	1,150
		1,863	8,022	1,863	8,005	1,863	7,988
		令和8年度					
		90	610				

210	1,130
1,863	7,968

3 令和2年度の法文学部法経社会学科、人文学科及び第3年次編入学並びに令和2年度から令和4年度までの教育学部学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、教育学部、理学部数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科、理学科、工学部機械工学科、電気電子工学科、建築学科、環境化学プロセス工学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科、第3年次編入学、先進工学科及び建築学科の収容定員は、改正後の別表第1にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
法文学部	法経社会学科	986		
	人文学科 (第3年次編入学)	664 10		
教育学部	学校教育教員養成課程	790	780	770
	特別支援教育教員養成課程	45	30	15
	計	835	810	785
理学部	数理情報科学科	120	80	40
	物理科学科	135	90	45
	生命化学科	150	100	50
	地球環境化学科	150	100	50
	理	185	370	555
工学部	機械工学科	282	188	94
	電気電子工学科	234	156	78
	建築学科	165	110	55
	環境化学プロセス工学科	105	70	35
	海洋土木工学科	144	96	48
	情報生体システム工学科	240	160	80
	化学生命工学科	150	100	50
	(第3年次編入学)	40	40	20
	先進工学科	385	770	1,172
	建築学科	55	110	168

4 教育学部特別支援教育教員養成課程、理学部数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科、工学部機械工学科、電気電子工学科、建築学科、環境化学プロセス工学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科及び化学生命工学科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科・課程に在学する者が当該学科・課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科・課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年2月20日から施行する。

別表第1（第5条関係）

学部	学科・課程	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
法文学部	法経社会学科	245	6	992
	人文学科	165	4	668
	計	410	10	1,660
教育学部	学校教育教員養成課程	190		760
理学部	理 学 科	185		740
医学部	医 学 科	90	※10	590
	保健 学科	看護学専攻	10	340
		理学療法専攻	5	90
		作業療法専攻	5	90
	計	120	20	520
	計	210	30	1,110
歯学部	歯 学 科	53		318
工学部	先進工学科	385	17	1,574
	建築学科	55	3	226
	計	440	20	1,800
農学部	農業生産科学科	75		300
	食料生命科学科	70		280
	農林環境科学科	60		240
	計	205		820
水産学部	水 産 学 科	140		560
共同獣医学部 (山口大学共同獣医学部)	獣 医 学 科	30		180
	(獣 医 学 科)	(30)		(180)
合計		1,863	60	7,948

備考 (1)※印を冠するものは、第2年次編入学定員を示す。

- (2)()で記載するものは、山口大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。
(3)合計欄の数字には、山口大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

別表第2 (第12条の2関係)

学術研究院		学部等
法文教育学域	法文学系	法文学部
	教育学系	教育学部
理工学域	理学系	理学部
	工学系	工学部
医歯学域	医学系	医学部
	歯学系	歯学部
	附属病院	附属病院
農水産獣医学域	農学系	農学部
	水産学系	水産学部
	獣医学系	共同獣医学部
総合科学域	総合教育学系	総合教育機構
	総合研究学系	研究推進機構
		南九州・南西諸島域共創機構
		ヒトレトロウイルス学共同研究センター
	共同学系	学内共同教育研究施設

別表第3 (第47条関係)

学 部	学 科 等	教員の免許状の種類	(免許教科)
法 文 学 部	法 経 社 会 学 科	中学校教諭一種免許状	(社会)
		高等学校教諭一種免許状	(公民、商業)
	人 文 学 科	中学校教諭一種免許状	(社会、国語、英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語、地理歴史、公民、英語)
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語)
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理 学 部	理 学 科	中学校教諭一種免許状	(数学、理科)
		高等学校教諭一種免許状	(数学、理科、情報)
工 学 部	先 進 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
農 学 部	農 業 生 産 科 学 科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(農業、理科)
	食 料 生 命 科 学 科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(農業、理科)
	農 林 環 境 科 学 科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(農業、理科)
水 産 学 部	水 産 学 科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(水産、理科)

2 鹿児島大学大学院学則

平成16年4月1日
規則第87号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 組織（第4条—第13条の2）
- 第3章 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日（第14条—第16条）
- 第4章 収容定員（第17条）
- 第5章 教育課程等（第17条の2—第24条の4）
- 第6章 入学、再入学、転入学及び進学（第25条—第32条）
- 第7章 休学、留学、転学、退学及び除籍（第33条—第38条）
- 第8章 課程の修了要件（第39条）
- 第9章 検定料、入学料及び授業料（第40条・第41条）
- 第10章 研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生、特別聴講学生、特別研究学生及び法務学修生（第42条—第44条の2）
- 第11章 教員免許状（第45条）
- 第12章 賞罰（第46条）
- 第13章 雑則（第47条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この大学院学則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第6条第2項の規定により、鹿児島大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（大学院の目的）

第2条 大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 専門職大学院は、鹿児島大学憲章の下に、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、各研究科の規則において定める。

（自己評価等）

第3条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価に加え、第三者評価等の多様な評価の結果を、教育研究等の不断の改善・改革に反映させるものとする。

第2章 組織

（研究科）

第4条 大学院に次の研究科及び課程を置く。

人文社会科学研究科	博士課程
教育学研究科	専門職学位課程
保健学研究科	博士課程
理工学研究科	博士課程
農林水産学研究科	修士課程
医歯学総合研究科	修士課程及び博士課程
臨床心理学研究科	専門職学位課程
共同獣医学研究科	博士課程
連合農学研究科	博士課程

2 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）と後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

3 連合農学研究科の博士課程は、後期3年の課程のみの博士課程とする。

（共同獣医学研究科の教育課程）

第4条の2 共同獣医学研究科は、第17条の4第1項の規定に基づき、山口大学大学院と共同で教育課程を編成する。

（連合農学研究科の教育研究の実施）

第5条 連合農学研究科の教育研究は、本学、佐賀大学及び琉球大学の協力により実施するものとする。

（山口大学大学院連合獣医学研究科の教育研究の実施）

第6条 山口大学大学院連合獣医学研究科の教育研究は、本学、鳥取大学及び山口大学の協力により実施するものとする。

2 前項の連合獣医学研究科に置かれる連合講座は、鳥取大学農学部及び山口大学共同獣医学部の教員とともに、本学共同獣医学部の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

（修士課程）

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職

業を担うための卓越した能力を培うものとする。

(博士課程)

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(専門職学位課程)

第9条 臨床心理学研究科の課程は、臨床心理士としての個別支援、集団支援、地域支援及び危機介入支援等の高い臨床心理実践能力を培うものとする。

2 教育学研究科の専門職学位課程(教職大学院)は、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質と、地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と協働して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成するものとする。

(専攻等)

第10条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士前期課程

法学専攻

経済社会システム専攻

人間環境文化論専攻

国際総合文化論専攻

博士後期課程

地域政策科学専攻

教育学研究科

学校教育実践高度化専攻

保健学研究科

博士前期・後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

理学専攻

工学専攻

博士後期課程

総合理工学専攻

農林水産学研究科

農林資源科学専攻

食品創成科学専攻

環境フィールド科学専攻

水産資源科学専攻

医歯学総合研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

健康科学専攻

先進治療科学専攻

臨床心理学研究科

臨床心理学専攻

共同獣医学研究科

獣医学専攻

連合農学研究科

生物生産科学専攻

応用生命科学専攻

農水圏資源環境科学専攻

2 学則第12条の2に規定する学術研究院に所属する教員は、別表第1に定める区分により、研究科の教育等に係る業務を主として担当することを原則とする。

(寄附講座等)

第10条の2 教育研究の進展及び充実に資するため、研究科に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を設置することができる。

(担当教員)

第11条 大学院(教育学研究科学校教育実践高度化専攻、臨床心理学研究科、共同獣医学研究科及び連合農学研究科を除く。)の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、本学の教授のうちから第5項の資格基準に基

づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。

- 2 教育学研究科学校教育実践高度化専攻及び臨床心理学研究科の授業を担当する教員は、本学の教授のうちから第5項の資格基準に基づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。
- 3 共同獣医学研究科における授業及び研究指導を担当する教員は、本学及び山口大学の教授のうちから、第5項の資格基準に基づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。
- 4 連合農学研究科における授業及び研究指導を担当する教員は、本学、佐賀大学及び琉球大学の教授のうちから、次項の資格基準に基づいて選定する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教をこれに充てることができる。
- 5 大学院教員資格基準は、研究科ごとに別に定める。

第12条 削除

(研究科長)

第13条 研究科に研究科長を置く。

- 2 人文社会科学研究科、教育学研究科、保健学研究科及び共同獣医学研究科の研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。ただし、基礎となる学部の長が当該研究科担当の教授でない場合において、当該研究科が必要と認めるときは、当該研究科担当の教授のうちから選ばれた者をもって研究科長に充てることができる。
- 3 理工学研究科、医歯学総合研究科及び連合農学研究科の研究科長は、当該研究科における研究指導を担当する資格を有する本学の教授のうちから、別に定めるところにより学長が選考し、任命する。
- 4 農林水産学研究科の研究科長は、当該研究科が別に定めるところにより農学部長又は水産学部長をもって充てる。
- 5 臨床心理学研究科の研究科長は、当該研究科の教授のうちから、別に定めるところにより学長が選考し、任命する。

(副研究科長)

第13条の2 研究科に、研究科長を補佐するため副研究科長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。

- 2 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第14条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとする。

- 2 医歯学総合研究科博士課程及び共同獣医学研究科の標準修業年限は、4年とする。
- 3 人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 連合農学研究科の標準修業年限は、3年とする。
- 5 教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第15条 在学年限は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。ただし、第31条第1項の規定により再入学又は転入学を許可された者の在学年限は、第31条第3項により認定された在学年数とする。

- 2 研究科において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を定めることができる。

(学年、学期及び休業日)

第16条 学年、学期及び休業日については、学則を準用する。

第4章 収容定員

(収容定員)

第17条 研究科の収容定員は、別表第2のとおりとする。

第5章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第17条の2 各研究科(教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科を除く。)は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。
- 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
- 5 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程連携協議会)

第17条の3 教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果

的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(共同教育課程の編成)

第17条の4 大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、第17条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学の大学院が開設する授業科目を本学の大学院の教育課程の一部とみなして、他の大学の大学院と共同でそれぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学院（以下「構成大学院」という。）は、それぞれ共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学院間において、協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第18条 大学院（教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 臨床心理学研究科にあっては、授業科目の授業によって行う。

3 教育学研究科専門職学位課程にあっては、授業科目の授業及び小学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）その他の関係機関における実習によって行う。

(履修方法等)

第19条 研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容及びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

(単位の計算方法)

第19条の2 単位の計算方法は、学則第40条の規定を準用する。

2 研究科が1つの授業科目について、講義、演習、実験又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ学則第40条第1項各号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育方法の特例)

第20条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第20条の2 本学以外の構成大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学の大学院における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 本学以外の構成大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導は、本学の大学院において受けた当該共同教育課程に係るものとみなすものとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第21条 学生は、学長の許可を得て、大学間の協議に基づき定められた他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項に規定する学長の許可は、当該研究科教授会の議を経て行う。

(研究指導委託)

第22条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示)

第22条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第22条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第23条 履修した各授業科目の成績評価は、試験又は研究報告等によって行い、これに合格した者には所定の単位を与える。

2 各研究科（教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科を除く。）において第21条の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で認定する。

3 教育学研究科専門職学位課程において第21条の規定により習得した単位は、22単位を超えない範囲で認定する。

4 臨床心理学研究科において第21条の規定により習得した単位は、20単位を超えない範囲で認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 各研究科（教育学研究科専門職学位課程及び臨床心理学研究科を除く。）において前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、また、前条第2項の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 教育学研究科専門職学位課程において第1項の規定により習得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において習得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により認定する単位数及び第39条第9項の規定により免除する単位数と合わせて22単位を超えないものとする。

4 臨床心理学研究科において第1項の規定により習得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において習得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により認定する単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

5 単位の認定方法等については、各研究科において定める。

(長期在学による履修)

第24条の2 各研究科は、各研究科が定めるところにより、学生が、第14条第1項ただし書きに規定する2年を超える標準修業年限を希望する旨を申し出たときは、当該標準修業年限の履修を認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第24条の3 各研究科は、各研究科が定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第14条第1項本文及び第2項から第5項までに規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(全学横断的教育プログラム)

第24条の4 多様な学問分野を横断し、学生の総合的な理解力や専門分野で得た知識・技術を活かす能力を養成するため、大学院に全学横断的教育プログラムを開設することができる。

2 全学横断的教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学及び進学

(入学時期)

第25条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学者の受入れ方針)

第25条の2 大学院、各研究科又は各専攻ごとに、第2条を踏まえて、入学者の受入れに関する方針を定めるものとする。

(入学資格)

第26条 修士課程、博士前期課程及び臨床心理学研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学の卒業生

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

第26条の2 教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状(一種)を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

第27条 医歯学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学(医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学の分野に限る。)の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上

である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第27条の2 共同獣医学研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（修業年限が6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士（医学の分野に限る。）の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院（獣医学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）、医学を履修する博士課程又は歯学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（修業年限が6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認める者は、共同獣医学研究科に入学することができる。

- (1) 大学（修業年限が6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（獣医学、薬学、医学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第28条 博士後期課程又は連合農学研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第39条第3項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- （入学者選抜）

第29条 入学志願者に対しては学力試験及び面接試験を行い、これに出身大学等の提出する調査書の成績等を総合して合格者を決定する。

2 選抜の方法及び時期等については、別に定める。

(入学手続)

第30条 前条の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を納付するとともに、在学保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第31条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより選考の上、学長は入学を許可することができる。

(1) 本学の大学院を退学し、又は除籍（第37条第1号に基づく除籍を除く。）された者で再入学を願い出た者

(2) 他の大学院から本学の大学院に転入学を志願する者

2 前項第2号の規定により転入学を志願する場合は、現に在学する大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 第1項の規定により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、当該研究科において行う。

(進学)

第32条 本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士課程又は博士後期課程若しくは連合農学研究科に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

第7章 休学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第33条 学生は、疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学できない場合は、医師の診断書又は理由書を添え保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、更に1年延長することができる。

3 前項の規定にかかわらず、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。

4 休学期間は、第15条第1項に規定する在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

6 特別な事由がある場合であって、学長が必要と認めたときは、当該事由により休学した期間は、前項の通算の休学期間を含めないものとする。

(留学)

第34条 学生は、学長の許可を得て、大学間の協議に基づき定められた外国の大学の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、第14条の標準修業年限に含まれるものとする。

3 第23条第2項の規定は、留学の場合に準用する。

(転学)

第35条 学生は、他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめその理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(退学)

第36条 学生は、退学しようとするときには、その理由を付して、保証人連署のうえ学長に願い出なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第15条第1項に定める在学年限を超えた者

(2) 第15条第2項に定める在学年限を超えた者

(3) 第33条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可又は半額免除になった後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(5) 入学料の徴収猶予を許可された後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

(6) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等)

第38条 第33条から前条までに規定する休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

第8章 課程の修了要件

(課程の修了要件)

第39条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、修士課程又は博士前期課程に2年（2年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各研究科の定めるところにより、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、博士論文研究基礎力審査に合格することとすることができる。

3 博士論文研究基礎力審査は、次に掲げる試験及び審査を行うものとする。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

-
- 4 医歯学総合研究科博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 5 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、人文社会科学研究科にあつては14単位以上を、保健学研究科及び理工学研究科にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
 - (1) 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含み3年以上
 - (2) 博士前期課程又は修士課程において優れた業績を上げ、2年未満の在学期間で修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年以上
 - (3) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては、1年以上
 - 6 臨床心理学研究科の専門職学位課程の修了の要件は、臨床心理学研究科の課程に2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。
 - 7 連合農学研究科の修了の要件は、博士課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。
 - (1) 修士課程に2年以上在学し、当該修士課程を修了した者にあつては、当該修士課程における2年の在学期間を含み3年以上
 - (2) 修士課程において優れた業績を上げ、2年未満の在学期間で修了した者にあつては、当該修士課程における在学期間を含み3年以上
 - (3) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が入学した場合にあつては、1年以上
 - 8 教育学研究科の専門職学位課程の修了の要件は、教育学研究科学校教育実践高度化専攻の課程に2年以上在学し、46単位以上（高度の専門的能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の機関で行う実習に係る12単位以上を含む。）を修得することとする。
 - 9 前項の場合において、小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、5単位を超えない範囲で、同項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
 - 10 共同獣医学研究科の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上（山口大学大学院共同獣医学研究科における当該共同教育課程に係る授業科目10単位以上を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
 - 11 研究科において必要と認めるときは、第1項、第4項から第9項まで及び前項に加え修了の要件を設けることができる。
（在学期間の短縮）

第39条の2 修士課程及び博士前期課程は、第24条第1項の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であつて、研究科が当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 博士課程（博士後期課程を除く。）は、第24条第1項の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であつて、研究科が当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

3 専門職学位課程は、第24条第1項の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であつて、研究科が当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第9章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料）

第40条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

（入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予）

第41条 特別な理由のある者に対しては、本人の申請によって入学料及び授業料の全額若しくは半額を免除又は徴収猶予を許可することがある。

2 入学料及び授業料の免除並びに徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生、特別聴講学生、特別研究学生及び法務学修生

（研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生）

第42条 研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

（特別聴講学生）

第43条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生が、本学の大学院における特定の授業科目を履修することを希望するときは、当該他

- の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。
- 2 特別聴講学生の入学の許可は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行う。
- 3 特別聴講学生がこの大学院学則に違反したときは、学長は当該研究科教授会の議を経てこれを除名することができる。
- (特別研究学生)
- 第44条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生が、本学の大学院における研究指導を受けようとするときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。
- 2 特別研究学生の入学の許可は、当該研究科教授会の議を経て研究科長が行う。
- 3 特別研究学生がこの大学院学則に違反したときは、学長は当該研究科教授会の議を経てこれを除名することができる。
- (法務学修生)
- 第44条の2 司法試験のため本学の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務学修生として在籍を許可することができる。
- 2 法務学修生に関する必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第45条 大学院において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第12章 賞罰

(賞罰)

第46条 賞罰に関しては、学則を準用する。

第13章 雑則

(雑則)

- 第47条 大学院学生に関し必要な事項は、この大学院学則のほか学則及び鹿児島大学学生規則（平成16年規則第116号）を準用する。
- ただし、学則第71条の2第2項は除くものとする。
- 2 前項の学則及び鹿児島大学学生規則を準用する場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科教授会」と読み替えるものとする。
- 附 則
- 1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この大学院学則の施行日の前日において、国立学校設置法（昭和24年法律第150号。以下「旧設置法」という。）に規定する鹿児島大学大学院に在学する学生は、国立大学法人鹿児島大学が設置する本学大学院の学生となり、その者に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。
- 3 前項により本学大学院の学生となった者の旧設置法に規定する鹿児島大学大学院における在学年数、教育課程及び修得した単位は、本学大学院における在学年数、教育課程及び単位とみなす。
- 4 医学研究科及び歯学研究科は、第10条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、平成16年度から平成17年度までにおける収容定員は、別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	博士(博士後期)課程	
		収容定員	
		平成16年度	平成17年度
医 学 研 究 科	生 理 系 専 攻	24	12
	病 理 系 専 攻	16	8
	社会医学系専攻	12	6
	内 科 系 専 攻	28	14
	外 科 系 専 攻	36	18
	計	116	58
歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻	36	18
	計	36	18

- 5 平成16年度の人文社会科学研究科法学専攻及び地域政策科学専攻並びに平成16年度から平成17年度までの医歯学総合研究科、司法政策研究科及び全研究科の収容定員は、別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士(博士前期)課程	博士(博士後期)課程		専門職学位課程	
		収容定員	収 容 定 員		収 容 定 員	
		平成16年度	平成16年度	平成17年度	平成16年度	平成17年度
人文社会科学 研 究 科	法 学 専 攻	18				
	地域政策科学専攻		12			
	計	18	12			

医 歯 学 総 合 研 究 科	医 科 学 専 攻	20				
	健康科学専攻		72	108		
	先進治療科学専攻		116	174		
	計	20	188	282		
司 法 政 策 研 究 科	法 曹 実 務 専 攻				30	60
	計				30	60
合 計		854	520	544	30	60

附 則

この大学院学則は、平成16年12月21日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。
- この大学院学則の施行日の前日において、在学する者については、改正後の第24条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成17年度の農学研究科並びに平成17年度から平成18年度までの保健学研究科博士後期課程、連合農学研究科及び全研究科の収容定員は、別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士(博士前期)課程	博士(博士後期)課程	
		収容定員	収 容 定 員	
		平成17年度	平成17年度	平成18年度
保健学研究科	保 健 学 専 攻		6	12
農 学 研 究 科	生物生産学専攻	52		
	生物資源化学専攻	41		
	生物環境学専攻	44		
	計	137		
連 合 農 学 研 究 科	生物生産科学専攻		24	24
	生物資源利用科学専攻		19	20
	生物環境保全科学専攻		12	12
	水産資源科学専攻		12	12
	計		67	68
合 計		867	551	576

附 則

- この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年度の人文社会科学研究科臨床心理学専攻及び全研究科の収容定員は、別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士(博士前期)課程
		収容定員
		平成18年度
人文社会科学研究科	臨床心理学専攻	21
合 計		871

附 則

- この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 人文社会科学研究科臨床心理学専攻は、改正後の第10条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、平成19年度における収容定員は、別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとし、当該専攻の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

研究科	専攻	修士(博士前期)課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
		平成19年度	平成19年度
人文社会科学研究科	臨床心理学専攻	12	
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻		15
合 計		862	105

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、改正後の第17条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日に司法政策研究科に在学する者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正前の教育学研究科、理工学研究科及び連合農学研究科の各専攻は、改正後の第10条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成21年3月31日以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第18条及び第39条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成21年3月31日以前に理工学研究科博士後期課程ナノ構造先端材料工学専攻に入学した者及び平成21年3月31日において在学する者の属する年次に施行日以降に再入学又は転入学する者については、改正後の第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成21年度の教育学研究科及び理工学研究科博士前期課程並びに平成21年度から平成22年度までの理工学研究科博士後期課程、連合農学研究科及び全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程	博士（博士後期）課程	
		収容定員	収容定員	収容定員
		平成21年度	平成21年度	平成22年度
教育学研究科	学校教育専攻	6		
	教科教育専攻	32		
	教育実践総合専攻	38		
	計	76		
理工学研究科	応用化学工学専攻	18		
	情報工学専攻	18		
	生体工学専攻	15		
	物理科学専攻	11		
	機械工学専攻	77		
	電気電子工学専攻	69		
	建築学専攻	43		
	化学生命・化学工学専攻	42		
	海洋土木工学専攻	33		
	情報生体システム工学専攻	42		
	数理情報科学専攻	26		
	物理・宇宙専攻	15		
	生命化学専攻	33		
	地球環境科学専攻	32		
	物質生産工学専攻		14	7
	システム情報工学専攻		14	7
	生命物質システム専攻		16	8
	物質生産科学専攻		8	16
	システム情報科学専攻		8	16
	生命環境科学専攻		8	16
	ナノ構造先端材料工学専攻	28	24	12
	計	502	92	82
連合農学研究科	生物資源利用科学専攻		14	7
	生物環境保全科学専攻		8	4
	水産資源科学専攻		8	4
	生物生産科学専攻		23	22
	応用生命科学専攻		8	16
	農水圏資源環境科学専攻		8	16
	計		69	69
合計		920	573	563

附 則

この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 平成22年度から平成23年度までの司法政策研究科法曹実務専攻並びに平成22年度から平成24年度までの医歯学総合研究科健康科学専攻及び先進治療科学専攻並びに全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	博士（博士後期）課程			専門職学位課程	
		収容定員			収容定員	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
医歯学総合研究科	健康科学専攻	127	110	93		
	先進治療科学専攻	205	178	151		
	計	332	288	244		
司法政策研究科	法曹実務専攻				75	60
合計		519	465	421	105	90

附 則

- この大学院学則は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 平成22年3月31日に司法政策研究科に在学する者については、改正後の第23条第2項、第24条第2項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。
- この大学院学則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第33条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年9月27日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成24年10月1日から、別表第1－2の改正規定は平成24年11月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年10月18日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成25年4月1日から施行する。
- この大学院学則の施行日の前日において臨床心理学研究科に在学する者については、改正後の第39条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成25年度の医歯学総合研究科修士課程及び全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程
		収容定員
		平成25年度
医歯学総合研究科	医科学専攻	30
合 計		980

附 則

- この大学院学則は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 平成25年3月31日に司法政策研究科に在学する者については、改正後の第39条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成25年10月17日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年度から平成28年度までの司法政策研究科法曹実務専攻及び全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	専門職学位課程	
		収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
司法政策研究科	法曹実務専攻	30	15
合計		60	45

- 司法政策研究科は、改正後の第4条及び第10条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科にかかる第4条、第9条、第11条、第13条、第14条、第17条の2、第18条、第23条、第24条、第39条及び第44条の2の規定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、別表第1については、次の表に掲げるとおりとする。

学術研究院		研究科及び専攻名
法文教育学域	法文学系	人文社会科学研究科（博士前期課程）
		法学専攻
		経済社会システム専攻
		人間環境文化論専攻
		国際総合文化論専攻
		人文社会科学研究科（博士後期課程）
		地域政策科学専攻
	司法政策学系	司法政策研究科
		法曹実務専攻
	臨床心理学系	臨床心理学研究科
		臨床心理学専攻
	教育学系	教育学研究科
理工学域	工学系	教育実践総合専攻
		理工学研究科（博士前期課程）
		機械工学専攻
		電気電子工学専攻
		建築学専攻
		化学生命・化学工学専攻
		海洋土木工学専攻
		情報生体システム工学専攻
	理学系	数理情報科学専攻
		物理・宇宙専攻
		生命化学専攻
		地球環境科学専攻
	理学系、工学系	理工学研究科（博士後期課程）
		物質生産科学専攻
		システム情報科学専攻
		生命環境科学専攻
医歯学域	医学系	保健学研究科（博士前期・後期課程）
		保健学専攻
	医学系、歯学系	医歯学総合研究科（修士課程）
		医科学専攻
		医歯学総合研究科（博士課程）
		健康科学専攻
農水産獣医学域	農学系	先進治療科学専攻
		農学研究科
		生物生産学専攻
		生物資源化学専攻
	水産学系	生物環境学専攻
		水産学研究科
		水産学専攻
	農学系、水産学系	連合農学研究科
		生物生産科学専攻
		応用生命科学専攻
		農水圏資源環境科学専攻

附 則

- この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年度から平成29年度までの理工学研究科物質生産科学専攻、システム情報科学専攻、生命環境科学専攻及び総合理工学専攻の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	博士後期課程	
		収容定員	
		平成28年度	平成29年度
理工学研究科	物質生産科学専攻	16	8
	システム情報科学専攻	16	8
	生命環境科学専攻	16	8
	総合理工学専攻	24	48

- 理工学研究科物質生産科学専攻、システム情報科学専攻及び生命環境科学専攻は、改正後の第10条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成29年度のエデュケーション研究科及び全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
教育学研究科	教育実践総合専攻	60	
	学校教育実践高度化専攻		16
合 計		954	46

附 則

この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年度から令和2年度までの共同獣医学研究科及び全研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	博士（博士後期）課程		
		収容定員		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同獣医学研究科	獣医学専攻	6	12	18
（山口大学大学院共同獣医学研究科）	（獣医学専攻）	（6）	（12）	（18）
合 計		383	389	395

備考

- （ ）で記載するものは、山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻の収容定員を示す。
- 合計欄の数字には、山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻の収容定員は含まない。

附 則

この大学院学則は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年度の農学研究科、水産学研究科及び農林水産学研究科の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程
		収容定員
		平成31年度

農学研究科	生 物 生 産 学 専 攻	26
	生 物 資 源 化 学 専 攻	21
	生 物 環 境 学 専 攻	22
	計	69
水産学研究科	水 産 学 専 攻	32
農林水産学研究科	農 林 資 源 科 学 専 攻	39
	食 品 創 成 科 学 専 攻	26
	環境フィールド科学専攻	16
	水 産 資 源 科 学 専 攻	20
	計	101

- 3 農学研究科及び水産学研究科は、改正後の第4条及び第10条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科に係る第4条、第10条の規定及び別表第3については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、別表第1については、次の表に掲げるとおりとする。

学術研究院		研究科及び専攻名
法 文 教 育 学 域	法 文 学 系	人文社会科学研究科（博士前期課程）
		法学専攻
		経済社会システム専攻
		人間環境文化論専攻
		国際総合文化論専攻
		人文社会科学研究科（博士後期課程）
		地域政策科学専攻
	臨 床 心 理 学 系	臨床心理学研究科
		臨床心理学専攻
	教 育 学 系	教育学研究科
		教育実践総合専攻
		学校教育実践高度化専攻
理 工 学 域	工 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		機械工学専攻
		電気電子工学専攻
		建築学専攻
		化学生命・化学工学専攻
		海洋土木工学専攻
		情報生体システム工学専攻
	理 学 系	数理情報科学専攻
		物理・宇宙専攻
		生命化学専攻
		地球環境科学専攻
	理 学 系、工 学 系	理工学研究科（博士後期課程）
		総合理工学専攻
医 歯 学 域	医 学 系	保健学研究科（博士前期・後期課程）
		保健学専攻
	医 学 系、歯 学 系	医歯学総合研究科（修士課程）
		医科学専攻
		医歯学総合研究科（博士課程）
		健康科学専攻
農 水 産 獣 医 学 域	農 学 系	農学研究科
		生物生産学専攻
		生物資源化学専攻
		生物環境学専攻
	水 産 学 系	水産学研究科
		水産学専攻
	農 学 系、水 産 学 系	農林水産学研究科
		農林資源科学専攻
		食品創成科学専攻
		環境フィールド科学専攻
		水産資源科学専攻
		連合農学研究科
		生物生産科学専攻
		応用生命科学専攻
		農水圏資源環境科学専攻
	獣 医 学 系	共同獣医学研究科
		獣医学専攻

- 4 農学研究科長及び水産学研究科長は、前項の規定により農学研究科及び水産学研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。この場合において、農学研究科長は農学部長をもって充て、水産学研究科長は水産学部長をもって充てる。
- 5 人文社会科学研究科経済社会システム専攻の教員の免許状の種類は、平成31年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度の理工学研究科機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻、化学生命・化学工学専攻、海洋土木工学専攻、情報生体システム工学専攻、数理情報科学専攻、物理・宇宙専攻、生命化学専攻、地球環境化学専攻、理学専攻及び工学専攻の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程
		収容定員
		令和2年度
理工学研究科	機 械 工 学 専 攻	50
	電 気 電 子 工 学 専 攻	45
	建 築 学 専 攻	25
	化学生命・化学工学専攻	42
	海 洋 土 木 工 学 専 攻	18
	情報生体システム工学専攻	42
	数 理 情 報 化 学 専 攻	14
	物 理 ・ 宇 宙 専 攻	15
	生 命 化 学 専 攻	18
	地 球 環 境 化 学 専 攻	17
	理 学 専 攻	64
	工 学 専 攻	222

- 3 理工学研究科機械工学専攻、電気電子工学専攻、建築学専攻、化学生命・化学工学専攻、海洋土木工学専攻、情報生体システム工学専攻、数理情報科学専攻、物理・宇宙専攻、生命化学専攻及び地球環境化学専攻は、改正後の第10条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例によるものとし、別表第1については、次の表に掲げるとおりとする。

学術研究院		研究科及び専攻名
法 文 教 育 学 域	法 文 学 系	人文社会科学研究科（博士前期課程）
		法学専攻
		経済社会システム専攻
		人間環境文化論専攻
		国際総合文化論専攻
		人文社会科学研究科（博士後期課程）
	臨 床 心 理 学 系	地域政策科学専攻
		臨床心理学研究科
	教 育 学 系	臨床心理学専攻
		教育学研究科
		教育実践総合専攻
理 工 学 域	理 学 系	学校教育実践高度化専攻
		理工学研究科（博士前期課程）
		数理情報科学専攻
		物理・宇宙専攻
		生命化学専攻
		地球環境科学専攻
		理学専攻
	工 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		機械工学専攻
		電気電子工学専攻
		建築学専攻
		化学生命・化学工学専攻
		海洋土木工学専攻
		情報生体システム工学専攻
	理 学 系、工 学 系	工学専攻
		理工学研究科（博士後期課程）
		総合理工学専攻

医 歯 学 域	医 学 系	保健学研究科（博士前期・博士後期）
		保健学専攻
	医 学 系、歯 学 系	医歯学総合研究科（修士課程）
		医科学専攻
		医歯学総合研究科（博士課程）
		健康科学専攻
		先進治療科学専攻
農水産獣医学域	農学系、水産学系	農林水産学研究科
		農林資源科学専攻
		食品創成科学専攻
		環境フィールド科学専攻
		水産資源科学専攻
		連合農学研究科
		生物生産科学専攻
		応用生命化学専攻
		農水圏資源環境科学専攻
	獣医学系	共同獣医学研究科
		獣医学専攻

附 則

この大学院学則は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

1 この大学院学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年度の教育学研究科教育実践総合専攻及び学校教育実践高度化専攻の収容定員は、改正後の別表第2にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士（博士前期）課程	専門職学位課程
		収容定員	収容定員
		令和3年度	令和3年度
教育学研究科	教育実践総合専攻	22	
	学校教育実践高度化専攻		36
	計	22	36

3 教育学研究科教育実践総合専攻は、改正後の第10条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者及び令和3年4月1日に当該専攻の2年次に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の教員免許状の種類は、改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例によるものとし、別表第1については、次の表に掲げるとおりとする。

学術研究院		研究科及び専攻名
法 文 教 育 学 域	法 文 学 系	人文社会科学研究科（博士前期課程）
		法学専攻
		経済社会システム専攻
		人間環境文化論専攻
		国際総合文化論専攻
		人文社会科学研究科（博士後期課程）
		地域政策科学専攻
	臨 床 心 理 学 系	臨床心理学研究科
		臨床心理学専攻
	教 育 学 系	教育学研究科
		教育実践総合専攻
		学校教育実践高度化専攻
理 工 学 域	理 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		理学専攻
	工 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		工学専攻
	理 学 系、工 学 系	理工学研究科（博士後期課程）
		総合理工学専攻

医 歯 学 域	医 学 系	保健学研究科（博士前期・後期課程）
		保健学専攻
	医学系、歯学系	医歯学総合研究科（修士課程）
		医科学専攻
		医歯学総合研究科（博士課程）
		健康科学専攻
農水産獣医学域	農学系、水産学系	先進治療科学専攻
		農林水産学研究科
		農林資源科学専攻
		食品創成科学専攻
		環境フィールド科学専攻
		水産資源科学専攻
		連合農学研究科
		生物生産科学専攻
		応用生命科学専攻
		農水圏資源環境科学専攻
	獣医学系	共同獣医学研究科
		獣医学専攻

- 4 令和3年3月31日以前に教育学研究科学学校教育実践高度化専攻に入学した者及び令和3年4月1日に当該専攻の2年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第39条第8項の規定及び改正後の別表第3にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

学術研究院		研究科及び専攻名
法 文 教 育 学 域	法 文 学 系	人文社会科学研究科（博士前期課程）
		法学専攻
		経済社会システム専攻
		人間環境文化論専攻
		国際総合文化論専攻
		人文社会科学研究科（博士後期課程）
		地域政策科学専攻
	臨 床 心 理 学 系	臨床心理学研究科
		臨床心理学専攻
教 育 学 系	教育学研究科	
	学校教育実践高度化専攻	
理 工 学 域	理 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		理学専攻
	工 学 系	理工学研究科（博士前期課程）
		工学専攻
	理 学 系、 工 学 系	理工学研究科（博士後期課程）
		総合理工学専攻
医 歯 学 域	医 学 系	保健学研究科（博士前期・後期課程）
		保健学専攻
	医 学 系、 歯 学 系	医歯学総合研究科（修士課程）
		医科学専攻
		医歯学総合研究科（博士課程）
		健康科学専攻
農水産獣医学域	農 学 系、 水 産 学 系	先進治療科学専攻
		農林水産学研究科
		農林資源科学専攻
		食品創成科学専攻
		環境フィールド科学専攻
		水産資源科学専攻
		連合農学研究科
		生物生産科学専攻
		応用生命科学専攻
	農水圏資源環境科学専攻	
獣 医 学 系	共同獣医学研究科	
	獣医学専攻	

別表第2（第17条関係）

研 究 科	専 攻	修士(博士前期)課程		博士(博士後期)課程		専 門 職 学 位 課 程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	法 学 専 攻	5	10				
	経済社会システム専攻	10	20				
	人間環境文化論専攻	5	10				
	国際総合文化論専攻	8	16				
	地 域 政 策 学 専 攻			6	18		
	計	28	56	6	18		
教 育 学 研 究 科	学校教育実践高度化専攻					20	40
保 健 学 研 究 科	保 健 学 専 攻	22	44	6	18		
理 工 学 研 究 科	理 学 専 攻	64	128				
	工 学 専 攻	222	444				
	総 合 理 工 学 専 攻			24	72		
	計	286	572	24	72		
農 林 水 産 学 研 究 科	農 林 資 源 学 専 攻	39	78				
	食 品 創 成 学 専 攻	26	52				
	環境フィールド科学専攻	16	32				
	水 産 資 源 学 専 攻	20	40				
	計	101	202				
医 歯 学 総 合 研 究 科	医 科 学 専 攻	10	20				
	健 康 科 学 専 攻			19	76		
	先 進 治 療 科 学 専 攻			31	124		
	計	10	20	50	200		
臨 床 心 理 学 研 究 科	臨 床 心 理 学 専 攻					15	30
共 同 獣 医 学 研 究 科 (山口大学大学院共同獣医学研究科)	獣 医 学 専 攻 (獣 医 学 専 攻)			6 (6)	24 (24)		
連 合 農 学 研 究 科	生 物 生 産 科 学 専 攻			7	21		
	応 用 生 命 科 学 専 攻			8	24		
	農 水 圏 資 源 環 境 科 学 専 攻			8	24		
	計			23	69		
合 計		447	894	115	401	35	70

備考

- (1) () で記載するものは、山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻の入学定員及び収容定員を示す。
(2) 合計欄の数字には、山口大学大学院共同獣医学研究科獣医学専攻の入学定員及び収容定員は含まない。

別表第3（第45条関係）

研 究 科	専 攻	教員免許状の種類	(免許教科)
人文社会科学研究科	法 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	経済社会システム専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民、商業)
	人間環境文化論専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史、公民)
	国際総合文化論専攻	中学校教諭専修免許状	(国語、社会、英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語、地理歴史、公民、英語)
教 育 学 研 究 科	学校教育実践高度化専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語)
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
		養 護 教 諭 専 修 免 許 状	
		幼 稚 園 教 諭 専 修 免 許 状	

理 工 学 研 究 科	理 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	(数学、理科)
		高等学校教諭専修免許状	(数学、理科)
	工 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	(工業)

3 鹿児島大学学生規則

平成16年 4 月 1 日
規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学（以下「本学」という。）の学生として学生生活上必要とする諸手続き等に関し、必要な事項を定める。
(学生証)

第2条 学生は、本学の発行する学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

2 学生証を携帯しない者は、教室、研究室、図書館等本学施設を利用できないことがある。

3 学生は、本学教職員の請求があったときは、学生証を提示しなければならない。

第3条 学生は、学生証の記載事項に変更があったとき、又は学生証を紛失し、若しくは汚損したときは、直ちに所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に届け出て、再交付を受けなければならない。

第4条 学生は、卒業、退学、除籍等で学生の身分を失ったとき又はその有効期間を経過したときは、直ちに所属する学部長等に学生証を返納しなければならない。

(住所届)

第5条 学生は、入学後は速やかに所定の住所届を所属する学部長等に提出しなければならない。

2 住所届の記載内容を変更したときは、速やかに届け出るものとする。

(服装)

第6条 学生は、本学学生としての品位を保つような服装をしなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、毎年1回以上本学が行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果、本学が行う健康上の指示に従わなければならない。

(長期欠席)

第8条 学生は、疾病その他の理由により、引き続き3週間以上欠席するときは、医師の診断書又は理由書を添え保証人連署のうえ所属する学部長等に届け出なければならない。

(団体の結成等)

第9条 学生が学内において又は学生が学外の者と団体を結成又は設立しようとするときは、顧問教員（本学専任の教授、准教授又は講師に限る。）を定め、責任者2名以上の連署をもって、所定の様式により団体の規約を添えて、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 団体がその規約又は届出事項を変更しようとするときは前項を準用する。

3 団体が解散したときは、解散届を学長が指名する理事に提出しなければならない。

(団体員名簿)

第10条 団体は団体員名簿を、毎年5月末日現在で更新し、6月末日までに学長が指名する理事に届け出なければならない。

2 団体員名簿の届出のない団体は、解散したものとみなすことがある。

(学外団体への加入)

第11条 学内の団体が学外の団体に参加加入しようとするときは、その詳細な理由書を添え、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

(学外者の招へい)

第12条 学生又は学内の団体（以下「団体等」という。）が学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするときは、その期日の3日前までに、責任者の所属する学部長等の許可を得なければならない。

(集会)

第13条 団体等が次に掲げる集会をしようとするときは、責任者は、その期日の3日前までに、所定の様式により、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、許可を得なければならない。ただし、2学部以上の学生が共同して集会をしようとする場合は、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

(1) 授業又は学校の行事に支障をきたす時間に行うとき。

(2) 部外者を含む会合を行うとき。

(3) 学生大会等を行うとき。

2 団体等が、集会のために本学の施設を使用しようとするときは、責任者は、その期日の2日前までに、あらかじめ当該集会を開催する施設の使用について、当該施設を管理する部局等の長の許可を得なければならない。ただし、学内において平常使用している場所、使用目的の範囲内で集会する場合は、この限りでない。

第14条 学内の団体が学外の団体と共同して集会又は行事を行おうとするときは、学内の団体の責任者は、その詳細な理由書を添え、その期日の3日前までに、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 学内の団体が学外において集会又は行事を行おうとするときは、前項を準用する。

(印刷物配布等)

第15条 団体等が、学内若しくはその付近で、印刷物その他の物品を配布又は販売しようとするときは、その印刷物その他の物品を添え、その前日までに、責任者の所属する学部長等の許可を得なければならない。

(掲示)

第16条 団体等が学内において掲示をしようとするときは、その前日までに、掲示する部局等の長の許可を得なければならない。

2 団体等が、学外において本学名を使用して、掲示をしようとするときは、その3日前までに、責任者の所属する学部長等に願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

3 団体等が文書等を掲示するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 掲示物には、すべて責任者の所属する学部又は研究科名、氏名及び掲示期間を明記し、許可の印を受けること。

(2) 掲示期間は、1週間以内を原則とする。

(3) 許可を受けた場所以外に掲示しないこと。

4 団体等が、前項各号に違反したときは、責任者に撤去を命じ、又は本学において処分することがある。

(許可の取り消し等)

第17条 団体等の行為が、本学の機能を害し、学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められるときは、許可後においてもこれを取り消し、又はこれを禁止することがある。

(学生への通知)

第18条 本学から学生に対する通知は、すべて所定の場所に掲示をもって行う。掲示は、7日を経過したときは、周知したものとみなす。

(研究生等)

第19条 研究生、科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び特別研究学生については、別に定めのない限り、この規則を準用する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

4 鹿児島大学学位規則

平成16年4月1日

規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、鹿児島大学（以下「本学」という。）で授与する学位の種類、論文審査、試験及び学力の確認の方法その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学で授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法学

経済学

文学

教育学

理学

医学

看護学

保健学

歯学

工学

農学

獣医学

水産学

学術

3 修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法学

経済学

社会学

文学

理学

医科学

看護学
保健学
工学
農学
水産学
学術

4 博士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

理学
医学
保健学
歯学
工学
農学
獣医学
水産学
学術

5 前2項に規定する学術の名称は、学際領域等の分野を専攻した者に限り付記するものとする。

6 専門職学位は、学位規則第5条の2の規定により、臨床心理修士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学の大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、本学の大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、本学の大学院の課程を経ない者であっても、博士論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学の大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

（専門職学位授与の要件）

第6条 臨床心理修士（専門職）の学位は、本学の大学院専門職学位課程（臨床心理学研究科の課程）を修了した者に授与する。

2 教職修士（専門職）の学位は、本学の大学院専門職学位課程（教育学研究科学校教育実践高度化専攻の課程）を修了した者に授与する。

（学位論文の提出）

第7条 修士の学位論文は、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位授与の申請は、学位審査願に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長に提出するものとする。

3 第5条第2項に該当する者の学位授与の申請は、学位申請書に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに学位論文審査手数料を添え、研究科長に提出するものとする。

4 本学の大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学したときから1年以内に論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除することができる。

第8条 前条に規定する学位論文は、1篇とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の副本、訳本、模型、標本等の提出を求めることができる。

3 受理した論文は、返付しない。

（論文の審査）

第9条 研究科長は、第7条に規定する論文を受理したとき、研究科教授会（臨床心理学研究科教授会除く。以下同じ。）に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科教授会は、論文の審査を付託されたとき、審査委員を選出して、審査を委嘱しなければならない。

2 審査委員は、主査1名、副査2名とする。ただし、必要に応じて副査の数を増すことができる。

3 審査委員は、論文の審査のほか、最終試験又は学力の確認を行う。

4 各研究科は、論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に副査として協力を求めることができる。（最終試験）

第11条 前条第3項の最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連がある科目について、口答又は筆答によって行う。

（学力の確認）

第12条 第5条第2項の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学の大学院博士課程修了者と同等以上の学識及び研究能力について、口答又は筆答によって行う。ただし、研究科長が必要と認めるときは、口答及び筆答によって行うことができる。

2 前項の学力の確認における外国語については、研究科教授会の定めるところによる。

3 本学の大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後3年以内に論文を提出したときは、第1項の学力の確認を免除することができる。

（審査の期間）

第13条 論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士については、その在学期間中に、博士については、論文を受理した日から1

年以内に終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、研究科教授会に報告しなければならない。

第15条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて、学位論文及び最終試験又は学力の確認の可否を決定する。

2 前項の決定は、委員の3分の2以上（連合農学研究科にあつては、過半数）が出席し、出席委員の3分の2以上（連合農学研究科にあつては、4分の3以上）の賛成がなければならない。

第16条 研究科長は、前条第1項の決定に基づき、合格した者については、論文の審査要旨に最終試験又は学力の確認の成績を添えて、文書で学長に報告するものとし、不合格者については、その旨を本人に通知するものとする。

(学位の授与及び報告)

第17条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与するものとする。

第18条 学長は、前条の規定によって学位を授与したときは、当該研究科長に通知する。

2 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則第12条の規定により文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第20条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表済みのものは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の下に「鹿児島大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第22条 本学において修士、臨床心理修士（専門職）若しくは教職修士（専門職）又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を授与された事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚す行いをしたとき。

2 研究科教授会が、前項の議決を行うときは、委員の3分の2以上（連合農学研究科にあつては、過半数）が出席し、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記様式)

第23条 学位記様式は、別記様式のとおりとする。

(学位論文審査手数料)

第24条 第7条第3項に規定する学位論文審査手数料の額及び徴収方法は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところによる。

(細則の制定)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日以前の人文社会科学研究科臨床心理学専攻の入学者の学位及び専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日以前に連合農学研究科に入学した者の学位論文の提出、学力の確認及び学位記の様式については、改正後の第7条第4項及び第12条第2項の規定並びに別記様式（第23条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前に教育学研究科教育実践総合専攻に入学した者及び令和3年4月1日に当該専攻の2年次に転入学又は再入学する者の学位及び専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大学を卒業した場合（共同獣医学部を除く。））

Diploma Number :		○第 号	
Kagoshima University		学 位 記	
(氏名)		氏 名	
has fulfilled the requirements for graduation from the		年 月 日生	
(学科名)			
as prescribed by the		本学○○学部○○学科（課程）所定の課程を修め	
(学部名)		て本学を卒業したことを認め学士（○○）の学位を	
and is conferred the degree of		授与する	
(学位名)			
(学位授与日)		年 月 日	
(サイン)		大学印	
(学部長名)			
Dean, Faculty of (学部名)		鹿児島大学○○学部長 ○ ○ ○ ○ 印	
Kagoshima University		鹿児島大学学 長 ○ ○ ○ ○ 印	
President of Kagoshima University			

（共同獣医学部を卒業した場合）

Diploma Number :		共獣第 号	
Kagoshima University		学 位 記	
(氏名)		氏 名	
has fulfilled the requirements for graduation from the		年 月 日生	
Department of Veterinary Medicine			
as prescribed by the		鹿児島大学及び山口大学の共同獣医学部獣医学科	
Joint Faculty of Veterinary Medicine of		所定の課程を修めて鹿児島大学を卒業したことを認	
Kagoshima University and Yamaguchi University		め学士（獣医学）の学位を授与する	
and is conferred the degree of			
Bachelor of Veterinary Medicine			
(学位授与日)		年 月 日	
(サイン)		大学印	
(学部長名)			
Dean, Joint Faculty of		鹿児島大学共同獣医学部長	
Veterinary Medicine		山口大学共同獣医学部長	
Kagoshima University		Yamaguchi University	
President of Kagoshima University		President of Yamaguchi University	
(サイン)		鹿児島大学学 長	
(学長名)		山 口 大 学 学 長	
President of Kagoshima University		President of Yamaguchi University	
		鹿児島大学学 長	
		山 口 大 学 学 長	

(修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

Diploma Number :	○修第	号
Kagoshima University	学	位 記
(氏名)	氏 名	
has fulfilled the requirements for graduation from the	年	月 日生
(専攻名)		
as prescribed by the	本学大学院○○研究科○○○専攻の修士課程（博	
(研究科名)	士前期課程）において所定の単位を修得し学位論文	
passing the thesis and the final examination	の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の	
and is conferred the degree of	学位を授与する	
(学位名)		
(学位授与日)	大学印	年 月 日
(サイン)		
(学長名)		
President of Kagoshima University	鹿児島大学長 ○ ○ ○ ○ 印	

(医歯学総合研究科博士課程又は博士後期課程を修了した場合)

Diploma Number :	○研第	号
Kagoshima University	学	位 記
has conferred upon	氏 名	
(氏名)	年	月 日生
having fulfilled the requirements for graduation	本学大学院○学研究科の博士課程において所定の	
as prescribed by the	単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格し	
(研究科名)	たので博士（○○）の学位を授与する	
and having passed the thesis and the final		
examination		
the degree of	大学印	年 月 日
(学位名)		
(学位授与日)		
(サイン)		
(学長名)	鹿児島大学長 ○ ○ ○ ○ 印	
President of Kagoshima University		

(医歯学総合研究科博士課程又は博士後期課程に論文提出の場合)

Diploma Number :	○論第	号
Kagoshima University	学	位
(氏名)	氏	名
having passed the thesis and examination prescribed by Kagoshima University has conferred the degree of (学位名) (学位授与日)	年	月 日生
(サイン) (学長名) President of Kagoshima University	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する 大学印 年 月 日 鹿児島大学長 ○ ○ ○ ○ 印	

(共同獣医学研究科を修了した場合)

Diploma Number :	共獣研第	号
Kagoshima University has conferred upon	学	位
(氏名)	氏	名
having fulfilled the requirements for graduation as prescribed by the Joint Graduate School of Veterinary Medicine of Kagoshima University and Yamaguchi University and having passed the thesis and the final examination the degree of Doctor of Philosophy in Veterinary Science (学位授与日)	年	月 日生
(サイン) (研究科長名) Dean, Joint Graduate School of Veterinary Medicine Kagoshima University (サイン) (学長名) President of Kagoshima University	(サイン) (研究科長名) Dean, Joint Graduate School of Veterinary Medicine Yamaguchi University (サイン) (学長名) President of Yamaguchi University	鹿児島大学大学院及び山口大学大学院の共同獣医学研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので鹿児島大学大学院を修了したことを認め博士(獣医学)の学位を授与する 大学印 年 月 日 鹿児島大学共同獣医学研究科長 ○ ○ ○ ○ 印 山口大学共同獣医学研究科長 ○ ○ ○ ○ 印 鹿児島大学長 ○ ○ ○ ○ 印 山口大学長 ○ ○ ○ ○ 印

(共同獣医学研究科に論文提出の場合)

Diploma Number :	共獣論第	号	
Kagoshima University	学	位	記
(氏名)		氏 名	
having passed the thesis and examination prescribed by Kagoshima University has conferred the degree of		年	月 日生
Doctor of Philosophy in Veterinary Science			
(学位授与日)		年	月 日
(サイン) (研究科長名) Dean, Joint Graduate School of Veterinary Medicine Kagoshima University	(サイン) (研究科長名) Dean, Joint Graduate School of Veterinary Medicine Yamaguchi University	大学印	
(サイン) (学長名) President of Kagoshima University	(サイン) (学長名) President of Yamaguchi University	鹿児島大学共同獣医学研究科長 ○ ○ ○ ○ 印	山口大学共同獣医学研究科長 ○ ○ ○ ○ 印
		鹿児島大学長 ○ ○ ○ ○ 印	山口大学長 ○ ○ ○ ○ 印

(連合農学研究科を修了した場合)

Diploma Number :	連研第	号	
Kagoshima University on the nomination of the Council of the United Graduate School of Agricultural Sciences has conferred upon	学	位	記
(氏名)		氏 名	
having completed graduation requirements at (大学名) and having passed the thesis and the final examination the degree of		年	月 日生
(学位名)			
(学位授与日)		年	月 日
(サイン) (学長名) President of Kagoshima University		大学印	
		鹿児島大学長	○ ○ ○ ○ 印

(連合農学研究科に論文提出の場合)

Diploma Number :	連論第	号	
Kagoshima University on the nomination of the Council of the United Graduate School of Agricultural Sciences		学	位 記
(氏名)		氏 名	年 月 日生
having passed the thesis and examination prescribed by Kagoshima University has conferred	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
the degree of (学位名)			年 月 日
(学位授与日)			
(サイン)			
(学長名)			
President of Kagoshima University		鹿児島大学長	〇 〇 〇 〇 印

(臨床心理学研究科を修了した場合)

Diploma Number :	臨床心理修第	号	
Kagoshima University		学	位 記
(氏名)		氏 名	年 月 日生
has fulfilled the requirements for graduation as prescribed by the Graduate School of Clinical Psychology and is conferred the degree of	本学大学院臨床心理学研究科の専門職学位課程において所定の単位を修得したので臨床心理修士(専門職)の学位を授与する		
Master of Clinical Psychology			
(学位授与日)			年 月 日
(サイン)			
(学長名)			
President of Kagoshima University		鹿児島大学長	〇 〇 〇 〇 印

(教育学研究科学学校教育実践高度化専攻を修了した場合)

Diploma Number :	教専第	号	
Kagoshima University	学	位	記
(氏名)	氏	名	
has fulfilled the requirements for graduation from the		年	月 日生
Division of Professional Teacher Education			
as prescribed by the Graduate School of Education	本学大学院教育学研究科学学校教育実践高度化専		
and is conferred the degree of	攻の専門職学位課程において所定の単位を修得した		
	ので教職修士(専門職)の学位を授与する		
Master of Education			
(学位授与日)	大学印	年	月 日
(サイン)			
(学長名)			
President of Kagoshima University	鹿児島大学長	○ ○ ○ ○	印

5 鹿児島大学共通教育科目履修規則

平成16年4月1日

規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第38条第7項の規定に基づき、鹿児島大学（以下「本学」という。）における共通教育科目の履修方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の開講期)

第2条 授業科目の開講期は、原則として次のとおりとする。

前期 4月1日～9月30日

後期 10月1日～翌年3月31日

(共通教育科目の区分)

第3条 共通教育科目の区分は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

2 共通教育科目に係る授業科目名、単位数、講義内容及び開講期は、別に定める。

(開放科目)

第4条 学生は、各学部が開設する専門教育科目のうち、他学部の学生に受講を開放する授業科目（以下「開放科目」という。）を履修することができる。

2 前項の規定により学生が開放科目を履修する場合、教養教育科目として履修するものとする。ただし、共同獣医学部にあっては、卒業要件単位とならない自由単位の科目として履修するものとする。

(授業期間)

第5条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(学部別卒業要件単位数等)

第7条 各学部における共通教育科目の卒業要件単位数及び履修方法は、別に定める。

(外国人留学生の履修の特例)

第8条 外国人留学生（共同獣医学部の外国人留学生を除く。）に係る日本語・日本事情の履修については、日本語4単位及び日本事情4単位を修得しなければならない。この場合において、日本事情の4単位は、人文・社会科学分野（選択科目）、統合Ⅰ又は統合Ⅱの単位に読み替えることができる。

(授業時間割及び履修申請)

第9条 開設する授業科目の時間割及び担当教員は、各期の履修登録日の前に公示する。

2 学生は、受講する授業科目を選定のうえ履修計画を作成し、各期の始めの所定の期日に履修申請をしなければならない。

3 履修申請し受講の承認を得ていない授業科目については、単位の認定を受けることができない。

4 履修登録の変更は、原則として認めない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、履修登録を取り消すことができるものとする。

(1) 病気や怪我などで長期欠席となるために、医師の診断書を添付して履修登録取消申請をした場合

(2) 履修登録の確定後3週間以内に、履修登録取消申請をした場合

5 同じ授業科目が、同一時間帯に複数開設される場合、指定された授業クラス以外の受講は、原則として認めない。

(再履修)

第9条の2 成績評価の認定が不合格となった科目又は単位を修得した後に第10条の2に定めるグレード・ポイント（以下「GP」という。）の値を更新しようとする科目は、再履修の申請を行うことができるものとする。

2 再履修の申請は、原則として前条第2項に基づく履修申請よりも優先して登録されるものとし、再履修が確定した時点で、当該科目の成績評価は削除する。

3 再履修登録の変更は、前条第4項第1号に定める場合を除き、認めない。

4 再履修に関し必要な事項は、別に定める。

(試験及び単位認定)

第10条 授業科目を履修した学生に対しては、授業総時数の3分の2以上出席した場合に限り、シラバスに記載された方法で試験を行い、合格した者には、単位を認定する。

2 試験及び認定単位に関し必要な事項は、別に定める。

3 学則第44条の2の規定により、共同獣医学部の学生が、山口大学が開設する共同教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位は、本学の教育課程において修得したものとみなすものとする。

(GPA 制度による成績評価)

第10条の2 共通教育科目の成績評価は、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度により行い、シラバスに記載された学習目標と評価基準及び方法に基づき、学習達成度を評価する。

2 各学期、1年間及び入学後のGPAはそれぞれ、学期GPA、年間GPA及び通算GPAと称する。

3 各科目の学習達成度のGPの値及びGPAの算出方法は、別表第4のとおりにする。

-
- 4 履修登録確定後に放棄した科目の評価は不合格とし、成績原簿に記録する。
 - 5 GPA 制度に基づき、成績優秀者に対する表彰及び成績不振者に対する助言・指導を行う。
 - 6 前項の表彰及び助言・指導に関し必要な事項は、別に定める。

(1 年次入学前の既修得単位の認定)

- 第11条 本学入学前に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における共通教育の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学入学前に行った大学の専攻科、短期大学の専攻科、高等専門学校専攻科又は高等専門学校の課程における学修について、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、共通教育科目及び専門教育科目の単位について学則第45条に規定する単位と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 単位の認定方法等については、別に定める。
 - 5 編入学、転学等の場合における共通教育科目の既修得単位の認定については、各学部において定める。

(技能審査合格者等の単位認定)

第12条 本学が認定した技能審査等に合格又は一定の成績を修めた各学部（共同獣医学部除く。）の学生について、教育上有益と認めるときは、当該技能審査等の成果を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の本学が認定した技能審査等は、次のとおりとする。
 - (1) 実用英語技能検定
 - (2) TOEIC L&R 及び TOEIC S&W（TOEIC L&R に関して、IP テストを含む。）
※ 4 技能（聞く、話す、読む、書く）試験
 - (3) TOEFL (iBT)
 - (4) IELTS
 - (5) ケンブリッジ英語検定
 - (6) ドイツ語技能検定試験
 - (7) ゲーテ・インスティトゥート検定試験
 - (8) オーストリア政府公認ドイツ語能力検定試験
 - (9) テスト・ダフ (TestDaF)
 - (10) 実用フランス語技能検定試験
 - (11) フランス国民教育省・フランス語学力テスト (TCF)
 - (12) フランス国民教育省・フランス語学力資格試験 (DELF / DALF)
 - (13) 中国語検定試験
 - (14) 漢語水平考試 (HSK)
 - (15) ハングル能力検定試験
 - (16) 韓国語能力試験
- 3 第1項の規定により履修とみなし、与えることができる単位数は、前条第3項に規定する単位数に含めるものとする。
- 4 単位の認定方法等については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第8条の2、第9条第4項ただし書き、第9条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する学生は、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学する農学部獣医学科の学生については、改正後の規則（第9条を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。
-

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する学生については、改正後の第8条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する学生に対しては、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成28年3月31日において在学する者については、改正後の第3条第1項、第10条の2第3項、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行日の前日において在学する者については、改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

法文学部、教育学部、理学部、医学部、歯学部、工学部、農学部、水産学部

大分類	中分類	小分類
必修科目	初年次教育科目	初年次セミナーⅠ 初年次セミナーⅡ 大学と地域 体育・健康（理論） 体育・健康（実習） 情報活用
		英語 異文化理解
	日本語・日本事情	日本語
		日本事情
選択必修科目	教養教育科目 （教養基礎科目）	人文・社会科学分野（初修外国語） 人文・社会科学分野（選択科目） 自然科学分野（実験科目） 自然科学分野（選択科目） 自然科学分野（基礎教育入門科目）
	教養教育科目 （教養活用科目）	統合Ⅰ（課題発見） 統合Ⅱ（課題解決）
	教養教育科目 （自由選択科目）	教養基礎科目及び教養活用科目に対応する小分類
	学芸員資格科目	学芸員資格

備考1：初年次セミナーⅡは、原則として一般学生を対象とする。

備考2：日本語・日本事情は、原則として外国人留学生を対象とする。

備考3：教養教育科目（自由選択科目）は、農学部の学生（外国人留学生を含む。）を対象とする。

別表第2（第3条関係）

共同獣医学部

共通教育科目	一般教養教育科目
	体育・健康科目
	初期教育科目
	外国語科目

備考：共同獣医学部規則別表第1に規定する履修課程表にない共通教育科目の授業科目を履修し、修得した単位は、自由単位とする。

別表第3（第3条関係）

高度共通教育科目	プログラム科目 実地体験事前演習 実地体験 プログラム修了演習
----------	--

備考1：高度共通教育科目の単位は、共通教育科目の卒業要件外単位とする。

備考2：高度共通教育科目の単位は、各学部において、専門教育科目の卒業要件単位に認定することができる。

別表第4（第10条の2関係）

項 目	学習達成度	評 語	GP の値
成績評価及び評語	90%以上	A	4 点
	80%以上90%未満	B	3 点
	70%以上80%未満	C	2 点
	60%以上70%未満	D	1 点
	60%未満	F	0 点
単位認定科目及び他大学等 単位互換により単位を修得 した科目の成績評価	認定	P	
GPA の算出方法	(学期・年間・通算) GPA = $(4 \times n_A + 3 \times n_B + 2 \times n_C + 1 \times n_D + 0 \times n_F) / (n_A + n_B + n_C + n_D + n_F)$ 注) n_A 、 n_B 、 n_C 、 n_D 、 n_F は、それぞれ当該期間に履修した 科目の A、B、C、D、F に対応する総単位数とする。		

6 鹿児島大学共通教育科目試験規則

平成16年4月1日

規則第142号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島大学共通教育科目履修規則（平成16年規則第115号）第10条第2項の規定に基づき、試験に関し必要な事項を定めるものとする。

（試験の受験資格）

第2条 試験は、授業科目の授業総時数の3分の2以上出席した場合に限り、受験することができる。ただし、授業総時数の3分の2以上出席していない場合であっても、担当教員が特に必要と認めたときは、補講を受講した上で受験することができるものとする。

（単位の認定）

第3条 授業科目を履修した学生に対しては、シラバスに記載された学習目標の達成度を評価するため、当該科目の成績評価基準に基づき試験を行い、合格した者に単位を認定する。

（方法）

第4条 試験は、筆記試験、小テスト、レポート、実技及び作品等の方法により総合的に行う。

（成績の評価）

第5条 成績の評価は、評点又は評語をもって表し、可否の認定は、次の基準によるものとする。ただし、成績の報告は評点で行う。

学習達成度	評 点	評 語	認 定
90%以上	100点～90点	A	合 格
80%以上90%未満	89点～80点	B	合 格
70%以上80%未満	79点～70点	C	合 格
60%以上70%未満	69点～60点	D	合 格
60%未満	59点～0点	F	不合格
単位認定科目及び他大学等単位互換により単位を修得した科目の成績評価は、P（認定）の評語で表す。			

（発表）

第6条 試験の結果は、成績通知表によって発表する。

（追試験）

第7条 やむを得ない事情によって試験を受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、担当教員の承認を得て追試験願を提出しなければならない。

（再試験）

第8条 試験の結果、合格しなかった者に対して再試験を行うことがある。

2 再試験を受験できる者は、成績通知表等により通知するものとする。

3 再試験においては、70点以上の成績は認定しない。

4 再試験の成績判定は、当該授業科目が行われた学期の次の学期に行う。ただし、再試験に合格した場合の単位は、当該授業科目が行われた学期の単位として認定する。

（不正行為の措置）

第9条 試験の際、不正行為の事実が確認された場合、原則として、当該期の共通教育科目の全受験科目を不合格(0点)とする措置をとる。

2 前項の不正行為を行った者については、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第60条の規定により当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒することがある。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、在学する学生は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

7 鹿児島大学研究生規則

平成16年4月1日

規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)第67条及び鹿児島大学大学院学則(平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。)第42条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 鹿児島大学に研究生として入学することのできる者の資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院の研究科において、教育研究上必要があると認めるときは、入学資格を別に定めることができる。

(入学の出願)

第3条 研究生として入学を志願する者は、入学願書、履歴書その他別に定める書類に検定料を添えて当該学部長又は当該研究科長(以下「学部長等」という。)に願い出なければならない。

(入学許可)

第4条 前条の入学志願者については、当該学部教授会又は当該研究科教授会(以下「教授会等」という。)の議を経て、学部長等が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(研究期間)

第6条 研究期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、学部長等の許可を得てこの期間を延長することができる。

(研究従事)

第7条 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。

2 研究生は、単位を修得することはできない。

(研究の修了)

第8条 研究生がその研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を指導教員を経て学部長等に提出するものとする。

2 学部長等は、前項の研究修了者に対し、教授会等の議を経て、研究修了証明書を交付する。

(授業料等)

第9条 検定料、入学科及び授業料の額並びに徴収方法は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則(平成16年規則第118号)の定めるところによる。

(学則等の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究生については、学則、大学院学則その他関係規則を準用する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究生に関する細則は、各学部及び各研究科において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

8 鹿児島大学科目等履修生規則

平成16年4月1日

規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号。以下「学則」という。)第67条及び鹿児島大学大学院学則(平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。)第42条の規定に基づき、科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。
(資格)

第2条 鹿児島大学に履修生として入学することのできる者の資格は、各学部、共通教育センター又は各研究科(以下「各学部等」という。)において別に定めるところにより、当該授業科目を履修するに十分な学力を有する者とする。

(入学の出願)

第3条 履修生として入学を志願する者は、入学願書及び各学部等で別に定める必要書類に所定の検定料を添えて、各学部長、共通教育センター長又は各研究科長(以下「各学部長等」という。)に願い出なければならない。

(入学許可)

第4条 前条の入学志願者については、当該学部教授会、共通教育センター運営委員会又は当該研究科教授会の議を経て、各学部長等が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(履修期間)

第6条 履修期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、引き続き履修を希望する者は、各学部長等の許可を得てこの期間を延長することができる。

(履修方法等)

第7条 履修する授業科目、単位数及び履修方法は、各学部等において定める。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目については、各学部等の定めるところにより試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(授業料等)

第9条 検定料、入学科及び授業料の額並びに徴収方法は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則(平成16年規則第118号)の定めるところによる。

(学則等の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、履修生については、学則、大学院学則その他関係規則を準用する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、履修生に関する細則は、各学部等において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

9 鹿児島大学委託生規則

平成16年4月1日
規則第114号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第67条及び鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）第42条の規定に基づき、委託生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 官庁又は公共団体等から、その職員の学修のため、1学期以上を在学期間とし、委託の願い出のあるときは、委託生として入学を許可することがある。

(入学許可)

第3条 前条の入学は、当該学部教授会又は当該研究科教授会の議を経て、学部長又は研究科長が許可する。

(入学の時期)

第4条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(単位の認定)

第5条 委託生として、履修した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(授業料等)

第6条 委託生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、その学生身分に応じて、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところによる。

(学則等の準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、委託生については、学則、大学院学則その他関係規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

10 鹿児島大学外国人留学生規則

平成16年4月1日
規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第67条及び鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）第42条の規定に基づき、外国人留学生について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における「外国人留学生」とは、大学において教育を受けることを目的として入国し、本学に入学を許可された外国人をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部学生
 - (2) 大学院学生
 - (3) 科目等履修生
 - (4) 研究生
 - (5) 特別聴講学生
 - (6) 特別研究学生
 - (7) 日本語研修生
- (入学資格等)

第4条 外国人留学生の入学資格等は、前条の区分ごとに次表のとおりとする。

区 分	入 学 資 格 等
学 部 学 生	外国において、学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
大 学 院 学 生	外国において、学校教育における16年（博士課程にあっては18年）の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
科 目 等 履 修 生	当該学部、共通教育センター又は当該研究科の定めるところにより当該授業科目を履修するに十分な学力を有する者
研 究 生	外国において、学校教育における16年（医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部にあっては18年）の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
特 別 聴 講 学 生	鹿児島大学（以下「本学」という。）と外国の大学との間において締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるものに基づいて本学において特定の授業科目を履修することを目的として来日する外国人留学生

特別研究学生	本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるものに基づいて特定の事項について研究することを目的として来日する外国人留学生
日本語研修生	国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生、日韓共同理工学部留学生事業実施要項（平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定）に基づく日韓共同理工学部留学生及びグローバルセンター長が適当と認めた者で、日本語を中心とする教育を受講する者

（入学の出願）

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、入学願書に次に掲げる書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 旅券の写又は住民票の写し
- (2) その他本学が必要と認める書類

（学則等の適用）

第6条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し、必要な事項は、学則、大学院学則その他関係規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月24日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

11 鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則

平成16年4月1日

規則第118号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条の2）
- 第2章 授業料（第3条－第6条）
- 第3章 入学料（第7条－第10条）
- 第4章 検定料（第11条）
- 第5章 研究生、科目等履修生等（第12条－第14条）
- 第6章 公開講座講習料（第15条）
- 第7章 学位論文審査手数料（第16条）
- 第8章 特別課程受講料（第17条）
- 第9章 教員免許状更新講習講習料（第18条）
- 第10章 寄宿料（第19条－第22条）
- 第11章 返還（第23条）
- 第12章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料、その他本学が提供する教育等の対価として徴収する費用の額を定めるとともに、徴収及び返還に関する事務の手続きを定める。

（授業料、入学料及び検定料の額等）

第2条 本学において徴収する授業料（附属幼稚園にあつては保育料。以下同じ。）、入学料（附属幼稚園にあつては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は別表第1のとおりとする。

2 前項のほか、本学が提供する教育等の対価として徴収する費用の額は別表第2から別表第7のとおりとする。

3 各学部、各研究科、各機構又は機構の各センター、ヒトレトロウイルス学共同研究センター、各学内共同教育研究施設及び附属病院（以下「学部等」という。）の長は、前2項に定めのない費用の額で当該学部等のみに係るものについて、学長の承認を経て定めることができる。

4 第4条及び第23条の規定に基づき、期の中途において学籍の変更が生じた場合に徴収する授業料の額は、原則として授業料の年額

-
- の12分の1に相当する額に、次の徴収の時期前までの在籍月数を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。ただし、国等が経費を負担し、これにより端数の計算が定められている場合は、この限りではない。
- 第2条の2 文部科学省等が行う国費外国人留学生制度又はそれに準ずる制度により受け入れる外国人留学生については、当該事業の実施機関が経費を負担する場合に限り、授業料、入学科及び検定料を徴収しない。
- 2 本学の大学院において受け入れる外国政府派遣留学生等の入学科及び検定料は、当該外国人留学生からの願い出により、徴収しないこととすることができる。ただし、外国の政府等から当該外国人留学生に対して入学科及び検定料相当分の奨学金等が支給されている場合を除く。
- 3 本学が締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国人留学生については、当該協定文書等において相互に交換する学生の人数、期間等が記載され、授業料等が相互に不徴収とされている場合に限り、授業料、入学科及び検定料を徴収しない。
- 4 本学の大学院研究科の修士課程（博士前期課程を含む。以下同じ。）又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学の大学院研究科の博士課程（博士後期課程を含む。以下同じ。）に進学する場合及び大学院連合農学研究科を構成する大学の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院連合農学研究科に進学する場合は、入学科及び検定料を徴収しない。
- 5 本学の大学院研究科の修士課程又は専門職学位課程を修了し、3年以内に本学の大学院研究科の博士課程へ入学の出願をする場合及び大学院連合農学研究科を構成する大学の修士課程又は専門職学位課程を修了し、3年以内に大学院連合農学研究科へ入学の出願をする場合は、入学科及び検定料を徴収しない。
- 6 学部生が鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第44条の3第1項の規定に基づき、大学院の授業を履修する場合は、授業料を徴収しない。

第2章 授業料

（授業料の徴収）

- 第3条 第2条第1項に係る授業料（この章において同じ。）の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、原則として前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。
- 3 第1項の授業料は、原則として銀行等の口座引き落としにより徴収するものとする。
- （授業料徴収の特例）
- 第4条 特別の事情により、入学の時期が年度の中途である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。
- 2 前期又は後期の途中において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。
- 3 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。
- 4 前期又は後期の最初の月に在学する者で次の徴収の時期前に退学又は休学する者から徴収する授業料の額は、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額とする。
- 5 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することが認められた者の授業料の年額は、授業料の年額に修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額とし、学年の途中で卒業又は課程を修了することが認められた者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。
- 6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定に基づき就学支援金の受給資格の認定を受けた者から徴収する授業料の額は、別表第1に定める授業料の額と、同法第7条の規定に基づき本学が就学支援金を代理受領し当該授業料債権に充当した額との差額とする。
- 7 死亡若しくは行方不明により、又は授業料を納入しないことにより学籍を除いた場合は、未納の授業料は徴収しない。

（授業料の免除）

- 第5条 授業料の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき授業料の全額又は一部の額を免除することができる。なお、本条により免除を認められた者から徴収する授業料の額は当該期の免除額を差し引いて得た額とする。
- 2 大学の学部に進学するものに係る授業料の免除は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に定める基準に基づき実施する。
- 3 大学院の研究科又は附属特別支援学校の高等部に在学する者及び附属幼稚園の園児に係る授業料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。
- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 徴収の時期前6月以内（新入学者の場合は入学前1年以内）において学生生徒（附属特別支援学校の高等部及び附属幼稚園の園児を含む。以下同じ。）の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）が死亡し、又は学生生徒若しくは学費負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
 - (3) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合
- 4 前項による授業料免除の総額は毎年度の予算で定められた範囲とし、前2項に係る免除者及び免除額の決定は学生生活委員会の議を経て学長が行う。
- 5 授業料免除の申請様式及び必要書類は別に定める。

第5条の2 前条に定めるものの他、やむを得ない事情により、学長が必要と認める場合は、授業料を免除することができる。

2 前項により授業料を免除する場合の取扱いは、学長が別に定める。

(授業料の徴収猶予)

第6条 授業料の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき授業料の徴収を猶予することができる。

2 授業料の徴収猶予は次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学生生徒又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 前項による授業料の徴収猶予の期間は、前期にあつては9月末日、後期にあつては1月末日までとする。

4 徴収猶予の決定は、別に定める申請様式及び必要書類に基づき学長が行う。

第3章 入学科

(入学科の徴収)

第7条 入学科は、入学手続きの際に徴収するものとする。

(入学科徴収の特例)

第8条 入学科免除の決定前又は入学科の徴収猶予期間内に死亡又は行方不明により学籍を除いた場合は、未納の入学科は徴収しない。

(入学科の免除)

第9条 第2条第1項に係る入学科(附属幼稚園を除く。)の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき入学科の全額又は一部の額を免除することができる。なお、本条により免除を認められた者から徴収する入学科の額は、当該期の免除額を差し引いて得た額とする。

2 大学の学部に入学科する者に係る入学科の免除は、修学支援法に定める基準に基づき実施する。

3 大学院の研究科に入学科する者に係る入学科の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

4 附属特別支援学校の高等部に入学科する者に係る入学科の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

5 前2項による入学科免除の総額は毎年度の予算で定められた範囲とし、前3項に係る免除者及び免除額の決定は学生生活委員会の議を経て学長が行う。

6 入学科免除の申請様式及び必要書類は別に定める。

(入学科の徴収猶予)

第10条 第2条第1項に係る入学科(附属幼稚園及び附属特別支援学校の高等部を除く。)の納付が困難な者については、本人及び保護者からの申請に基づき入学科の徴収を猶予することができる。

2 入学科の徴収猶予は次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

3 前項による入学科の徴収猶予の期間は、前期の期間内に入学した者にあつては入学した年度の9月末日、後期の期間内に入学した者にあつては入学年度の1月末日までとする。

4 徴収猶予の決定は、別に定める申請様式及び必要書類に基づき学長が行う。

第4章 検定料

(検定料の徴収)

第11条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の願書を受理する際に徴収するものとする。

第5章 研究生、科目等履修生等

(授業料の徴収)

第12条 研究生の授業料は、その在学予定期間に応じて、3月分又は6月分に相当する額を、原則として、当該期間における最初の月に一括して徴収するものとする。

2 科目等履修生の授業料は、受講単位数に応じた額について、前期及び後期の2期に区分し、原則として、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。

(入学科及び検定料の徴収)

第13条 研究生及び科目等履修生に係る入学科の徴収は第7条の規定を、検定料の徴収は第11条の規定をそれぞれ準用する。

(徴収の特例)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入学科及び検定料を徴収しない。

-
- (1) 特別聴講学生
 - (2) 特別研究学生
 - (3) 本学大学院学生のうち科目等履修生として許可された者
 - (4) 法務学修生
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。
- (1) 大学間等相互単位互換協定に基づき、当該協定文書等において授業料が相互に不徴収とされている特別聴講学生
 - (2) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学をいう。）の大学院に在籍する特別研究学生
 - (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づき、当該協定文書等において授業料が相互に不徴収とされている特別研究学生
- 3 大学院奄美サテライト教室において、複数の研究科の科目等履修生となる場合の検定料は、関連研究科を一つの研究科とみなして徴収するものとする。
- 4 放送大学との間における単位互換に関する協定に基づく特別聴講学生に係る授業料の額は、別表第2のとおりとする。
- 5 法務学修生については、学修施設使用料として別表第3の額を在籍期間開始前に徴収する。

第6章 公開講座講習料

（公開講座及び公開授業講習料の徴収）

第15条 公開講座及び公開授業講習料は、受講申請を受理するときに徴収するものとする。

第7章 学位論文審査手数料

（学位論文審査手数料の徴収）

第16条 学位論文審査手数料は、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

第8章 特別課程受講料

（特別課程受講料の徴収）

第17条 特別の課程における履修証明プログラム受講料は、受講申請を受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該プログラムが国又は地方公共団体等の補助金等により実施される場合は、受講料を徴収しないことができる。

第9章 教員免許状更新講習講習料

（教員免許状更新講習講習料の徴収）

第18条 教員免許状更新講習の講習料は、受講申請を受理するときに徴収するものとする。

第10章 寄宿料

（寄宿料の徴収）

第19条 第2条第2項に係る寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの分を徴収する。

2 前項の寄宿料は、原則として月毎に徴収するものとする。

3 第1項の寄宿料は、原則として銀行等の講座引き落としにより徴収するものとする。

（寄宿料徴収の特例）

第20条 前条により徴収する寄宿料は日割計算をしない。

2 月の途中で寄宿料の異なる居室に移った場合は、その月において徴収する寄宿料は高額な居室の寄宿料とする。

3 死亡又は行方不明により学籍を除いた場合は、未納の寄宿料は徴収しない。

（光熱水料等の徴収）

第21条 寄宿舎及び国際交流会館に居住している者は、寄宿料の他に、使用した光熱水料等を別に定めるところにより負担しなければならない。

2 光熱水料等の徴収方法は、寄宿料の例に準じて行うものとする。

（寄宿料の免除）

第22条 居住者又は学資負担者が災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、本人及び保護者からの申請に基づき、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において、必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項による免除の決定は、別に定める申請様式及び必要書類に基づき学長が行う。

第11章 返還

（徴収後の返還）

第23条 次の各号の一に該当する場合において本人から返還請求がなされたときは、当該各号に定める額から振込手数料を控除した額を返還するものとする。

(1) 前期分授業料納付の際に後期分授業料を併せて納付した者が、9月末までに休学又は退学を許可された場合に返還する授業料の額は、後期分の授業料に相当する額とする。

(2) 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者に返還する授業料の額は、当該者の半期に相当する授業料から年額の12分の1に相当する額に卒業又は修了した日の属する月以前の当該期の月数を乗じて得た額を差し引いた額とする。

-
- (3) 入学科を納付した者が入学手続きを行わなかった場合に返還する入学科の額は、徴収した額とする。
 - (4) 検定料を納付した者が出願しなかった場合に返還する検定料の額は、徴収した額とする。
 - (5) 検定料を納付した者が、別表第1の備考1及び備考2に該当する場合に返還する検定料の額は、同表検定料欄の額と（ ）書きの額との差額とする。
 - (6) 学修施設使用料を納付した者が、法務学修生の在籍期間開始前に辞退を申し出た場合に返還する額は、徴収した額とする。
- 2 次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額を返還する。なお、本項における振込手数料は本学負担とする。
- (1) 前期又は後期に授業料を納付した者に対し、第5条第2項に基づく免除が認められた場合に返還する授業料の額は、免除額が算定された期間の開始日が月の1日（初日）である場合は、その日の属する月から当該期の終了月までの期間、月の2日から月末までである場合は、その日の属する月の翌月から当該期の終了月までの期間に算定された免除額に相当する額とする。なお、当該者が前期分授業料納付の際に後期分を併せて納付した場合は、各期の免除者の決定後にそれぞれ返還する。ただし、第5条第2項に基づく免除が認められる前であっても、第5条第1項にある申請を行った者から授業料返還の申し出があった場合はその限りではない。
 - (2) 前期又は後期に第5条第2項に基づき授業料の一部について免除を認められた者が、免除を認められた期の中で当初の免除額を超過する額に変更された場合に返還する授業料の額は、変更後の免除額から当初の免除額を差し引いた額とする。
 - (3) 入学科を納付した者が、第9条第2項に基づく免除が認められた場合に返還する入学科の額は、算定された免除額に相当する額とする。ただし、第9条第2項に基づく免除が認められる前であっても、第9条第1項で申請した者から入学科返還の申し出があった場合はその限りではない。
 - (4) 授業料等を納付した者に対して、国等の経費負担による授業料等免除の措置が決定した場合に返還する額は、当該授業料等免除の決定額とする。
- 3 公開講座及び公開授業講習料、特別課程受講料並びに教員免許状更新講習講習料の徴収後に、本人から当該講習等開催日の前日（国立大学法人鹿児島大学職員就業規則（平成16年規則第43号）第42条第4項に規定する休日及びその他本学が特別に定めた期間を含まない。）までに、受講取消しの申出があり、返還請求がなされた場合に返還する額は、徴収した額から振込手数料、事務手数料（1,000円）及び準備した教材等の実費を控除した額とする。ただし、本学の責等に帰すべき事由により開講できなかった場合は、徴収した全額を返還する。

第12章 雑則

（雑則）

第24条 授業料、入学科、検定料その他本学が提供する教育等の対価として徴収する費用の徴収及び返還に関して、本規則に定めのない事項は、学長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に関する事務の手續に関して、本規則に定めのない事項は、学長が指名する理事が別に定める。
- 3 第2条第3項により学部等の長が額を定めた費用の徴収及び返還に係る事務の手續に関して必要な事項は、前項に定める理事の承認を経て当該学部等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した学部学生及び大学院生の在学中の授業料の額は、第2条の規定にかかわらず現に当該者に適用されている額とする。
- 3 平成15年度以前に附属幼稚園に入園した園児の保育料は、第2条の規定にかかわらず現に当該者に適用されている額とする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において在学している大学院学生のうち科目等履修生として許可された者においては、平成17年度中に限り、1学期当たり3科目6単位を上限として授業料は徴収しない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月27日から施行し、平成18年9月14日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第14条第3項の規定は、平成19年2月28日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第17条及び別表第6の規定は、平成20年7月30日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年10月23日から施行し、改正後の第23条第1項第1号及び第3号から第6号並びに第2項の規定は、平成21年4月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に教育学部附属特別支援学校に在学している者については、改正後の第4条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日までに開講し、この規則の施行日以降も引き続き開講する履行証明プログラムの受講料については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、改正後の別表第4の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年3月19日から施行し、改正後の第2条の2第4項及び第5項の規定は平成31年4月1日より適用する。ただし、改正後の別表第7は令和2年4月1日から施行する。

2 施行日において大学の学部 に在学する者については、改正後の第5条第2項の規定に基づく授業料免除に加え、従前の規定に基づく授業料免除を併せて実施することができる。

3 この規則の施行日の前日において改正後の第2条の2第4項又は第5項に該当する者で、既に入学料又は検定料を納入している者については、その全額を返還し、返還に係る手数料は本学が負担する。

附 則

この規則は、令和2年7月3日から施行する。

別表第1（第2条、第23条関係）

（単位：円）

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
大学の学部	年額 535,800	282,000	17,000 (4,000)
大学院の研究科	年額 535,800	282,000	30,000
附属幼稚園	年額 73,200	31,300	1,600 (700)
附属小学校			3,300 (1,100)
附属中学校			5,000 (1,300)
附属特別支援学校の小学部			1,000 (500)
附属特別支援学校の中学部			1,500 (600)
附属特別支援学校の高等部	年額 4,800	2,000	2,500 (700)

備考

- 大学の学部の入学者選抜において、2段階選抜における第1段階選抜不合格者及び個別学力検査等出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者の検定料の額は、検定料欄の（ ）書きの額である。
- 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の入学を許可するための選考において、抽選による選考を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考を行う場合、抽選による選考の検定料の額は、検定料欄の（ ）書きの額である。
- 大学の学部における転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、表中の金額にかかわらず、30,000円とする。

別表第2（第2条関係）

（単位：円）

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
特別研究学生	月額 29,700		
科目等履修生	1単位 14,800	28,200	9,800

特別聴講学生	1 単位	14,800	
第14条第4項の規定に基づく特別聴講学生	1 単位	5,500	

別表第3（第2条関係）（単位：円）

区 分	学修施設使用料
法務学修生 1期(6ヶ月)当たり	30,000

別表第4（第2条関係）（単位：円）

区 分	講 習 料
公開講座	
1. 基礎額	
(1) 専門職向けリカレント講座 1講座当たり（1時間以下）	4,400
(2) 社会人向け基礎教養講座 1講座当たり（1時間以下）	2,310
(3) 青少年向け基礎教育講座 1講座当たり（1時間以下）	740
2. 加算額 1時間を超える毎に	220
公開授業	
1科目当たり（半期毎）	10,000

別表第5（第2条関係）（単位：円）

区 分	手 数 料
学位論文審査	1 件 59,720

別表第6（第2条関係）（単位：円）

区 分	講 習 料
教員免許状更新講習受講者	1時間当たり 1,000

別表第7（第2条関係）（単位：円）

区 分	寄 宿 料
唐湊寄宿舍 A棟	月額 4,300
〃 B棟	月額 4,300
〃 女子寮	月額 4,300
桜ヶ丘寄宿舍 女子寮	月額 5,900
国際交流会館1号館 单身室	月額 5,900
〃 夫婦室	月額 11,900
〃 家族室	月額 14,200
〃 2号館 单身室	月額 4,700
〃 夫婦室A	月額 9,500
〃 夫婦室B	月額 11,900
〃 家族室	月額 14,200
〃 3号館 单身室	月額 25,000

12 鹿児島大学大学会館規則

平成16年4月1日

規則第119号

（設置）

第1条 鹿児島大学（以下「本学」という。）に鹿児島大学大学会館（以下「大学会館」という。）を置く。

（目的）

第2条 大学会館は、学生相互及び学生と教職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生の教養を高め豊かな人間性・社会性を涵養するための課外教育活動を盛んにし、またその厚生福祉に寄与することを目的とする。

（管理運営）

第3条 大学会館の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

第4条 大学会館の管理運営に関する事項は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会において協議する。

（調整会議）

第5条 大学会館の運用を円滑に行うため、管理運営責任者は必要に応じ、使用希望者間において調整を行わせることができる。

（使用者の範囲）

第6条 大学会館を使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 前号のほか管理運営責任者が特に使用を認めた者

（開館時間及び休館日）

第7条 開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、臨時に変更することができる。

-
- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
- 2 厚生福利施設の営業日、営業時間については、別に定める。
- (名称及び用途)
- 第8条 大学会館の施設名及びその用途は、別表のとおりとする。
- (使用手続)
- 第9条 前条の施設のうち、音楽鑑賞室、会議室、和室、ホール及び音楽練習室の使用については、あらかじめ所定の様式により使用願を学生部学生生活課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。
- 2 大学会館を使用するに当たり、鹿児島大学学生規則（平成16年規則第116号）による許可が必要とされるものについては、あらかじめその許可を受けなければならない。
- (遵守事項)
- 第10条 大学会館を使用する者は、鹿児島大学大学会館使用心得（別記）のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 第8条に定められた用途又は使用許可書に記載された目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用を許可された施設を他に転貸しないこと。
- (3) 掲示物は、管理運営責任者の許可を受け、所定の場所に掲示すること。
- (4) 前3号のほか、この規則等に基づいて行う係員の指示に従うこと。
- (損害賠償)
- 第11条 大学会館を使用する者が、施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、特別の事情があると管理運営責任者が認めたときは、その額を減免することがある。
- (使用の禁止及び取消)
- 第12条 大学会館を使用する者が、この規則及び許可条件に違反した場合、管理運営責任者は、使用禁止を命じ、又は使用許可を取り消すことがある。
- (事務)
- 第13条 大学会館に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。
- (雑則)
- 第14条 この規則に定めるもののほか、大学会館使用について必要な事項については、管理運営責任者が別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。
- 附 則
- この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 別表（第8条関係）
- | 建物名称 | 階別 | 施設名 | 用途 |
|---------|----|------------|-----------------|
| 大 学 会 館 | 2 | 共用談話室 | 休憩、談話 |
| | | 音楽鑑賞室 | 音楽鑑賞 |
| | | 会議室（1・2） | 会議、研究会等 |
| | 3 | 和室（1～5） | 会議、邦楽、茶道、華道等の練習 |
| | | ホール | 音楽会、講演会、研究会等 |
| | | 音楽練習室（1・2） | 音楽等練習 |
- 別記（第10条関係）
- 鹿児島大学大学会館使用心得
- 大学会館を皆が気持ちよく使用できるよう、大学会館規則に示されているもののほか、次の事項を守ることに協力されたい。
- 1 清潔、整頓及び美化に心掛けること。
- 2 大学会館内で許可なくマイクを使用し、又はみだりに大声を発するなど他の人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- 3 火災予防に留意すること。
- 4 施設、設備及び備品は、丁寧に取り扱い、無断で現状を変更しないこと。
- 5 下駄又はスパイク着用で入館しないこと。
- 6 大学会館に貼紙、落書等をしないこと。
- 7 許可された時間内に後始末まで終えること。
- 8 使用責任者は後始末（清掃、設備備品の整理、戸締り、火の始末、消灯等）を完全に行い、係員に鍵を返戻すること。
- ※ 清掃用具は、各階の清掃用品置場に備え付けてある。
- 9 火災、盗難その他異常を発見したときは、直ちに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- 10 大学会館の使用について不明な点は、係員に尋ねること。

13 鹿児島大学学生サークル会館規則

平成25年9月26日
規則第50号

-
- (設置)
- 第1条 鹿児島大学（以下「本学」という。）に、鹿児島大学学生サークル会館（以下「サークル会館」という。）を置く。
- (目的)
- 第2条 サークル会館は、学生の課外活動を助成し、もってその効果を高めるとともに、進取の精神を育むことを目的とする。
- (管理運営)
- 第3条 サークル会館の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。
- (施設)
- 第4条 サークル会館の各建物名称は、次のとおりとする。
- (1) 学生サークル会館Ⅰ
 - (2) 学生サークル会館Ⅱ
- 2 サークル会館は、サークル施設と共用施設に区分し、施設名及び用途は別表のとおりとする。
- (使用者の範囲)
- 第5条 サークル施設を使用できる者は、課外活動を目的とする本学の学生団体とする。
- 2 共用施設を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。
- (使用時間及び休館日)
- 第6条 サークル会館の使用時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 使用時間
午前8時30分から午後9時まで
 - (2) 休館日
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 12月28日から翌年1月3日まで
エ その他管理運営責任者が必要と認めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、臨時に使用時間又は休館日を変更することができる。
- (使用手続)
- 第7条 サークル施設を使用する団体の責任者（以下「使用責任者」という。）は、毎年4月末までに所定の様式により使用願を学生部学生生活課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。なお、その際の使用許可期間は5月1日から翌年4月末までとする。
- 2 共用施設（印刷室、保管庫及び倉庫を除く。）を使用する者は、あらかじめ所定の様式により使用願を学生部学生生活課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。
- (遵守事項)
- 第8条 サークル会館の使用を許可された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと、又は第三者に転貸しないこと。
 - (2) 使用時間を厳守すること。
 - (3) 火気（暖房器具を含む。）を使用しないこと。
 - (4) 施設、設備又は備品を無断で移動、改廃又は新設しないこと。
 - (5) 使用後の清掃、消灯及び戸締まりを必ず行うこと。
 - (6) サークル会館内で宿泊をしないこと。
 - (7) その他使用に際しては、学生部学生生活課の指示に従うこと。
- (使用の中止及び変更)
- 第9条 使用責任者又は共用施設を使用する者は、サークル会館の使用を中止又は変更しようとする場合は、速やかに学生部学生生活課に申し出て、管理運営責任者の許可を受けなければならない。
- (使用責任者の変更)
- 第10条 使用責任者が本学の学生の身分を失った場合は、直ちに使用責任者の変更を届け出なければならない。
- (損害賠償)
- 第11条 サークル会館を使用する者が、故意又は過失により、施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失した場合は、原則として、その損害を賠償しなければならない。
- (使用許可の取消)
- 第12条 管理運営責任者は、サークル会館を使用する者がこの規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことができる。
- (鍵の管理)
- 第13条 サークル会館の鍵は、学生部学生生活課が管理する。
- (事務)
- 第14条 サークル会館に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。
- (雑則)
- 第15条 この規則に定めるもののほか、サークル会館の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
 - 2 鹿児島大学課外活動共用施設規則（平成16年規則第120号）は廃止する。
-

3 第7条第1項の規定に関わらず、平成25年10月1日から平成26年4月30日までのサークル施設の使用手続については、管理運営責任者が別に定める。

別表（第4条関係）

建物名称	階	区 分	施 設 名	用 途
学生サークル会館Ⅰ	1	サークル施設	集会室B	サークル活動
			学生自主活動連絡室	学生自主活動
		共用施設	集会室A	音楽会・会議等
			印刷コーナー	印刷等
	2	サークル施設	倉庫	倉庫
			サークル室 201～212	サークル活動
		共用施設	サークル室 301～312	サークル活動
			多目的ホール	音楽会・講演会等
学生サークル会館Ⅱ	1	サークル施設	倉庫	倉庫
			サークル室 101～126	サークル活動
			音楽練習室	音楽等練習
			共用ラウンジ 1	会議・研究会等
	2	共用施設	サークル室 201～219	サークル活動
			共用ラウンジ 2	会議・研究会等
			共用ミーティング室 1～3	会議・研究会等
			印刷室	印刷等
		保管庫	印刷室	印刷等
			保管庫	保管庫

14 鹿児島大学学習交流プラザ規則

平成25年9月26日

規則第49号

（設置）

第1条 鹿児島大学（以下「本学」という。）に、鹿児島大学学習交流プラザ（以下「プラザ」という。）を置く。

（目的）

第2条 プラザは、本学の学生、教職員等が相互に交流を深めることにより、学生の進取の精神を育み、活気ある交流と情報交換を促進するとともに、学生の自主学習を支援することを目的とする。

（管理運営）

第3条 プラザの管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

第4条 プラザの管理運営に関する事項は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会において協議する。

（使用者の範囲）

第5条 プラザを使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 本学の学生及び教職員
- （2） 前号のほか管理運営責任者が特に使用を認めた者

（使用時間及び休館日）

第6条 プラザの使用時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 使用時間
午前8時30分から午後9時まで
- （2） 休館日
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ウ 12月28日から翌年1月3日まで
エ その他管理運営責任者が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、臨時に使用時間又は休館日を変更することができる。

（施設名及び用途）

第7条 プラザの施設名及びその用途は別表のとおりとする。

（使用手続）

第8条 前条の施設のうち、学習交流ホール、グループ学習室の使用については、あらかじめ所定の様式により使用願を学生部学生生活課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により使用許可を受けた者は、使用の変更をしようとするときは、速やかに管理運営責任者に届け出て、許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第9条 プラザの使用に当たっては、この規則及び別に定める事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

（損害賠償）

第10条 プラザを使用する者が、故意又は過失により、施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失した場合は、原則として、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消)

第11条 プラザを使用する者がこの規則及び別に定める事項に違反した場合、管理運営責任者は使用禁止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

(事務)

第12条 プラザに関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、プラザの使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

階別	施 設 名	用 途
1 階	ライフサポート	売店
	フードコーナー	軽食・喫茶等
	学習ラウンジ1	学習、休憩、談話等
	学習サポート	文具・書籍、福利厚生関連商品の販売等
中2階	学習ラウンジ2	学習、休憩、談話等
	学習ラウンジ3	学習、休憩、談話等
	学習交流ホール	学習、講演会、研修、会議等
	グループ学習室	学習、研修、会議等
2 階	学習ラウンジ4	学習、休憩、談話等

15 鹿児島大学稲盛記念館規則

令和元年12月19日
規則第24号

(設置)

第1条 鹿児島大学（以下「本学」という。）に、鹿児島大学稲盛記念館（以下「記念館」という。）を置く。

(目的)

第2条 記念館は、本学の学生、教職員等が日常的に集い交流を深めながら稲盛和夫名誉博士の哲学を学び、知の創造への刺激を受けることによって、国際社会で活躍しうる有為な人材の育成と地域・産業界との連携強化を図ることを目的とする。

(管理運営)

第3条 記念館の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

2 フードコートの厨房部分、レストラン及びカフェの管理運営は業務委託業者が行う。

3 記念館の管理運営に関する事項は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会において協議する。

(使用者の範囲)

第4条 記念館を使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 本学来訪者及び一般市民
- (3) 前2号のほか管理運営責任者が特に使用を認めた者

(開館時間及び休館日)

第5条 記念館の開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開館時間

午前10時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

エ その他管理運営責任者が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者及び業務委託業者が特に必要と認めた場合は、臨時に開館時間又は休館日を変更することができる。

(施設名及び用途)

第6条 記念館の施設名及びその用途は別表のとおりとする。

(使用手続)

第7条 前条の施設のうち、会議室及びファカルティラウンジの使用については、あらかじめ所定の様式により使用願を学生部学生生活課に提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により使用許可を受けた者は、使用の変更をしようとするときは、速やかに管理運営責任者に届け出て、許可を受けな

なければならない。

(遵守事項)

第8条 記念館の使用に当たっては、この規則及び別に定める事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

(損害賠償)

第9条 記念館を使用する者が、故意又は過失により、施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失した場合は、原則として、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消)

第10条 記念館を使用する者がこの規則及び別に定める事項に違反した場合、管理運営責任者は使用禁止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

(事務)

第11条 記念館に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、記念館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年12月19日から施行し、令和元年12月2日から適用する。

別表（第6条関係）

階別	施 設 名	用 途
1 階	フードコート	飲食・喫茶等、学習、休憩、談話等
	IT PLAZA	学習、休憩、談話等
	テラス	飲食、休憩、談話等
2 階	レストラン	飲食
	カフェ	軽食・喫茶等
3 階	会議室	講演会、研修、会議等
	ファカルティラウンジ	講演会、研修、会議等
	京都賞ライブラリー	学習、研修
階段 (1階～3階)	稲盛ライブラリー	学習、研修

16 鹿児島大学体育施設規則

平成16年4月1日

規則第122号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学体育施設（以下「体育施設」という。）の適切な管理運営を図るために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で体育施設とは、保健体育に関する授業及び学生の課外活動に供するために設置した施設をいう。

(施設及び管理部局等)

第3条 体育施設は、別表のとおりとし、その管理は、同表右欄に掲げる部局等において行う。

(管理運営)

第4条 体育施設の管理運営に関する事項は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会において協議する。

(調整会議)

第5条 体育施設の運用を円滑に行うため、管理部局等は必要に応じ、使用希望者間において調整を行わせることができる。

(使用の基準)

第6条 体育施設は、保健体育に関する授業、学校行事及び学生の課外活動に使用するほか、教職員その他のスポーツ活動等に使用させるものとする。

(使用順位)

第7条 体育施設使用の順位は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健体育に関する授業、研究及び学校行事
- (2) 学生の体育団体の課外体育活動
- (3) 前号以外の学生の課外活動及び教職員のスポーツ活動
- (4) その他管理部局等の長が必要と認めるもの

(使用時間等)

第8条 体育施設の使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの使用は、禁止する。

2 前項の規定にかかわらず管理部局等の長が特に必要があると認めた場合は、使用時間を変更し、又は禁止期間内であっても使用させることがある。

(使用手続)

第9条 体育施設の使用手続は、次に掲げるところによる。

- (1) 第7条第1号の規定により体育施設を使用する場合は、関係部局間で協議の上使用計画書を作成し、あらかじめ管理部局等の長に提出するものとする。
 - (2) 第7条第2号の規定により体育施設を使用する体育団体は、所定の使用願を使用予定の前年度の2月末日までに学長が指名する理事に提出し、管理部局等の長の許可を得なければならない。
 - (3) 第7条第3号又は同条第4号の規定により体育施設を使用する者は、所定の使用願を使用予定日の7日前までに管理部局等の長に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 学生又は教職員が短時間使用する場合は、体育施設の使用予定がないときに限り、随時使用させることができる。
- (使用の中止)

第10条 体育施設の使用を許可された者が、使用を中止しようとするときは、速やかに管理部局等の長に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第11条 体育施設の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第12条 体育施設の使用許可後においても次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 管理部局等の長が特に必要があると認めたとき。

(使用の特例)

第13条 鹿児島大学以外の者の体育施設使用については、第7条に規定する使用に支障をきたさない場合に限り、国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程（平成16年規則第77号）の定めるところにより使用させることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

体 育 施 設	管 理 部 局 等
第1体育館 武道館 総合運動場 （陸上競技場 球技場 バレーコート テニスコート） 水泳プール	教育学部
第2体育館	学生部共通教育課
亀ヶ原運動場	学生部学生生活課

17 鹿児島大学寄宿舍規則

平成16年4月1日

規則第123号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第69条第2項の規定に基づき、鹿児島大学寄宿舍（以下「学生寮」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、鹿児島大学（以下「本学」という。）の学生に修学上の便宜を与え、充実した学生生活に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 学生寮の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

(収容定員)

第4条 学生寮の入寮対象者は学生とし、収容定員は、別表第1のとおりとする。

(管理運営)

第5条 学生寮の管理運営に関する事項は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会（以下「学生生活委員会」という。）において審議する。

(入寮願)

第6条 学生寮に入寮を希望する者は、入寮願書に本学が指定する書類を添えて、管理運営責任者に願い出なければならない。

(入寮選考及び入寮許可)

第7条 入寮者の選考及び入寮許可は、本学が定めた基準に基づき、管理運営責任者が行う。

(在寮期間)

第8条 在寮期間は、原則として入寮を許可された日から、最短修業年限終了の日までとする。

(入寮手続)

第9条 入寮の許可を受けた者（以下「寮生」という。）は、指定された期限内に管理運営責任者に誓約書を提出して入寮しなければならない。

(入寮許可の取消)

第10条 前条の入寮手続を指定された期限内に完了しないとき、又は第6条に規定する書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入寮の許可を取り消すことができる。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第11条 寄宿料の額及び徴収方法は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところによる。

2 入・退寮の日が月の中途である場合にあっては、寄宿料は、1月分納入しなければならない。

(光熱水料等の負担)

第12条 寮生の私生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生が負担するものとする。

2 光熱水料等の経費負担区分は、別表第2のとおりとする。

(施設設備の保全等)

第13条 寮生は、居室、共同施設その他の施設設備を常に良好な状態とすることに留意し、次に定めるところに従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には許可を得ず工作を加えないこと。
- (3) 故意又は過失により施設設備を破損、汚損若しくは滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (4) その他施設の管理運営上の必要な事項については本学の指示に従うこと。

(退寮)

第14条 退寮を希望する者は、事前に管理運営責任者に退寮願を提出して、その許可を受けなければならない。

(退寮処分)

第15条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、あらかじめ学生生活委員会の議を経るものとする。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 第8条に定める在寮期間を超えることとなるとき。
- (3) 寄宿料又は光熱水料等の経費を3月以上滞納したとき。
- (4) 休学を許可されたとき。
- (5) 3月以上の停学を命ぜられたとき。
- (6) 保健衛生上寮生活に適さないと認められたとき。
- (7) その他、学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(居室の移動)

第16条 寮生が居室の移動を希望するときは、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(退寮時等の検査)

第17条 第14条の規定により退寮の許可を受けた者、第15条の規定により退寮を命ぜられた者及び前条の規定により居室の移動の許可を受けた者は、退寮又は移動に当たって居室及び居室に属する設備等について、管理運営責任者の指定する者の検査を受けなければならない。

(寮生以外の者の宿泊)

第18条 学生寮においては、寮生以外の者の宿泊を認めない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	収容定員
唐湊寄宿舎A棟（男子寮）	76人
唐湊寄宿舎B棟（男子寮）	92人

唐湊寄宿舍（女子寮）	81人
桜ヶ丘寄宿舍（女子寮）	99人

別表第2（第12条関係）

光熱水料等の経費負担区分表

負担区分 室名等	電 気 料		水 道 料		燃 料 費	
	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生
玄関 ホール	○					
廊下 階段	○					
事務室	○		○			
用務員室	○		○		○	
電気室 機械室	○					
居室		○				
娯楽室 面会室 談話室	○					
補食室	照明○	器具○		○		○
洗面・洗濯室	照明○	器具○		○		
便所	証明○	器具○		○		
共用棟 （ボイラー室 浴室 脱衣場 ホール・補食室）	照明○	器具○		○		○
基本料	○		○		○	

18 鹿児島大学国際交流会館規則

平成16年4月1日

規則第128号

（設置）

第1条 鹿児島大学（以下「本学」という。）に、鹿児島大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

（目的）

第2条 会館は、本学の外国人留学生及び本学において教育・研究に従事する外国人研究者に対し居住の場を提供し、国際交流の促進に資することを目的とする。

（施設）

第3条 会館に1号館、2号館及び3号館を置く。

（総括責任者等）

第4条 会館に総括責任者を置き、学長をもって充てる。

2 総括責任者は、会館の業務を総括する。

3 会館に管理運営責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

4 管理運営責任者は、総括責任者の命を受け、会館の管理運営に関する業務を処理する。

（入居資格）

第5条 会館に入居できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本学に在学する外国人留学生及びその家族
- (2) 本学において教育・研究に従事する外国人研究者及びその家族
- (3) その他学長が適当と認めた者

（入居の許可等）

第6条 会館に入居を希望する者は、所定の申請書を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 入居の許可を受けた者は、速やかに入居の手続きをしなければならない。

（入居許可期間）

第7条 会館に入居できる期間は、原則として1年以内とする。

2 入居許可期間満了後も引続き入居を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

（寄宿料等）

第8条 入居者は、外国人留学生にあつては鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則（平成16年規則第118号）の定めるところにより寄宿料を、外国人研究者にあつては国立大学法人鹿児島大学不動産管理規程（平成16年規則第77号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 入居者は、寄宿料又は使用料のほか、光熱水料等を負担しなければならない。

（入居許可の取消）

第9条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項に定める入居の手続を完了しないとき。
 - (2) 前条に定める寄宿料、使用料、光熱水料等を滞納したとき。
 - (3) 保健衛生上共同生活に不適当であると認められるとき。
 - (4) 会館の管理運営上著しく支障があると認められるとき。
- (退去)

第10条 入居者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく退去しなければならない。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居の許可期間が満了したとき。
 - (2) 入居者の資格を失ったとき。
 - (3) 前条の規定により、入居の許可が取り消されたとき。
- (入居者以外の者の宿泊)

第11条 会館には原則として、入居者以外の者を宿泊させてはならない。

(留学生相談主事)

第12条 外国人留学生の修学・研究及び生活上の諸問題について相談に応じ、指導又は助言を行うため、会館に留学生相談主事を置く。

- 2 留学生相談主事は、本学の教員のうちから学長が任命する。
- 3 留学生相談主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 留学生相談主事に欠員を生じた場合の補欠の留学生相談主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(施設保全の義務)

第13条 入居者等は、会館における秩序の維持及び施設、設備、備品等の保全に努めなければならない。

(賠償義務)

第14条 入居者等は、故意又は過失により会館の施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 会館の事務は、学生部国際事業課において処理する。ただし、外国人研究者にかかわる事務は、財務部財務課において処理する。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月26日から施行し、平成19年1月12日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

19 鹿児島大学学生表彰規則

平成29年9月28日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号）第59条第2項及び鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号）第46条の規定に基づき、鹿児島大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 鹿児島大学進取の精神学生表彰
- (2) 鹿児島大学稲盛賞
- (3) 鹿児島大学工業倶楽部賞
- (4) 鹿児島商工会議所会頭賞

(鹿児島大学進取の精神学生表彰)

第3条 鹿児島大学進取の精神学生表彰は、鹿児島大学学生憲章の趣旨に則った進取の精神を有する学生を表彰する。

-
- 2 鹿児島大学進取の精神学生表彰は、副学長、各学部長、各研究科長、各課外活動サークルの顧問教員等の推薦を経て選考し、学長が決定する。
- 3 鹿児島大学進取の精神学生表彰に関し必要な事項は、別に定める。
(鹿児島大学稲盛賞)
- 第4条 鹿児島大学稲盛賞は、学業に専念し成績優秀な学生又は社会の期待にこたえるような業績を挙げた学生を表彰する。
- 2 鹿児島大学稲盛賞は、各学部長又は各研究科長からの推薦を経て選考し、学長が決定する。
- 3 鹿児島大学稲盛賞に関し必要な事項は、別に定める。
(鹿児島大学工業倶楽部賞)
- 第5条 鹿児島大学工業倶楽部賞は、鹿児島県地域産業の発展に貢献する優秀な研究業績を挙げた学生を表彰する。
- 2 鹿児島大学工業倶楽部賞は、各研究科長からの推薦を経て選考し、学長が決定する。
- 3 鹿児島大学工業倶楽部賞に関し必要な事項は、別に定める。
(鹿児島大学商工会議所会頭賞)
- 第6条 鹿児島大学商工会議所会頭賞は、地域の活性化に繋がる優れた取組又は鹿児島県内自治体や企業などと連携し、優れた地域貢献活動を行った学生を表彰する。
- 2 鹿児島大学商工会議所会頭賞は、各学部長又は南九州・南西諸島域共創機構長からの推薦を経て選考し、学長が決定する。
- 3 鹿児島大学商工会議所会頭賞に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この規則は、平成29年9月28日から施行する。
- 附 則
この規則は、平成30年12月20日から施行する。

20 鹿児島大学進取の精神学生表彰細則

平成29年9月28日

細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学学生表彰規則（平成29年規則第83号）第3条第3項の規定に基づき、鹿児島大学学生憲章（平成22年11月15日制定。以下「学生憲章」という。）の趣旨に則った進取の精神を有する学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 鹿児島大学（以下「本学」という。）在籍期間中において、困難な課題に果敢に挑戦する「進取の精神」を実践し、学生憲章の趣旨に即した活動実績や優秀な業績を収めた学生及び学生団体を表彰することにより、本学における進取の気風を醸成し、本学の教育目標に沿った人材の輩出を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 表彰の対象は、本学の学生（外国人留学生を含む。）及び学生が所属する学内の団体とする。

(表彰基準)

第4条 表彰は、学生憲章に照らし、次の各号のいずれかに該当し、引き続き活躍が期待できる場合に行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に優秀な成果を収め、かつ、学外で高い評価を得るなど他の学生の模範になると認められた場合
- (2) 課外活動等において、その成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動等の振興に功績があったと認められた場合
- (3) 社会活動等において、特に顕著な功績があり、本学の名誉を著しく高めたと認められた場合
- (4) その他前各号と同等以上の評価を得たと認められた場合

2 前項の該当基準は、別表のとおりとする。

(表彰対象者の推薦)

第5条 副学長、各学部長、各研究科長、各課外活動サークルの顧問教員等は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認める者又は団体等を学長に推薦することができる。

(表彰者の選考及び決定)

第6条 学長は、前条の規定に基づき推薦された者又は団体等について、学生生活委員会の議を経て選考の上、表彰される者又は団体等（以下「表彰者」という。）を決定する。

(優秀賞等)

第7条 学長は、表彰者の中で、極めて顕著な成果等を認めた表彰者について、優秀賞等を授与することができる。

2 前項の優秀賞等の種類は、最優秀賞、優秀賞、準優秀賞とする。

3 学長は、第1項の授与にあたり、第8条の選考委員会の審査を経て、受賞者及び受賞団体（以下「受賞者」という。）を決定し、表彰を行うものとする。

4 受賞者候補者については、本学の第1年次から第4年次（医・歯・獣医学科は第6年次）までの学部学生（外国人留学生を含む。）及び学部学生が所属する学内の団体のみとする。

5 学生生活委員会は、前条で表彰者候補者を選考する際に、表彰者候補者の中から受賞者候補者を選考し、次条の選考委員会に推薦するものとする。

6 学長は、決定した受賞者について、教育研究評議会へ報告するものとする。

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学外有識者 若干名
- (4) 選考委員会が指名する学生 若干名

2 選考委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

4 受賞者候補者となった学生は、第1項第4号の委員になることはできない。

5 選考委員会は、受賞者候補者が行うプレゼンテーション等の方法により選考を行い、受賞者を決定するものとする。この場合において、1名を最優秀賞、1名を優秀賞、他を準優秀賞とする。

6 前項の規定にかかわらず、選考委員会の判断により、最優秀賞、優秀賞、準優秀賞の全部又は一部について、受賞者なしとすることができる。

7 選考委員会は、選考に当たり、必要に応じて投票によることができる。

8 選考は、原則として学内に公開して実施するものとする。ただし、審査はこの限りではない。

(表彰内容)

第9条 学長は、最優秀賞受賞者に表彰状並びに副賞として桶及び奨学金を授与するとともに、その栄誉を称え、大学歴史資料展示室(附属図書館内)に受賞者の氏名を刻印したプレートを設置する。

2 学長は、優秀賞受賞者に表彰状及び副賞として奨学金を授与するとともに、その栄誉を称え、大学歴史資料展示室(附属図書館内)に受賞者の氏名を刻印したプレートを設置する。準優秀賞受賞者には、表彰状及び副賞として奨学金を授与する。

3 学長は、受賞者以外の表彰者に表彰状を授与する。

(表彰の取消し)

第10条 学長は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、教育研究評議会の議を経て、表彰を取り消すことができる。

- (1) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。
- (2) その他受賞者としての適格を欠くに至ったとき。

(副賞の返還等)

第11条 学長は、前条の規定により表彰を取り消したときは、既に授与した副賞の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合、氏名を刻印したプレートは撤去するものとする。

(他の表彰との重複)

第12条 他の表彰の受賞者が本表彰の表彰者となることは妨げない。

(事務)

第13条 表彰に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成29年9月28日から施行する。
- 2 鹿児島大学進取の精神学生表彰要項(平成23年11月24日学長裁定)は廃止する。

別表(第4条関係)

表彰の基準

1 細則第4条第1号に該当するもの

- (1) 国際的規模の学会又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
- (2) 学会誌等に掲載され、特に高い評価を受けたもの
- (3) その他これらに準ずる学会等において高い評価を受けたもの

2 細則第4条第2号に該当するもの

- (1) 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展又は出演し、優れた成績を収めたものや高い評価を得たもの
- (2) 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、最も優れた成績又は最も高い評価を収めたもの及びこれらに準ずるもの
- (3) 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、入賞及びこれに準ずるもの
- (4) ブロック規模(九州地区及び九州地区を含む複数の地区が合同で行う大会)の競技会等において、最も優れた成績又は最も高い評価を収めたもの及びこれらに準ずるもの

3 細則第4条第3号に該当するもの

- (1) 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けたもの
- (2) 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けたもの
- (3) その他これらに準ずる功績等で、特に高い評価を受けたもの
- (4) 人命救助、災害救助等に貢献したもの

4 細則第4条第4号に該当するもの

- (1) その他前各号に掲げる場合以外において、特に優れた業績、功績等があったもの

21 鹿児島大学稲盛賞規則

平成16年4月1日
規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、稲盛和夫氏の寄附により設置する鹿児島大学稲盛賞（以下「稲盛賞」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受賞の対象者)

第2条 稲盛賞の対象者は、鹿児島大学（以下「本学」という。）に在学し、次の各号の一に該当する学部学生とする。

- (1) 学業に専念し成績優秀で品行方正な最終年次の者
- (2) 社会の期待にこたえるような業績を挙げた者
- (3) その他前2号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

2 前項第2号及び第3号については大学院生を含めるものとする。

(受賞候補者の推薦)

第3条 各学部長はそれぞれの学部から受賞候補者を、毎年、所定の期日までに、学長へ推薦するものとする。

2 前条第1項第2号及び第3号に該当する大学院生については、各研究科長が受賞候補者を、毎年、所定の期日までに、学長へ推薦するものとする。

(受賞予定者の選考)

第4条 受賞予定者の選考は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会の議を経て学長が行い、受賞予定者について氏名等を公示するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、毎年3月に行う。

(基金の運用期限)

第7条 稲盛賞の運用期限は、原資が存続する期間とする。

(受賞決定の取り消し)

第8条 受賞予定者が、本学の理念等に反する行為を行った場合には、受賞決定を取り消すことがある。

(事務)

第9条 稲盛賞に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

22 鹿児島大学工業倶楽部賞規則

平成17年12月20日
規則第96号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学（以下「本法人」という。）が社団法人鹿児島県工業倶楽部（以下「工業倶楽部」という。）との包括連携協力協定の目的に基づき設置する鹿児島大学工業倶楽部賞（以下「工業倶楽部賞」という。）に関し、必要な事項を定める。

(受賞の対象者)

第2条 工業倶楽部賞の対象者は、鹿児島大学大学院の研究科に在学する最終年次の者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 鹿児島県地域産業の発展に貢献する優秀な研究業績を挙げた者
- (2) その他前号と同等以上の研究、行為等を行い、表彰に値すると認められる者

(受賞候補者の推薦)

第3条 各研究科長は、それぞれの研究科から受賞候補者を、毎年、所定の期日までに、学長へ推薦するものとする。

(受賞予定者の決定)

第4条 受賞予定者の決定は、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会の議を経て学長が行い、受賞予定者について氏名等を公示するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、毎年3月に行う。

(表彰実施期限)

第7条 工業倶楽部賞の表彰実施期限は、工業倶楽部と本法人との包括連携協力協定の有効期間満了日までとする。

(受賞決定の取消し)

第8条 受賞予定者が、県産業の発展を阻害する行為又は本法人の理念等に反する行為を行った場合には、受賞決定を取り消すことがある。

(事務)

第9条 工業倶楽部賞に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年12月20日から施行する。

23 鹿児島大学商工会議所会頭賞規則

平成30年12月20日

規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学（以下「本法人」という。）が鹿児島商工会議所（以下「商工会議所」という。）との包括連携協力協定の目的に基づき設置する鹿児島大学商工会議所会頭賞（以下「商工会議所会頭賞」という。）に関し、必要な事項を定める。

(受賞の対象者)

第2条 商工会議所会頭賞の対象者は、鹿児島大学の学部在学する最終年次の者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 地域の活性化に繋がる優れた取組を行った者
- (2) 鹿児島県内自治体や企業などと連携し、優れた地域貢献活動を行った者
- (3) その他前2号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(受賞候補者の推薦)

第3条 各学部長にあってはそれぞれの学部、南九州・南西諸島域共創機構長にあっては全ての学部から受賞候補者を、毎年、所定の期日までに、学長へ推薦するものとする。

(受賞予定者の決定)

第4条 受賞予定者の決定は、商工会議所の意見を踏まえ、国立大学法人鹿児島大学学生生活委員会の議を経て学長が行い、受賞予定者について氏名等を公示するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として、毎年3月に行う。

(表彰実施期限)

第7条 商工会議所会頭賞の表彰実施期限は、商工会議所と本法人との包括連携協力協定の有効期間満了日までとする。

(受賞決定の取消し)

第8条 受賞予定者が、地域産業の発展を阻害する行為又は商工会議所及び本法人の理念等に反する行為を行った場合には、受賞決定を取り消すことがある。

(事務)

第9条 商工会議所会頭賞に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、表彰等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年12月20日から施行する。

24 鹿児島大学学生懲戒規則

平成19年3月27日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第60条及び鹿児島大学大学院学則（平成16年規則第87号。以下「大学院学則」という。）第46条に基づき、学生の懲戒に関し適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(定義等)

第3条 この規則において「学生」とは、正規学生、研究生、科目等履修生、外国人留学生及び法務学修生をいう。

2 特別聴講学生及び特別研究学生については、所属大学等と連絡等を取りながら対応することとする。

(懲戒の種類等)

第4条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 懲戒退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、学則第34条第2項及び大学院学則第31条第1項第1号に規定する再入学は認めない。
 - (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止する。
 - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- 2 前項第2号の停学の期間は、有期にあっては6か月以下、無期にあっては6か月を超えるものとし、在学期間を含め、修業年限には含まないものとする。ただし、3か月未満の短期の場合には、修業年限に含めることができる。
- 3 前項の停学の期間には、学則第25条第1項に規定する休業日を含むものとする。

(懲戒の発議)

第5条 懲戒の対象となり得る行為を行った学生の所属する学部の長（以下「関係学部長」という。）は、当該行為を確認したときは、速やかに学長が指名する理事に報告する。

- 2 関係学部長は、学長が指名する理事と協議し、懲戒の対象となり得ると判断した場合は、教授会に調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、その事実認定、懲戒の要否及び内容について調査検討を行う。この場合において、懲戒の対象とならないと判断したときは、関係学部長に報告し、関係学部長は、学長が指名する理事に報告するものとする。
- 4 懲戒の対象となり得る行為が、複数の学部にも所属する学生によって引き起こされた場合は、合同の調査委員会を設置することができる。ただし、合同の調査委員会を設置しない場合は、各調査委員会は、事実関係の調査及び審議に際し、相互に連絡し、調整するものとする。
- 5 懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒の要否及び内容の判断は、各学部の責任において行う。

(弁明)

第6条 前条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束等の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。

- 2 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 関係学部長は、調査委員会から懲戒が相当であるとの検討結果を受けた場合は、教授会に付議し、懲戒の内容を審議する。

- 2 関係学部長は、懲戒の内容を審議した結果を、学長に上申する。
- 3 学長は、関係学部長からの上申を受け、学生生活委員会に諮問する。
- 4 学生生活委員会は、審議結果を学長に答申する。
- 5 学長は、学生生活委員会からの答申を教育研究評議会に付議する。
- 6 学長は、教育研究評議会の審議結果を受け、懲戒処分を行う。

(ハラスメント事案)

第7条の2 ハラスメント事案については、国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則（平成16年規則第62号）第9条に基づき設置されるハラスメント調査委員会で調査後、学長が懲戒が必要と判断した場合は、教授会に付議し、前条第2項から第6項までの手続きを経て、懲戒処分を行う。

(懲戒処分の通知及び効力発生日)

第8条 学長が懲戒処分を決定した場合は、学生に対し、文書により通知する。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を、関係学部長から学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。
- 3 懲戒処分の効力発生日は、当該学生に前項の交付等が行われた日とする。ただし、停学の期間の起算日は交付等が行われた日の翌日とし、計算は暦日による。
- 4 関係学部長は、第2項の通知を行ったときは、原則として当該学生の保護者又は保証人にその旨を通知する。

(学生に対する教育指導)

第8条の2 関係学部長は、停学の処分（1か月未満を除く。）を受けた学生について、停学の期間中、定期的な面接等必要な教育指導を行うものとする。

- 2 関係学部長は、前項の規定により実施した教育指導の内容について、当該学生の停学期間終了後、速やかに学長に報告するものとする。

(告示)

第9条 学長は、懲戒処分を行った場合は、一般学生に周知するために懲戒の内容を告示する。ただし、当該学生の所属及び氏名は明記しないものとする。

(懲戒に関する記録)

第10条 関係学部長は、懲戒処分が行われた場合は、学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等には、懲戒の有無、その内容等を記載しないものとする。

-
- (無期停学の解除)
- 第11条 関係学部長は、無期停学処分を受けた学生について、当該処分の開始日から6か月を経過した後に、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を上申することができる。
- 2 学長は、関係学部長からの上申を受け、学生生活委員会に諮問し、その答申について教育研究評議会で審議の上、無期停学の解除を行う。
- 3 学長が無期停学の解除を決定した場合は、学生に対し、文書により通知する。
- 4 無期停学の解除の通知及び効力発生日については、第8条第2項及び第3項を準用する。
- (退学の申出の取扱い)
- 第12条 関係学部長は、懲戒対象行為を既に確認している場合には、懲戒処分の通知を行うまで当該学生からの退学の申出を受理しないものとする。
- 2 関係学部長は、懲戒処分の通知を行った後に当該学生から退学の申出があった場合には、これを受理し、教授会の議を経て、学長に上申することができる。
- (休学の申出の取扱い)
- 第12条の2 関係学部長は、懲戒対象行為を既に確認している場合には、懲戒処分の通知を行うまで当該学生からの休学の申出を受理しないものとする。
- 2 関係学部長は、停学中の学生から当該停学期間を含む休学の申出があった場合は、これを受理しないものとする。
- 3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じる場合は、当該学生の停学期間の起算日以降の休学許可を取り消すものとする。
- (再審査)
- 第13条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分の効力発生日から14日以内に、文書により学長に再審査を請求することができる。
- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、学生生活委員会に諮問する。
- 3 学生生活委員会は、審議結果を学長に答申する。
- 4 学長は、前項の答申を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、懲戒処分の取り消し又は改めて懲戒処分を行う。
- (逮捕・勾留時の取扱い)
- 第14条 学生が逮捕・勾留され、大学として本人に接見することができない場合であっても本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し懲戒処分を行うことができる。
- 2 前項と同様に大学として本人に接見することができない場合で、本人が罪状を否認している場合においても、大学として懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、開始することが妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。
- (読替)
- 第15条 この規則の大学院学生への適用にあたっては、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科教授会」に読み替えるものとする。
- 2 第4条第2項に規定する「在学期間」の大学院学生への適用にあたっては、「在学年限」に読み替えるものとする。
- (雑則)
- 第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施にあたって必要な事項は別に定める。
- 附 則
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に第5条第2項の調査委員会を設置した事案については、なお従前の例による。

学生懲戒処分等に関する申合せ

平成19年4月1日
学生生活委員会
平成20年9月8日一部改正
平成20年10月1日 実 施
平成22年3月8日一部改正
平成22年4月1日 実 施
平成28年2月18日一部改正
平成28年4月1日 実 施

(目的)

第1 この申合せは、鹿児島大学学生懲戒規則（平成19年規則第52号。以下「規則」という。）第16条に基づき、処分の適正な実施について、必要な事項を定める。

(懲戒処分等の指針)

第2 懲戒処分等の指針については、別表のとおりとする。ただし、個々の事案の事情に即し、懲戒処分等の種類を加重軽減することができる。

(懲戒対象行為以外の学生としてあるまじき行為への嚴重注意)

第3 学生が懲戒対象行為以外の行為で学生としてあるまじき行為をした場合において、関係学部長は、嚴重注意を行うものとする。

附 記

- この申合せは、平成28年4月1日から実施する。
- この申合せの実施日前に規則第5条第2項の調査委員会を設置した事案については、なお従前の例による。

附 記

- この申合せは、令和元年12月1日から実施する。
- この申合せの実施日前に規則第5条第2項の調査委員会を設置した事案については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

懲戒処分等の指針

区分	行 為 の 内 容	懲戒処分等の種類
犯 罪 行 為	・殺人、強盗、強姦、放火、身代金誘拐等の凶悪な犯罪行為又はこれらの犯罪未遂行為を行った場合	懲戒退学
	・傷害、窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、過失致死、過失傷害等の犯罪行為を行った場合	懲戒退学又は停学
	・強制わいせつ、痴漢、のぞき見、盗撮行為等の犯罪行為を行った場合	懲戒退学又は停学
	・賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為を行った場合	停学
	・ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合	懲戒退学又は停学
	・薬物犯罪（薬物の使用、薬物の売買又はその仲介等）を行った場合	懲戒退学又は停学
	・コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用を行った場合	懲戒退学又は停学
交 通 事 故 等	・飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、無免許運転、大幅な制限速度超過違反（制限速度30キロ以上の超過）等の悪質な運転による死亡事故又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	懲戒退学
	・ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な運転による人身事故を伴う交通事故を起こした場合	懲戒退学又は停学
	・飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学
	・前方不注意等の相当な過失により死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	・前方不注意等の相当な過失により上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は訓告
	・物損事故等の事故・違反の場合	嚴重注意
	＊上記以外の反則金に該当する道路交通法違反については、懲戒処分の対象としない。	
飲 酒 行 為	・イッキ飲み等により未成年者、飲めない者等に飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	懲戒退学又は停学
	・未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	停学
	・未成年者が飲酒した場合	停学、訓告又は嚴重注意
	・上記以外の飲酒行為により被害を生じさせた場合	停学
非 違 行 為	・本学の財物に対し、著しく物的損傷を与えた場合	懲戒退学又は停学
	・ハラスメント行為を行った場合	懲戒退学、停学又は訓告
	・コンピュータ又はネットワークの不適切な使用を行った場合	停学、訓告又は嚴重注意
	・上記以外の非違行為	停学、訓告又は嚴重注意
試 験 等 不 正 行 為	・本学が実施する試験等における極めて悪質な不正行為（替え玉受験、試験問題の不正入手等）	懲戒退学又は停学
	・本学が実施する試験等における上記以外の不正行為（ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等）	停学
	・本学が実施する試験等における不正行為の教唆又はほう助行為を行った場合	懲戒退学、停学、訓告又は嚴重注意
	・本学が実施する試験等において、試験監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告又は嚴重注意

鹿児島大学学生団体の処分に関する申合せ

(目的)

第1 この申合せは、鹿児島大学学生規則（平成16年規則第116号。以下「学生規則」という。）第17条及び第20条に基づき、学生団体の処分について、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この申合せにおいて「学生団体」とは、学生規則第9条第1項に基づき、学長の許可を得た団体をいう。

(処分の種類)

第3 処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 解散
- (2) 活動停止（有期又は無期）
- (3) 嚴重注意

2 前項第2号の活動停止の期間は、有期にあつては6か月以下、無期にあつては6か月を超えるものとする。

(処分対象となる行為)

第4 処分対象となる学生団体の行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- (2) 学内外における犯罪行為
- (3) 人権を著しく侵害する行為
- (4) 学則その他本学の諸規則に違反する行為
- (5) その他前各号以外の非違行為

2 学生団体に所属する学生の行為が、学生懲戒処分に関する申合せ（平成19年4月1日学生生活委員会）の懲戒処分等の指針に定める行為に該当し、発生原因等に当該学生団体が相当関与していると認められる場合は、当該学生団体も処分することがある。

(処分の発議)

第5 学生団体を所管する学長補佐（学生生活担当）は、学生団体の処分対象となる行為を確認したときは、速やかに学長が指名する理事（以下「担当理事」という。）に報告する。

2 学長補佐（学生生活担当）は、担当理事と協議し、処分の対象となり得ると判断した場合は、直ちに調査委員会を設置する。

3 調査委員会は、その事実認定、処分の要否及び内容について調査検討を行い、担当理事に報告するものとする。

(処分の決定)

第6 担当理事は、調査委員会から処分が相当であるとの審議結果を受けた場合は、その審議結果を学長に上申する。

2 学長は、担当理事からの上申を受け、原則として学生生活委員会に諮問する。ただし、学長が学生生活委員会での審議は不要と判断した場合は、学生生活委員会への諮問を省くことができる。

3 学生生活委員会は、審議結果を学長に答申する。

4 学長は、学生生活委員会からの審議結果を受け、処分を決定する。

(処分の通知等)

第7 学長が処分を決定した場合は、当該団体に対し、文書により通知する。

2 処分の通知は、処分理由を記載した処分書を、担当理事から当該学生団体の責任者及び顧問教員に交付することにより行う。

(活動停止中の禁止事項)

第8 活動停止中の学生団体には、以下の事項を認めないものとする。

- (1) 課外活動用物品の貸与
- (2) 本学施設（講義棟・課外活動施設・体育施設等）の使用
- (3) 集会、学内諸活動
- (4) ポスター掲示、立看板の設置
- (5) 大学名を冠しての学外での活動
- (6) 学生団体名を用いたコンピューターネットワーク等での情報発信活動

(活動停止中の指導等)

第9 顧問教員は活動停止中の学生団体に対し、定期的に面接等により教育上の指導を行うものとする。

(告示)

第10 学長は団体の処分を行った場合は、一般学生に周知するために処分の内容を告示する。ただし、当該団体名は明記しないものとする。

(無期活動停止の解除)

第11 無期活動停止の解除は、顧問教員の申出により学生生活委員会での審議結果を受け、学長が決定する。

2 学生生活委員会での審議は、原則として無期活動停止の発効日から起算して6月を経過した後で、処分行為に対する当該学生団体の組織としての反省及び再発防止に向けた規律遵守への意識向上等が認められる場合に行うものとする。

(再審査)

第12 処分を受けた団体の責任者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、処分の交付日から14日以内に、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、学生生活委員会に諮問する。

3 学生生活委員会は、審議結果を学長に答申する。

4 学長は、学生生活委員会からの審議結果に基づき、処分の取り消し又は改めて処分を行う。

25 鹿児島大学における学籍簿管理に関する要項

平成27年7月14日

学長裁定

(目的)

第1 この要項は、鹿児島大学の学生に関する教育上必要な情報を管理するため、学籍簿に記載する事項等について定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において「学生」とは、学位取得を目的として、学部・研究科に在籍する者をいう。

(記載事項)

第3 学籍簿に記載する事項は次のとおりとし、様式は個人学籍簿（別記様式第1号）のとおりとする。

- (1) 学籍番号
- (2) 国籍（外国人学生のみ）
- (3) 本籍地
- (4) 所属
- (5) 氏名（フリガナ及びローマ字を含む。）
- (6) 旧姓・通称名（フリガナ及びローマ字を含む。）
- (7) 生年月日
- (8) 性別
- (9) 現住所
- (10) 電話番号・携帯電話番号
- (11) e-mail
- (12) 保証人氏名、続柄、電話番号及び現住所
- (13) 入学前歴
- (14) 入学後学歴（入試区分及び進級状況）
- (15) 所属講座（所属ゼミ）
- (16) 指導教員・ゼミ担当教員
- (17) 論文題目（論文テーマ）
- (18) 取得資格等
- (19) 進路
- (20) 特記事項（賞罰等）
- (21) 奨学金貸与状況（奨学金名称、奨学金月額、奨学金番号及び採用年月～受給終了年月）
- (22) 授業料免除状況（年度ごと及び前期・後期ごとの免除額）
- (23) 異動履歴（休学、留学、退学、除籍等）

2 学籍簿に記載する事項のうち、前項第3号、第5号、第7号及び第8号の事項は、戸籍の記載のとおりとする。

(学籍簿の管理)

第4 学籍簿の管理は、各学部又は各研究科（以下「学部等」という。）において行う。

2 学籍簿は、電子媒体で管理する。ただし、学務情報システム運用前の学籍簿については紙媒体で管理する。

3 学籍簿は常用とする。

(記載する氏名)

第5 学籍簿に記載する氏名は、入学手続き類によるものとする。なお、入学手続き類の氏名は、戸籍の記載により記入するものとする。

2 外国人学生の学籍簿に記載する氏名は、住民票又は在留カード等により確認の上、出身国で使用している順序によりローマ字（漢字使用国のものは漢字）表記とする。

3 学生証、各種証明書、学生名簿、学内各種電算システム及び学位記に記載する氏名は、学籍簿によるものとする。

(学籍簿の変更)

第6 第3第1項第2号、第3号、第5号及び第8号に定める記載内容を変更した場合は、学生本人が学籍簿変更届（別記様式第2号）に公的証明書を添付し、学長に届け出なければならない。

2 第5第1項の規定にかかわらず、戸籍と異なる旧姓又は通称名（以下「旧姓等」という。）の使用及び別性の使用等の申し出があった場合は、学生からの申請に基づき、関係委員会等で審議の上、社会通念上、妥当と認められる場合にのみ、変更できるものとする。

3 第3第1項第5号の氏名（ローマ字のみ）及び第9号から第12号までの記載内容に変更があった場合は、学生本人が指定の電算システムに入力する。

(旧姓等の使用)

第7 第5第3項の規定にかかわらず、入学時又は在学中に旧姓等使用の申し出がある場合は、旧姓・通称名使用願（別記様式第3号）により、学長に申請しなければならない。なお、未成年者は、保護者の同意を得ることとする。

2 学長は、学生の所属する学部等の教務委員会等に申請内容の審査を付託し、その意見を踏まえて、旧姓・通称名使用許可書（別記様式第4号）により許可する。

3 旧姓等の使用できる事項は、学生証、在学中の各種証明書、学生名簿、学内各種電算システムとする。ただし、卒業・修了証明書及び学位記並びに各種国家試験及び教員免許状申請のための証明書は、旧姓等を使用することはできない。

-
- 4 旧姓等の使用に際し、認められた旧姓等と戸籍の記載との相違の説明については、当該学生の自己責任において行うものとする。
 - 5 認められた旧姓等を戸籍記載の氏名に戻す場合は、旧姓・通称名使用取下げ届（別記様式第5号）を、学長に提出しなければならない。（別性の使用）
- 第8 第3第2項の規定にかかわらず、入学時又は在学中に別性の使用の申し出がある場合は、別性使用願（別記様式第6号）に医師の診断書を添付し、学長に申請しなければならない。なお、未成年者は保護者の同意を得ることとする。
- 2 学長は、別性使用の審査については第7第2項を準用し、別性使用許可書（別記様式第7号）により許可する。
 - 3 別性の使用できる事項は、第7第3項に定めるもののうち、性別の表記があるものについて準用する。
 - 4 別性の使用に際し、認められた性別と戸籍の記載との相違の説明については、当該学生の自己責任において行うものとする。
 - 5 認められた性別を戸籍記載の性別に戻す場合は、別性使用取下げ届（別記様式第8号）を、学長に提出しなければならない。（本籍地の取扱い）
- 第9 本籍地（都道府県名）は、学生本人が指定の電算システムに入力するものとし、特に法令等による添付又は確認を要する場合を除き、学生から戸籍抄本等の提出は求めないものとする。
- 2 外国人学生については、国籍を本籍として取扱うものとする。
- 附 則
- 1 この要項は、平成27年7月14日から実施する。
 - 2 学生の通称名使用に関する取扱いについて（平成27年5月18日学長裁定）は廃止する。
- 附 則
- この要項は、令和元年7月10日から実施する。

○ 鹿児島大学学友会

学 友 会 会 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は鹿児島大学学友会と称し、本会の事務所を鹿児島大学（以下「本学」という。）内に置く。

（目的）

第2条 本会は本学における学生の自主活動のための組織である。豊かな人間的教養と社会的教養の育成を期する学生の文化及び体育活動の発展を実現し、会員相互の親睦と自治の精神の涵養を図ることを目的とする。

（会員）

第3条 本会は次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 本学学部学生とする。
- (2) 特別会員 本学教職員とする。

（機関）

第4条 本会に次に掲げる機関を置く。

- (1) 文化系サークル連合会（以下「文連」という。）
- (2) 音楽系サークル連合会（以下「音連」という。）
- (3) 体育系サークル連合会（以下「体連」という。）

第2章 役 員

（役員）

第5条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名 本学学長とする。
- (2) 副会長 2名 本学副学長（教育担当）及び各学部長の互選により選出された者1名とする。
- (3) 運営協議会委員 12名 その内訳を次のとおりとする。
 - イ 副会長のうち1名
 - ロ 評議員の中から会長が指名した者1名
 - ハ 学生生活委員会委員の中から会長が指名した者1名
 - ニ 顧問教員の中から会長が指名した者3名
 - ホ 第5号イに定める総務部長
 - ヘ 第5号に定める総務の中から選出された者5名
- (4) 代議員 正会員37名 その内訳を次のとおりとする。
 - イ サークル代議員 29名
 - ロ 学部代議員 8名
- (5) 総務 正会員8名 その内訳を次のとおりとする。
 - イ 総務部長 1名
 - ロ 総務 7名

-
- (6) 予算委員 正会員7名
イ 文連、音連、体連から選出された者5名
ロ 総務代表2名、ただし、総務部長と会計係とする。
- (7) 監査委員 5名 その内訳を次のとおりとする。
イ 代議員より4名
ロ 特別会員より1名

(役員の役割)

第6条 本会の役員は次の会務を処理する。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行し、また、運営協議会及びサークル顧問教員会議の座長を務める。
- (3) 運営協議会委員は運営協議会を構成し、必要に応じ本会の運営全般に関して協議する。
- (4) 代議員は代議員会を構成し、その運営は第9条に定めるところによる。
- (5) 総務は総務部を構成し、その運営は第10条並びに学友会総務部運営規則に定めるところによる。
- (6) 予算委員は予算委員会を構成し、その運営は学友会予算委員会運営規則に定めるところによる。
- (7) 監査委員は会計監査委員会を構成し、その運営は学友会会計監査委員会規則に定めるところによる。
- (選挙)

第7条 第5条第4号から第7号に定める本会役員の選挙は原則として毎年11月に行い、その任期は翌年1月1日から1年とし、再任を妨げない。

2 本会役員の選挙に関する手続は別に規則（「学友会役員選挙規則」）をもってこれを定める。

第3章 役員会

(運営協議会)

第8条 運営協議会は本会の運営全般に関する重要事項を協議する機関とする。

2 運営協議会は会長が必要に応じて招集し、副会長が座長となる。

(代議員会)

第9条 代議員会は本会正会員の意思を決定する最高決議機関とする。

2 代議員会は次の場合、総務部長がこれを招集する。

- (1) 定例 1期1回（毎期初め）
- (2) 臨時 総務部の要求があったとき、並びに代議員の5分の1以上の要求があったとき
- 3 代議員会の開催は少なくとも3日前までに期日・場所及び議題が公示されなければならない。
- 4 代議員会は学内において公開とする。ただし、傍聴者の発言は代議員会の承認を必要とする。
- 5 代議員会はその第1回定例会において議長1名、副議長2名を選出する。ただし、1名は書記を兼ねる。議長団は代議員会の運営並びに総務部との連絡調整に当たる。
- 6 代議員会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、会則改廃の場合には、出席者の3分の2以上の同意を要し、会長と副会長の承認を得なければならない。
- 7 代議委員会は、新加入サークルの同好会としての承認又は同好会の部昇格に関して文連・音連・体連の申請を受け、その内容を審議し、その議決は出席者の3分の2以上の同意を要する。
- 8 廃部に関しては前項に準ずる。

(総務部)

第10条 総務部は本会の執行機関であり、次の事項を担当する。

- (1) 本会の予算の執行に関する事項
- (2) 運営協議会の委員として、総務部長及び総務5名を選出する。
- (3) その他本会全体に関する事項

第4章 文化系サークル連合会、音楽系サークル連合会及び体育系サークル連合会

(文連・音連・体連)

第11条 第4条に定める機関は、第2条の目的を達成するために、各々以下の事業を自主的に運営する。

- (1) 文連 文化系サークルの自治活動の統轄並びに文化行事の企画・運営
- (2) 音連 音楽系サークルの自治活動の統轄並びに音楽行事の企画・運営
- (3) 体連 体育系サークルの自治活動の統轄並びに体育行事の企画・運営

2 前項に規定する機関に係る規約は、別に定める。

(加盟承認等)

第12条 本会の予算支出を求めるサークルは文連、音連、体連のいずれかに加盟しなければならない。

2 文連、音連、体連の各機関へサークルが同好会として加盟する時、同好会から部へ昇格する時並びにサークルを廃部する時は、当該機関の議を経て、代議員会の承認を得なければならない。

3 前項に規定する加盟承認等に係る規約は、別に定める。

(顧問、主将等)

第13条 各サークルに顧問、主将、その他を置く。

2 主将はサークルを代表し、主将会議を構成する。ただし、委任代理を妨げない。

(主将会議)

第14条 主将会議は各サークル間及び総務部との連絡並びに各サークル発展に関する全事項を協議し、必要に応じて総務部長がこれを招集する。

2 主将会議の協議事項を総務部は総務会で審議しなければならない。当該審議事項は必要がある場合、代議員会に諮ることができる。

第5章 サークル顧問教員

(顧問教員)

第15条 会長は、各サークルが推薦する教員に顧問を委嘱する。任期は4月1日から1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 各サークルは顧問を3月中に推薦する。

3 各サークルの顧問教員は、当該サークル(員)の相談に応じる。

4 サークルの顧問教員は、運営協議会委員として代表3名が加わる。

(サークル顧問教員会議)

第16条 サークルの顧問教員でサークル顧問教員会議を構成し、本会の運営に関する意見を集約する。

2 サークル顧問教員会議は副会長が必要に応じて招集し、座長となる。

第6章 事務職員

(事務職員)

第17条 本会総務部に事務職員若干名を置くことができる。

2 会長は本学事務職員に本会の事務の一部を委嘱することができる。

3 第1項に掲げる学友会事務職員の就労条件等については、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員と同等の内容とし、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則並びに国立大学法人鹿児島大学非常勤職員給与規則を準用する。

第7章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、入会費、会費、新聞費、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会費及び徴収方法)

第19条 本会の会費及びその徴収方法を次のとおり定める。

(1) 正会員は、入会費を1,600円とし、会費を年額3,400円、新聞費を年額400円、大学祭費を年額800円とする。

(2) 正会員の入会費、会費、新聞費及び大学祭費は入学時20,000円を徴収する。

[* 1,600円 + (3,400円 + 400円 + 800円) × 4]

ただし、医学部医学科、歯学部、農学部獣医学科の学生は、入学時29,200円を徴収する。

[* 1,600円 + (3,400円 + 400円 + 800円) × 6]

(3) 他大学より編入、学士入学した者に関しては、その修学年数に応じて徴収する。

(4) 特別会員の会費は月額300円とし毎月徴収する。

(5) 会長は特別な事情があると認めた者に対して会費の減免又は分納を認めることができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第21条 本会の予算は予算委員会によって立案され、代議員会で決議される。その時期は毎年3月とする。

(会計報告)

第22条 各サークルは毎会計年度末並びに総務部の要求があったときは所定の様式に従い、会計報告を総務部に提出しなければならない。

(会計監査)

第23条 総務部は会全体の収支決算を4月中に作成し、会計監査委員会の監査並びに代議員会の監査を経て、速やかに会長の承認を得るものとする。

附 則

1 この会則は平成15年4月1日から施行する。

2 鹿児島大学学友会会則(昭和25年4月1日制定)は廃止する。

(準備行為)

3 この会則の施行の後、最初に選出される代議員、総務、予算委員、監査委員の選出、その他この会則を施行するため必要な準備行為は、この会則の施行前においても行うことができる。

附 則

この会則は、平成27年10月19日から施行する。

学友会総務部運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は会則第6条第5号に基づき総務部の基本運営に関し規定する。

(運営等)

第2条 総務部は本会会則と代議員会に対して責任を有し、その運営は総務会の協議に従ってなされる。

(議決)

第3条 総務会は総務の過半数の出席で成立し出席者の過半数の同意で議を決する。

(構成)

第4条 総務部は次のように構成する。

(1) 総務部長 総務部の調整運営に当たるとともに、総務会の議長を務める。更に総務部長は執行不能と認める総務に代議員会の承認を得て辞任を勧告することができる。

(2) 総務 次の各係を1名以上選任し、それぞれ下記の事項を担当する。

イ 庶務係 本会内の諸件に関する連絡、調整、企画、研究

ロ 会計係 予算の出納に関する事項

ハ 渉外 本会の対外折衝

(予算支出)

第5条 予算の支出は原則として毎期2回とする。

2 予算の支出に際しては会費の納入状況に基づき総務会において払い出しの比率を決定し(原則として各サークル一律)、会計係、総務部長を経て支出する。

(予備費)

第6条 予備費の支出は総務会の決定に基づいて行う。

(特別支出等)

第7条 予想されない特別な支出を行うとき又は払い出し比率を変更するときは、代議員会の承認(やむを得ない場合は事後承認)を要する。

(払い出しの停止)

第8条 サークルの運営に関して、文連・音連・体連の各機関で不適当と認められた場合、各機関の代表者は払い出しの停止を総務部に要請することができる。この要請に基づき、総務部は払い出しの停止を行う。ただし、代議員会の承認を要する。

(現金の出納)

第9条 現金の出納は別に定める経理規定による。総務会計係は払い出し決定より1週間後各サークルの受領状況を総務会に報告する。

(使途報告)

第10条 各サークルは、使途明細書を、現金受領後指定された期日までに所定の形式で、払い込み先の領収書を添えて総務部に提出する。これを怠った場合には、総務部は次回の払い出しを停止することができる。

(予算の未払い)

第11条 会計年度が更新したとき、なお予算の未払いがあるときは、第5条第2項の規定を準用する。

2 前項のとき、なお残額ある場合又は別に繰越金が発生した場合、これを翌年度の会計に繰り入れる。

附 則

1 この規則は平成15年4月1日から施行する。

2 学友会総務部運営規則(昭和25年4月1日制定)は廃止する。

学友会予算委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は会則第6条第6号に基づき本会の運営に関し規定する。

(委員)

第2条 予算委員の選出は次のとおりとする。

(1) 文連・音連・体連の3機関から5名。

(2) 総務代表2名。ただし、総務部長と会計係とする。

(委員長)

第3条 予算委員会は委員の互選により正・副委員長各1名を置く。

(招集及び議決)

第4条 予算委員会は委員長が招集し委員の3分の2以上の出席で成立し、出席委員の3分の2以上の同意で議を決する。

(予算の立案)

第5条 予算委員会は本学学友会の予算の立案に際しては各サークル予算を参照し、前年度活動状況を考慮して行う。

2 予算委員会が指定する期日までにサークル予算案を提出しないサークルは、当年度の予算措置を辞退したものとみなす。

(その他)

第6条 予算委員会は必要に応じて審議事項に関係するサークル責任者に事情説明を求めることができる。

附 則

1 この規則は平成15年4月1日から施行する。

2 学友会予算委員会規則(昭和25年4月1日制定)は廃止する。

学友会会計監査委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は会則第6条第7号及び会則第23条に基づき本会の運営並びに決算の監査に関し規定する。

-
- (委員)
- 第2条 監査委員の選出は次のとおりとする。
- (1) 代議員会の互選による4名
 - (2) 特別会員から副会長が指名する者1名
- (委員長)
- 第3条 会計監査委員会は委員の互選により正・副委員長各1名を置く。
- (代議員会への報告)
- 第4条 会計監査委員会は総務部が代議員会に提出しようとしている収支決算の書類を調査し、代議員会にその意見を報告しなければならない。
- (会議の成立)
- 第5条 会計監査委員会は委員長が招集し、委員の過半数の出席で成立する。
- (議事の公開)
- 第6条 会計監査委員会の議事は原則として学内において公開とする。
- (総務部からの報告)
- 第7条 会計監査委員会は総務部に対し毎年1回以上本会の会計事務の運営に関し報告を求めることができる。
- (その他)
- 第8条 会計監査委員会は必要に応じ審議事項に関係のある者に事情説明を求めることができる。
- (兼務)
- 第9条 監査委員は総務を兼務することはできない。
- 附 則
- 1 この規則は平成15年4月1日から施行する。
 - 2 学友会会計監査委員会規則(昭和25年4月1日制定)は廃止する。

学友会役員選挙規則

第1章 総 則

- (趣旨)
- 第1条 本規則は会則第5条第4号から第7号に定める本会役員の選挙に関する手続を規定する。
- (選挙の管理)
- 第2条 選挙の管理は総務部で行う。
- (選挙の時期)
- 第3条 本会役員の選挙は原則として毎年11月に行う。ただし、予算委員、監査委員はこの限りではない。
- (選挙の公示)
- 第4条 総務部長は選挙の期日、場所を7日前までに公表しなければならない。
- 2 公示は各学部1カ所以上に掲示をもってしなければならない。ただし、各学部代議員の選挙の場合はそれぞれの学部1カ所をもって足りる。
- (選挙の順序)
- 第5条 選挙は最初に代議員の選挙を行う。

第2章 代 議 員

- (代議員の員数)
- 第6条 代議員は第7条及び第8条の選出方法により37名選出する。
- (サークル代議員の選出)
- 第7条 サークル代議員は文連12名、音連5名、体連12名を選出する。
- 2 文連、音連、体連の3機関は、総務部長から選挙の公示がなされると、速やかに代議員を選出しなければならない。
- (学部代議員の選出)
- 第8条 学部代議員は各学部1名ずつ選出する。
- 2 前項の選挙方法は、各学部11名の選挙人による無記名投票とする。
 - 3 選挙人は各学部別選出によるものとし、選出は総務部で行う。

第3章 総 務

- (総務の資格)
- 第9条 会則第5条第5号に定める総務は総務部長を除き、他は代議員でなければならない。
- (総務の選出)
- 第10条 総務の選挙は一括して次の方法によって行う。
- (1) 総務部長は代議員会で出席代議員の過半数の信任をもって選出する。過半数を得た者がいない場合は、上位2名により再選挙にて選出する。投票は単記無記名とする。
 - (2) 各学部から選出された学部代議員の互選による1名。候補者が1名の場合は学部代議員の過半数の信任で選び、候補者が2名以上の場合は選挙は単記無記名投票とする。
-

-
- (3) 文連・音連・体連からは文連2名、音連2名、体連2名を各機関の責任において選出する。
 - (4) 総務部長の選出を行った後、総務の選挙を行う。

第4章 予算委員・監査委員

(予算委員の選出)

第11条 予算委員は総務部長の指名に基づき文連・音連・体連より選出する。ただし、3機関より各1名以上選出されなければならない。

(監査委員の選出)

第12条 正会員の監査委員は毎年度第1回の定例代議員会で互選により選出する。この選挙は単記無記名投票とする。また、特別会員の監査委員は副会長の指名とする。

附 則

- 1 この規則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 学友会役員選挙規則（昭和25年4月1日制定）は廃止する。

学校関係法規（抄）

1 教育基本法

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援する
-

ために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健全な成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 学校教育法（抄）

第83条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとしてすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

第99条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、學術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

3 教育職員免許法（抄）

第1章 総 則

（免 許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第1項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第2章 免 許 状

（種 類）

第4条 免許状は普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

- 2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。
- 3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。
- 4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。
- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
 - 二 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
- 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
 - 一 小学校教諭にあっては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）
 - 二 中学校教諭にあっては、前項第一号に掲げる各教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
 - 三 高等学校教諭にあっては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の4第1項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

- 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授 与）

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第1から別表第2の2までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して

10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下第9条の2までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第1項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
 - 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 5 第7項で定める授与権者は、第3項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。
 - 一 短期大学士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者
 - 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 7 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。
（免許状の授与の手続等）

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第1の第3欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

別表第1（第5条、第5条の2関係）

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	
免許状の種類	所要資格	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考		
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。		
一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。		
二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。		
二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。		
四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの		
ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの		
六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。		
七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。		
八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。		

別表第2（第5条関係）

第一欄		第 二 欄	第 三 欄
免許状の種類	所要資格	基 礎 資 格	
		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	80
	一 種 免 許 状	イ 学士の学位を有すること。	56
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	12
		ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	22
	二 種 免 許 状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42
		ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	

備考		
一 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。		
二 専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。		
三 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したもののみなす。		
四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。		

4 教育職員免許法施行規則（抄）

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数														
	第二欄		第三欄						第四欄			第五欄		第六欄	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
右項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	思想	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	16					10				4			5	2	38
一種免許状	16					10				4			5	2	14
二種免許状	12					6				4			5	2	2

備考

1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は1単位以上を修得するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。

5 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

6 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第5号及び第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

7 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

8 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。 9 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第22項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 9の2 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許状別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもののにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第67条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 10 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。 11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。 12 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 13 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。 14 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。）。 イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目					
---	--	--	--	--	--

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第3条 免許状別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数									
	第二欄	第三欄	第四欄				第五欄		第六欄	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
右項の各含める必要事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 歴史及び思想 教育の理念並びに教育に関する内容（チーム学校運営（の対応を含む。）） 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チム学校運営（の対応を含む。）） 教育に関する社会的・制度的又は経営的事項（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。） 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習

専修免許状	30	10	10	5	2	26
一種免許状	30	10	10	5	2	2
二種免許状	16	6	6	5	2	2
備考						
1 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。 2 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。 3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。 5 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子どものための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。 6 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。						

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		最低修得単位数																	
		第二欄		第三欄					第四欄					第五欄		第六欄			
教科及び教職に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目			
右の各項目に必要事項が記載されている		教科に関する専門的事項		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 校運営への対応を含む。） 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法					進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育実習 教職実践演習			
専修免許状		28		10 (6)					10 (6)					5 (3)		2		28	
一種免許状		28		10 (6)					10 (6)					5 (3)		2		4	
二種免許状		12		6 (3)					6 (4)					5 (3)		2		4	
備考																			
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。																			

イ	国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
ロ	社会	日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
ハ	数学	代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
ニ	理科	物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）、
ホ	音楽	ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
ヘ	美術	絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
ト	保健体育	体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
チ	保健	生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
リ	技術	木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
ヌ	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
ル	職業	産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
ヲ	職業指導	職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
ワ	英語	英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
カ	宗教	宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
3 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
4 第1号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
5 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道德の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
6 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。
7 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第3号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
8 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）、又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）、において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）、として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）、の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
8の2 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）、又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）、の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第67条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
9 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。
- 第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数															
	第二欄	第三欄					第四欄				第五欄		第六欄			
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目				
右項の各科目に含める必要事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	24				10 (4)						8 (5)			3 (2)	2	36
一種免許状	24				10 (4)						8 (5)			3 (2)	2	12
備考																
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。																
イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学																
ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌																
ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」																
ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ																
ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」																
ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」																
ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」																
チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」																
リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」																
ス 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」																
ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」																
ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習																
ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理																
カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業																
ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導																
タ 工業 工業の関係科目、職業指導																
レ 商業 商業の関係科目、職業指導																
ソ 水産 水産の関係科目、職業指導																
ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解																
ネ 商船 商船の関係科目、職業指導																
ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理																
ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解																
ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」																
2 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。																
3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。																
4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。																

- 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第6条 削除

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類	特別支援教育に関する科目	最低修得単位数			
		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16	5	3
	一種免許状	2	16	5	3
	二種免許状	2	8	3	3

備考

- 1 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 2 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 3 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 4 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 5 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第3の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第5項第3号においても同様とする。）

- 2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。
- 4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

-
- 5 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。
- 1 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第二欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ1単位（二種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目1単位）以上
- 2 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。
- 3 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。
- 6 第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。
- 7 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

5 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年6月18日法律第90号）

（趣旨）

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第5条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

（関係者の責務）

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成10年4月1日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

-
- 附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）
- 第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成18年6月21日法律第80号）抄
（施行期日）
- 第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。
- （施行期日）
- 第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

6 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年11月26日文部省令第40号）

- （介護等の体験の期間）
- 第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。
- （介護等の体験を行う施設）
- 第2条 特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。
- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
 - 二及び三 削除
 - 四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
 - 五 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する授産施設
 - 六 削除
 - 七 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 八 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設
 - 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター
 - 十 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設
- （介護等の体験を免除する者）
- 第3条 特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。
- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者
 - 二 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者
 - 三 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
 - 四 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者
 - 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
 - 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者
 - 七 理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者
 - 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者
 - 九 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者
 - 十 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者
- 2 特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。
- （介護等の体験に関する証明書）
- 第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。
- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
 - 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。
- 附 則
- 1 この省令は、平成10年4月1日から施行する。
 - 2 令和2年度に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中

「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。

附 則（平成11年3月23日文部省令第5号）

この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日文部省令第48号）

この省令は、公布の日から施行し、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成12年6月7日）から適用する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年3月1日文部科学省令第3号）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。

附 則（平成16年3月31日文部科学省令第19号）

この省令は、公布の日から施行し、第2条第六号の改正規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第6条の規定の施行の日から、同条第八号の改正規定は、独立行政法人国立重度知的障害者総合福祉施設のぞみの園の設立の日から、同条第九号の改正規定は、介護保険法の施行の日から適用する。

附 則（平成18年9月25日文部科学省令第36号）

1 この省令は、平成18年10月1日から施行する。

2 この省令の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第2条第9号の2中「及び地域活動支援センター」とあるのは、「、地域活動支援センター並びに同法附則第41条第1項、同法附則第48条又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設（同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。））」とする。

附 則（平成19年3月30日文部科学省令第5号抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。（免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日前に旧盲学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験を行った者に対するこの省令第22条の規定による改正後の免許特例法施行規則第1条の適用については、同条に規定する期間には、当該者が旧盲学校等において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧盲学校等における介護等の体験に関するこの省令第22条の規定による改正後の免許特例法施行規則第4条に規定する証明書は、改正法附則第2条第1項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。

附 則（平成29年3月31日文部科学省令第19号）

この省令は、公布の日から施行し、第2条第1号の改正規定中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「、障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成24年4月1日から、同条第9号の2の改正規定は平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条第1号の改正規定中「、情緒障害児短期治療施設」を「、児童心理治療施設」に改める部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月11日文部科学省令第29号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

証 明 書 本 籍 地 氏 名 年 月 日生 上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">学校名又は施設名及び住所</th> <th style="width: 20%;">体験の概要</th> <th style="width: 40%;">学校又は施設の長の名及び印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;"> 年 月 日～ 年 月 日 (日間) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印	年 月 日～ 年 月 日 (日間)			
期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印								
年 月 日～ 年 月 日 (日間)											

- 備考 1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。
- 2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

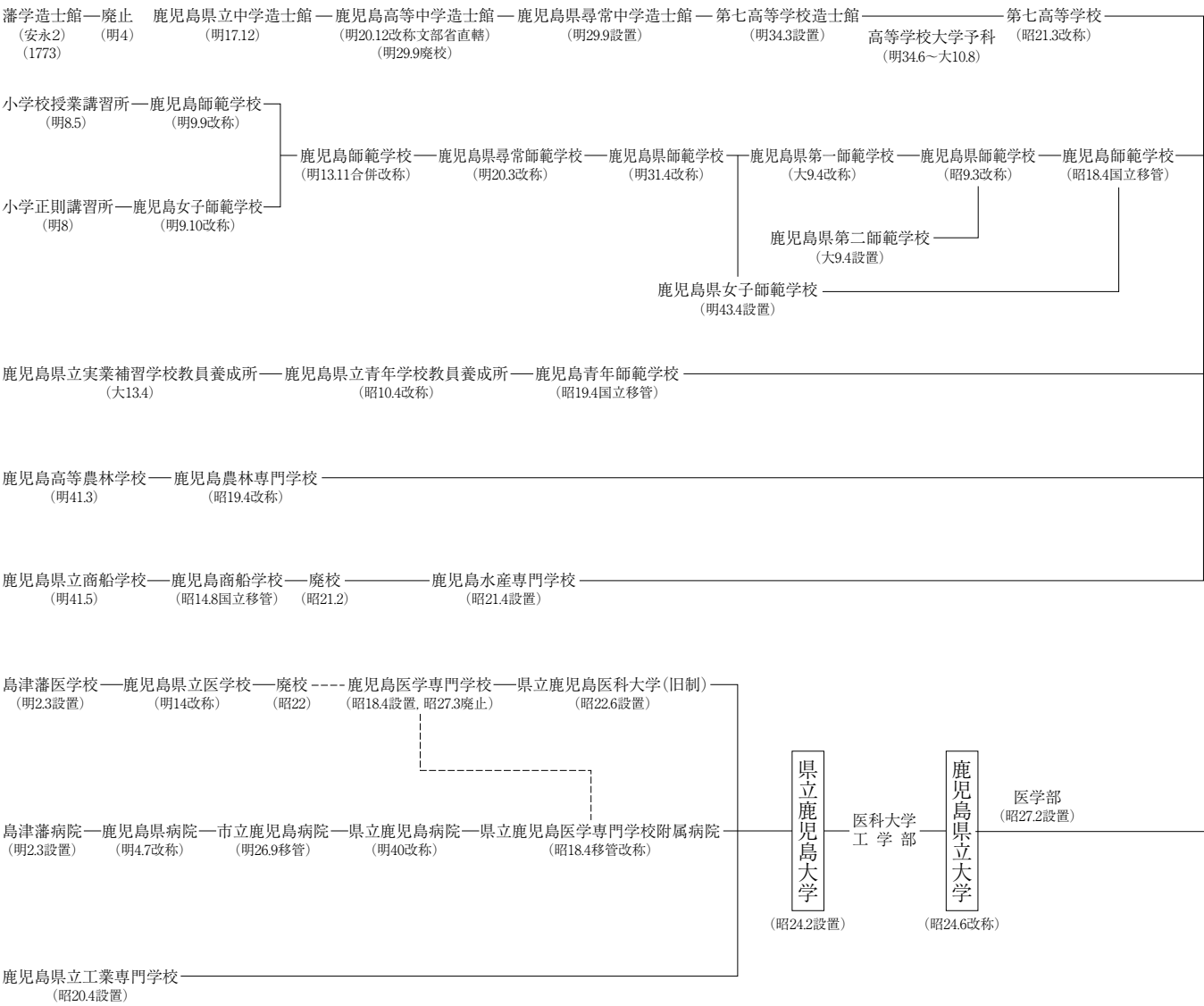
20 付 録

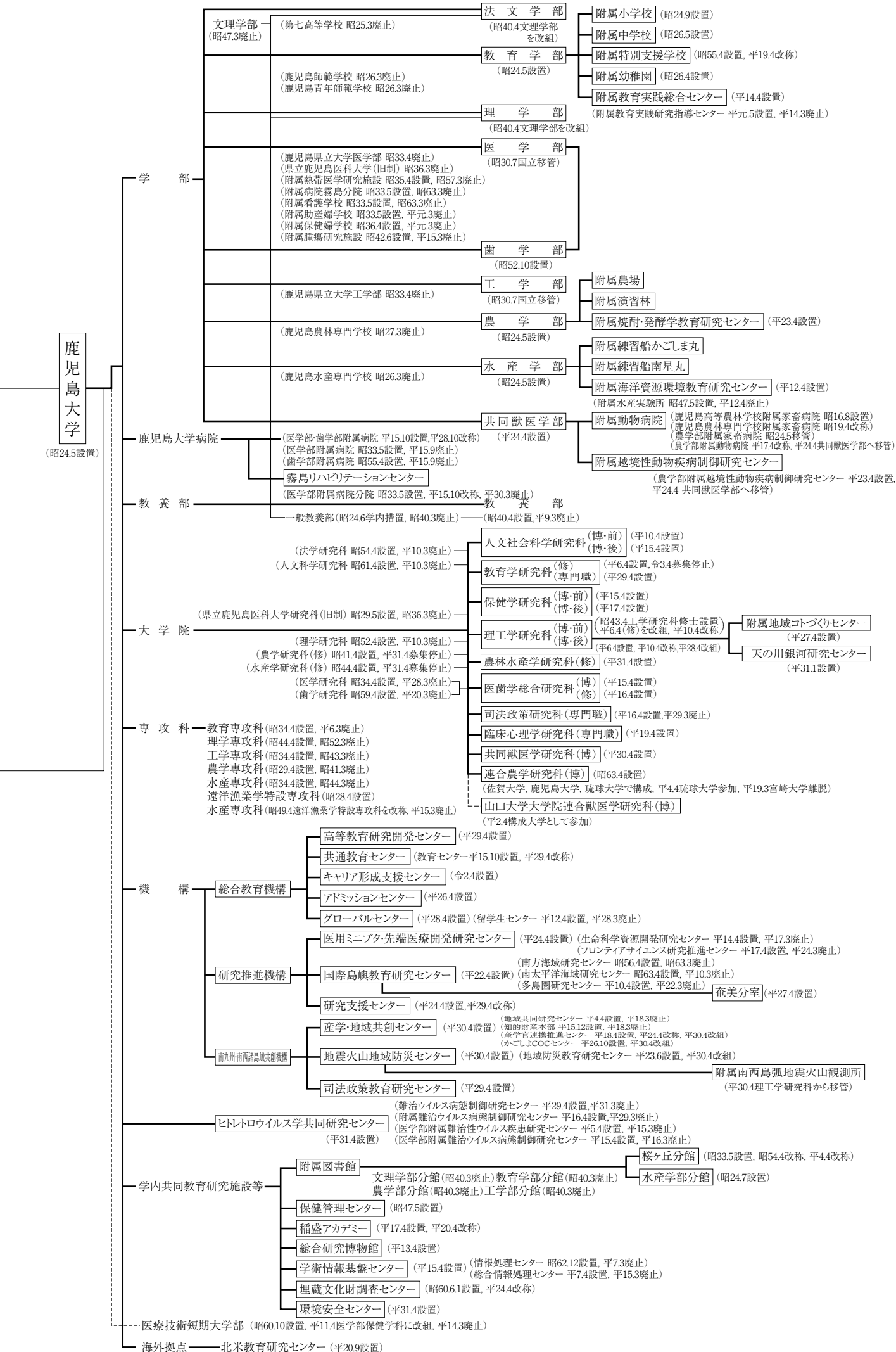
所 在 地 一 覧
鹿 児 島 大 学 沿 革 概 要 図
鹿 児 島 大 学 組 織 図
鹿 児 島 大 学 配 置 図
鹿 児 島 大 学 位 置 図
鹿児島大学創立三十周年記念歌

所在地一覧

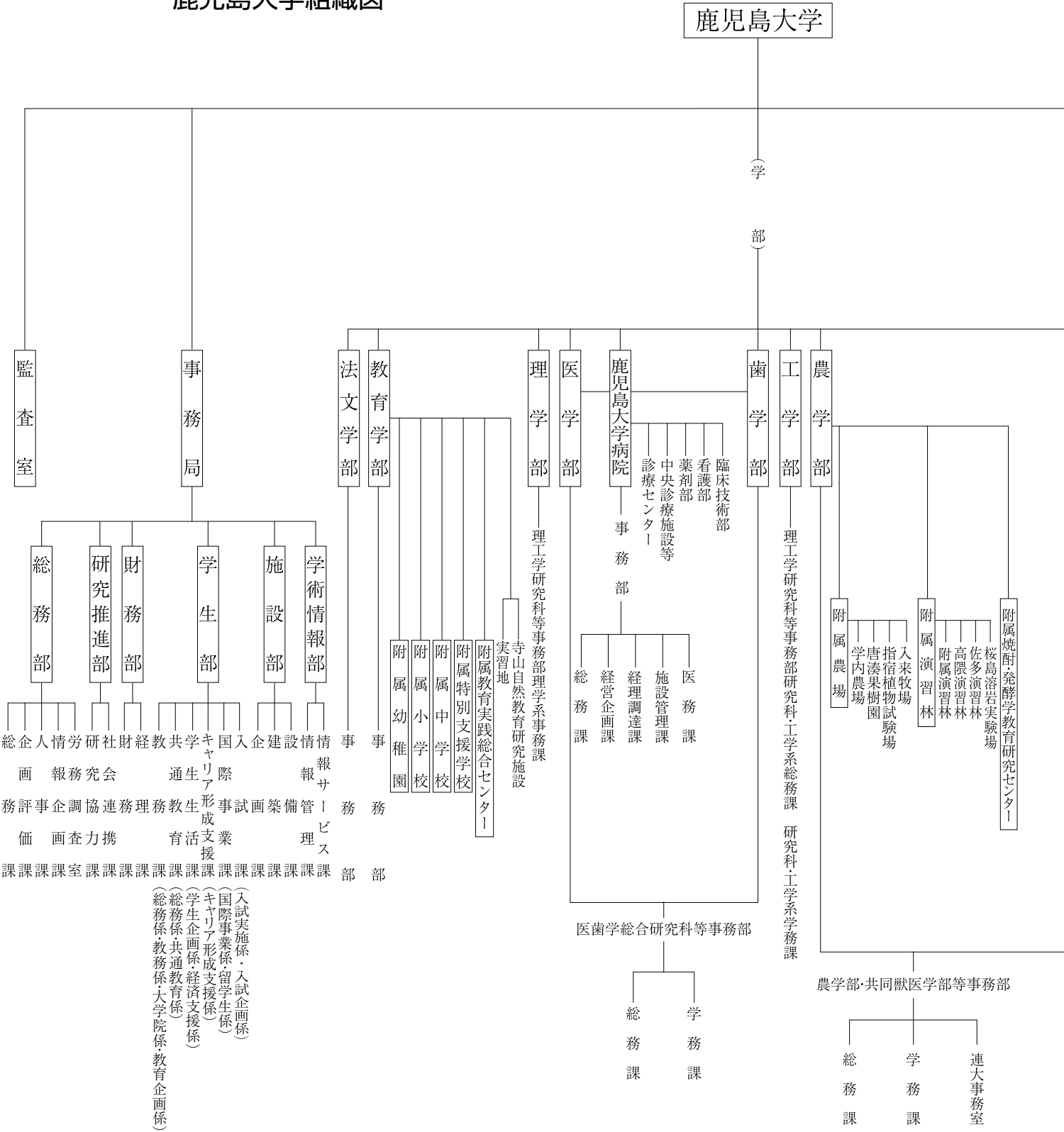
部 局 名	所 在 地	ダイヤルイン（市外局番099-）	
事 務 局	〒890-0065 鹿児島市 郡元一丁目21番30号	教 務 課 総 務 係 285-7315・7316 教 務 係 285-7351 大 学 院 係 285-7346 教 育 企 画 係 8826・3705 共通教育課（共通教育センター）総 務 係 285-8821・8816・8823 共 通 教 育 係 285-3452・3453・3129・3454 285-8849・8830 学 生 生 活 課 学 生 企 画 係 285-7335・7340 285-7320・7322・7324 経 済 支 援 係 285-7033・7329・8154 キャリア形成支援課 キャリア形成支援係 285-7321・7341 国 際 事 業 課 留 学 生 係 285-7325	
	〒890-8580 同 郡元一丁目21番24号	入 試 課 入 試 実 施 係 285-7355 入 試 企 画 係 285-7071	
大 学 会 館	〒890-8580 同 郡元一丁目21番24号		285-7324
保 健 管 理 セ ン タ ー （ 桜 ケ 丘 分 室 ）	〒890-8544 同 桜ヶ丘八丁目35番1号		285-7385
グ ロー バ ル セ ン タ ー	〒890-0065 同 郡元一丁目21番30号		285-3601・3134
国 際 交 流 会 館	〒890-0056 同 下荒田四丁目50番20号		252-7551
寄 宿 舎（学 生 寮） 唐 湊 寄 宿 舎	〒890-0081 同 唐湊三丁目3番1号		251-3238（事務室） 285-7340（学生生活課）
桜 ケ 丘 寄 宿 舎 （桜ヶ丘キャンパス内）	〒890-0075 同 桜ヶ丘八丁目35番1号		275-5535（事務室） 285-7340（学生生活課）
附 属 図 書 館 中 央 図 書 館	〒890-0065 同 郡元一丁目21番35号	利 用 サ ー ビ ス 係	285-7435
附 属 図 書 館 桜 ケ 丘 分 館	〒890-8532 同 桜ヶ丘八丁目35番1号	桜ヶ丘分館情報サービス係	275-5205
附 属 図 書 館 水 産 学 部 分 館	〒890-0056 同 下荒田四丁目50番20号	利 用 サ ー ビ ス 係	286-4051
法 文 学 部 大学院人文社会科学研究所 大学院臨床心理学研究所	〒890-0065 同 郡元一丁目21番30号	学 生 係 285-7525 大 学 院 係 285-7646 専 門 職 大 学 院 係 285-7504	
教 育 学 部	〒890-0065 同 郡元一丁目20番6号	教 務 係 285-7713 学 生 係 285-7741	
理 学 部	〒890-0065 同 郡元一丁目21番35号	学 生 係 285-8025	
医 学 部 歯 学 部 大学院歯学 総合研究科	〒890-8544 同 桜ヶ丘八丁目35番1号	医 学 教 務 係 275-5130 保 健 学 教 務 係 275-6725 歯 学 教 務 係 275-6040 学 生 支 援 係 275-6727 医 歯 学 大 学 院 係 275-5120	
工 学 部 大学院理工学研究科	〒890-0065 同 郡元一丁目21番40号	学 生 係 285-3269 大 学 院 係 285-3057	
農 学 部	〒890-0065 同 郡元一丁目21番24号	教 務 係 285-8531 学 生 係 285-3553	
農 学 部 附 属 農 場		農 場 事 務 係 285-8771	
大学院連合農学研究科		連 大 事 務 係 285-8792	
水 産 学 部	〒890-0056 同 下荒田四丁目50番20号	学 生 係 286-4040 286-4134	
共 同 獣 医 学 部	〒890-0065 同 郡元一丁目21番24号	教 務 係 285-8531 学 生 係 285-3553	

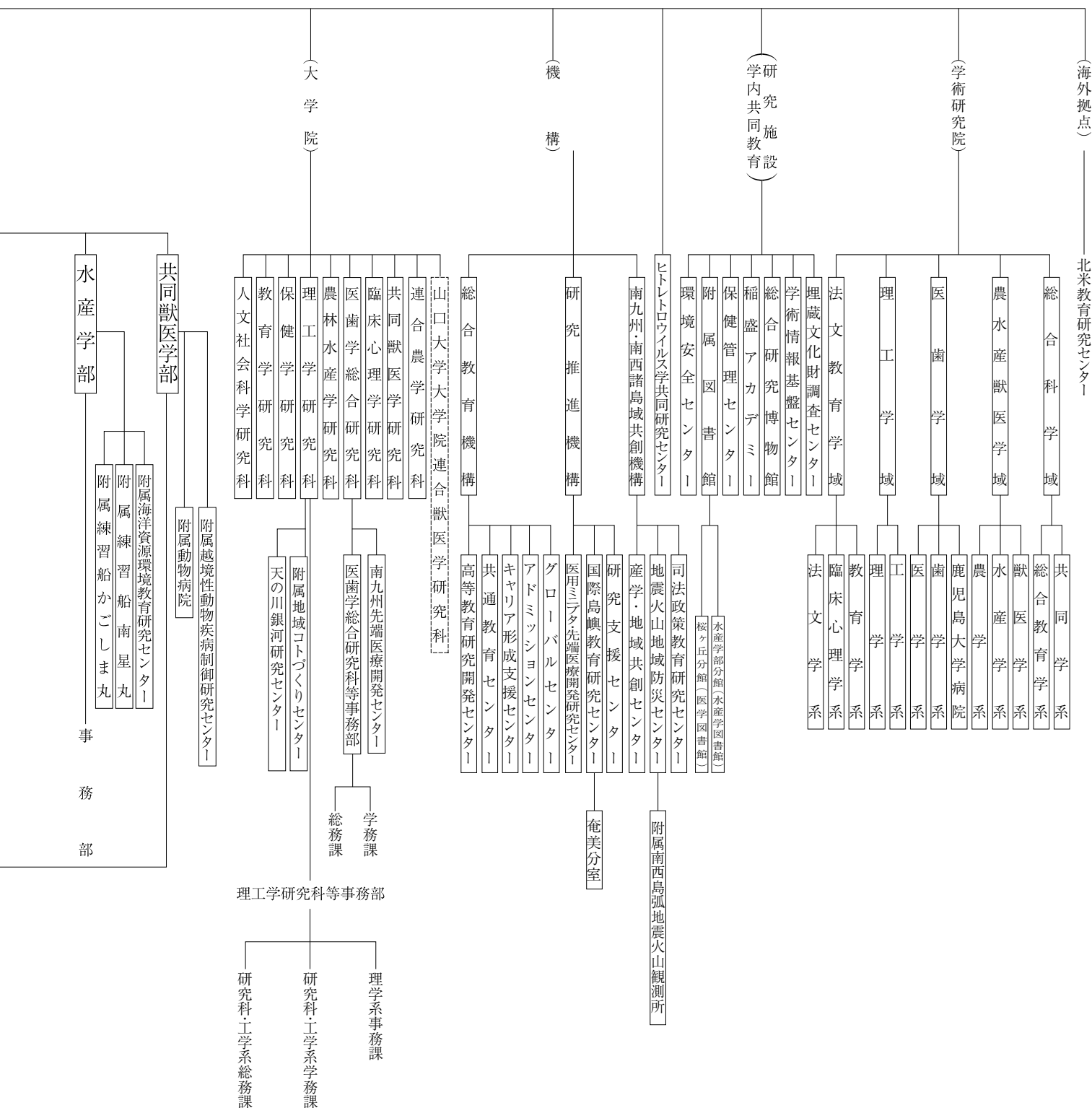
鹿児島大学沿革概要図





鹿児島大学組織図





鹿児島大学配置図



ブロック

関係施設凡例

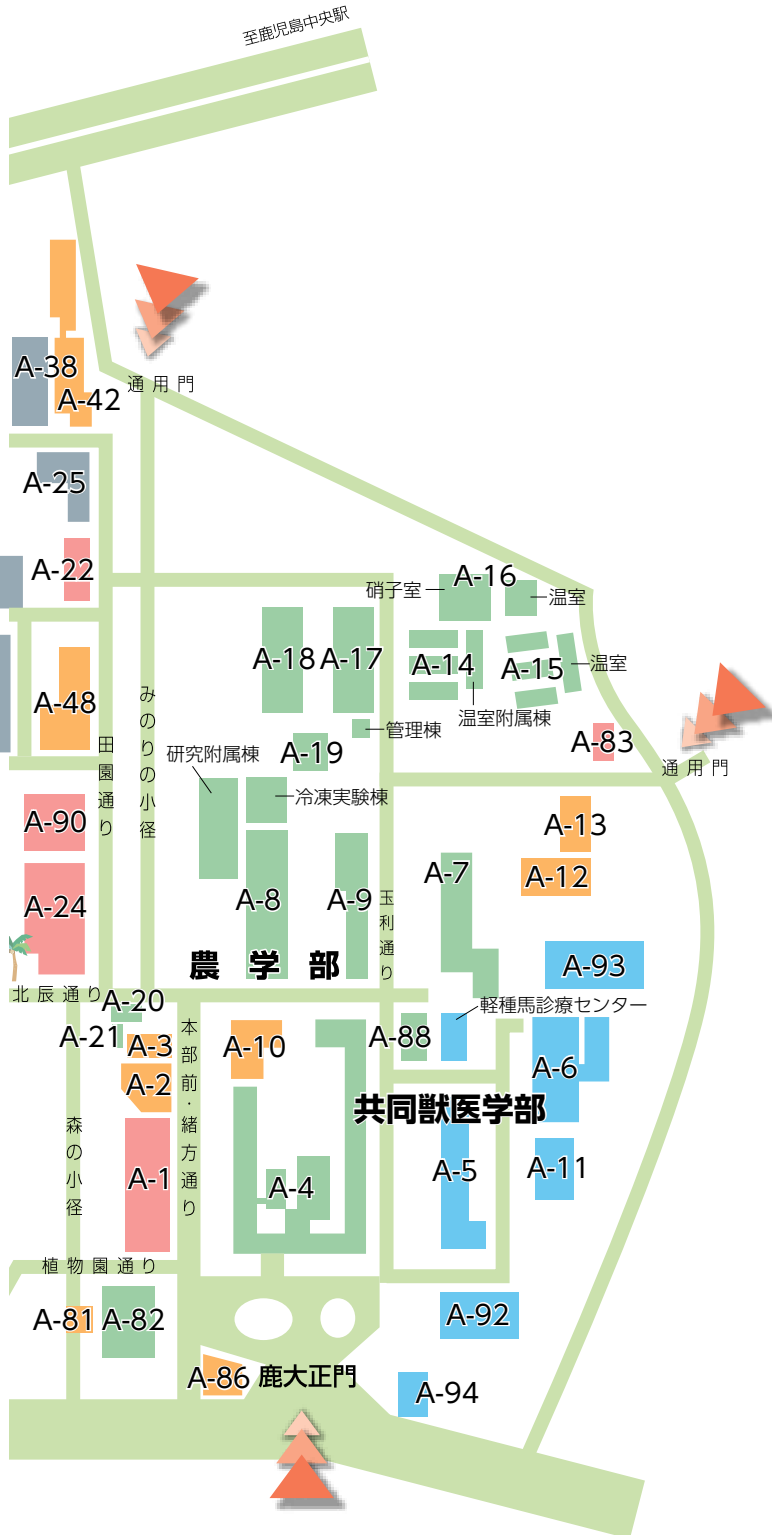
- 法文学部
- 教育学部
- 理学部
- 工学部
- 農学部
- 共同獣医学部
- 共通教育棟
- 学内共同教育研究施設等
- 共通施設

郡元 キャンパス



A-

- 1 事務局
- 2 保健管理センター
- 3 埋蔵文化財調査センター
- 4 農・獣医共通棟
- 5 共同獣医学部研究棟A
- 6 共同獣医学部附属動物病院大動物診療センター
- 7 農学部研究棟C
(生物資源化学科・生物環境学科実験研究室)
- 8 農学部研究棟E
(生物環境学科実験研究室・附属演習林)
- 9 農学部研究棟D(生物生産学科・
生物資源化学科・生物環境学科実験研究室)
- 10 共同利用棟 (1F アドミッションセンター)
- 11 共同獣医学部研究棟B
- 12 研究支援センター (遺伝子実験施設)
- 13 研究支援センター (アイソトープ実験施設)
- 14 農学部温室
- 15 // 植物研究実験施設
- 16 // 温室・硝子室
- 17 // 附属農場動物飼育棟
- 18 // 附属農場研究実習棟
- 19 // 低温貯蔵実験室
- 20 // 水理実験棟
- 21 // 昆虫飼育棟
- 22 変電所
- 24 中央食堂
- 25 地域コトづくりセンター
- 26 工学部機械工学科第3実験棟
- 27 // 機械工学2号棟
- 28 // 建築学棟1号館・2号館
- 29 // 電気電子工学棟
- 30 // 機械工学第一実験棟
- 31 // 機械工学1号棟
- 32 // 化学工学棟
- 33 // 機械工学第二実験棟
- 34 // 化学生命工学棟
- 35 // 海洋波動実験棟
- 36 // 薬品庫
- 37 // 海洋土木工学棟
- 38 // 情報・生体工学棟
- 39 // 共通棟
- 40 工学系講義棟
- 41 稲盛会館
- 42 南九州・南西諸島域共創機構棟
(産学・地域共創センター・地震火山地域防災センター)
- 43 総合研究博物館
- 44 理学部1号館(事務室・物理科学科・地球環境科学科・
実験研究室・講義室)、理系先端研究棟
- 45 理学部2号館(数理情報科学科・生命化学科・
地球環境科学科・実験研究室・講義室)
- 46 理学部3号館(生命化学科・地球環境科学科・
実験研究室・講義室)
- 47 理工系総合研究棟
(研究支援センター(機器分析施設))
- 48 学術情報基盤センター
- 49 学習交流プラザ
- 50 学生サークル会館Ⅰ
- 51 大会会館
- 52 稲盛記念館
- 53 共通教育棟1号館(事務室・講義室・共通教育センター・キャ
リア形成支援センター・グローバルセンター・高等教育研究開発セ
ンター・障害学生支援センター・ボランティア支援センター)
- 54 共通教育棟2号館(産学・地域共創センター生涯学習部門)
- 55 共通教育棟3号館
- 56 共通教育棟4号館・環境安全センター
- 57 中央図書館
- 58 法文学部1号館
- 59 // 2号館
- 60 // 3号館
- 61 学生サークル会館Ⅱ-1
- 62 第一体育館
- 63 第二体育館
- 64 教育学部武道場
- 65 // 管理棟・理系研究棟
- 66 // 第一講義棟
- 67 // 実習棟
- 68 // 生涯教育総合研究棟
- 69 // 文系研究棟
- 70 // 音楽美術科棟
- 71 // 附属教育実践総合センター
- 72 屋内プール 50m
- 73 教育学部附属幼稚園
- 74 // 附属中学校
- 75 // 附属中学校体育館
- 76 // 附属小学校
- 77 // 附属小学校体育館
- 78 // 附属小学校昆虫飼育棟
- 79 弓道場
- 80 学生サークル会館Ⅱ-2
- 81 総合研究博物館展示棟(常設展示室)
- 82 大学院連合農学研究科棟
- 83 馬術部馬房
- 84 郡元南食堂
- 85 総合教育研究棟(大学院臨床心理学研究科・国際島根
教育研究センター・司法政策教育研究センター)
- 86 インフォメーションセンター
- 87 学生寮
- 88 農学部附属焼酎・発酵学教育研究センター
- 89 稲盛アカデミー棟
- 90 福利厚生施設
- 91 教育学部第二講義棟
- 92 総合動物実験施設
- 93 共同獣医学部附属動物病院小動物診療センター
- 94 さつつん保育園





ブロック

桜ヶ丘キャンパス

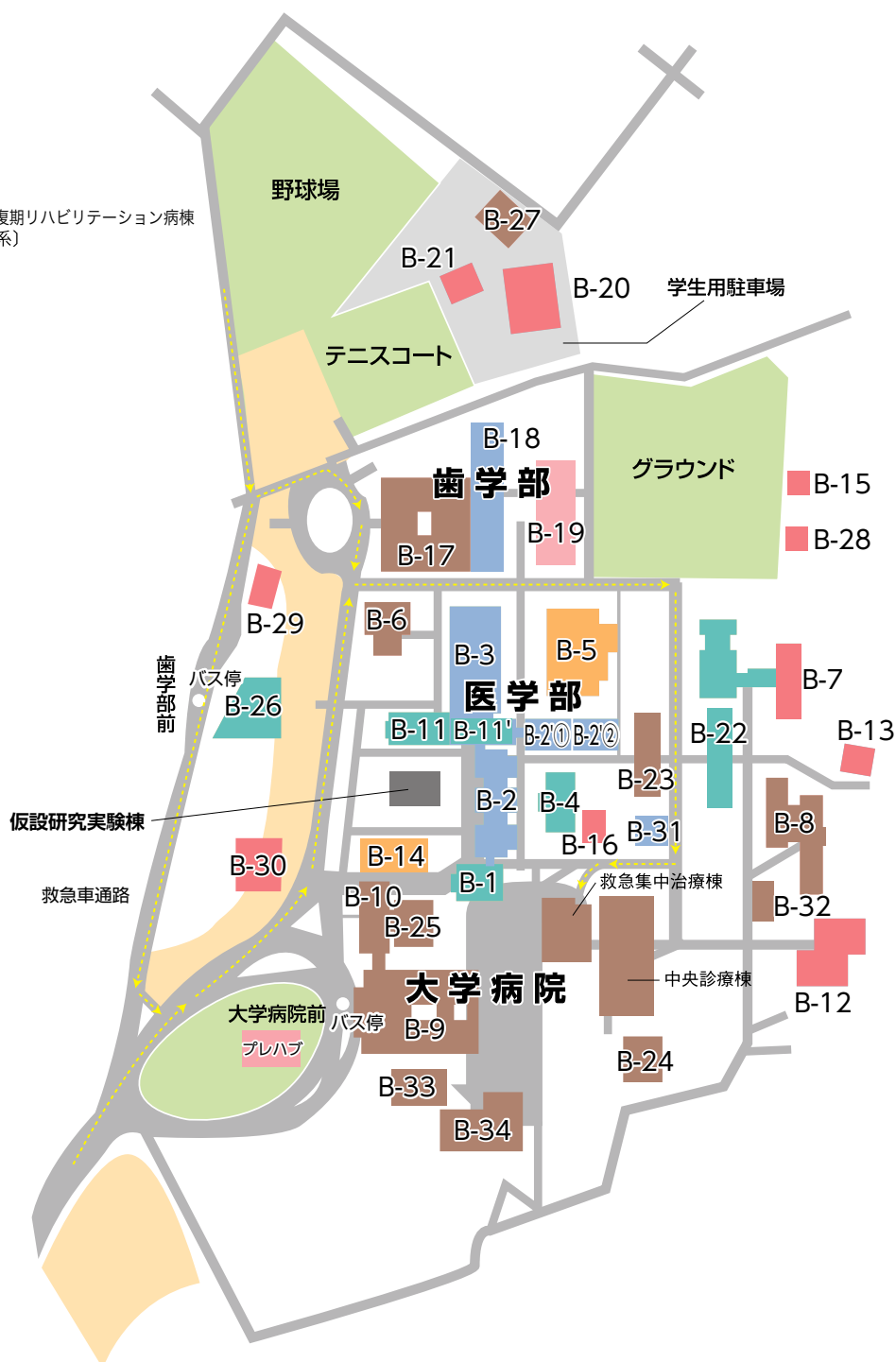
■ 医学部 ■ 歯学部

B-

- 1 医学部臨床講義棟
- 2 医歯学総合研究科棟3(臨床医学系)
- 2-1 医歯学総合研究科棟4(新臨床医学系)
- 2-2 ヒトレトロウイルス学共同研究センター
- 3 医歯学総合研究科棟2(基礎医学系)
- 4 RI実験施設
- 5 研究支援センター(動物実験施設)
- 6 福利厚生施設(桜ヶ丘会館)
- 7 桜ヶ丘寄宿舎(学生寮)
- 8 看護師宿舎
- 9 鹿児島大学病院医科診療棟
- 10 鹿児島大学病院管理棟
- 11 医学部基礎講義実習棟
- 11' 共同利用研究棟
- 12 中央機械棟
- 13 ポンプ室
- 14 附属図書館桜ヶ丘分館
- 15 サークル棟
- 16 実験廃液処理施設
- 17 鹿児島大学病院歯科診療棟・回復期リハビリテーション病棟
- 18 医歯学総合研究科棟1(歯学系)
- 19 歯学部講義実習棟
- 20 桜ヶ丘体育館
- 21 運動器具庫
- 22 医学部保健学科研究棟
- 23 共通教育棟
- 24 資料保管庫
- 25 医療情報施設
- 26 鶴陵会館
- 27 医学部・歯学部武道場
- 28 弓道場
- 29 さくらっ子保育園
- 30 患者用立体駐車場
- 31 医歯学総合研究科棟5
- 32 レジデントハウス
- 33 病棟・診療棟(B棟)
- 34 病棟(C棟)

関係施設凡例

- 大学院 医歯学総合研究科
- 医学部
- 歯学部
- 医・歯学部共用施設
- 学内共同教育研究施設等
- 共通施設





下荒田キャンパス

■ 水産学部

- C-
- 1 1号館
 - 2 2号館
 - 3 変電室
 - 4 サークル棟
 - 5 3号館
 - 6 食堂・売店 (1階)
 - 6 6号館 (2階)
 - 7 国際交流会館 (1号館)
 - 8 国際交流会館 (2号館)
 - 9 国際交流会館 (3号館)
 - 10 大型回流水槽実験棟
 - 11 職員宿舎
 - 12 車庫・倉庫
 - 13 実験・実習支援棟
 - 14 5号館
 - 15 附属図書館水産学部分館
 - 16 4号館
 - 17 倉庫
 - 18 外国人研究者宿泊施設 (A,B,C)
- 関係施設凡例
- 水産学部
 - 学内共同教育研究施設等
 - 共通施設



郡元キャンパス

Korimoto Campus



 スロープ自動扉
 スロープ手動扉

 男子トイレ女子トイレそれぞれに手すりや
広さを確保したトイレが設置されています。

 性別や障害の有無を問わず、
誰でもご利用になれます。

 「オストメイト対応」と記載されている建物は、
便器に水栓が設けられています。

 身障者用駐車場です。

 トイレ個室室内手洗。

 AED (屋外設置)
 AED (屋内設置)



No.	キャンパスマップ名称	スロープ	駐車場	みんなの トイレ	男女別 トイレ	オスト メイト	トイレ 個室内手洗	AED	トイレ内設備・その他
1	インフォメーションセンター	→	○	1F		設置	○		フィッティングボード
2	事務局・アドミッションセンター	→	○	1F		設置	○		
3	保健管理センター	→	○	1F		設置	○		
4	埋蔵文化財調査センター・事務局倉庫	→	○	1・2・3F		設置	○		
5	農・獣医共通棟	→	○	1F		設置	○		
6	共同獣医学部研究棟A	→	○	1F		設置	○		
7	共同獣医学部研究棟B	→	○	1F		設置	○		
8	農学部研究棟C	→	○	1F		設置	○		
9	農学部研究棟D	→	○	1F		設置	○		
10	農学部研究棟E	→	○	1F		設置	○		
11	共同獣医学部附属動物病院大動物診療センター	→	○	1F		設置	○		
12	共同獣医学部附属動物病院小動物診療センター	→	○	1F		設置	○		
13	共同獣医学部附属動物病院軽種馬診療センター	→	○	1F		設置	○		
14	農学部附属焼酎・発酵学教育研究センター(北辰蔵)	→	○	1F		設置	○		
15	農学部温室	→	○	1F		設置	○		
16	農学部植物研究実験施設	→	○	1F		設置	○		
17	農学部網室・硝子室	→	○	1F		設置	○		
18	農学部附属農場動物飼育棟	→	○	1F		設置	○		
19	農学部附属農場研究実習棟	→	○	1F		設置	○		
20	農学部低温貯蔵実験室	→	○	1F		設置	○		
21	農学部水理実験棟	→	○	1F		設置	○		
22	農学部昆虫飼育棟	→	○	1F		設置	○		
23	共同利用棟(獣医学科実験研究室・総合研究博物館等)	→	○	1F		設置	○		
24	研究支援センター(遺伝子実験施設)	→	○	1F		設置	○		
25	研究支援センター(アインツープ実験施設)	→	○	1F		設置	○		
26	馬術部馬房	→	○	1F		設置	○		
27	総合動物実験施設	→	○	3F		対応	○		
28	さつじん保育園	→	○	1F		設置	○		
29	大学院連合農学研究科棟	→	○	1F		設置	○		
30	総合研究博物館(常設展示室)	→	○	1F		設置	○		
31	大学会館	→	○	1F		設置	○		
32	中央食堂	→	○	1F		設置	○		
33	福利厚生施設	→	○	1F		設置	○		
34	南九州・南西諸島域共創機構棟1	→	○	1F		設置	○		
35	南九州・南西諸島域共創機構棟2	→	○	1F		設置	○		
36	学術情報基盤センター	→	○	1F		設置	○		
37	中央変電所・総合研究博物館標本収蔵庫	→	○	1F		設置	○		
38	工学部情報・生体工学棟	→	○	1F		設置	○		
39	地域コづくりセンター中央実験棟	→	○	1F		設置	○		
40	工学部電気電子工学棟	→	○	1・2・3・5・6F男3 1・4F女3		設置	○		
41	工学部建築学棟	→	○	1F		設置	○		
42	工学部化学工学棟	→	○	1F		設置	○		
43	工学部機械工学第一実験棟	→	○	1F		設置	○		
44	工学部機械工学第二実験棟	→	○	1F		設置	○		
45	工学部機械工学第三実験棟	→	○	1F		設置	○		
46	工学部機械工学2号棟	→	○	1F		設置	○		
47	工学部機械工学1号棟	→	○	2F		設置	○		
48	工学部化学生命工学棟	→	○	1F		設置	○		
49	工学部薬品庫	→	○	1F		設置	○		
50	工学部海洋波動実験棟	→	○	1F		設置	○		
51	稲盛会館	→	○	1F		設置	○		
52	工学部講義棟	→	○	1F		設置	○		
53	工学部海洋土木工学棟	→	○	1F		設置	○		
54	工学部共通棟	→	○	1・2F		設置	○		
55	理工系総合研究棟・研究支援センター(機器分析室)	→	○	1・2F		設置	○		
56	理学部1号館・理系先端研究棟・天の川銀河研究センター	→	○	1・2・3・4F		設置	○		
57	理学部2号館	→	○	1F		設置	○		
58	理学部3号館	→	○	1F		設置	○		
59	総合研究博物館	→	○	1F		設置	○		
60	共通教育棟1号館	→	○	1F		設置	○		
61	共通教育棟2号館	→	○	1F		設置	○		
62	稲盛アカデミー棟	→	○	1F		設置	○		
63	共通教育棟3号館	→	○	1F		設置	○		
64	共通教育棟4号館・環境安全センター	→	○	1F		設置	○		
65	中央図書館	→	○	1・3F		設置	○		
66	総合教育研究棟	→	○	1・3・5F		設置	○		
67	法学部1号館	→	○	1・2F		設置	○		
68	法学部2号館	→	○	1・2F		設置	○		
69	法学部3号館	→	○	1・2F		設置	○		
70	学生サークル会館I-1	→	○	1F		設置	○		
71	屋内プール50m	→	○	1F		設置	○		
72	弓道場	→	○	1F		設置	○		
73	学生サークル会館I-2	→	○	1F		設置	○		
74	第一体育館	→	○	1F		設置	○		
75	第二体育館	→	○	1F		設置	○		
76	教育学部武道館	→	○	1F		設置	○		
77	都元南食堂	→	○	1F		設置	○		
78	教育学部管理棟・理系研究棟	→	○	1F		設置	○		
79	教育学部実習棟	→	○	1F		設置	○		
80	教育学部第一講義棟	→	○	1F		設置	○		
81	教育学部第二講義棟(アクティブラーニングプラザ)	→	○	1F		設置	○		
82	教育学部生涯教育総合研究棟	→	○	1F		設置	○		
83	教育学部文系研究棟	→	○	1F		設置	○		
84	教育学部附属教育実践総合センター	→	○	1F		設置	○		
85	教育学部音楽美術科棟	→	○	1F		設置	○		
86	教育学部附属幼稚園	→	○	1F		設置	○		
87	教育学部附属小学校児童館飼育棟	→	○	1F		設置	○		
88	教育学部附属小学校体育館	→	○	1F		設置	○		
89	教育学部附属中学校	→	○	1F		設置	○		
90	教育学部附属中学校体育館	→	○	1F		設置	○		
91	学習交流プラザ	→	○	1・2F		設置	○		
92	学生サークル会館I	→	○	1F		設置	○		
93	稲盛記念館	→	○	1・2・3F		設置	○		

桜ヶ丘キャンパス

Sakuragaoka Campus



No	キャンパスマップ名称	スロープ	駐車場	みんなのトイレ	男女別トイレ	オストメイト	トイレ 個室・手洗	AED	トイレ内設備・その他
		→ →							
1	医学部臨床講義棟								
2	医学部総合研究科棟3(臨床医学系)	→	○						♥
3	医学部総合研究科棟4	→		2F		設置	○		
4	医学部総合研究科棟2(基礎医学系)	○						○	工事中
5	医学部総合研究科棟5								
6	RI実験施設								
7	研究支援センター(動物実験施設)								
8	福利厚生施設(桜ヶ丘会館)	→		1F		設置	○		
9	桜ヶ丘寄居舎(学生寮)								
10	看護師宿舎								
11	鹿児島大学病院医科診療棟	→	○	1F	1・2・3F				♥(123F)
12	鹿児島大学病院管理棟								
13	共同利用研究棟	→			1F				
14	中央機械棟								
15	ポンプ室								
16	附属図書館桜ヶ丘分館(医学図書館)				1F				
17	サークル棟								
18	実験廃液処理施設								
19	鹿児島大学病院産科診療科(ハビテーション棟)		○						♥(13F)
20	医学部総合研究科棟1(歯学系)	→			設置	○			♥(2F)
21	歯学部講義・実習棟	→			3F		○		
22	桜ヶ丘体育館								♥
23	運動器具庫								
24	医学部保健学科東研究棟	→			1F		設置		
25	医学部保健学科西研究棟								♥
26	地域医療支援センター	→							
27	共進教育棟	→		1F			○		♥
28	資料保管庫								
29	医療情報施設								
30	鶴岡会館	→		1F			○		♥
31	医学部・歯学部課外活動施設								
32	弓道場								
33	患者用立体駐車場								
34	さくらっ子保育園								
35	中央診療棟								
36	救急集中治療棟								
37	レジデントハウス								
38	病棟(C棟)								○(34567F)
39	仮設研究実験棟	→							
40	プレハブ棟I	→ →		1F		設置	○		ベビーチェアー
41	病棟・診療棟(B棟)						○(1・2F)		
42	プレハブ棟II								

下荒田キャンパス

Shimoarata Campus



No	キャンパスマップ名称	スロープ	駐車場	みんなのトイレ	男女別トイレ	オストメイト	トイレ 個室・手洗	AED	トイレ内設備・その他
		→ →							
1	水産学部1号館	→		1F			○	♥	
2	水産学部2号館	→			1・3F男子 2・4F女子				
3	水産学部3号館								
4	水産学部5号館	→	○		1F男子 2F女子				フットイングボード
5	水産学部6号館(1F食堂)								
6	実験・実習支援棟								
7	水産学部4号館	→	○					♥	
8	大型回流水槽実験棟								
9	変電室								
10	車庫・倉庫								
11	倉庫								
12	サークル棟								
13	附属図書館水産学部分館(水産学図書棟)	→		1F			○		

鹿児島大学位置図



学部等所在地

地 区	学部等
① 郡元キャンパス	学 生 部
	法 文 学 部
	教 育 学 部
	理 学 部
	工 学 部
	農 学 部
	共 同 獣 医 学 部
② 桜ヶ丘キャンパス	医 学 部
	歯 学 部
③ 下荒田キャンパス	水 産 学 部

事務局棟（入試課）、共通教育棟（教務課、学生生活課、国際事業課）への道順

JR 鹿児島中央駅から市営バス「①鴨池・冷水」、「②緑ヶ丘・鴨池港」、鹿児島交通バス「⑩大学病院」、
 ⑨「紫原・桜ヶ丘」又は南国交通「⑨武岡・鴨池港」を利用し、「鹿大正門前」又は「法文学部前」下車、徒歩2分。

鹿児島大学創立三十周年記念歌曲

(昭和54年6月選定)

石 神 重 男 作詞
浜 田 南 風 作曲
(昭和7年鹿児島県第一師範学校卒)

火の島は

$J = \begin{pmatrix} 108 \\ 112 \end{pmatrix}$ 澁刺と高らかに

mf

1. 火のし ま は な ぎ さ に せ ま ま り
2. い に し え の の つ た え い は あ て ず
3. け こ あ し の の お も ん り り
4. と こ え の の お も ん り り

mf

き ん こ う じ き う ど う 血 は の は ぎ の ね た ん ぞ が ぎ ば み い り を も は て た つ ふ 燃 た か ゆ う ず し る

mf

み は う ゆ ん る ま め な か し お み な と お ー ー ー の る も き み か ま ま ど な ど な り た べ の を に の さ め よ そ と ぎ り の に し て よ

f

そ は つ き び ば と か ゆ た む え る く る あ ー ー ー や や や れ わ わ わ れ れ れ ら ら ら の の の か か か だ だ だ い い い

「火の島は」

一 火の島は 渚にせまり

錦江は 銀波を湛う
南の 常緑の郷に

そびゆるや 我らの鹿大

二 往古の 伝えは果てず
若人の 希望もつきず

はるかなる 彼方をめざし
はばたくや 我らの鹿大

三 敬愛の 思いはあつく
向上の 願いは深し

うまし友 窓べによりて
つとむるや 我らの鹿大

四 永遠の 真理を求め
紅き血は たぎりて燃ゆる

夢多き 学びの園よ
栄えあれ 我らの鹿大

「火の島は」

石 神 重 男 作詞
永 山 徹 弥 作曲
(昭和30年教育学部卒)

のびのびと



1. 火いけと
2. のにしあし
3. まえい
4. はのの
なつおし
ぎたもん
さえいり
にははを
せはあも
まてつと
りずくめ
きわこあ
んこうか
こうじき
うどう血
はのの
ぎのねた
んぞがぎ
ばみいり
をもはて
たつふ燃
たきかゆ
うずしる
みはうゆ
んるまめ
なかしお
みなとお
のるもき
みかま
どなどな
りたべび
のをに
さめよそ
とどりの
にしてよ
そはつき
びばとか
ゆたむえ
るくるあ
やややれ
わわわわ
れれれれ
らららら
ののの
かかか
だだだ
一一一
いいい

「火の島は」

一 火の島は 渚にせまり

錦江は 銀波を湛う

南の 常緑の郷に

そびゆるや 我らの鹿大

二 往古の 伝えは果てず

若人の 希望もつきず

はるかなる 彼方をめざし

はばたくや 我らの鹿大

三 敬愛の 思いはあつく

向上の 願いは深し

うまし友 窓べによりて

つとむるや 我らの鹿大

四 永遠の 真理を求め

紅き血は たぎりて燃ゆる

夢多き 学びの園よ

栄えあれ 我らの鹿大

ひとひらの雲

中村 豊 作詞
向 徹 郎 作曲
(昭和44年教育学部卒)

mf ♩=112

1. あひ さひり か が や く み な み の く に は
2. ひ かう ひり あ ふだ れさ くる さお なま のじえ こは ころ ー にか
3. ひゆ りう の こた か げ そ よ ご か ぜ
み せ いん う の た か み づ つ さ どく うら とじ もま

mf

ひ と ひ ら の く も の の う え ー に は
ひ ひ と ひ ら の の の う え ー に は

mf

は て な い ゆ め が お ど ー ー っ て る お
か が ば やう の あ すち が が ひ ら っ け る お

ー ー わ が が せ い い しし ん の の そ の の か か ー し ま
ー ー わ わ せ せ い い しし ん の の そ の の か か ー し ま

mf

だ い い が く そ の な な そ と わ に
だ い い が く そ の な な そ と わ に

「ひとひらの雲」

一 朝日かがやく 南の国は

緑の木陰 そよぐ風

ひとひらの雲の上には

はてない夢が おどっている

おお我が 青春の学園

鹿児島大学 その名ぞ永遠に

二

光あふれる 薩摩路ここに

星雲高く つどう友

ひとひらの雲の上には

輝く明日が 待っている

おお我が 青春の学園

鹿児島大学 その名ぞ永遠に

三

夕日たださす 丘の上はるか

錦江の水 桜島

ひとひらの雲の上には

希望の道が ひらけてる

おお我が 青春の学園

鹿児島大学 その名ぞ永遠に

巻頭言

流星落ちて住む処

橄欖の実の熟るる郷

あくがれの南の国に

つどいにし三年の夢短しと

結びも終えぬこの幸を

或いは饗宴の庭に

或いは星夜の窓の下に

若い高らう感情の旋律をもて

思いのままに歌い給え

歌は悲しき時の母ともなり

うれしき時の友ともなれば

いざや歌わんかな我が豪氣の歌

北辰斜めを

いざや舞わんかな

かの国土の舞を

(大正四年第七高等学校第十四回記念祭歌)

北辰斜めに

築田 勝三郎 作詞
須川 政太郎 作曲

北辰斜めにさすところ

大瀛の海洋々乎

春花薫る神州の

正気は畢る白鶴城

芳英永遠に朽せねば

歴史もふりぬ四百年

紫さむる黎明の

静けき波に星数え

荒涼の氣に咽ぶ時

微吟消えゆく薩摩湯

不屈の色も厳かに

東火をはく桜島

悲歌に耳藉す人もなく

沈み濁れる末の世の

驂鸞の夢よそにして

疾風迅雨に色さびし

古城の風に嘯ける

健児七百意気高し

四

南の翼この郷に

三年とどまる鵬の影

行路は万里雲湧きて

雄図もゆる天つ日や

前途の昔叫びしに

理想の空に長駆せん

五

ああ若き日の光栄は

今年十四の記念祭

祝うもうれし向上の

旅の衣に散りかかる

樟の下露清らけく

今日南溟の秋にして

三

鹿児島大学の各学部等の連絡先一覧

学 部 地 区	学 部 等	担 当 係 名		電話番号（直通）
郡 元 地 区	学生部共通教育課 （共通教育センター）	共 通 教 育 係		099-285-3452
	学生部学生生活課	学生何でも相談室		099-285-7311
		学 生 企 画 係 （ 課 外 活 動 ） （ 学 生 寮 ）	099-285-7335	
			099-285-7320	
			099-285-7340	
		経 済 支 援 係 （ 奨 学 金 ） （ 授 業 料 免 除 ）	099-285-7329 099-285-7033	
	学生部キャリア形成支援課 （キャリア形成支援センター）	キャリア形成支援係 （インターンシップ担当）		099-285-7341 099-285-7053
	学生部国際事業課	留 学 生 係		099-285-7325
	財 務 部 経 理 課	収 入 係		099-285-3355
	法 文 学 部	学 生 係		099-285-7525
	大学院人文社会科学研究科	大 学 院 係		099-285-7646
	教 育 学 部 大学院教育学研究科	教 務 係	099-285-7713	
		学 生 係	099-285-7741	
	理 学 部	学 生 係		099-285-8025
	工 学 部	学 務 課	学 生 係	099-285-3269
	大学院理工学研究科		大 学 院 係	099-285-3057
	農 学 部 大学院農林水産学研究科 共 同 獣 医 学 部 大学院共同獣医学研究科	教 務 係		099-285-8531
		学 生 係		099-285-3553
	大学院臨床心理学研究科	専 門 職 大 学 院 係		099-285-7504
大学院連合農学研究科	連 大 事 務 係		099-285-8792	
保健管理センター （桜ヶ丘分室）			099-285-7385 099-275-6348	
グローバルセンター			099-285-3601 099-285-3134	
桜ヶ丘地区	医 学 部 歯 学 部	学 務 課	医 学 教 務 係	099-275-5130
			保 健 学 教 務 係	099-275-6725
			歯 学 教 務 係	099-275-6040
			学 生 支 援 係	099-275-6727
	大学院保健学研究科		医 歯 学 大 学 院 係	099-275-5120
下荒田地区	水 産 学 部 大学院農林水産学研究科	学 生 係		099-286-4040